

# 白鷹町地域防災計画

令和6年3月  
白鷹町防災会議



---

# 目次

---

## 第1編 総則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	防災の基本方針	7
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	9
第4節	白鷹町の地勢と災害要因、災害記録	20
第5節	震災の想定	28

## 第2編 震災対策編

### 第1章 災害予防計画

第1節	基本方針	40
第2節	災害予防と減災対策への取り組み	42
第3節	職員配備体制の整備	45
第4節	相互応援体制整備計画	46
第5節	消防体制整備計画	47
第6節	防災知識の普及計画	49
第7節	地域防災力の強化計画	54
第8節	災害ボランティア受入体制整備計画	59
第9節	防災訓練計画	62
第10節	避難体制整備計画	64
第11節	救助・救急体制整備計画	70
第12節	火災予防計画	72
第13節	医療救護体制整備計画	74
第14節	町の防災化計画	75
第15節	防災用通信設備計画	77
第16節	土砂災害等予防計画	80
第17節	建築物災害予防計画	82
第18節	輸送体制整備計画	85

---

第19節	危険物等施設災害予防計画	88
第20節	農地・農業用施設災害予防計画	89
第21節	ライフライン施設災害予防計画	90
第22節	食料・生活必需品等の確保計画	96
第23節	文教施設における災害予防計画	98
第24節	要配慮者の安全確保計画	101
第25節	積雪時における地震災害災害予防計画	105
第26節	地震防災施設等整備計画	107
第27節	孤立集落対策計画	108

## 第2章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部の組織	110
第2節	職員の動員配備体制	115
第3節	広域応援体制	119
第4節	広域避難計画	123
第5節	自衛隊災害派遣要請	125
第6節	県消防防災ヘリコプターの活用	130
第7節	災害ボランティア活動	131
第8節	地震情報等の収集・伝達	133
第9節	災害情報等の収集・伝達	136
第10節	通信の確保	141
第11節	広報活動	142
第12節	避難計画	146
第13節	避難所の運営	153
第14節	救出・救助活動	160
第15節	医療救護活動	163
第16節	消防活動	166
第17節	危険物施設の応急対策	169
第18節	行方不明者の捜索及び遺体の処理等	172
第19節	交通の確保及び規制	174
第20節	緊急輸送	178
第21節	労働力の確保	180
第22節	ライフライン施設の応急対策	183
第23節	土砂災害防止施設の応急対策	188
第24節	河川施設の応急対策	190
第25節	農地・農業用施設の応急対策	192
第26節	農林業災害の応急対策	193

第27節	応急給水	195
第28節	食料の供給	197
第29節	生活必需品の給与	200
第30節	防疫・保健衛生対策	202
第31節	廃棄物の処理対策	205
第32節	障害物の除去対策	208
第33節	義援金品の受入れ・配分	210
第34節	文教対策	212
第35節	要配慮者の応急対策	216
第36節	応急住宅対策	219
第37節	災害救助法の適用	225
第3章	災害復旧・復興計画	
第1節	被災者の生活再建支援	229
第2節	融資等による経済的再建支援	240
第3節	公共施設等の復旧計画	242
第4節	災害復興計画	244

## 第3編 風水害等対策編

### 第1章 災害予防計画

第1節	基本方針	246
第2節	災害予防と減災対策への町民の取り組み	248
第3節	職員の配備体制の整備	252
第4節	相互応援体制整備計画	252
第5節	消防体制整備	252
第6節	防災知識の普及計画	252
第7節	地域防災力の強化計画	253
第8節	災害ボランティア受入体制整備計画	253
第9節	防災訓練計画	253
第10節	避難体制整備計画	254
第11節	救助・救急体制整備計画	254
第12節	火災予防計画	254
第13節	医療救護体制整備計画	254
第14節	町の防災化計画	255
第15節	防災用通信設備計画	255

---

第16節	土砂災害等予防計画	256
第17節	建築物災害予防計画	258
第18節	輸送体制整備計画	260
第19節	危険物等施設災害予防計画	260
第20節	ライフライン施設災害予防計画	260
第21節	食料・生活必需品等の確保計画	260
第22節	文教施設における災害予防計画	261
第23節	要配慮者の安全確保計画	261
第24節	孤立集落対策計画	261

## 第2章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部の組織	262
第2節	職員の動員配備体制	262
第3節	広域応援体制	262
第4節	広域避難計画	262
第5節	自衛隊災害派遣要請	263
第6節	県消防防災ヘリコプター	263
第7節	災害ボランティア活動	263
第8節	気象情報等の収集・伝達	264
第9節	災害情報等の収集・伝達	271
第10節	通信の確保	271
第11節	広報活動	271
第12節	避難計画	272
第13節	避難所の運営	278
第14節	救助・救急活動	278
第15節	医療救護活動	278
第16節	水防活動	279
第17節	行方不明者の捜索及び遺体の処理等	279
第18節	交通の確保及び規制	279
第19節	緊急輸送	279
第20節	労働力の確保	280
第21節	ライフライン施設の応急対策	280
第22節	土砂災害防止施設の応急対策	281
第23節	河川施設の応急対策	283
第24節	農地・農業用施設の応急対策	284
第25節	農林業災害の応急対策	285

---

第26節	応急給水	285
第27節	食料の供給	285
第28節	生活必需品の給与	285
第29節	防疫・保健衛生対策	286
第30節	廃棄物の処理対策	286
第31節	障害物の除去対策	286
第32節	義援金品の受入れ・配分	286
第33節	文教対策	287
第34節	要配慮者の応急対策	287
第35節	応急住宅対策	287
第36節	災害救助法の適用	287
第3章	災害復旧・復興計画	
第1節	被災者の生活再建支援	288
第2節	融資等による経済的再建支援	288
第3節	公共施設等の復旧計画	288
第4節	災害復興計画	288
第4編 個別災害対策編		
第1章	雪害対策	
第1節	災害予防計画	289
第2節	災害応急対策計画	293
第2章	道路災害対策	
第1節	災害応急対策計画	297
第3章	鉄道災害対策	
第1節	災害応急対策計画	299
第4章	航空災害対策	
第1節	災害応急対策計画	301
第5章	危険物等災害対策	
第1節	災害予防計画	302
第2節	災害応急対策計画	303

## 第 6 章 林野火災対策

- 第 1 節 災害予防計画…………… 304
- 第 2 節 災害応急対策計画…………… 306

## 第 7 章 大規模土砂災害対策計画

- 第 1 節 基本方針…………… 309

## 第 8 章 原子力災害対策

- 第 1 節 基本方針…………… 311
- 第 2 節 災害予防計画…………… 313
- 第 3 節 災害応急対策計画…………… 316
- 第 4 節 災害復旧計画…………… 319

## 第 9 章 水害対策計画

- 第 1 節 水防管理団体等体制整備計画…………… 321
- 第 2 節 水防活動計画…………… 323
- 第 3 節 応援計画…………… 327



---

## 第5編 資料編

### 1 防災関係規程等

- 1-1 白鷹町防災会議条例…………… 328
- 1-2 白鷹町災害対策本部条例…………… 330
- 1-3 山形県災害報告取扱要領…………… 331

### 2 相互応援協定等

- 2-1 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定…………… 348
- 2-2 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について…………… 350
- 2-3 山形県広域消防相互応援協定書…………… 353
- 2-4 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定…………… 355
- 2-5 ホークス5市町災害相互応援協定…………… 357
- 2-6 災害時における相互応援に関する協定…………… 359
- 2-7 クレーン車等の調達に関する覚書…………… 362
- 2-8 クレーン車等の調達に関する覚書…………… 363
- 2-9 災害時相互応援協定…………… 364
- 2-10 災害時における物資供給に関する協定…………… 367
- 2-11 災害時の協力に関する協定…………… 369
- 2-12 災害時における応急対策に関する協定…………… 371
- 2-13 災害時の情報交換に関する協定…………… 373
- 2-14 災害時における発電機等の貸借に関する協定…………… 375
- 2-15 大規模災害における建築物等の解体撤去等に関する協定…………… 377
- 2-16 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定…………… 381
- 2-17 災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定…………… 383
- 2-18 災害時における応急対策に関する協定…………… 385
- 2-19 災害時における遺体の収容・搬送・安置等の協力に関する協定…………… 387
- 2-20 災害時における消防用水の供給支援に関する協定…………… 390
- 2-21 災害時における電動車両及び給電装置に関する協力協定…………… 392
- 2-22 白鷹町・日本下水道事業団災害支援協定…………… 396
- 2-23 災害時における下水道管路施設復旧支援協力に関する協定…………… 398
- 2-24 白鷹町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定…………… 400
- 2-25 災害に係る情報発信等に関する協定…………… 402

### 3 災害対策本部

- 3-1 本部の組織…………… 404

---

<b>4 水防関係</b>	
4-1 水防倉庫及び水防資機材	410
4-2 重要水防箇所	414
<b>5 災害危険箇所</b>	
5-1 土砂災害危険箇所	415
5-2 山腹崩壊危険箇所	418
5-3 地すべり危険箇所	420
5-4 崩壊土砂流出危険箇所	421
<b>6 避難収容関係</b>	
6-1 避難場所一覧	424
6-2 避難所一覧	424
<b>7 緊急輸送関係</b>	
7-1 町所有車両等	425
7-2 臨時ヘリポート予定地	427
7-3 食料及び救援物資の集積場所	427
<b>8 医療救護関係</b>	
8-1 町内の医療機関	428
<b>9 文教関係</b>	
9-1 白鷹町の指定文化財	429
<b>10 ライフライン施設応急復旧関係</b>	
10-1 給水装置工事・下水道工事指定業者	431
10-2 下水道工事指定業者	432
<b>11 雪害対策関係</b>	
11-1 除雪事業計画（令和4年度）	433
11-2 なだれ危険箇所	438
<b>12 危険物施設等関係</b>	
12-1 町内の危険物施設等	439

---

### 13 各種様式

- 13-1 自衛隊災害派遣要請書…………… 442
- 13-2 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書…………… 443



第1編

總則

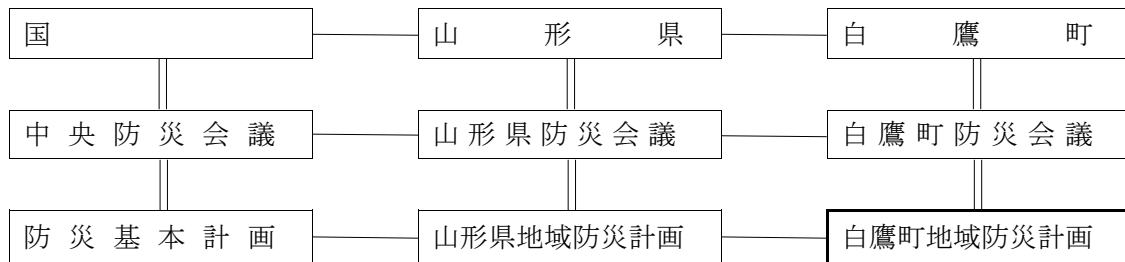


# 第1節 計画の目的及び構成

## 1 計画の目的

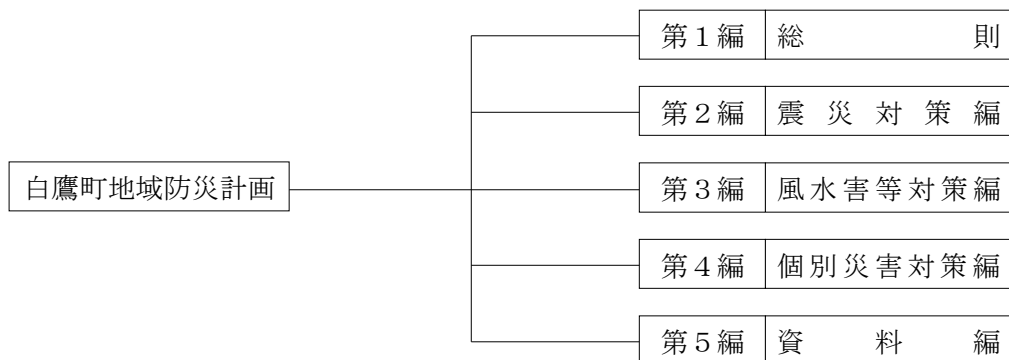
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、白鷹町防災会議が作成する計画であって、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体及び財産並びに町土を災害から保護することを目的とする。

【国、県及び白鷹町の防災会議並びに防災計画の体系】



## 2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を震災対策編、第3編を風水害等対策編、第4編を個別災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



## 3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により白鷹町防災会議において定められるもので、本町の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する総合的かつ基本的な計画である。

この計画の性格は次のとおり。

- (1) この計画は、町、県及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が防災対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。

- 
- (2) 災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備える。
- (3) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。併せて、いつでも起こりうる災害に備え住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために、住民運動の展開を図り、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。
- (4) 白鷹町防災会議は、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び大規模地震等による災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- (5) 各防災関係機関も、前号の趣旨を踏まえて、この計画に毎年検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを町防災会議に提出する。町防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

#### 4 防災の基本理念（白鷹町地域防災計画各編共通事項）

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

##### (1) 周到かつ十分な災害予防

###### ① 基本理念

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進することを理念とする。
- イ 最新の科学的見地を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

###### ② 施策の概要

- ア 災害に強い、まちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、道路の整備等地震に強い地域の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- ウ 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企业防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。



---

エ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練や計画的な研修を実施する。

## (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

### ① 基本理念

ア 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### ② 施策の概要

ア 災害発生の際に把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

オ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

カ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。

キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

ク 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。

- 
- ケ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
  - コ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
  - サ ボランティア、義援物資・義援金の支援を適切に受け入れる。
  - シ 災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
  - ス 平常時から都道府県や市区町村間、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
  - セ 町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

### （3）適切かつ速やかな災害復旧・復興

#### ① 基本理念

ア 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

#### ② 施策の概要

ア 被災の状況や被災地の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。

エ 再度の災害防止とより快適な生活環境を目指して、災害に強いまちづくりを推進する。

オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

カ 被災企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

## 5 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

### （1）地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第15条第8条第1項に規定する土砂災害に関する警戒避難体制等に関する事項、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項に規定する洪水予報等

---

の伝達方法等に関する事項

(2) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

地震災害対策については、県地域防災計画等において想定される地震災害を明らかにし、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努める。

(3) 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第10条に定める「国土強靱化基本計画」及びその基となる「国土強靱化政策大綱」の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

また、第13条の規定により策定した白鷹町国土強靱化地域計画（令和2年3月）は、国土強靱化の観点から町における様々な分野の計画等の指針であり、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるとともに、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組むものとする。

① 基本目標

ア 人命の保護が最大限図られる

イ 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

ウ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

エ 迅速な復旧・復興

## 6 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される大規模災害の発生に備え、以下のとおり、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

(1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と県及び市区町村間の相互支援体制を構築すること。

町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

(2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

(3) 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要

---

に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な災証明書発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

(5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

(6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、町は、復興計画の作成等により、町民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

(7) 原子力災害対策の充実に関する事項（風水害等対策編に記載）

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確定的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。

## 7 計画の周知と運用

本計画の内容については、町職員、町民、防災関係機関並びに防災に関する施設管理者に周知徹底するとともに、特に町及び防災関係機関は、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施に適切な運用ができるよう、日頃から訓練や研修を通じ内容の習熟に努めること。

## 第2節 防災の基本方針

本町における防災とは、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持を図ることである。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとする。また防災には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、行政、町民、事業所等が一体となって最善の対策をとり、災害に強い「安心・安全なまちづくり」を進めていくこととする。そのための基本方針は以下のとおりとする。

### 1 災害に強いまちづくり

災害発生時の重要な防災拠点となる公共施設の計画的な耐震化を推進するとともに、本町の地質条件等を考慮した治山治水事業や町民の生命・身体の安全確保と財産の保全を目的とした地震防災対策を推進し、被災した際の被害を最小限に抑えることができるよう、「減災」に向けた地域防災基盤の強化を図る。

また、災害時に必要となる防災資機材を計画的に整備するとともに、災害情報の収集・伝達が適切かつ効果的に行えるよう伝達手段を検討のうえ整備し、山形県防災行政無線と併せて、総合的な災害情報の収集伝達のシステムを確立する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI技術やSNSの活用など、国・県等と連携の上、災害対応業務のデジタル化の検討を進め、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

### 2 地域防災力の強化

大規模災害時には行政の対応だけでは限界があり、行政と町民、そして事業所などあらゆる人々がともに協力し合いながら災害にあたることが重要である。共創のまちづくりとして「自助」「共助」「公助」の防災に関する基本的な理念を踏まえ、町民それぞれが平常時から災害に対して備え、災害が発生した場合には自分の身を自分で守るとともに、お互いに助け合いながら活動できるよう、情報提供や防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成、ボランティア活動の環境整備など地域の防災力の向上に努めていく。

また、町民一人一人が確実に避難できるようになることが必要であることから、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を習得できる実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

### 3 要配慮者への配慮

本町においては、高齢者人口の増加とともに、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、さらには寝

---

たきり高齢者等の要介護者の増加など、要配慮者の割合が年々増加している。このことは今後の防災対策のうえで重要な課題であり、このため、要配慮者となりうる在宅の高齢者や要介護者、身体や精神に障がいのある方等については、地域や自主防災組織、消防団等と協力し、要配慮者の実態把握に努めるとともに、災害発生時の情報提供や避難誘導が円滑に行えるよう地域で支援する体制を構築するなど、きめ細やかな施策をほかの福祉施設と連携のもとに行っていく。

また、地理に不案内な観光客や、情報の理解や意思疎通が困難な外国人等も災害時となり得ることから、今後考慮していかなければならない課題である。

## 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1項の規定により、町及び町内の公共団体、その他防災上必要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、町の地域に係る防災に寄与するものとし、それぞれの防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

### 1 実施機関

#### (1) 町

町は、防災の第一次責任者として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### (2) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置を行う。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、町その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

## 2 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### (1) 町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
白鷹町	<p>①白鷹町防災会議に関するすること。</p> <p>②町内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関するすること。</p> <p>③災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関するすること。</p> <p>④防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関するすること。</p> <p>⑤防災意識の高揚及び災害安全運動に関するすること。</p> <p>⑥防災に係る教育及び訓練に関するすること。</p> <p>⑦通信施設及び組織の整備に関するすること。</p> <p>⑧水防、消防、救急、救助、その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関するすること。</p> <p>⑨治山治水、その他地域の保全に関するすること。</p> <p>⑩建物の不燃化、耐震化、その他防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関するすること。</p> <p>⑪災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関するすること。</p>	<p>①白鷹町災害対策本部の設置及び運営に関するすること。</p> <p>②指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要請に関するすること。</p> <p>③県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関するすること。</p> <p>④損失及び損害補償及び公的徴収金の減免等に関するすること。</p> <p>⑤災害情報の収集に関するすること。</p> <p>⑥災害広報に関するすること。</p> <p>⑦気象（災害）予警報等の情報伝達、並びに避難の指示及び警戒区域設定に関するすること。</p> <p>⑧被災者の救助その他保護に関するすること。</p> <p>⑨消防活動及び浸水対策活動に関するすること。</p> <p>⑩緊急輸送の確保に関するすること。</p> <p>⑪ライフラインの確保に関するすること。</p> <p>⑫公共土木施設、並びに農地及び農業用施設等に対する応急措置に関するすること。</p> <p>⑬農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関するすること。</p> <p>⑭食料、その他の生活必需品の需給計画に関するすること。</p> <p>⑮災害時の清掃、防疫（感染症対策）その他保健衛生の応急措置に関するすること。</p>	<p>①被災者のための相談に関するすること。</p> <p>②見舞金等の支給等に関するすること。</p> <p>③雇用の安定に関するすること。</p> <p>④住宅対策に関するすること。</p> <p>⑤租税の特例措置に関するすること。</p> <p>⑥農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関するすること。</p> <p>⑦公共施設等の災害復旧に関するすること。</p>



		<p>すること。</p> <p>⑩被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。</p> <p>⑪被災（要配慮者）に対する相談及び援護に関すること。</p> <p>⑫危険物の保安に関すること。</p> <p>⑬被災地における社会秩序の維持に関すること。</p> <p>⑭施設及び設備の応急復旧に関すること。</p> <p>⑮応急措置のための財産又は物品の貸付けに関すること。</p>	
--	--	--	--

(2) 消 防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
西置賜行政 組合消防署 白鷹分署	<p>① 防災に係る教育及び訓練に関すること。</p> <p>② 防災思想の普及・啓発に関すること。</p> <p>③ 災害の予報及び警報に関すること。</p>	<p>① 災害の警戒及び防ぎよに関すること。</p> <p>② 救出、救助及び救急に関すること。</p> <p>③ 災害応急対策に関すること。</p> <p>④ 災害情報の収集伝達及び広報宣伝に関すること。</p> <p>⑤ 通信の確保に関すること。</p> <p>⑥ 危険物の保安に関すること。</p> <p>⑦ その他災害時における所定業務活動に関すること。</p>	
白鷹町消防 団	<p>① 防災に係る教育及び訓練に関すること。</p> <p>② 防災思想の普及・啓発に関すること。</p>	<p>① 災害の警戒及び防ぎよに関すること。</p> <p>② 災害応急対策に関すること。</p> <p>③ 災害情報の収集に関すること。</p>	

## (3) 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
山形県	<p>①山形県防災会議に関すること。</p> <p>②防災関係機関相互の総合調整に関すること。</p> <p>③災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。</p> <p>④防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報、その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること。</p> <p>⑤防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。</p> <p>⑥防災に係る教育及び訓練に関すること。</p> <p>⑦通信施設及び組織の整備に関すること。</p> <p>⑧水防、消防、救助、その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。</p> <p>⑨治山治水、その他県土の保全に関すること。</p> <p>⑩建物の不燃堅ろう化、その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。</p> <p>⑪災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>⑫在宅の要配慮者対策に関すること。</p>	<p>①県災害対策本部の設置及び運営に関すること。</p> <p>②防災関係機関相互の総合調整に関すること。</p> <p>③市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。</p> <p>④自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>⑤指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。</p> <p>⑥建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること。</p> <p>⑦損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。</p> <p>⑧応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること。</p> <p>⑨市町村の実施する消防活動及び水防活動に対する指示、援助に関すること。</p> <p>⑩災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</p> <p>⑪気象（災害）予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること。</p> <p>⑫災害広報に関すること。</p> <p>⑬緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>⑭ライフラインの確保に関すること。</p> <p>⑮公共土木施設、並びに農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。</p> <p>⑯農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</p>	<p>①被災者のための相談に関すること。</p> <p>②見舞金等の支給等に関すること。</p> <p>③雇用の安定に関すること。</p> <p>④生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること。</p> <p>⑤住宅対策に関すること。</p> <p>⑥租税の特例措置に関すること。</p> <p>⑦農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。</p> <p>⑧公共施設等の災害復旧に関すること。</p>

		<p>⑰食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。</p> <p>⑱災害時の感染症対策、その他保健衛生の応急措置に関すること。</p> <p>⑲被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。</p> <p>⑳被災に対する相談及び援護に関すること。</p> <p>㉑その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。</p>	
山形県警察 長井警察署	<p>①災害警備用の装備資機材及び地震対策用施設の整備充実に関すること。</p> <p>②災害警備の教養訓練に関すること。</p> <p>③防災広報に関すること。</p>	<p>①災害情報の収集に関すること。</p> <p>②被災者の救助及び避難誘導に関すること。</p> <p>③交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。</p> <p>④行方不明者の調査及び死体の検視に関すること。</p> <p>⑤犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること。</p>	

(4) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
東北財務局 (山形財務事務所)			①金融機関の業務運営の確保に関する事 ②県及び市町村の災害対策に係る地方債に関する事 ③県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関する事 ④公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関する事
東北農政局 (山形県拠点)	①農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関する事 ②防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関する事	①災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関する事 ②災害時における応急食料の供給に関する事	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関する事
東北森林管理局 (置賜森林管理署)	①治山事業及び地すべり対策事業の実施に関する事 ②防災教育及び防災訓練の実施並びに森林火災の防止に関する事	災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関する事	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関する事
山形労働局	①大規模な爆発、火災等の災害防止に関する事 ②企業における防災の促進に関する事	①二次災害発生の防止に関する事 ②災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関する事	①事業場の操業再開時における労働災害の防止に関する事 ②災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関する事
仙台管区気象台 (山形地方気象台)	①防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事 ② 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事	① 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 ②気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達に関する事	気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の解説等に関する事

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
東北地方整備局山形河川国道事務所（長井出張所）	<p>①防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識の高揚、防災知識の普及に関すること。</p> <p>②通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。</p> <p>③災害危険箇所における河川、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること。</p> <p>④重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること。</p> <p>⑤官庁施設の災害予防措置に関すること。</p> <p>⑥雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。</p>	<p>①災害に関する情報の収集の伝達等に関すること。</p> <p>②水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。</p> <p>③建設機械及び技術者の現況把握に関すること。</p> <p>④災害時における復旧資材の確保に関すること。</p> <p>⑤災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。</p> <p>⑥緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。</p>	<p>二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。</p>

(5) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
陸上自衛隊第 6師団	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に関すること。	<p>①災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関の連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。</p> <p>②被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること。</p> <p>③診察、感染症対策、病虫害防除等の支援に関すること。</p> <p>④通信支援に関すること。</p> <p>⑤人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること。</p> <p>⑥危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること。</p>	自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関すること。

(6) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
東日本電信電話株式会社山形支店	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること。	①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること。 ②電気通信施設の災害復旧に関すること。
株式会社 NTTドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク 株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	災害時における移動通信の確保に関すること。	移動通信設備の災害復旧に関すること。
日本赤十字社 山形県支部		①災害時における傷病者の医療救護に関すること。 ②被災者に対する救援物資の配分に関すること ③こころのケアに関すること ④赤十字ボランティアの活動の指導に関すること。 ⑤義援金の募集受付に関すること。	
日本放送協会 山形放送局	災害予防の放送に関すること。	①気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること。 ②救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	放送施設の災害復旧に関すること。
日本通運(株)		①物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること。 ②緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること。	
東北電力ネットワーク株式会社長井電力センター	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること。	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること。	①電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること。 ②電力供給施設の災害復旧に関すること。
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		

	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
日本郵便株式会社	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関する事。		①為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関する事。 ②被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付等非常取扱いに関する事。 ③被災地域の地方公共団体に対する簡保積立の短期融資に関する事。 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金に関する事。

(7) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	災害予防の放送に関する事。	①気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関する事。 ②救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する事。	
山形鉄道株式会社		災害時における鉄道輸送の確保及び緊急輸送の実施に関する事。	
山交バス株式会社		災害時における自動車運送の確保及び緊急輸送の実施に関する事。	
白鷹町土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他の農業用施設の整備及び維持管理に関する事。	農地及び農業用施設の被災状況調査に関する事。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事。
社団法人 山形県医師会		災害時における医療救護に関する事。	



(8) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 農業共済組合 農業関係団体	①町が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関する事 ②農作物の災害応急対策についての指導に関する事 ③被災農家に対する融資又はそのあっせんに関する事 ④共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事
西置賜ふるさと森林組合	⑤飼料、肥料等の応急確保に関する事 ⑥林業物の災害応急対策についての指導に関する事
商工会等商工業関係団体	①町が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、融資のあっせん等の協力に関する事 ②災害時における物価安定についての協力に関する事 ③救助用物資、衛生医療品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあっせんに関する事
長井市西置賜郡医師会	災害時における医療救護に関する事
置賜広域行政事務組合	災害時におけるごみ及びし尿の適正処理に関する事
白鷹町社会福祉協議会	①被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事 ②福祉救援ボランティアに関する事
医療機関	①防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関する事 ②災害時における収容患者の避難誘導に関する事 ③被災負傷者等の収容保護に関する事 ④災害時における医療、助産等の救護に関する事 ⑤近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事
社会福祉施設経営者	①防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関する事 ②災害時における収容者の避難誘導に関する事 ③災害時におけるの収容に関する事
建設業協会等建設業者	①防災対策資機材、人員の確保に関する事 ②障害物の除去等の応急復旧対策に関する事
山形県LPガス協会 西置賜支部	①液化石油ガス消費設備の安全指導に関する事 ②災害時における応急燃料の確保に関する事 ③被災者に対する燃料の供給に関する事
製材業者	災害時における復旧資材の確保協力あっせんに関する事
一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関する事
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関する事
自主防災組織、町内会等	①地域における住民の避難誘導、被災者の救援、感染症予防物資の供給、防犯等に対する協力に関する事 ②町が実施する応急対策についての協力に関する事 ③防災知識の普及啓発と防災訓練の実施 ④共助の精神に基づく自主防災活動
婦人団体、文化事業団体	町が実施する応急対策についての協力に関する事
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する事

## 第4節 白鷹町の地勢と災害要因、災害記録

本節では、町の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

### 1 町の位置

本町は山形県の南部中央に位置し、置賜盆地の北部にあつて東は南陽市、西は朝日町、南は長井市、北は山辺町に接している。三方山に囲まれほぼ正方形をなし、東経140° 00′ から140° 10′、北緯38° 07′ から38° 17′、総面積157.71km<sup>2</sup>である。

名称	所在地	東経	北緯
白鷹町役場	白鷹町大字荒砥甲833	140° 06′ 07″	38° 10′ 49″

### 2 自然的要因

#### (1) 地形・地質

本町は山形県の西南、置賜盆地の最北端に当たり、最上川を挟んで東西17km、南北16kmに及び、標高は最低部でおよそ181mで、200～500mの標高地域が全体の約50%を占めている。

本町を貫流する最上川は、米沢に源を發し地域の中小河川を集め、地域を南から北に貫流する盆地唯一の排水流であり、地床に接続し、東部、西部の傾斜地が背後にせまり、この僅かな間隙を縫って西村山郡朝日町に貫流している。

地域の三方は山に囲まれ、あたかも袋小路の様相を呈し、地域南部に行くに従い中央平野部の面積が開け、長井盆地の中心に接している。

総面積の3分の2は東西北をめぐる山林で、南部の平野は最上川によって二分されている。

本町の地質は第4紀、新第3紀系で成り立っている。最上川周辺の平坦地は、礫、砂などの沖積層や段丘積層で形成され、浅立、大平山や西一帯の比較的高い所は花崗岩となっている。

また、深山、黒鴨等以北には、黒色頁岩、硬質頁岩の帯となり、森合から鮎貝にかけての一带は顕著なローム層の發達をみている。一方、十王から貝生方面の山塊は、凝灰岩質砂岩が主で、その上層部からは、海水産などの化石が發見されている。白鷹山系は、花崗岩の上に花崗岩性砂岩、頁岩の堆積した丘陵で付近一帯の表層は、火山泥流や安山岩で形成されている。

#### (2) 気候

本町は、朝日連峰、白鷹丘陵により三方が山で囲まれており内陸性気候区に属している。

また、日本の東北部に位置するため、梅雨期は7月上、中旬になり、北上する前線の速度が速く期間もやや短い。夏季にはまれに冷害が發生することがあり、また8月には洪水性の豪雨もしばしばみられる。近年は台風の被害はあまり受けていない。

---

過去5年間の最高気温が35.7℃、最低気温マイナス14.7℃と寒暖の差が大きく、年平均気温は11.6℃である。積雪量は平坦地の5年平均が28.0cmで、山間部では、1mを超える地域もある。

年平均降水量は1,663mmで全国の平均1,700mmより少ないが、近年では、当町においては冬季間の豪雪、全国的には短期間の局地的豪雨による災害も発生しており注意が必要である。

### 3 災害誘因

#### (1) 風水害

風水害は、6月から10月にかけて多く発生しており、特に梅雨前線の活動が活発になる梅雨末期頃から初秋にかけての7月、8月に集中的に発生している。6月と9月にも発生しているが、7月、8月に比べれば少なく、10月は台風等により発生する。

##### ① 豪雨

雨による被害が発生する誘因として、台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線及び局地的な豪雨があるが、本町で特に注意しなければならないのは、梅雨末期に降る集中豪雨である。また、近年では、短時間の局地的豪雨による災害も発生する。

##### ア 洪水・浸水

洪水・浸水による被害のほとんどが7月から9月に集中する。その要因としては、前線に伴う豪雨が最も多く、次いで雷雨や台風となっている。

##### イ 土砂災害

山地及び急傾斜地の多い本町では、融雪及び豪雨等に伴う土砂災害が発生する危険性が高い。

##### ② 台風

山形県に災害をもたらす台風のコースは次の2つのタイプに分けられる。

##### ア 暴風による災害が発生するコース

県の北西部または日本海沖を通過して北北東に進んだ場合、強風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生することが多い。特徴としては、紀伊半島付近から西日本にかけて上陸し、スピードを早めながら列島を縦断して日本海を通過する8月下旬から9月下旬にかけて発生しやすい。

##### イ 豪雨に伴う災害が発生するコース

県の南東部又は太平洋沿岸を通過して北北東に進んだ場合、大雨に伴う浸水や土砂災害が発生することが多い。特徴として、東海地方付近から房総半島にかけて上陸し、スピードを早めながら列島を縦断または太平洋沿岸を北上しやすい。

##### ウ 風（台風以外）

被害をもたらす風としては、冬の季節風、温帯低気圧又は寒冷前線に伴う風等があり、強風害、竜巻による被害を発生させる。

---

(ア) 強風

県内の強風による災害は、10月下旬から4月にかけての冬の季節風によるものが最も多い。

(イ) 竜巻

竜巻が発生するのは、寒冷前線の通過及び寒気の移流により、大気の状態が不安定になる時が殆どであり、6月から12月に発生している。被害地域は幅100m前後、距離数kmの範囲となる。

(2) 雪害等

雪による被害には、西高東低の冬型の気圧配置に伴う季節風による大雪によって発生するもの及び本州南海上を低気圧が通過する際に大雪となり発生するものがある。降雪時期は11月から4月上旬までで、1月から2月に豪雪となりやすい。

① 積雪害

町内への降雪は、1月から2月に豪雪となり、雪の重みによる建造物の倒壊、雪下ろしや排雪中の事故が発生しやすい。

② 風雪害

町内の交通機関等は、冬の季節風に伴う風雪により影響を受ける場合があり、強い西風により発生する地吹雪には注意が必要である。

③ 雪崩

雪崩による災害を大別すると次の2つに分けられる。

ア 積雪の表層が滑り落ちる新雪(表層)雪崩で、気温が低く、既に積もった積雪に数10cm以上の新雪が積もった場合に発生し易く、1月から3月初旬にかけて多い。

イ 積雪の全層が滑る雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇した時又は雨が降って雪解けが促進される場合に発生し易く、2月中旬から3月にかけて多い。

④ 融雪害

融雪害は、3月から4月にかけて日本海を低気圧が通過するときに発生しやすく、気温の上昇に伴う融雪と降雨が重なって、洪水、がけ崩れ及び地すべり等の災害を起こすことが多い。

(3) その他の気象災害

① 霜

霜による被害が発生する時期は、晩霜害の起こる4月から5月と早霜害の起こる10月で、特に多いのが5月である。これは夜間の放射冷却によるものと、季節はずれの強い寒気の流入によるものがある。

② ひょう

ひょう害は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定になった時に発生するもので、5月から7月と10月に多いが、特に6月が最も多く発生する。ひょう害は局地性が強く、被害地は距離10km、幅数km以下の細長い長円形又

は帯状になることが多い。

### ③ 落雷

雷は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定になった時に多く発生する。4月から10月にかけて多く発生し、8月が最も多い。一方、冬期には季節風に伴って日本海上に発生した雷雲が陸地に流入して発雷することがある。落雷による被害は、人的被害、建物の焼失及び電力施設の損壊等であるが、近年は電力の瞬断による精密機器への影響も多くなってきている。

### ④ 冷害

夏期に持続的な低温となるために起こる農作物害であり、次の2つのタイプがある。

ア オホーツク海高気圧が優勢で、北日本の太平洋側で海霧を伴った北東風(やませ)が吹き、影響を与えることが多い。

イ 日本上空の偏西風が南下し、大陸の寒冷な空気がしばしば北海道や東北地方の北部に流入して、県内全般で日照時間が少なく、低温が続く。

### ⑤ 干害

主に農業生産に被害を及ぼし、次の2つのタイプがある。

ア 梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少なくなる場合

イ 日本付近で高気圧が東西に帯状に連なって持続する場合

## 4 災害素因

### (1) 土砂崩壊

土砂崩壊は、概ね土石流、がけ崩れ、地滑りの3つの土砂災害に分類される。町内の山地を背にする地域では、急傾斜地や土石流の危険箇所が多く点在している。

#### ① 土石流

降雨、雪解け水等が集積される急勾配の溪流に多く発生する。

地形的要因	ア 河床勾配が15度以上であり、その上流に十分な広さの集水面積がある場合、堆積された河砂利が土石流となるもので最も多く発生することが予想される。 イ がけ崩れ等により土砂が河川をせき止めて、天然のダムを形成し、これが一気に崩れて土石流となる。 ウ がけ崩れ等による土砂が崩れながら流動化して土石流となる。
地質的要因	花崗岩地帯に最も多く発生し、次に広域変成岩、第3紀・第4紀の火山岩地帯に発生しやすい。
状況	突発性
速度	時速20～60km、泥流の場合はこれより速い。
誘因	集中豪雨、融雪
兆候	少ない
特性	全面に大石を伴って流れることが多い。

## ② がけ崩れ

風化現象が進み、降雨による影響を受けやすい急傾斜地に多く発生する。

地形的要因	20度以上の急傾斜地に多く発生するが、最も多く発生するのは40～49度の急傾斜地である。
地質的要因	地質との関連性は少ない。
状況	突発性
速度	10mm/日以上
誘因	融雪(4月に多く発生する)、降雨、特に降雨強度に影響される(6月下旬から8月にかけて最も多く発生する。)
兆候	少ない
特性	ア 発生する斜面は南側に多い(日照による風化、台風等による南風の影響)。 イ 斜面の高さ(H)の2～3倍の地域に被害を与えることが多い。

## ③ 地すべり

グリーンタフを基礎とした新第3紀層及び火山性変質岩地域に多く発生する。

地形的要因	5～20度の緩斜地に多い。
地質的要因	粘土土をすべり面とし、グリーンタフ(緑色凝灰岩)を主体とする新第3紀層、火山性変質岩の箇所によく発生する。
状況	継続性、再発性があり、過去の災害事例を重視する必要がある。
速度	0.01～10mm/日以上
誘因	地下水に影響されやすく、春の融雪期、梅雨末期の集中豪雨及び冬期初期の降雪期に発生しやすいが、4月の融雪期に最も多く発生する。
兆候	発生前に亀裂、陥落、隆起や地下水の変動がある。
特性	新第3紀中～上部の泥岩、砂岩、酸性凝灰岩を地すべり母岩としている場合が多い。

## (2) 活断層

活断層とは、最近の地質時代に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことであり、山形県においては主要な4つの断層帯の調査が行われている。そのうちの1つが、朝日町から米沢市に至る長さ51kmの長井盆地西縁断層帯であり、地震が発生すれば大きな被害が発生すると想定されている市街地周辺部の活断層である。

## 5 社会的要因

### (1) 人口

昭和29年の白鷹町誕生以来減少が続いており、令和2年10月現在の人口は12,890人、世帯数4,389世帯で、一世帯当たり人員は3.43人となっている。

このような中で、65歳以上の老年人口は令和2年10月1日現在38.7%となっており、全国(28.6%)や東北(31.9%)を上回っている。

---

また、高齢化の進行に伴い、75歳以上の後期高齢者とともに、ねたきり高齢者や一人暮らし高齢者が着実に増加していくことが予想される。

高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者等いわゆる災害時の要配慮者の増加については、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、災害時に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

また、災害の発生時に外国人にも充分配慮するとともに、防災体制を強化する必要がある。さらに、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れ、災害時を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

## （2）産 業

本町の産業別就業人口の割合は、令和2年国勢調査によると、第一次産業10.5%、第二次産業36.9%、第三次産業52.6%となっており、第一次・第二次産業の割合が減少し、第三次産業の割合が増加している。

農業は、農家数の減少とともに兼業化が進んでおり、平成27年（農林水産省 2015農林業センサス）の総農家数は593戸、うち専業農家は157戸、第1種兼業農家97戸、第2種兼業農家339戸となっている。

一方、町内には令和3年現在で92の事業所があり、従業者数は1,636人である。これまでの企業誘致等の活動により、従業者数100人以上の規模の事業所もいくつかあるが、そのほとんどが従業者数10人未満の経営基盤の弱い零細企業である。

また、長井市などの近隣市町に通勤しているものも多く、昼間の人口の流出は、町域の防災力の低下につながるため、防災対策を講ずる上で考慮する必要がある。

さらに、町では、豊かな自然と伝統的な工芸や特産物などの観光資源を生かすべく、施設の整備やPR活動を進めてきており、以前よりも町を訪れる観光客は増えている。しかし、観光客は災害時には災害弱者となりうるため、そのための対策が必要である。

## （3）交 通

県都山形市まで約30km、置賜の中核都市米沢市まで約35km、山形空港までの約40kmが国道348号、287号でネットワークされ、交通条件には比較的恵まれている。

国道348号は、太平洋（仙台）と日本海（新潟）を最短距離でむすぶことから、山形、米沢などの周辺市町村のみならず、その圏域はさらに拡大する可能性を持っている。

主要地方道、一般県道は、地域開発幹線道路として整備が図られているが、長井・大江線、米沢・南陽・白鷹線等は道路幅員も狭く、急カーブも多いことから引き続き整備促進を要望していく必要がある。

町道はこれまで最も力を入れ整備を進めてきたが、国・県道と比較し整備水準が低く、整備要望は依然として高い。幹線道路への接続、冬期間の交通確保、歩行者の安全性に配

慮した整備を進めるとともに、維持補修管理体制の充実を図っていく必要がある。

鉄道は、南陽市を起点にした第3セクター・フラワー長井線が運行されている。山形新幹線（平成4年開通）により、東京まで約3時間の時間距離となる。

また、住民の最も身近なバス交通については、山交バス(株)により運行されているものの、人口減少、車社会の進展により路線廃止や減便が進んでいる。

しかし、高齢者や児童・生徒などいわゆる交通弱者の貴重な足の確保を図るうえで必要不可欠の交通機関であることから、町では、予約に応じて目的地まで送迎するデマンドタクシーや、スクールバスとの住民混乗便を運行している。

災害時には避難路及び物資の輸送路の確保が重要であることから、今後も住民と協力のうえ路線の維持、整備を図る必要がある。

## 6 災害記録

本町の災害には、洪水、火災、土砂崩れ、豪雪等があり、主なものは次のとおりである。

### (1) 救助法適用状況

年 別	種 別	災害別	住 家 の 被 害				
			全壊	半壊	流失	床上浸水	被災人員
昭和31. 7. 17		水 害		2		175	1,270
昭和31. 8. 5		水 害				159	1,059
昭和32. 7. 8		水 害				170	939
昭和34. 7. 22		水 害		2		160	910
昭和42. 8. 29		水 害	3	95		96	2,752
令和4. 8. 3		水 害					204

### (2) 白鷹町における過去の災害

年 別	種 別	災害別	場 所	記 録
昭和 6. 5. 6		火 災	荒 砥	33棟焼失
昭和12. 8. 6		洪 水	白鷹町一円	200mmの降水量あり
昭和15. 3. 30		火 災	横田尻	83戸、370棟焼失
昭和19. 7. 3		火 災	鮎貝村	9 棟焼失
昭和27. 5. 7		火 災	東根村	農協事務所他13戸全焼
昭和31. 7. 14		洪 水	白鷹町	177世帯床上浸水
昭和31. 8 . 5		洪 水	白鷹町	184世帯床上浸水
昭和32. 7. 7		洪 水	白鷹町	170世帯床上浸水
昭和35. 1. 27		火 災	鮎貝小学校	校舎2棟、トイレ等全焼



昭和37. 4. 5	土砂崩れ	深山	
昭和37. 6. 13	土砂崩れ	栃窪	土砂崩れと道路決壊 1 箇所
昭和40. 5. 12	火 災	佐野原	全焼 2 棟、半焼 1 棟、部分焼 1 棟
昭和42. 8. 28～29	水 害	白鷹町	(羽越大水害) 鮎貝、最上川左岸決壊、136人孤立、その他の河川の決壊、氾濫が相次ぐ。
昭和48. 5. 16	火 災	箕和田	3 棟全半焼
昭和49. 1	豪 雪	白鷹町	白鷹町豪雪対策本部設置
昭和54. 3. 31	暴風雨	白鷹町	白鷹町暴風雨災害対策本部設置
昭和55. 1	豪 雪	白鷹町	白鷹町豪雪対策本部設置
昭和59	融雪害	白鷹町	白鷹町融雪害対策本部設置
昭和63. 10. 16	火 災	荒 砥	製材工場他 5 棟全焼
平成17年度	豪 雪	白鷹町	白鷹町豪雪対策本部設置
平成22年度	豪 雪	白鷹町	白鷹町豪雪対策本部設置
平成23年度	豪 雪	白鷹町	白鷹町豪雪対策本部設置
平成24年度	暴 風	白鷹町	暴風により住家 5、非住家 2 4 件が被害を受ける。
平成25年度	水 害	白鷹町	白鷹町災害対策本部設置
平成26年度	水 害	白鷹町	白鷹町災害対策本部設置
	豪 雪	白鷹町	白鷹町豪雪対策本部設置
平成29年度	豪 雪	白鷹町	白鷹町豪雪対策本部設置
令和元年度	水 害	白鷹町	白鷹町災害対策本部設置
令和 2 年度	水 害	白鷹町	白鷹町災害対策本部設置
	豪 雪	白鷹町	白鷹町豪雪対策本部設置
令和 3 年度	豪 雪	白鷹町	白鷹町豪雪対策本部設置
令和 4 年度	水 害	白鷹町	白鷹町災害対策本部設置
	豪 雪	白鷹町	白鷹町豪雪対策本部設置

## 第5節 震災の想定

平成7年1月17日に発生し、大きな被害をもたらした阪神・淡路大震災は、このような地震が日本各地で発生する可能性があることを、教訓として我々にもたらした。その後も、平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、宮城県沖地震などマグニチュード7クラスの大規模地震が発生し、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、マグニチュード9.0と想定外の地震規模により各地に甚大な被害をもたらしたが、地震は、いつどこで起きてもおかしくない状況にある。

本計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、また、このためには、このような大規模地震が発生した場合の被害を想定することが必要である。

このような観点から、山形県では、平成8年度及び平成9年度の2年にわたって、山形県地震対策基礎調査(被害想定調査)を実施した。平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「地震調査委員会」という。)より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があると指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成17年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生の可能性があると指摘されたことから、両断層帯の被害想定調査を実施した。

## 1 想定地震

### (1) 既往地震

山形県及びその付近に起こった主な地震は、次表のとおりである。

主な地震記録と被害概況

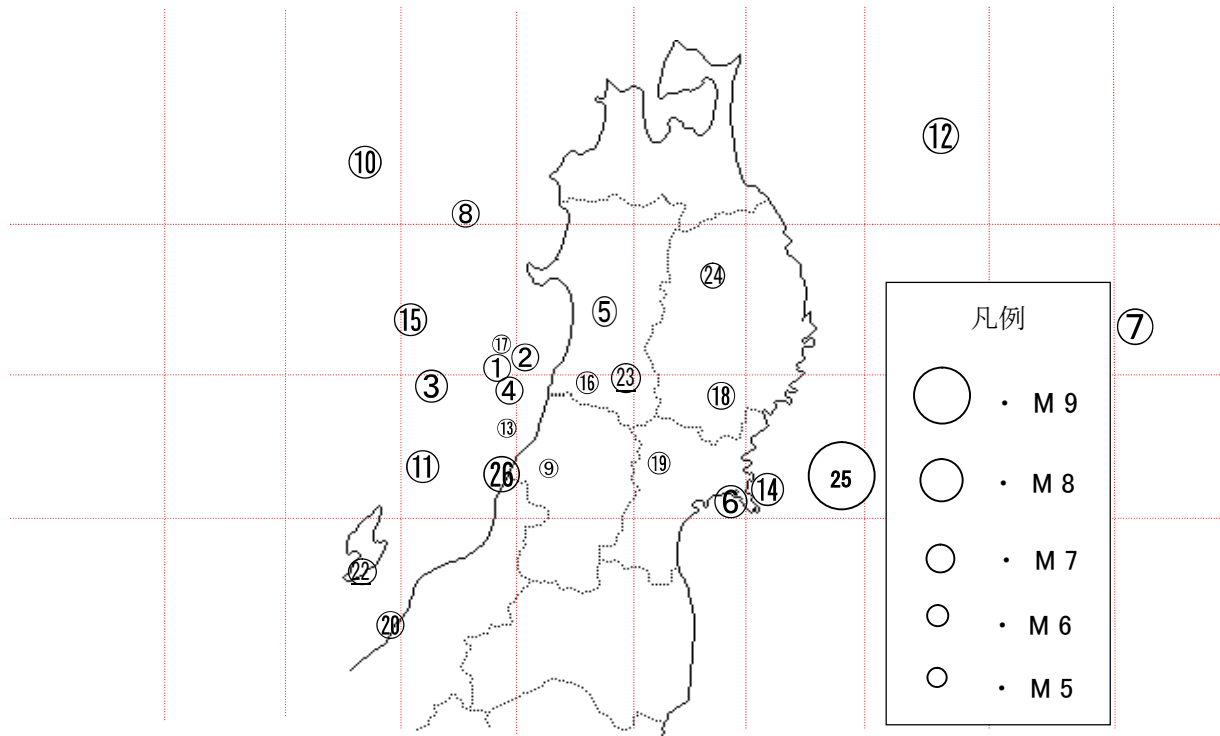
番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
①	850年11月27日 (嘉祥3.10.16)	出羽	39.0	139.7	7.0	出羽国地大いに震い、国府井口(山形県飽海郡本楯村樋口)の地山谷所を易ふ。又、海波を颯げ圧死するもの多し。
②	1804年7月10日 22時 (文化元.6.4)	象潟地震 (羽前・羽後)	39.1	140.0	7.0	由利郡、飽海郡、田川郡の被害大。特に、象潟では潰れた家532戸、死者63人。この地震全体では、潰家5,500、死者333人。津波を伴い、余震多し。また、陸地隆起(最大2m位)して、象潟湖干潟となる。
③	1833年12月7日 15時 (天保4.10.26)	羽前佐渡 (庄内沖)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。山形県南部では水死38人、家屋流失158、船流失305、山形・新潟県境では潰家270戸、佐渡では家屋流失79、家屋全半壊460、津波は北海道から能登までに及んだ。
④	1894年10月22日 17時35分 (明治27)	庄内地震	38.9	139.9	7.0	被害は酒田付近が最も大きく、山形、本荘にまで及んだ。被害は、死者726人、負傷者1,060人、家屋全壊3,858戸、半壊2,397戸、破損7,863戸、焼失2,148戸、余震多し。
⑤	1896年8月31日 17時6分 (明治29)	陸羽地震 (羽後・陸中境付近)	39.5	140.7	7.2	被害は、屋根瓦墜落や石灯籠の転落、土蔵の壁亀裂等で軽微だったが、山形では庄内地震より強く感じた。
⑥	1897年2月20日 5時50分 (明治30)	宮城県沖	38.1	141.9	7.4	天童で住家小被害。
⑦	1933年3月3日 2時31分 (昭和8)	三陸沖地震	39.1	145.1	8.1	震度：山形県下一円3。軽微な被害、家屋損壊7(庄内4、村山3)、その他軽被害。
⑧	1939年5月1日 14時58分 (昭和14)	男鹿地震	39.9	139.8	6.8	震度：酒田4、山形2。弱い津波あるも被害なし。
⑨	1944年12月7日 1時27分 (昭和19)	左沢地震	38.4	140.4	5.5	震度：山形3(震源地付近震度：6)。大江町本郷萩野付近で納屋倒壊1、このほか、土蔵の破損多数、家屋の傾斜や異常

						数戸あり。左沢で煙突折損、山崩れ、地割れあり。地鳴りを伴い余震多数。
⑩	1964年5月7日 16時58分 (昭和39)	男鹿半島沖	40.4	138.7	6.9	震度：酒田4、新庄2、山形1。秋田山形県境の小砂川～女鹿間の線路に地割れ、列車一時不通、弱い津波発生。
⑪	1964年6月16日 13時1分 (昭和39)	新潟地震	38.4	139.2	7.5	震度：酒田5、新庄5、山形4。被害は、県全域に及んだが、庄内地方ほど大。津波も発生したが、被害はほとんどなし。県内の被害は、死者9人、負傷者91人、住家全壊486戸、半壊1,189戸、床上浸水16戸、床下浸水23戸、一部破損42,077戸、非住家被害1,772戸、水田流失埋没787箇所、道路損壊185箇所、橋梁流失4箇所、堤防決壊6箇所、山崩れ35箇所、鉄道被害22箇所、通信被害458回線、船舶破損4艘、被災世帯1,505件、被災者概数7,331人。
⑫	1968年5月16日 9時48分 (昭和43)	十勝沖地震	40.7	143.6	7.9	震度：酒田4、山形3、新庄3。被害は、非住家被害(中山町)1、停電(上山市・中山町)約1,800戸。
⑬	1972年8月20日 19時9分 (昭和47)	山形県中部	38.6	140.0	5.3	震度：酒田3、新庄3、山形1。鶴岡市でコンクリートアパートの壁剥落や停電6,000戸等の軽被害。
⑭	1978年6月12日 17時14分 (昭和53)	宮城県沖地震	38.2	142.2	7.4	震度：新庄5、山形4、酒田4。被害は、交通障害、電話回線の不通等の広範囲にわたる。この他、負傷者1人、住家全壊1戸、一部破損非住家被害2戸、道路損壊4箇所、停電19万戸に達し、被害総額は5億円を超えた。
⑮	1983年5月26日 11時59分 (昭和58)	日本海中部地震	40.4	139.1	7.7	震度：酒田4、山形3、新庄3。被害は、建物一部破損1戸、道路損壊1箇所、船舶沈没9艘のほか、文教施設23戸、停電(酒田市)560戸、水道管破裂や電話不通等の被害があった。
⑯	1996年8月11日 3時12分 (平成8)	秋田・宮城県境	38.9	139.8	6.1	震度：新庄4、酒田・金山3。負傷者(最上町)12人、住家一部破損(最上町・尾花沢市)8戸、道路損壊6箇所、河川1箇所の被害があった。

⑰	1999年2月26日 14時18分 (平成11)	秋田県沿岸南部	39.2	139.9	5.1	震度:遊佐5弱、酒田・八幡・平田4。住家一部破損217戸、公共施設一部損壊13施設(遊佐町12、酒田市1)、道路損壊7箇所、河川被害1箇所、停電1,038戸(酒田市)、断水113戸の被害があった。(公共施設1施設と停電以外は全て遊佐町に被害が集中)
⑱	2003年5月26日 18時24分 (平成15)	宮城県沖	38.8	141.7	7.1	震度:中山町5強。村山市・最上町5弱。負傷者(山形市3、中山町1、山辺町1、村山市2、尾花沢市1、大石田町1、新庄市1)10人、住家一部破損2棟、非住家一部破損85棟、文教施設60箇所、道路損壊14箇所、河川1箇所などの被害があった。
⑲	2003年7月26日 7時13分 (平成15)	宮城県北部	38.4	141.2	6.4	震度:中山町・村山市・新庄市・最上町4。負傷者(山形市、山辺町)2人の被害があった。
⑳	2004年10月23日 17時56分 (平成16)	新潟県中越地震	37.3	138.9	6.8	震度:村山市・山辺町・中山町・河北町・川西町・小国町・酒田市4。長井市3。人的・物的被害なし。
㉑	2005年8月16日 11時46分 (平成17)	宮城県沖	38.2	142.3	7.2	震度:上山市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・新庄市・最上町・舟形町・大蔵村・戸沢村・米沢市・南陽市・高島町・川西町・小国町・白鷹町・酒田市・庄内町・藤島町・美川町・遊佐町・松山町・平田町4。長井市3。負傷者(天童市)1人、住家一部破損1棟、非住家一部破損3棟、文教施設一部破損3箇所などの被害があった。
㉒	2007年7月16日 10時13分 (平成19)	新潟県中越沖地震	37.6	138.6	6.8	震度:上山市・山辺町・中山町・西川町・川西町・小国町・白鷹町・飯豊町4。長井市3。人的・物的被害なし。
㉓	2008年6月14日 8時43分 (平成20)	岩手・宮城内陸地震	39.0	140.9	7.2	震度:最上町5弱。鶴岡市・酒田市ほか20市町村4。長井市3。県人3名が宮城県栗原市内で死亡、ほか2名が行方不明。県内での被害は重症者1、住家1、非住家3、道路被害5、にごり水7地区、180戸断水、教育施設一部損壊5など

②④	2008年7月24日 0時26分 (平成20)	岩手県 沿岸北部	39.7	141.6	6.8	震度：鶴岡市、酒田市、村山市、中山町、最上町4。山形市、米沢市、新庄市ほか25市町村3、長井市2 負傷者2、非住家被害1
②⑤	2011年3月11日 14時46分 (平成23)	東北地方 太平洋沖 地震	38.1	142.9	9.0	震度：上山市・中山町・尾花沢市・米沢市5強。白鷹町・酒田市・新庄市・村山市・天童市・東根市・南陽市ほか13市町村5弱、山形市・寒河江市・長井市ほか8町村4。県人2名が山形市内、南相馬市で死亡。 ●余震(2011年4月7日) 最大震度5弱：新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、村山市、東根市、中山町、河北町、尾花沢市、大石田町 ●余震(2011年4月11日) 最大震度5弱：上山市、山辺町、中山町、白鷹町 その他重症者9、軽傷者28、住家被害(半壊11、一部損壊987)、非住家98などの被害があった。
②⑥	2019年6月18日 22時22分 (令和元)	山形県沖	38.6	139.5	6.7	震度：鶴岡市6弱、酒田市、三川町、大蔵村5弱、米沢市、新庄市、上山市ほか19市町村4、山形市、寒河江市、天童市ほか6市町村3 重傷者3名、軽傷者25名、住家半壊4棟、一部破損940棟の被害があった。
②⑦	2021年2月13日 23:08 (令和3)	福島県沖	37.7	141.8	7.3	震度：白鷹町、米沢市、上山市、中山町5弱、山形市ほか29市町村4、金山町3 人的・住家被害なし。
②⑧	2022年3月16日 23:36 (令和4)	福島県沖	37.7	141.6	7.4	震度：中山町5強、白鷹町ほか9市町村5弱、山形市ほか23市町村4 重症者1名、軽症者1名

(山形県地域防災計画より)  
 山形県内及び周辺地域で発生した主な地震



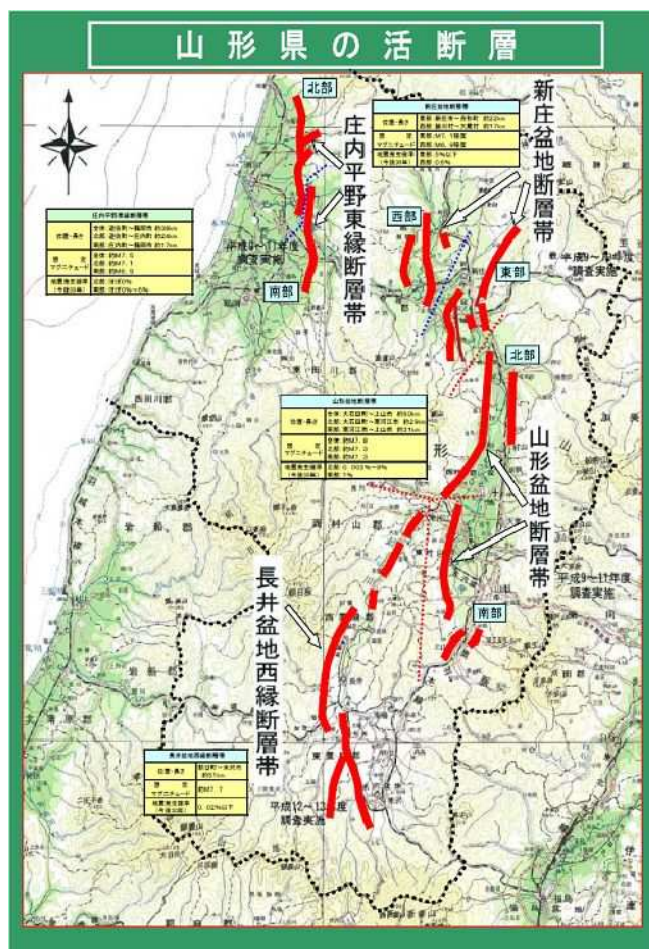
(2) 活断層による想定

震源域は、活断層研究会編・東京大学出版会発行の『〔新編〕日本の活断層分布図と資料』における活断層の分布状況等を考慮し、「長井盆地西縁断層帯の長期評価(地震調査研究本部地震調査委員会)」に基づき、想定地震を次のとおり設定する。

なお、地震発生日時は、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓とするため、その発生日時とした。

項 目	想 定 内 容
震 源 位 置	北緯38° 09′ 44″ 東経140° 01′ 45″
震 源 の 深 さ	5.0km
マグニチュード (M)	7.0
地 震 発 生 日 時	1月17日 午前5:46

## 活断層の分布図



1：川原沢地点 2：平山地点 3：小山地点  
 ◎：断層帯の北端と南端  
 断層の位置は文献3及び5に基づく。  
 基図は国土地理院発行数値地図200000「仙台」「福島」「村上」「新潟」を使用。

## 2 長井盆地西縁断層帯の長期評価及び被害想定

国の地震調査委員会は、平成17年2月に長井盆地西縁断層帯の長期評価を公表した。

《想定地震》

区分	震源域	地震規模 (マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸型地震	長井盆地西縁断層帯	7.7	51km

※他の断層帯に起因する地震も想定されているが、最大被害をもたらすと予想されるケースを設定するものとする。

### (1) 想定地震

想定した地震の結果は、次のとおりである。

発災のケースの設定は過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被



---

害状況が異なってくることが考えられるため、報告書により、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる3つのケース(夏季昼間・冬季早朝・冬季夕方)を設定した。

- ① 夏季昼間(13時)
- ② 冬季早朝(6時)積雪があり、在宅者が多いと考えられる。
- ③ 冬季夕方(17時)積雪があり、火気使用が多いと考えられる。

## (2) 被害想定結果

この被害想定結果は、断層帯全体が同時に活動し、最大規模の地震動が発生すると仮定して、経験則に基づき県が被害を想定したものである。

### ① 震度分布

#### 長井盆地西縁断層帯

震源に近い置賜、村山地域において、震度6強以上の地域が分布する。震源から離れた最上、庄内地域の一部においても震度6弱の地震が発生し、震度5強以上の地域は県内の広範囲に分布する。

### ② 被害概要

#### 建物被害

建物被害は、置賜・村山地域を中心に県内全域に及び、冬季の想定では、全壊約2万2千棟、半壊約5万棟の被害が発生すると推定されている。

特に、被害数では、建物の密集している米沢市や山形市で多く、また、建物の総数に対する被害割合では、飯豊町、川西町、高島町など、置賜地域の市町で高くなっている。

### ③ 人的被害

人的被害は、冬季早朝の発生ケースで人的被害が最大になり、死者約1,700人、負傷者約1万6千人と推定されている。被害は、置賜・村山地域を中心に、特に、米沢市や山形市とその周辺の人口密集地で被害が集中すると推定される。

避難所生活者は、県内全域で最大約7万9千人になると推定され、特に、震源に近い置賜・村山地域で多く発生すると推定される。

### ④ ライフライン

ライフラインについては、上水道、電気、電話などについて想定した。

上水道は、長井市、高島町、川西町、飯豊町などの90%を超える世帯で断水するなど、置賜地域や村山地域を中心に全県で多くの被害が発生すると推定される。

電気については、置賜地域と村山地域の約4万4千世帯が停電すると推定される。

電話についても電気と同様に置賜地域や村山地域に被害が集中し、全県で2万6千世帯が不通になり、また、地震発生直後には輻輳が発生するため施設に被害のない地域でも電話ができない可能性がある。

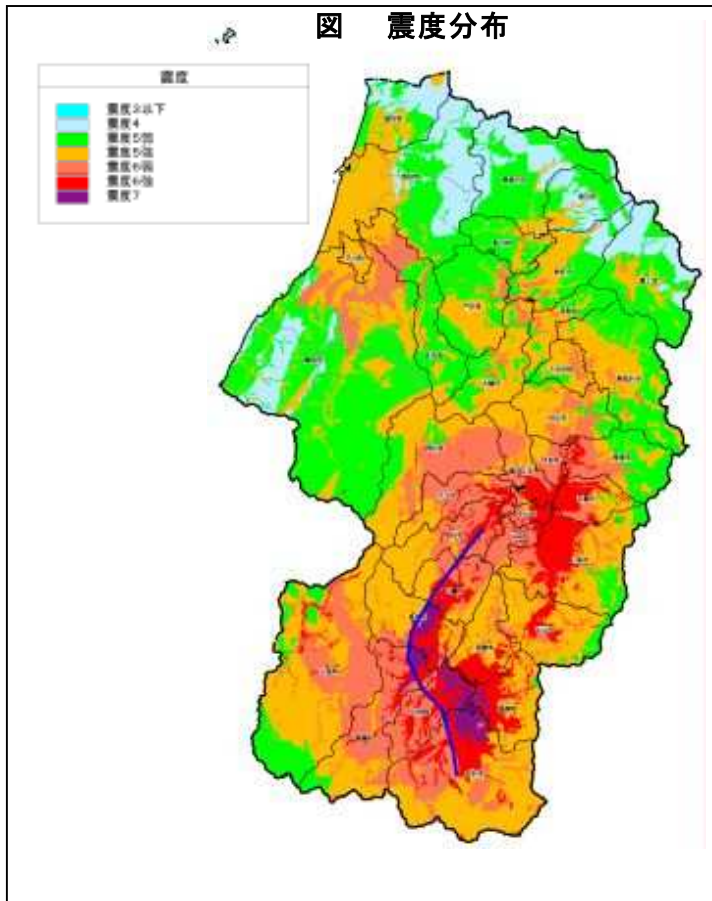


表 想定される被害の概要

		発災ケース		
		夏季昼間	冬季早朝	冬季夕方
地震規模		M7.7		
建物被害	建物全壊 (棟)	20,216 3.8%	22,475 4.2%	22,475 4.2%
	建物半壊 (棟)	46,022 8.7%	50,926 9.6%	50,926 9.6%
人的被害	死者 (人)	755 0.1%	1,706 0.1%	1,009 0.1%
	負傷者 (人)	9,286 0.7%	16,405 1.3%	11,324 0.9%
	避難者 (人)	72,488 5.8%	78,849 6.3%	72,488 5.8%
ライフライン	上水道 断水世帯	327,131 87.2%		
	下水道 排水困難者	25,628 3.4%		
	電気 停電世帯	43,750 9.6%		
	都市ガス 停止世帯	29,005 38.5%		
	LPGガス 要点検世帯	52,495 14.8%		
	電話 不通世帯	25,709 5.5%		

※ %表示は、評価対象の全数（県内全建物数、総人口、総加入世帯数等）に対する被害の割合

マグニチュード (M) 9.0を記録した東日本大震災の影響により、周辺での地震の発生率が震災前と比べて10倍以上に上昇した活断層が本県を含め全国で11カ所あると東京大学地震研究所の研究チームが発表している。

本県の朝日町から米沢市に至る長井盆地西縁断層帯は約33倍とされており、これらは活断層の活発化との関連について検討が必要としている。

表 市町村別建物全半壊及び人的被害数

ブロック	市町村名	冬季				冬季早朝(人)			
		全壊棟数	全壊率(%)	半壊棟数	半壊率(%)	死者	負傷者	避難者	
村山	山形市	4,251	4.6	11,155	12.1	399	2,523	22,415	
	寒河江市	1,076	5.2	2,673	12.9	79	856	3,788	
	上山市	347	2.1	1,173	7.2	30	449	2,218	
	村山市	169	1.1	863	5.5	13	257	1,345	
	天童市	1,422	4.8	3,395	11.4	102	1,016	5,052	
	東根市	569	2.6	1,987	9.0	40	544	2,345	
	尾花沢市	3	0.0	120	1.0	1	46	376	
	山辺町	299	3.8	893	11.3	20	343	10,472	
	中山町	396	9.3	793	18.6	37	516	1,294	
	河北町	263	2.5	926	8.9	19	331	1,111	
	西川町	58	1.4	305	7.3	4	117	326	
	朝日町	250	7.4	558	16.4	25	398	928	
	大江町	154	3.9	495	12.6	13	257	770	
大石田町	17	0.4	133	3.0	2	74	356		
最上	新庄市	6	0.0	171	0.9	2	74	825	
	金山町	0	0.0	3	0.1	0	0	35	
	最上町	0	0.0	5	0.1	0	0	50	
	舟形町	0	0.0	16	0.8	0	0	122	
	真室川町	0	0.0	16	0.3	0	0	71	
	大蔵村	2	0.1	24	1.6	0	0	139	
	鮭川村	0	0.0	11	0.5	0	0	71	
	戸沢村	0	0.0	11	0.5	0	0	98	
置賜	米沢市	4,199	11.1	7,597	20.2	353	2,325	10,261	
	長井市	2,051	11.0	3,740	20.0	116	1,107	3,390	
	南陽市	1,966	9.9	3,758	19.0	118	1,119	3,767	
	高畠町	1,770	12.3	3,022	20.9	107	1,049	3,094	
	川西町	1,119	14.8	1,892	25.0	94	962	2,563	
	小国町	89	1.6	471	7.7	7	170	490	
	白鷹町	1,110	10.7	1,993	19.2	59	705	1,791	
	飯豊町	834	16.5	1,269	25.2	50	631	1,145	
庄内	鶴岡市	旧鶴岡市	48	0.1	713	1.8	8	186	3,593
		旧藤島町	1	0.0	95	2.3	1	46	576
		旧羽黒町	2	0.1	62	1.9	1	46	266
		旧榎引町	1	0.0	50	1.9	1	46	255
		旧朝日村	0	0.0	11	0.6	0	0	62
		旧温海町	0	0.0	3	0.1	0	0	31
		計	52	0.1	934	1.7	11	324	4,783
	酒田市	旧酒田市	0	0.0	234	0.6	1	46	1,201
		旧八幡町	0	0.0	7	0.2	0	0	34
		旧松山町	0	0.0	2	0.1	0	0	28
		旧平田町	0	0.0	17	0.6	0	0	90
		計	0	0.0	260	0.6	1	46	1,353
	庄内町	旧立川町	0	0.0	44	1.9	1	46	269
		旧余目町	3	0.0	217	3.2	2	74	866
		計	3	0.0	261	2.9	3	120	1,135
	三川町	0	0.0	40	1.4	1	46	241	
	遊佐町	0	0.0	15	0.1	0	0	59	
村山(計)	9,274	3.8	25,469	10.3	784	7,727	43,366		
最上(計)	8	0.0	257	0.6	2	74	1,411		
置賜(計)	13,138	11.0	23,690	19.9	904	8,068	26,501		
庄内(計)	55	0.0	1,510	1.2	16	536	7,571		
全県(計)	22,475	4.2	50,926	9.6	1,706	16,405	78,849		

※人口は、平成12年度国勢調査データを使用。

※最も被害が大きいと想定される冬期早朝のケースを掲載。

---

### 3 今後の課題

#### (1) 地震災害に対する意識の高揚

本町においては、幸い過去に大きな被害をもたらすような地震を経験していない。平成23年3月の東日本大震災の際には震度5弱を記録し、その後、余震が続いたこともあり、危機意識が高まったとは言えるものの、住民の間では、まだまだ大地震に対する危機意識が強くないというのが現状である。

しかし、想定地震による調査結果が示すとおり、本町においても大規模な地震が発生する危険性は存在する。今後、町職員の研修・訓練及び住民への啓発活動を通じて、地震に対する心構えを万全にすることが特に重要である。

#### (2) 防災拠点施設の耐震化

災害対策本部が設置される庁舎、避難場所等に指定されている小学校及びコミュニティセンターなどの施設は、災害発生時には重要な拠点施設となるため、耐震性の向上に加え、土砂災害等に対する安全性の確保に努める必要がある。

## 気象庁震度階級と関連する事象の解説

震度階級 (計測震度)	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0 (～0.4)	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1 (0.5～1.4)	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2 (1.5～2.4)	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3 (2.5～3.4)	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4 (3.5～4.4)	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱 (4.5～4.9)	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強 (5.0～5.4)	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱 (5.5～5.9)	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強 (6.0～6.4)	立っていることができず、這わないと動くことができない。揺れに翻弄され、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7 (6.5～)		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。



# 第2編

## 震災対策編

### 第1章 災害予防計画





# 第1節 基本方針

## 1 計画の基本的な考え方

白鷹町地域防災計画の総則第5節において、本町では長井盆地西縁断層帯を震源とする大規模地震を想定している。大規模地震による被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、またこれらにより引き起こされる火災等の二次災害により、大きな人的被害と物的被害が広範囲に及ぶと考えられる。この計画は、大規模地震時に発生する被害から、町民の生命、身体及び財産を保護するため、事前に実施すべき防災対策について定めるのであり、以下の方針を基本とするものである。

## 2 地震災害対策の具体的方針

### (1) 地震災害に対する防災体制の整備

地震災害は広域的に激甚な被害をもたらすおそれがある。これに対処するため、防災活動が相互に有機的な関連を持ちつつ、効果的に機能し得るよう各機関の任務を明らかにし、その組織化を図る。

#### ① 公共機関の防災体制の整備

防災関係機関は、情報の収集、解析、実動機関の連携活動、交通通信機能の維持復旧等について、相互協力に関する計画を予め定めておくとともに、被災地の内外にわたる広域的な活動体制の整備についても所要の計画を策定する。

#### ② 自主防災体制の確立

地域において効果的な初期消火、避難、救助等ができるよう、地区等を母体とした自主防災組織の育成強化を推進し、地域防災力の強化を図る。また、学校や病院等多数の人の利用する特殊建築物については、関係機関と連絡を密にしながら、自主防災体制の整備を図り、効果的な初期消火や避難等ができるよう防災責任者を定めるものとする。危険物施設についても同様とする。

#### ③ 初期消火体制等の確立

職域及び地域にあっては、初期消火、避難、救助、情報伝達等について効果的な災害応急体制の整備に努める。

### (2) 地震災害に関する知識の普及及び教育の推進

地震災害による被害を最小限にとどめるため、町は常日頃から町民一般、地域住民、特殊建築物の防災責任者、職域、学校等を対象として、地震災害に関する知識の普及及び教育の推進活動を行う。

### (3) 建築物等の耐震化の推進

地震発生時において死傷者が発生する要因は住宅の倒壊によるものが圧倒的に多いことから、住宅及び建築物の耐震化の促進を図るとともに、公共施設や防災関連施設、ライフライン施設等においても、地震発生時の被害により災害対応に支障をきたすことがないよ

---

う、施設の耐震性について点検を行い、所要の整備を図るものとする。

(4) 防災施設等の整備・充実

発災時において災害情報等の収集伝達が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達及び通信手段体制の整備を行うとともに、災害応急対策や災害復旧・復興が迅速かつ円滑に行えるよう、平常時から、必要な防災資機材の整備を図るものとする。

## 第2節 災害予防と減災対策への取り組み

災害時には行政機関、防災機関自らも被災するため、有効な災害対策を展開するまでには、ある程度の時間を要することになる。また複合的な災害が時に発生することから、これらの全ての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。

このことから町民は、「自分の身は自分で守る」意識と「私たちの地域は私たちで守る」意識をもち、予防と減災に向けた取り組みを進め、自分の家族、地域住民の命を守ることはもちろん、物的被害の軽減に努める。

### 1 日常における予防活動

町民は、テレビやラジオによる気象情報の確認、生活必需品の備蓄、家族の連絡方法や集合場所の確認など、事前にできる予防対策を行う。

また自主防災組織による防火訓練の実施、隣近所の災害時要配慮者の把握、地域の浸水履歴の確認など日頃から地域住民が連携し、災害に備えた活動を行うよう努めるものとする。

#### (1) 防災知識の普及・啓発及び訓練

##### ① 防災教育・訓練等への参加

- ア 町の災害に対する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ 防災に関する講習会、学習会への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭での事前対策及び地震発生時の行動に関する話し合い
- オ 自主防災会等による地域の防災に関する学習の推進
- カ 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

##### ② 自主防災組織の育成

- ア 自主防災組織における資機材の整備充実を図る。
- イ 防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動への参加による、防災知識及び技術の習得

##### ③ 防災のまちづくり

- ア 住民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握する。
- イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するため、住民一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなど、自発的なまちづくりへの参加

#### (2) 自宅に対する取り組み

自宅の耐震補強や家具の固定など、事前の耐震、耐災への取り組みを行うことは、物的被害を軽減させるだけでなく、人命の保護につながることから、次の取り組みを実施するものとする。

##### ① 耐震診断及び必要な補強

- 
- ② 家具等の転倒防止、照明器具の落下防止
  - ③ 出入り口に物を置かないなど、逃げ場や逃げ道となるスペースの確保
  - ④ 寝室には倒れやすい物を置かない
  - ⑤ ブロック塀等の倒壊防止対策
  - ⑥ 初期消火用具の準備

### (3) 避難対策の強化

自らの責任において、自身と保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

#### ① 避難対策

- ア 震災時の避難場所及び安全な避難経路の確認
- イ 震災時の家族・社員等の連絡方法の確認
- ウ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段の用意
- エ 避難情報の意味の正しい理解
- オ 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築
- カ 町と協働で避難所を運営できるよう、訓練への積極的参加

#### ② 食料・生活必需品の確保

- ア 各家庭において、家族の最低3日、推奨1週間分の食料や飲料水等の備蓄
- イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合の3日分程度の分量確保
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- エ 懐中電灯等、停電時に備えた照明器具の確保
- オ 石油ストーブ等、停電時も使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- カ その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄

#### ③ 災害時要配慮者への配慮

- ア 町・自主防災組織・民生委員・児童委員等と協力した、在宅の災害時要配慮者への情報伝達、避難誘導等の支援
- イ 町・地域の自主防災組織・民生委員・児童委員等と協力した災害時要配慮者と近隣住民の共助意識の向上

#### ④ 火災の予防

- ア 揺れがおさまるまでの間は無理に火元に近寄らない
- イ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置
- ウ カーテン、じゅうたん等における防災製品の使用
- エ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理
- オ 自主防災組織や町等が実施する消防訓練等への積極的参加

### (4) 救急救助・医療救護への協力

#### ① 救急救助

災害時に地域の消防団員等と協力して地域の被害軽減を図るため、平常時からの

---

地域における協力体制の強化

② 医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう、定期的に服用している薬や常備薬の準備

(5) ライフラインに関わる予防活動

① 電話

災害発生時、及び災害の発生により被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておくものとする。

② 電力

ア 夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の確認

イ 電力供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備

ウ 冬期間の災害に備えたストーブ等及び燃料の確保

③ ガス

ア 地震発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の地震対策の実施

イ ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の地震対策

ウ ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備

エ 積雪時の地震発生に備えた、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪

④ 上水道

ア 最低3日、推奨1週間に必要な飲料水(1日1人3ℓを目安)の備蓄

## 2 積雪期における心構え

(1) 屋根に積もった雪の早期除雪

(2) 玄関等の出入り口の確保

(3) 暖房器具、灯油の安全確認

(4) 道路除雪の妨げとなる路上駐車をしない

## 第3節 職員配備体制の整備

町域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期するため、町は、平常時から職員の動員・配備計画等の体制を整備しておく。

### 1 職員の動員配備体制の整備

職員を災害発生初期段階からできるだけ速やかに動員配備することは、応急対策を迅速かつ円滑に実施するうえで極めて重要なことである。町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事できるよう、次の対策を推進する。

(1) 災害発生時における、非常配備体制基準に基づく職員参集体制について、一覧表を付した初動マニュアルを作成し配布することにより、各職員ごとの参集場所及び従事任務を明確にしておくものとする。なお、職員の異動等があった場合には速やかにこれを修正し、周知徹底を図るものとする。

(2) 職員研修や防災訓練を通じて、職員に対し、非常配備体制基準の周知徹底と、非常配備についての理解を深め心構え等を認識させるよう努めるものとする。

特に避難所の開設作業を担う職員に対しては、避難所の構造把握や開設に係る研修を行う。現場対応を担う職員は安全管理や水防活動に係る研修、消防団と連携した訓練を行う。

### 2 災害対策本部体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の迅速かつ円滑な運営を図るため、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む本部設置マニュアルを作成するとともに、平常時から、職員の動員配備・参集方法、本部設営及び運営等について習熟できるよう、研修や図上訓練等の実施に努めるものとする。

### 3 情報連絡体制の充実

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合の迅速かつ適切な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート複数化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努めるものとする。

(2) 勤務時間外での対応

町及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口体制の整備に努めるものとする。

## 第4節 相互応援体制整備計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町単独では十分な応急・復旧対策を実施することが困難になった場合に備え、他の地方公共団体相互との広域的相互応援体制の整備充実を図り、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時には、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

### 1 市町村間の相互応援協定の締結等

市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるよう、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、応援体制の整備に努めるものとする。なお、協定の締結にあたっては、災害時における連絡担当部署や夜間の連絡体制、応援要請事項、被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達方法等について留意するものとする。

### 2 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実のため、必要に応じ近隣市町間での平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行うものとする。

## 第5節 消防体制整備計画

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防機関による消防活動体制を整備・強化し、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立する。

また、東日本大震災の反省を踏まえ防災活動に携わる消防団員の安全確保を最優先とした管理体制の構築を図る。

### 1 消防活動体制の整備・強化

#### (1) 消防組織の充実・強化

整備された装備・資機材を十分に活用し、より高度な消防活動が行えるよう、消防団員についてより高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図るものとする。

#### (2) 広域応援体制の整備

大規模災害等の非常時において、「山形県広域消防相互応援協定書」に基づく、消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、広域応援隊を編制し、情報連絡体制の確保、訓練の実施、調整会議の開催等、その体制づくりに向けて必要な対策を行っている。

#### (3) 消防団の育成強化

##### ① 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、生活圏域の広域化、高齢化等が課題となっている。その育成強化を図るため、組織体制の整備や団員の処遇改善を進める。

##### ② 消防団の育成・強化策の推進

町は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

##### ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

##### イ 消防団への参加促進

消防団は防災活動において重要な役割を果たしていることから、事業所に対する協力要請等を通じて消防団活動を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。



---

## 2 通信手段・運用体制の整備

### (1) 通信手段(消防・救急無線等)の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局とともに新たに増波された全国共通波(2波)の整備を促進し、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備の促進に努める。

- ① 多重無線通信機
- ② 衛星通信システム
- ③ 早期支援情報収集装置
- ④ 震災対策用通信設備等(可搬無線機、携帯無線機、全国共通波(増波)基地局等)

### (2) 通信・通用体制の整備

① 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防、救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

② 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

③ 住民への情報提供及び平常時からの住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

## 第6節 防災知識の普及計画

町及び防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、町全体としての防災意識の向上を図るものとする。

### 1 防災関係機関職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、防災教育の普及徹底を図る。

#### (1) 町における防災教育

町は、毎年度職員に対し、防災関係法令、関係条例、町防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割と行動、応急対策行動マニュアル等について周知徹底を図る。各種研修会に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

#### (2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施するほか、県及び町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

### 2 住民に対する防災意識の普及

町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、気候変動の影響も踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

#### (1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次に事項について啓発を行う。

##### ① 地震発生前の準備等についての啓発事項

ア 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等（ローリングストック法の活用）

- 
- エ 自動車へのこまめな満タン給油
  - オ 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
  - カ 家族が服用している医薬品の情報等の把握
  - キ ペットとの同行避難や避難所での飼養をについての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、避難用品の確保等）
  - ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
  - ケ 山形県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
  - コ 地震体験車等の地震の擬似体験

## ② 地震発生後の行動等についての啓発事項

- ア 緊急地震速報発表時の行動
- イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- ウ 自らの身を守る安全確保行動
- エ 自動車運転時の行動
- オ 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- キ 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ク 応急救護の方法
- ケ 通信系等の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- コ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- サ 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- シ 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- ス 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真撮影する等）

## (2) 啓発の方法

町は、広報紙、パンフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災意識と自助を基本とした防災意識の啓発を促進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会などを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

## (3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

### 3 事業所等に対する防災知識の普及

大規模災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に対し、防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進するものとする。

#### (1) 啓発の内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

##### ① 地震発生前の準備等についての啓発事項

- ア 施設の耐震診断や備品・ブロック塀等の転倒防止対策
- イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレックトペーパー等の準備（ローリングストック法の活用）
- エ 自動車へのこまめな満タン給油
- オ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- カ 町の災害歴史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- キ 地域住民との協力体制の構築
- ク 地震体験車等の地震の擬似体験

##### ② 地震発生後の行動等についての啓発事項

- ア 緊急地震速報発表時の行動
- イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- ウ 自らの身を守る安全確保行動
- エ 自動車運転時の行動
- オ 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- キ 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ク 応急救護の方法
- ケ 通信系等の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- コ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- サ 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- シ 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

#### (2) 啓発の方法

町は、広報紙、パンフレット、ポスターの配布やホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対し、防災セミナーの開催や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制

---

の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

#### 4 要配慮者等に対する防災知識の普及

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、震災時においては地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、震災時における相互協力の認識が必要である。このため、町は、要配慮者及び介護者向けのパンフレットやチラシ等の発行により防災知識の普及に努めるとともに、地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援について、パンフレット、広報紙等により普及活動を行うものとする。

#### 5 学校教育における防災教育

##### (1) 児童生徒等に対する防災教育

町は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発育段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、町の災害歴史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動がとれるよう次の事項に留意して教育する。また、町は、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

- ① 児童・生徒の発育段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- ② 児童・生徒の発育段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。
- ③ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

##### (2) 教職員に対する防災教育

- ① 町教育委員会は、初任者研修、経験者講習等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。
- ② 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

#### 6 防災上特に注意を要する施設における防災教育

##### (1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びに宿泊施設等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

---

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特徴をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

## 第7節 地域防災力の強化計画

災害発生時において被害を防止、軽減するためには、行政や公的機関による防災活動(公助)のみならず、消防団、地域住民、事業所等による自発的かつ組織的な防災活動(共助)が極めて重要である。町は、災害対策基本法第5条第2項に基づき、災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域、施設、事業所等における自主的な防災組織の育成・整備を推進するものとする。

### 1 自主防災組織の育成

災害発生直後は、家庭や地域の防災活動が中心となることから、町は、地区等に対する指導、助言を行い、実効性のある自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、平時からの組織間の情報交換、連携体制の確立、防災課題の共有を図り、地域防災力の強化に努めるものとする。また、消防団との連携等を通じて地域の防災体制の強化を図るものとする。

#### (1) 育成の主体

町は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

防災関係機関は、町が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

#### (2) 育成の方針

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」(昭和54年3月23日山形県防災会議決定)に基づき、自主防災組織を育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

- ① 人口の密集している地域
- ② 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ③ 木造家屋の集中している地域等
- ④ 土砂災害危険地域
- ⑤ 雪崩発生危険箇所の多い地域
- ⑥ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
- ⑦ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- ⑧ 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

#### (3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える自治会を単位として育成を図るものとする。

#### (4) 育成の強化対策

##### ① 防災意識の醸成と育成・指導

町は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を

---

図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

ア 育成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編制を求める。

(ア) 自主防災組織内の編制

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班

(イ) 編制上の留意事項

- a 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないよう組織編制の検討
- b 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- c 事業所等における自衛消防組織や従業員の参加
- d 地域的偏りの防止と専門家や経験者(消防団OB等)の活用

イ 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

ウ 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

(ア) 自主防災組織の編成と任務分担に関する事(役割の明確化)。

(イ) 防災知識の普及に関する事(普及事項、方法等)。

(ウ) 防災訓練に関する事(訓練の種別、消防機関等への連絡)。

(エ) 情報の収集伝達に関する事(収集伝達方法等)。

(オ) 出火防止及び初期消火に関する事(消火方法、体制等)。

(カ) 救出及び救護に関する事(活動内容、消防機関等への連絡)。

(キ) 避難誘導及び避難生活に関する事(避難指示の方法、要配慮者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等)。

(ク) 給食及び給水に関する事(食料・飲料水の確保、炊き出し等)。

(ケ) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事(調達計画、保管場所、管理方法等)。

② 自主防災リーダーの育成

町は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。

イ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー(その職務を代行しうる者)も同時に育成すること。

ウ 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること。

③ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ確かな防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあつては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の



---

各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

④ 防災資機材の整備等

町は、県が実施する自主防災組織の支援事業等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点（地区コミュニティセンター等）、消防水利（防火水槽等）及び広場（避難路、避難地等）等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。

⑤ 自主防災組織連絡協議会の設立

町は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会を設置する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

① 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- ウ 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の点検
- エ 地域内における消防水利（消火栓、防火水槽、水路等）の確認
- オ 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- カ 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- キ 避難地及び医療救護施設の確認
- ク 火気使用設備・器具等の点検
- ケ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- コ 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等
- サ 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

② 災害発生時の活動

- ア 出火防止及び初期消火活動の実施
- イ 地域住民の安否の確認
- ウ 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- エ 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
- オ 地域住民に対する避難指示等の伝達
- カ 避難誘導活動の実施
- キ 災害時要配慮者の避難活動への支援
- ク 避難生活の指導

- ケ 給食・給水活動及びその協力
- コ 救助物資等の配布及びその協力
- サ 他地域への応援等

(6) 関係団体との連携

自主防災組織は、次により、民間防火組織及び民生委員・児童委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

- ア 民間防火組織との一体的な活動体制づくり
- イ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施

(7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 自発的な防災活動の推進

町内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行う。

イ 地区防災計画の設定

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

## 2 企業（事業所）等における防災の促進

町、消防機関は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

(1) 企業等における自衛消防組織の育成

① 育成の方針

次の施設を管理する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- ア 小売店、旅館及び学校等、多数の者の出入り又は居住する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的な防火活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

ア 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

---

(ア) 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 家具・什器等の落下・転倒防止措置
- d 各種防災訓練の実施等

(イ) 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救護、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自ら自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐漏化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、企業における事業継続計画(BCP)の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(3) 企業等における帰宅困難者対策の促進

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(4) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

## 第8節 災害ボランティア受入体制整備計画

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲や長期に及ぶ場合、自発的な応援活動を行うボランティアの存在は発災直後から復旧過程において非常に重要な役割を果たすこととなる。町では、災害発生後にボランティアとして活動する者が集まった場合の窓口や活動内容等の受入体制について平常時から整備するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。

### 1 一般ボランティア

#### (1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

#### (2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ① 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ② 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ③ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- ④ 簡易な応急・復旧作業
- ⑤ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- ⑥ 災害ボランティアの受入事務
- ⑦ 被災者の話を聞く傾聴活動

#### (3) 受入体制の整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図るとともに、中間支援機構（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- ① 町災害ボランティアセンターの設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- ② 町災害ボランティアセンターのシミュレーションの実施
- ③ 町災害ボランティアセンターの運営者等の養成及び登録
- ④ 災害ボランティアセンターの設置場所、運営資機材等の確保
- ⑤ 地域における防災意識の普及啓発
- ⑥ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

## 2 専門ボランティア

### (1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体等から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

### (2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必 要 事 項
医療ボランティア	災害直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害の等の知識を有する者
水防協力団体（ボランティア）	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下に危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災地宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有する者
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者

### (3) 受入体制の整備

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア関係機関・団体、県と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取り組みを行う。

- ① ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を

---

行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

- ② ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結を推進する。
- ③ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身に付けてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
- ④ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。
- ⑤ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。

### **3 活動環境の整備**

町は、被災者のニーズ等の情報提供方策の整備やボランティア団体の活動支援、リーダー育成など、ボランティア活動の環境整備を図る。

## 第9節 防災訓練計画

防災活動に対する意識の高揚と、技術の習得を推進し、災害発生時の初動体制や応急対策等を的確かつ円滑に実施するために、県、防災関係機関、地域住民等との連携を図りながら、図上又は現地において総合的かつ計画的な防災訓練を実施する。

### 1 防災訓練

町は、地域における第一次防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、白鷹町総合防災訓練は以下の点に留意して県に準じた各種訓練を実施する。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- (3) 防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等に県の参加を求めること。
- (5) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。
- (6) 図上訓練等を実施するように努めること。
- (7) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (8) ペット同行避難者の受入体制が整備されるよう努める。
- (9) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- (10) 季節により防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (11) 訓練項目
  - ・自主防災組織による初期対応訓練
  - ・非常招集訓練
  - ・避難誘導訓練
  - ・災害情報収集訓練
  - ・救出訓練
  - ・通信手段確保訓練
  - ・救急救護訓練
  - ・非常通信訓練
  - ・緊急道路確保訓練
  - ・災害対策本部運営訓練
  - ・消火訓練
  - ・災害対処訓練
  - ・給食給水訓練
  - ・災害ボランティア受入訓練
  - ・救援物資輸送訓練
  - ・水防訓練

### 2 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、町が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急処置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

---

### 3 学校の避難訓練

学校の管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の策定により、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保し、次の点に留意して年1回以上避難訓練を実施するものとする。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

### 4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物施設及び病院・福祉施設並びに大規模店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施するものとする。

特に、病院・福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数利用していることから、施設の管理者は、職員及び施設利用者に対する避難誘導訓練や町及び防災関係機関との緊密な連携もとの情報伝達訓練を実施するなど十分な防災教育を行うとともに、防災関係機関や付近住民から避難時の協力を得られるよう連携の強化に努めるものとする。

### 5 防災訓練の評価

- (1) 町及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。



## 第10節 避難体制整備計画

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に町が実施する避難体制の整備について定める。

### 1 避難場所及び避難所指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、コミュニティセンター及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、町地域防災計画に定めるとともに、住民への周知徹底を図る。

#### （1）指定避難所等の定義

##### ① 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

##### ② 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、コミュニティセンター及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した施設をいう。

#### （2）避難所等の指定

町は指定避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

- ① 地区別に指定し、災害の種別ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず、危険区域内となる場合は浸水、土砂災害に対する安全が確保できる頑強な建物であること。

また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

- 
- ② 指定救急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害種別に応じて、安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすること。
- ③ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ相談等の支援を受けることができる体制が整備されたいもの等を指定すること。
- ④ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。  
避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度を目安とする。
- ⑤ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。避難所は十分な耐震強度を確保すること。
- ⑥ 公園等を避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。
- ⑦ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。  
人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
- ⑧ 避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらおう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。
- ⑨ 町は、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
- ⑩ 町は、学校を避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。学校施設の避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- ⑪ 町は、指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めること。
- ⑫ 指定避難所となる施設について、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。
- ⑬ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるように努めること。
- ⑭ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避

---

難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

(3) 避難路の安全確保

町は、避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

- ① 避難所等へ至る主な経路となるところが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、崖崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。
- ② その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

(4) 避難所等及び避難方法の事前周知

町は、避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

① 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するように努める。

② 広報誌、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を図るよう努める。

③ ホームページへの掲載

④ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること

また、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする

(5) 公共用地の活用

町は、公共用地について、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。

## 2 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難指示等ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努め

---

る。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

(2) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

町は、避難指示等、それらの発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

### 3 避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

町は、避難所について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

(1) 避難所及び避難路の耐震化

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた照明設備、電話不通時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。

(3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）及び毛布等の生活必需品の配備

(4) 要配慮者に配慮した避難所等への誘導標識の整備や、避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備

(5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備

(6) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備

(7) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

---

## 4 要配慮者の避難支援計画

町は、要配慮者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するものとする。

## 5 避難誘導體制の整備

町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の連携や協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

## 6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

### (1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、保育所、認定こども園、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

- ① 地域の実情に応じた避難所等、誘導及びその指示伝達の方法
- ② 自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制
- ③ 集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法
- ④ 災害時における施設利用者の受入れに関する他施設との協定等
- ④ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

### (2) 不特定多数の者が利用する施設

大規模小売店舗、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- ① 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- ② 利用者の施設外への安全な避難誘導
- ③ 避難所等に係る町との事前調整

---

## 7 福祉避難所の指定

町は、一般の指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（等の要配慮者）のために、次の事項に留意し、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

- (1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

なお、指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

## 8 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

## 第11節 救助・救急体制整備計画

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場において、多くの被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、自主防災組織、消防機関、防災関係機関、町がそれぞれ連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

### 1 自主防災組織の対策

地域における要救助者の把握は、各地区の自主防災組織の力に依るところが大きく、初期段階における自主防災組織の対応がその後の救出作業において大きく影響することから、次のとおり体制の整備を図るものとする。

#### (1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに消防機関、町、警察署に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の指示等を速やかに伝達する体制を整備する。

#### (2) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベット等の資機材を、町の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難場所等に整備するよう努める。

#### (3) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平常時から、消火活動や損壊した建物からの救助活動等について十分な訓練を行う。

### 2 町及び消防機関の対策

#### (1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の意識高揚を図る。

また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

#### (2) 民間組織等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等の体制を整備する。

#### (3) 消防組織の救助・救急体制の整備

##### ① 常備消防組織

町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・

---

救急活動が行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。

#### (4) 情報収集体制の整備

##### ① 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町及び消防機関はこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関、県等と適切に情報交換できる体制を整備する。

また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

##### ② 通信手段の整備

公衆通信網が途絶した場合に備えトランシーバー等を活用した通信について、その方法や体制について整備する。

##### ③ 各種団体との連携

郵便局、各タクシー会社等と、通行中に発見した要救助者の通報等の災害情報について協力が得られるような体制整備を行う。

#### (5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要である。このため、建物等の倒壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておくものとする。

#### (6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に搬送するため、緊急患者受入れの確認方法等、医療機関との情報伝達体制の確立を図るものとする。

#### (7) 応援受入体制の確立

同時多発的に災害が発生し町の組織のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づき、県、他市町村、消防機関、警察、自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めておくものとする。

また、これらの応援に駆けつける関係機関の応援受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について事前に協議し、確立しておくものとする。



## 第12節 火災予防計画

地震による火災発生等の二次災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るために、町や消防機関などが実施する火災予防体制の整備を行う。

### 1 出火防止対策

#### (1) 一般対策

- ① 町及び消防本部は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に努める。
- ② 町及び消防本部は、火災の発生を防止するため、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。
- ③ 消防本部は、飲食店など不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

#### (2) 家庭に対する指導

- ① 町及び消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の設置と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

##### ア 地震発生時の対策

- (ア) 使用中の調理器具や暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
- (イ) ガスにあっては、元栓を締める。
- (ウ) 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

##### イ 平常時の対策

- (ア) 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
- (イ) 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理
- (ウ) 危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

### 2 初期消火体制の強化

#### (1) 自主防災組織の対策

- ① 自主防災組織は、火災の発生状況を速やかに消防署に通報する体制を確立する。
- ② 自主防災組織は、地域での防災訓練等を通じて、消火器の使用や消防水利の消防施設使用方法について習得する。

#### (2) 消火訓練の実施

消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制を確立するよう指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

---

### 3 消防施設等の整備

#### (1) 町による整備

町は、消防計画に基づき、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

#### (2) 防火管理者による消防施設等の整備

防火管理者は、その消防計画に基づき、消防用設備等の整備点検を行う。

#### (3) 自主防災組織による整備

町は、各種補助事業等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

## 第13節 医療救護体制整備計画

大規模地震時に発生する多数の傷病者に対して、医療機関の機能低下や交通の混乱等による困難な条件の下で、応急的に適切な医療を提供するため、町及び関係機関があらかじめ必要な医療救護体制の整備を図る。

### 1 医療関係施設の整備等

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

#### (1) 医療関係施設等の整備

町及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。

#### (2) 医療救護所設置場所の確保

町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、町地域防災計画に掲載し地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行うものとする。

##### ① 設置場所

- ア 二次災害の危険がない場所であること。
- イ 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- ウ 住民等に比較的知られている場所であること。
- エ ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に比較的近接していること。

##### ② 設置スペース

冬期間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

##### ③ 設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、1箇所を目安とする。

#### (3) 非常用通信手段の確保

町の医療機関は、災害時の医療機能の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

### 2 医療資器材の整備

町は、診療所等において、災害時に医療救護所等において必要となる医薬品・医療資器材等を確保するように努める。

## 第14節 町の防災化計画

市街開発や道路橋梁整備、公園・緑地整備を通して、災害が発生した場合に迅速かつ的確に災害対策活動が行えるよう防災化を計画的に進める。

### 1 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における重要な避難救援場所になるとともに、大火災の延焼を防止する緩衝帯となる。また、物資集積の基地、緊急のヘリポートとしても利用可能なことから、防災上の重要な空間と位置付け、計画的な整備を図るものとする。

### 2 道路・橋梁整備事業の推進

道路・橋梁は、災害時における避難、消防活動、医療搬送、物資輸送の基盤となるものであり、災害発生時の被害の軽減、応急活動等の円滑化を図るため、関係機関と連携のうえその耐震性を確保するとともに、安全な緊急輸送路及び避難路確保、延焼防止効果など、防災に対応した整備を図るものとする。

### 3 市街開発の推進

防災上危険となる無秩序な市街の形成を防止するとともに、防災性の向上等良好な市街の形成を図るため、民間活用も含めて計画的に開発するよう努めるものとする。

### 4 宅地開発

町の計画的な発展と良好な市街の整備を図るため、宅地開発に対し、防災性と安全性に関する指導の強化に努めるものとする。

### 5 整備対象施設

#### (1) 消防施設の整備

地震発生時には、消火栓の使用不能や消防ポンプ車の進入不能等、消火活動に支障をきたす事態の発生が予想されるため、耐震性貯水槽、防火水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利を整備するとともに、可搬式動力ポンプの整備を推進するなど、消防施設の計画的な整備を図るものとする。

#### (2) 防災資機材の整備

町の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

##### ① 自主防災組織等が使用する資機材

町は、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織に配備支援する。

---

② 町が整備する資機材の整備

町は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

ア 町が整備する資機材

(ア) 防災拠点へ配置する資機材

(イ) 消防団等が使用する資機材

(ウ) 水防用資機材

イ 防災活動拠点施設の整備

町は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。

## 6 防災活動拠点の整備

災害発生時の防災活動の拠点となる公共施設の耐震化を推進するとともに、災害時の現地対策本部となりえる各地区コミュニティセンターや避難場所となる学校施設においては、平常時に住民に対する防災教育や訓練の場として活用する。また、当該施設においては、応急対策や災害復旧活動が迅速に行えるよう必要な防災資機材の整備を図るものとする。

## 7 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

特に地震防災上緊急に整備すべき施設等については、地震防災対策特別措置法に基づく山形県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき計画的に整備を推進する。

## 第15節 防災用通信設備計画

災害時における住民への情報伝達、各防災関係機関相互の連絡及び災害現場との通信を迅速かつ的確に行うための手段等を確保するため、通信施設及び体制を整備する。

### 1 防災用通信施設の整備状況

災害発生時においては、町災害対策本部を中心に消防、警察等の防災関係機関やライフラインの生活関連機関等が緊密に連携して対処することが重要であり、住民に対しても迅速かつ的確な情報伝達を行わなければならないことから、町は、次のとおり通信施設の整備に努める。

#### (1) 町の整備状況

##### ① トランシーバー

町から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うため、役場庁舎と各地区コミュニティセンター等の防災拠点施設等を結ぶ無線連絡網を整備し、さらに、各自主防災組織、消防団に配備し災害現場間において迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行い災害対応に当たる。

##### ② 町防災行政無線（移動系無線）

庁舎と避難所間及び災害現場間又は災害現場等相互間において迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、半固定型、車載型又は携帯型の無線設備がある。今後町防災無線（同報系）の整備について検討する。

##### ③ 衛星携帯電話

災害時に主として外部機関との連絡用に衛星携帯電話の活用を図る。

##### ④ 災害時の緊急用連絡メールの活用

携帯各社の緊急時連絡用メールを活用しての災害情報の伝達を行う。

#### (2) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更には、衛星通信により消防庁及び都道府県間との通信が可能となっている。これらのシステムは、従来から電話・ファクシミリに加え、災害映像を関係機関へ伝送できるが、高速大容量伝送に備え、今後、デジタル化を進めていく。

#### (3) 公共情報コモンズの整備

国が整備を進めている公共情報コモンズの活用を図る。

#### (4) 緊急地震速報等の住民への情報伝達のために全国瞬時警報システム（J-Alert）

と防災行政無線の自動放送連携に努める。

#### (5) ソーシャル・ネットワーキングサービスの整備について検討する。

## 2 通信施設の災害予防対策

(1) 町は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

(2) 国、県及び市町村等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

ウ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県及び市町村等を通じた一体的な整備を図る。

エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

オ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

カ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

キ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

### (3) 通信手段の多様化

町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

### (4) 最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

---

### 3 電気通信設備等の活用

#### (1) 移動系通信設備

町は、災害時に有効な携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について整備しておくものとする。

#### (2) 災害時優先電話

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

#### (3) I P 電話

I P 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

#### (4) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

国、県、市町村は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。



## 第16節 土砂災害等予防計画

災害による地すべり、がけ崩れ等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、これらの危険箇所の現状を把握し、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策を実施する。

### 1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

#### (1) 危険箇所の調査・点検

町は、県が調査、点検をした地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険箇所について県及び関係機関の協力を得て、定期的に危険度を把握するための調査を行うこととし、特に、学校、医療機関、社会福祉施設など災害時要配慮者が利用する施設が含まれる危険箇所については、調査・点検を重視する。

#### (2) 危険箇所の周知

町は、県から危険箇所の資料や情報の提供を受け総点検し、これらの危険箇所について町地域防災計画に明記するとともに、平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備等に関する事項について定め、住民に周知徹底を図るものとする。

### 2 地盤災害予防対策の推進

#### (1) 危険箇所の法指定（国及び県指定）

県は、危険箇所において災害防止施設の整備を推進するとともに、一定の行為を禁止・制限するため、対象地を関係法令に基づく指定箇所に指定する。

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成規制区域

#### (2) 地盤沈下の防止

山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

#### (3) 災害防止対策工事の推進

法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

---

(4) 警戒体制の確立

町は、県と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(5) 緊急連絡体制の確立

町は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(6) 緊急用資機材の確保

町は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために、必要な資機材を確保し、緊急時に備えるものとする。

## 第17節 建築物災害予防計画

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減を図るため、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物並びに一般建築物等の耐震性と不燃性の強化を促進するとともに、災害時の住宅被害を想定した迅速な復旧のための事前体制の構築を図る。

### 1 建築物の耐震性の確保

#### (1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

大規模な災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物(以下「防災拠点施設」という。)の安全性を確保するため、新築、建て替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年)」を参考に、耐震性を強化した施設づくりを推進する。

- ① 災害対策本部が設置される施設(防災センター等)
- ② 医療救護活動に従事する機関の施設(医療施設等)
- ③ 応急対策活動に従事する機関の施設(消防分署等)
- ④ 避難収容施設(小学校等)
- ⑤ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム等)

#### (2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

老朽化の兆候が認められる指定避難所等について、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。さらに、一般住宅についても、所有者が積極的に耐震化に取り組めるよう必要な啓発、助言、指導を行うものとする。

#### (3) 防災設備等の整備、維持管理

##### ① 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ア 配管設備類の耐震性強化
- イ 非常用電源の基本能力の確保
- ウ 飲料水の基本水量の確保
- エ 消防防災用設備等の充実
- オ 情報・通信システム等の耐震性能の向上

##### ② 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検の台帳や防災関係図、維持管理の手引などを整備し、日常点検の励行に努める。

### 2 公共建築物の耐震化の推進

町は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るため主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本方針(平成17年3月策定)」並びに「白

鷹町建築物耐震改修促進計画」に基づき、所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修）を計画的かつ効果的に推進する。特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部・現地本部を設置する施設、警察署、消防署、医療機関、避難所となる施設、学校、社会福祉施設などの災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するにあたり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(2) 広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く住民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

### 3 一般建築物の耐震化の推進

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

スーパーマーケットなど、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者はその耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

- ①震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- ②不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ③避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練による避難等の徹底
- ④震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- ⑤当該施設の管理実態を把握するための、防災設備の日常点検の励行

(2) 住宅、建築物の耐震化

①特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

ア 町は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

イ また、耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格建築物についても、県促進計画及び県実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

ウ 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震化を促進する。

エ 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚

---

起する。

② 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

町は県と連携し、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

ア 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、映像等により、普及・啓発を図る。

イ 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談窓口を設置し、情報の提供に努める。

(3) ブロック塀、石塀等の倒壊防止

町は県と連携して、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発を行う。

(4) 窓ガラス等第二次部材の落下防止

町は県と連携し、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、建築物の管理者等を主な対象として、安全確保について指導・啓発を行う。

(5) 家具、電気製品等の転倒・落下防止

町は県と連携し、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

#### 4 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらを間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないため、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのための有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図るものとする。

## 第18節 輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、町が実施する輸送体制の整備について定める。

### 1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

### 2 緊急輸送ネットワークの設定

町は、県の緊急輸送道路ネットワークとの整合性を図りながら、町内の緊急輸送ネットワークの形成を図る。

なお、町は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

#### (1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うための、町内の防災活動拠点(役場庁舎、病院、消防分署、輸送施設(道路、鉄道、臨時ヘリポート等)、及び防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

#### (2) ネットワークを指定する基準

- ① 国道、県道、防災活動拠点、災害拠点病院、輸送施設等を有機的に結ぶ国道、県道及び町道で構成される道路網
- ② 隣接市町や隣接生活圏との接続道路
- ③ 病院、広域避難場所等公共施設と①の道路を結ぶ道路

#### (3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークにおいて指定された輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平常時から情報交換を行い相互の連携体制を整えておくものとする。

県及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

### 3 地域内輸送拠点の環境整備等

(1) 町は、**地域内輸送**拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、県、国と連携して環境整備を図る。

- ① 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化

- 
- ② 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進
  - ③ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等
- (2) 町は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、避難所の配置状況等を考慮し、**地域内輸送拠点**の候補地となる公的施設等を当該施設等の管理者と協議のうえ、複数選定しておくものとする。
- (3) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

#### 4 臨時ヘリポートの選定・整備

町は、陸上輸送との連携を考慮した臨時ヘリポート候補地を県と協議し選定する。

#### 5 緊急輸送用車両等の確保・整備

町は、車両等の所要数及び調達先並びに物資の**地域内輸送拠点施設**等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

#### 6 緊急通行車両等確保のための事前対策

町は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するため、緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認について、次により県公安委員会に対して事前届出を行い確認に係る事務の迅速化を図るものとする。

##### (1) 事前届出対象車両

- ① 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、本法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。
  - ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの
  - イ 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
  - ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
  - エ 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関するもの
  - オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
  - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
  - キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
  - ク 緊急輸送の確保に関するもの
  - ケ 上記のほか、災害発生防止又は拡大防止のための措置に関するもの
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時

---

これら機関の活動のために専用使用される車両、又は災害発生時の他の関係機関、団体から調達する車両であること。

(2) 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

(3) 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。



## 第19節 危険物等施設災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質(以下「危険物等」という。)による被害の発生又は拡大を防止するため、関係機関と連携した保安体制の強化、施設の適正な維持管理等の保安措置対策を講じるとともに、保安教育や防災思想の啓発を行う。

### 1 危険物施設等の安全対策

#### (1) 施設構造基準等の維持

- ① 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう努めるものとする。
- ② 消防本部は、危険物取扱事業所に対して定期的あるいは必要に応じて立入検査を行い、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

#### (2) 保安教育の実施

消防本部は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努めるものとする。

#### (3) 防災訓練の実施と資機材の整備

危険物取扱事業所は、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう、具体的な災害想定に基づく実践的な防災訓練を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努めるものとする。

#### (4) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防や警察の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を整備しておくものとする。

### 2 火薬類製造施設等の安全対策

火薬類取扱事業所は、災害時において被害の拡大が予想されることから、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、従業員に対しての保安教育及び訓練の徹底により災害の未然防止を図るものとする。

### 3 高圧ガス製造施設等の安全対策

高圧ガス保安法で定める高圧ガスは、その特性により漏えいすると、爆発性や毒性から大災害につながる恐れがあるため、高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設の自主検査と安全性の評価を行い、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

## 第20節 農地・農業用施設災害予防計画

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、その被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるように災害予防対策を行う。

### 1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

#### (1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

#### (2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の整備を検討する。

#### (3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

#### (4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するために、耐震基準に基づく施設の整備を図る。

#### (5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

### 2 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置の整備に努める。

### 3 用排水路施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

### 4 ため池施設の災害予防対策

町及び県は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある防災重点ため池について、ハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池管理者は、ため池の規模、構造及び老朽化の度合い等を内容とする台帳を整備するとともに、老朽化の著しいもの及び耐震性の不足するものについて現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

## 第21節 ライフライン施設災害予防計画

上下水道、電力、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活や経済活動、災害時の応急活動にとって重要な役割を果たすものであり、これらの施設が災害により被害を受けた際の影響は極めて大きい。このため、施設等の安全性を図るとともに、被害を最小限にとどめ、早期復旧を図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

### 1 上水道施設災害予防計画

大規模な地震が発生した場合の水道の漏水・断水等を最小限にとどめるため、町及び水道事業者が実施する災害予防対策について定める。

#### (1) 防災体制の整備

##### ① 防災対策マニュアル等の作成

応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定し、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、体制の整備に努めるものとする。

##### ② 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査、復旧計画の立案、耐震継手を使用する管の施工等の現場技術を向上し、熟練した技術者の養成、確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練、情報伝達、施設の点検訓練、応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

##### ③ 管理図面及び災害予防情報の整備

他からの応援者が迅速に応急活動を実施できるようにするため、基本的な水道システム図、施設図、管路図、拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数等の情報等を盛り込んだ応急復旧図面等を整備する。

##### ④ 関係行政機関等との連携及び連絡調整

水道事業者は、災害発生時の関係行政機関や関係団体等の連携等についての体制を整備するとともに、応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察の連絡調整を図るものとする。

##### ⑤ 予備資材の確保

応急復旧時に支障が生じないよう予備資材の確保を図るものとする。

##### ⑥ 緊急時連絡体制の確立

町は、本部の通信網の整備と合わせて無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアルや緊急時連絡先一覧表を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。

---

## (2) 防災広報活動の推進

- ① 住民に対し、防災体制の確立、飲料水の確保(最低1人1日3ℓ、3日分程度を目安)衛生対策の留意事項について広報紙等により広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。
- ② 各自主防災組織に対し、応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施し、緊急時における支援体制の確立に努めるものとする。
- ③ 医療施設、福祉施設等に対し、飲料水備蓄のための受水槽などの整備及びその耐震性の向上について広報、指導に努めるものとする。

## (3) 上水道施設の災害予防措置

町及び水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震化を推進する。

### ① 重要施設の耐震化の推進

地震による被害を軽減するため、次により老朽化した構造物・設備の補強、更新等を実施し、耐震化の推進及び安全性の強化を図る。

ア 取水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化

イ 避難所等及び給水拠点を中心とした耐震性貯水槽、大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

ウ 配水池容量の増加及び緊急遮断弁の設置

エ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用、給水装置の耐震化

オ 老朽管路の計画的な更新、基幹配水管並びに医療機関及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震化

カ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

### ② バックアップシステムの構築

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ 非常用電源の整備(自家発電装置)

ウ 隣接水道事業者施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築

エ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

### ③ 機械設備や薬品管理における予防対策

ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

## (4) 災害対策用資機材等の整備

### ① 応急給水用資機材の整備

町及び水道事業者は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努めるものとする。

---

② 応急復旧用資機材の整備

町及び水道事業者は、計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握しておくものとする。

(5) 生活用水水源の確保

町及び水道事業者は、給水車等水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震化を推進する。

## 2 下水道施設災害予防計画

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするため町が行う災害予防対策について定める。

(1) 防災体制の整備

① 組織体制の整備

災害発生時にただちに下水道施設の復旧作業が行えるよう、関係機関との連携を図り、組織体制を整備する。

② 応急対策マニュアル等の作成

迅速に応急体制を確立し、適切な応急対策を実施するため、応急復旧等のマニュアルの整備、更新を図る。

③ ライフライン関係機関との連携

下水道施設の被災状況調査や復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設にかかる作業と連携して実施できるよう調整し、関係機関の被害状況を迅速に把握できるよう体制づくりを行う。

④ 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(2) 広報活動

下水道施設の被災箇所を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平常時から町民に対し広報活動を行い、防災意識の啓発に努めるものとする。

(3) 下水道施設の災害予防措置

町は、次により下水道施設の耐震性及び安全性を確保するものとする。

① 耐震性の確保

ア 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

イ 耐震計画、設計及び施工

地震による被害が発生した場合に、下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、下水道施設の耐震性及び安全性について計画・設計時に十分考慮するものとする。

## ② 安全確保対策

### ア 管理図書の整備

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるため、これらの基本的図書の整備と保管に努めるとともに、そのバックアップを設けるなど安全性の向上にも配慮する。

### イ 施設の安全パトロール

日常の点検パトロールにおいては、地震発生時に被災する可能性が高く、漏水や湧水など変状が出やすい場所を把握する。

### ウ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

## (4) 災害復旧用資機材等の確保

緊急措置や応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材の確保に努める。

## 3 電力供給施設災害予防計画

災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ラインの確保のため、町は、電気事業者(東北電力株式会社)が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。

### (1) 防災体制の整備

#### ① 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、職員の防災意識の高揚に努める。

#### ② 防災訓練

防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時に計画が有効に機能することを確認するとともに、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

### (2) 防災関係機関との連携

#### ① 防災関係機関との連携

防災会議及び防災関係機関等は平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

#### ② 他電力会社との協調

東北電力株式会社以外の請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

### (3) 広報活動

地震による断線や電柱の崩壊・折損等による公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止のため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

### (4) 電力設備の災害予防対策

① 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については補強等により災害予防対策を講じる。

② 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

③ 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

(5) 災害対策用資機材等の整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び点検を行う。また、車両等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

#### 4 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、町は、電気通信事業者（NTT東日本山形支店）が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。

(1) 防災体制の整備

① 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

② 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じて予め決めておく。

③ 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、全社体制関連会社等の応援など全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

④ 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

(2) 災害時広報体制の確立

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合に、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル提供状況を、地域住民や県民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

---

(3) 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、通信設備の防災設計を実施し、設備自体を物理的に強固にする。また、被災地とそれ以外の地域間の通信が途絶し又は麻痺しないよう、次によりシステムとしての信頼性の向上を図る。

- ① 電気通信設備の耐震性等
- ② 電気通信システムの高信頼化
- ③ 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害から迅速に復旧するため、非常用通信装置、非常用電源装置、応急ケーブル等の機器や車両等を配備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保と整備

- ① 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。
- ② 災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。
- ③ 災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的を実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。



## 第22節 食料・生活必需品等の確保計画

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等(以下「食料等」という。)の備蓄及び調達の整備を図る。

### 1 基本的な考え方

- (1) 町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達方法を整備する。
- (2) 町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (3) 町は、住民の備蓄を補充するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄(流通備蓄を含む。)する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (4) 町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。

### 2 食料等の確保品目及び方法

#### (1) 食料

##### ① 品目

食料の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、肝臓疾患患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、障害者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

ア 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳幼児用調整粉乳等の主食

イ 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

##### ② 方法

町は、1の(3)及び(4)により、食料の供給体制を整備する。

#### (2) 飲料水

- ① 水道事業者等は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、町は1の(3)及び(4)により飲料水(ペットボトル等)の備蓄に努める。

- ② 水道事業者等は、給水に関する情報の共有化に努める。

#### (3) 生活必需品等

##### ① 品目

高齢者や乳幼児等のきめ細やかなニーズに配慮し、以下の品目を中心に確保するもの

とし、また、住民が日常生活において通常使用しない防災資機材等についての備蓄に努めるものとする。

区分	品目名(特に重要な品目)
寝具	タオルケット、毛布、布団、ダンボール等
被服	肌着、普段着、作業着等
身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ(大人用含む)、おしりふき等
炊事用具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	はし、茶碗、皿、ほ乳瓶、同洗浄器等
医薬品	常備薬、救急箱等
日用品	石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋等、弾性ストッキング
光熱材料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ等
トイレ	簡易トイレ・携帯トイレ
防災資機材等	防災シート、発電機、投光器等
季節用品	(冬期)防寒着、カイロ、ストーブ、灯油等 (夏期)扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤等

② 方法

町は、1の(3)及び(4)により、備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努めるものとする。

(4) 燃料

① 品目

ガソリン、灯油等

② 方法

町は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

## 第23節 文教施設における災害予防計画

災害発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全の確保と、施設及び収蔵物等の適切な保全のため、災害予防対策を実施する。

### 1 学校の災害予防対策

#### (1) 学校安全計画の策定

校長は、町教育委員会の指導により、「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編(平成22年11月山形県教育委員会作成)」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるよう、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

##### ① 内容

##### ア 安全教育に関する事項

(ア) 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

(イ) 学年別・月別の安全指導の指導事項

a 学級(ホームルーム)活動における指導事項

(生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等)

b 学校行事(避難訓練など安全に関する行事)における指導事項

c 児童(生徒)会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する事項

d 課外における指導事項

e 個別指導に関する事項

(ウ) その他必要な事項

##### イ 安全管理に関する事項

(ア) 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

(イ) 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

ウ 学校安全に関する組織活動の事項(研修含む)

#### (2) 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成

校長は、児童・生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成するものとする。

#### (3) 学校安全委員会の設置

---

校長は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置するものとする。

(4) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。

① 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する学校防災組織を編成し、教職員の役割分担を定めるとともに、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておくものとする。

② 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておくものとする。

③ 家庭との連絡体制

家庭訪問、保護者会等を通じて、災害発生時の連絡先及び児童・生徒の引き渡し方法等についてあらかじめ保護者と確認し徹底しておくものとする。

④ 施設、設備等の点検・整備

ア 学校の施設、設備等については、定期的な安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。

イ 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い資材が倒れないようにしておく。

(5) 防災用具等の整備

医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等の必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておくものとする。

児童生徒名簿、教職員名簿、部活動名簿等を整備し、常に人員把握ができるようにしておくものとする。

(6) 防災教育

校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していくものとする。また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行うものとする。なお、学校教育における具体的な防災教育は本編災害予防計画第6節「防災知識の普及計画」による。

(7) 防災訓練

校長は、児童・生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施するものとする。なお、学校教育における具体的な防災訓練は本編災害予防計画第9節「防災訓練計画」による。

(8) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童・生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には、地域住民の避難場所ともなることから、町は、校舎や体育館等の施設に

---

ついて耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題のある建物については、十分な耐震強度の確保に努めるものとする。また、地震に伴う電気、水道の供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮するものとする。

## 2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

中央公民館、図書館、又は文化施設及び体育施設等は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また移動困難な文化財並びに貴重な蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。このため、次により災害予防対策を実施する。

### (1) 防災計画の策定

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて内容等を職員に周知しておくものとする。

### (2) 自衛防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておくとともに、担当職員が不在の場合の代行措置についてもあらかじめ明確にしておくものとする。

### (3) 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に的確に状況等を伝達し、迅速かつ安全に施設外に避難させるため、館内放送設備等の情報伝達手段の充実に努めるとともに、必要に応じ避難経路の表示を増やす等の措置を講ずるものとする。また、避難誘導の手段及び方法についても検討し、避難体制を確立しておくものとする。

### (4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとるものとする。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図るものとする。

- ① 自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防車両用道路の整備については、文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所に十分配慮のうえ実施するものとする。
- ② 収蔵物を火災、浸水及び転倒から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておくものとする。

## 第24節 要配慮者の安全確保計画

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、町、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

### 1 在宅の要配慮者対策

#### (1) 要配慮者支援体制の確立

##### ① 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が要配慮者の安全確保の基盤となる。

このため、町は、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会及び民間ボランティア団体等による要配慮者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

##### ② 要配慮者情報の把握・共有

町は、町地域防災計画において、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、要配慮者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び自主防災会等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

イ 要配慮者の避難支援等が円滑に行われるよう、「白鷹町避難行動支援者の避難行動支援全体計画」を作成するとともに、平常時から要配慮者一人一人に対する個別避難計画を作成する。なお、個別避難計画の作成にあたっては、要配慮者と避難支援等関係者が入念に打合せを行うとともに、登録者の経年変化や支援内容等を適宜更新し実効性のある計画を作成する。

また、個別避難計画が作成されていない要配慮者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ウ 町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、災害時に避難支援が必要な要配慮者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における要配慮者の居住状況や避難

---

支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

エ 避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、要配慮者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、要配慮者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

③ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

災害発生時に要配慮者の避難が円滑に行われるよう、要配慮者に関する情報を基に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

なお、個別避難計画については、作成後も計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

(2) 情報伝達、避難誘導體制の整備

① 情報伝達体制の整備

要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

② 避難支援者の明確化

自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の要配慮者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

③ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

町、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。また、町は、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

④ 近隣住民等の役割

要配慮者避難支援対策の実施にあたっては、地域や関係機関との連携が必須のため、町は、避難支援者、自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉関係者等との連絡を密にし、情報共有を図るものとする。

(3) 要配慮者に適した避難所等の確保

町は、避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、町は要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

町は、要配慮者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよ

う努める。

- ① 要配慮者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及
- ② 広報誌等による要配慮者支援の啓発、知識の普及等
- ③ 要配慮者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

町は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

町は、実情に応じ、要配慮者の家庭及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取組む。

(7) 町の体制整備

町は、要配慮者に関する情報の収集、要配慮者避難支援プランの策定、要配慮者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として要配慮者支援班を設ける。

## 2 社会福祉施設等における要配慮者対策

- (1) 社会福祉施設等の管理者は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

① 防災体制の整備

ア 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

消防本部との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。



② 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

③ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどの事情を持つ入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

④ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日、推奨1週間の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて耐震貯水槽、備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

⑤ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(2) 町は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

③ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

③ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

### 3 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。町は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

町は、民間ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

## 第25節 積雪期における地震災害予防計画

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想されるため、町及び防災関係機関は除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 1 除排雪体制・施設整備等の推進

#### (1) 道路の除排雪体制の強化

一般国道、県道等の各道路管理者と相互に連携し除排雪を強力に推進するものとする。

#### (2) 積雪寒冷地に適した道路整備

冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努めるものとする。

#### (3) 除排雪施設等の整備

道路・家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に努めるものとする。

#### (4) 雪崩防止対策の推進

雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止施設の整備に努めるものとする。

#### (5) 克雪住宅の普及等

屋根雪荷重による地震時の屋根倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進し、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行うものとする。

#### (6) 要配慮世帯の助成等

自力での屋根雪処理が困難な要配慮世帯の除雪負担の軽減を図るため、除雪費用に対する助成措置の活用にも努めるほか、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

#### (7) 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保に困難をきたすため、積雪期に対応した消火栓、防火水槽等複数の消防水利の整備に努めるものとする。

### 2 緊急活動体制の整備

#### (1) 冬期緊急道路確保路線網図の整備

国、県の各道路管理者と相互に協議し、積雪期の地震の初期活動に必要な冬期緊急道路確保路線網図を整備するものとする。

#### (2) 通信手段の確保

積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図るものとする。

---

(3) 避難所体制の整備

寒冷積雪期の避難所運営に関し、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房設備、燃料、携帯暖房品等の整備、備蓄に努めるものとする。

(4) 積雪期用資機材の備蓄

積雪期においては、特に、被災者、避難者の収容施設に対する暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、救出用スノーボード等)の備蓄に努めるものとする。

### 3 スキー客対策の推進

スキー場において大規模な地震が発生した場合、リフト及びロッジ等の損壊並びに雪崩の発生等により、多くのスキー客が被災することが懸念される。このため、スキー場施設管理者は、リフトの利用者等の安全確保やスキー客の一時避難対策等が的確に行えるよう、夜間営業時も考慮した体制を整備するとともに、町は、スキー客の救助や避難所への誘導等についての対応を確立しておくものとする。

### 4 総合的雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。このため、町は、町民及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努めるものとする。

## 第26節 地震防災施設等整備計画

地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備する。

### 1 整備対象施設

#### (1) 消防施設の整備

町は、地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

#### (2) 防災資機材の整備

町の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

##### ① 自主防災組織等が使用する資機材

町は、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織にきめ細やかに配備する。

##### ② 町が整備する資機材の整備

町は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

##### ア 町が整備する資機材

- (ア) 防災拠点へ配置する資機材
- (イ) 消防団等が使用する資機材
- (ウ) 水防用資機材

##### イ 防災活動拠点施設の整備

町は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。

### 2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

## 第27節 孤立集落対策計画

地震発生時、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、現状を掌握し、孤立した際の援護が届くまでの自立を前提に、防災体制の整備を行う。

### 1 孤立するおそれのある集落の把握

町は、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の状況を把握する。

### 2 防災資機材等の整備

#### (1) 連絡手段の確保

集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、トランシーバーや衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備。

#### (2) 食料等の備蓄

集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水や生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等の備蓄を呼びかける。

#### (3) 避難所の確保

土砂災害危険箇所などの危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し周知する。

#### (4) 防災資機材の整備

発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材などの確保に努める。

#### (5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

負傷者や食料等の搬送、住民の避難など、緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これらの離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知する。

### 3 孤立予防対策の推進

町は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これらの危険箇所等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

---

## 4 防災体制の整備

### (1) 自主防災組織の育成等

町は、住民自ら救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

### (2) 応援体制

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

# 第2編

## 震災対策編

### 第2章 災害応急対策計画





# 第 1 節 災害対策本部の組織

大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、町及び防災関係機関は緊密な連携を図り、災害の拡大を防止するため、活動体制を定める。

## 1 災害対策本部の設置

### (1) 災害対策本部の設置

町の区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第 2 3 条の規定により、白鷹町災害対策本部を設置し、また被災地において災害対策本部の事務の一部を行う組織として現地災害対策本部を設置する。

### (2) 災害対策本部の設置基準

町長は災害対策本部を設置し、又は廃止する。

設置基準	1 町内で震度 5 弱以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 町長が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策がおおむね完了したとき 2 その他必要がなくなったと認められたとき

### (3) 災害対策本部長等の職務と権限の代行

- ① 災害対策本部長は白鷹町長をもって充てる。本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所在の職員を指揮監督する。
- ② 災害対策副本部長は、白鷹町副町長をもって充てる。副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ③ 本部長及び副本部長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

### (4) 設置場所

設置場所は、役場本庁舎に置き、本庁舎が被災し、建物損壊等により使用不能となった場合は、代替施設として白鷹町文化交流センター又は、白鷹町健康福祉センターに本部を置く。

### (5) 災害対策本部設置の公表及び通知

町災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	方法	担当責任者
災害対策本部各班	庁内放送、庁内メール、電話、口頭	総務部長
山形県防災危機管理課 置賜総合支庁総務課	防災情報システム、県防災行政無線、 電話又は F A X 文書	総務部長
長井警察署	電話または F A X 文書、口頭	総務部長

町議会議員	電話またはFAX文書、口頭	総務部長
各報道機関	Lアラート、電話またはFAX文書	総務部長
東日本電信電話株式会社、 東北電力ネットワーク株式 株式会社	電話またはFAX文書	総務部長
一般町民	広報車、防災アプリ、防災行政無線、登録 制メール、ホームページ、フェイスブック	総務部長

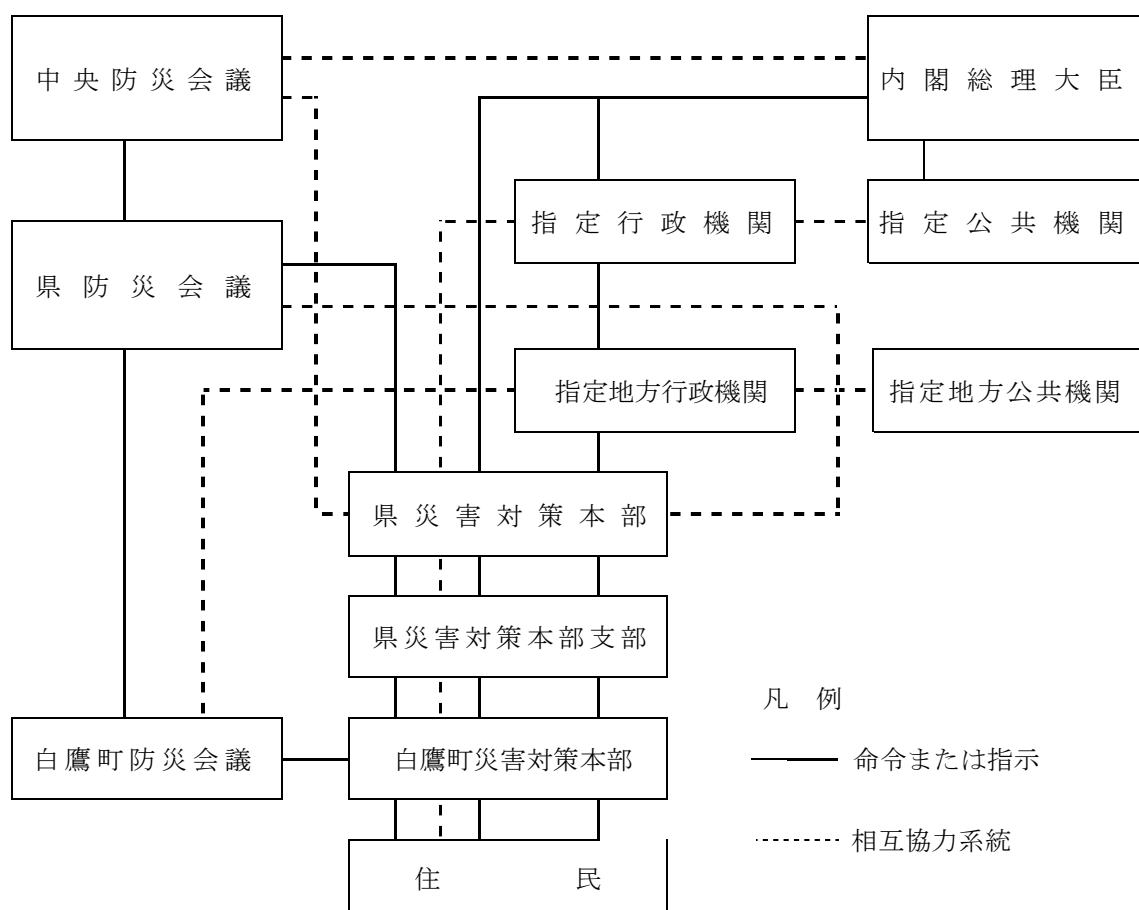
(6) 災害対策本部の廃止

町長は、町の地域について、災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合は、町災害対策本部を閉鎖する。なお、閉鎖した場合の公表等については、設置の場合に準ずる。

(7) 町災害対策本部と防災関係機関との系統

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関はそれぞれ応急対策を実施するものとし、その系統は次の図のとおりとする。

【国、県の災害対策本部との系統図】



(8) 災害対策本部の組織編成等

白鷹災害対策本部の組織及び構成は、「白鷹町災害対策本部条例」の定めるところにより、白鷹町長を本部長とし、本部員会議、本部事務局から構成する。

---

① 本部員会議

ア 招集

(ア) 本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。

イ 所掌事務等

(ア) 災害情報の総括に関すること。

(イ) 町の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること。

(ウ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、県及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること。

(エ) その他災害対策上重要な事項に関すること。

ウ 決定事項

(ア) 各関係団体に対する応急対策の要請及び避難の指示に関すること。

(イ) 応急災害救助に関すること。

(ウ) 災害対策に要する経費に関すること。

(エ) 決定事項の周知にかんすること。

会議決定事項のうち関係職員に周知を要するものについては、部長を通じて速やかに徹底を図る。

(オ) 防災関係機関等への情報提供協力要請

本部長は、必要に応じ、防災関係機関や関係団体に対して資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

エ 事務処理事項

(ア) 本部長の命令、伝達

(イ) 本部員会議と所属部との連絡

(ウ) 部相互間の連絡調整

(エ) 所属部の災害情報の収集並びに気象情報の収集

(オ) 災害対策活動に関する情報の整備

(カ) 地区担当職員との連絡及び被害情報の収集

職員が居住する地区において、早期の情報収集及び初動体制に取り組むとともに居住者の避難誘導に関する補助業務を行うため、地区担当職員を置くものとする。

## 2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地において、応急対策の実施等について特に必要があると認めるときは、現地が属する地区コミュニティセンター等に現地災害対策本部(以下、「現地本部」という。)を置くものとする。

(1) 現地本部の組織

- ① 現地本部は、現地本部長、現地本部員をもって組織する。
- ② 現地本部長、現地本部員は、本部長がそのつど指名する者をもって充てる。
- ③ 現地本部長は、本部長の命をうけ、現地本部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(2) 現地本部の所掌事務等

- ① 被災現地と町災害対策本部との連絡調整に関すること。
- ② 被災現地の情報収集と伝達に関すること。
- ③ 被災者の応急対策に関すること。
- ④ その他災害対策上重要な事項に関すること。

(3) 県、及び関係機関との連携協力

現地本部は、県及び町対策本部と密接に連携・協力し、災害応急対策を迅速かつ的確に推進する。また、必要に応じ関係機関や外部の専門家等の意見聴取・連絡調整等を行う。

### 3 災害対策連絡会議の設置

町長は、災害対策本部の設置基準には達しないものの、町内の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、当該災害に関する調査と対策を総合的に推進する必要があると認める場合は、災害対策連絡会議(以下、「連絡会議」という。)を設置するものとする。

なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡会議を閉鎖し、災害対策本部に切り換えるものとする。

(1) 連絡会議の設置及び廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部の設置基準に達しないとき</li><li>・その他、町長が特に必要と認める場合</li></ul>
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害応急対策がおおむね完了したとき</li><li>・災害対策本部を設置したとき</li></ul>

(2) 設置場所

役場本庁舎に設置する。

(3) 設置及び廃止の通知等

連絡本部を設置したときは、直ちに災害対策本部を設置した場合に準じて関係機関に通知するものとする。

(4) 組織及び活動内容

連絡本部の組織及び活動内容は、災害対策本部の組織及び活動内容に準じるものとする。

---

#### 4 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

## 第2節 職員の動員配備体制

災害の応急対策の迅速化を図るため、災害対策本部の中心となる町職員の動員体制について定める。

### 1 職員の動員配備体制

#### (1) 配備体制の基準

町の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、資料編に定める。

#### (2) 動員配備職員の一般的基準

#### (3) 第1次配備体制下の活動

① 防災管財班長は、地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象予報、その他必要事項について関係機関に伝達するとともに、現地の情報を収集するものとする。

② 防災管財班長は装備、資器材等を点検し、災害に備えるものとする。

#### (4) 第2次配備体制下の活動

① 各部長は、情報の収集及び伝達体制を強化する。

② 各部長は、関係班長と相互の連絡を密にし、緊急措置等について本部長に報告を行うものとする。

③ 各部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

ア 各部及び各関係機関の連携を密にし、協力体制を強化する。

イ 各部長は、配備の方法及び所要人員等について第2配備から速やかに第3次配備に切り替えられる体制を整備しておくものとする。

#### (5) 第3次配備体制下の活動

関係各部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

① 必要な職員を警戒配備につかせる。

② 物資、資器材、機械、車両等を必要に応じて被災地へ配備する。

③ 各班長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告するものとする。

#### (6) 第4次配備下の非常連絡

白鷹町地域防災計画に定める全職員は、勤務時間外、休日等において非常配備基準に達した場合は、速やかに所属の部及び班に連絡をとり、また自らの判断で所定の配置場所に参集する。

### 2 職員の動員方法

災害応急対策を円滑に実施するため、常に動員計画を定め、災害が発生した場合または発生するおそれがある場合は、これに基づき速やかに動員するものとする。

#### (1) 配備要員の選定と連絡

① 各部長は配備の種別毎に要員として充当する職員を別に定める。

② 総務部長は前記各本部員からの連絡に基づき、メール等による非常連絡体制の系統を

---

定め、各要員に連絡するものとする。

(2) 動員要領

災害対策本部等のそれぞれの配備のための動員は、災害対策本部長の配備決定により、総務班が行うものとする。

① 勤務時間中における職員の動員

ア 防災管財班は、本部長の配備の司令により、電話等によって各部長を本庁舎に招集する。

イ 各部長は、各班に報告または連絡し、配備につかせるものとする。

② 勤務時間外及び休日の場合における職員の動員

ア 防災管財班は、県からの気象警報の通知や消防本部等からの通報により、直ちに登庁し、災害が発生し、または発生しようとしていることを知ったときは、総務部長に報告し指示を受ける。

イ 総務班は、本部長の指示に基づき直ちに各部長及び各班にメール等で緊急連絡する。

ウ 各職員は、非常配備の連絡を受けたときは直ちに登庁し、所要の配備体制につかなければならない。

エ 非常配備の連絡を受けた職員は、病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときはその旨を所属部長に届けなければならない。

オ 配備職員が要員として招集に応ずる場合は、作業に適する着装、照明器具等を携帯しなければならない。

カ 招集を完了したときは、各部長は参集職員数及び招集不可能員数を総務班に報告しなければならない。報告を受けた総務部長は、動員状況を記録しなければならない。

③ 通信並びに交通途絶時の動員

第3次配備の配備基準に該当する災害の発生を覚知し、ラジオや周囲の状況等から被害甚大と判断され、通信、交通が途絶し連絡がとれない場合は、次により参集するものとする。

ア 本部長、副本部長、本部員は直ちに登庁し災害対策本部を設置するものとする。

イ 予め定められた職員は直ちに登庁するものとする。

ただし、交通の途絶等により、登庁することが困難な場合は、原則として参集可能な地区コミュニティセンター等の第4次配備時参集場所に参集し、町災害対策本部からの指示を待つものとする。

### 3 第4次配備体制時の職員の参集場所及び参集手段

#### (1) 参集場所

- ① 各職員は、以下に定めた場所に速やかに集合するものとする。

職務	参集場所	
職員	役場本庁舎・健康福祉センター	
地区担当職員	蚕桑地区	蚕桑地区コミュニティセンター
	鮎貝地区	鮎貝地区コミュニティセンター
	荒砥地区	荒砥地区コミュニティセンター
	十王地区	十王地区コミュニティセンター
	鷹山地区	鷹山地区コミュニティセンター
	東根地区	東根地区コミュニティセンター

- ② 町内における居住地以外での参集場所

町内において居住地以外で第4次配備体制となった場合は、最も近い参集場所に参集するものとする。その際、本来配置につくべき参集場所(所属長ないしは責任者)に連絡を入れ、所在を明らかにするものとする。

- ③ 町外居住者及び町外滞在の場合の参集場所

町外居住者及び白鷹町外にいた場合は、最も確実に安全な方法を用い、白鷹町域に到着するよう努力するとともに、到達箇所から最も近い参集場所に参集すること。

- ④ 直ちに参集できない場合の連絡義務

次の事由により直ちに参集できない場合は、至急、所属長に連絡しその指示に従うものとする。

ア 自宅や本人、家族が被災した場合

イ 近隣の被災者救出活動や初期消火活動を行う場合

#### (2) 参集手段

災害時における参集手段は、道路、橋梁等の被害を考慮し、徒歩、自転車、バイク等、その状況に応じた方法をとること。なお、自動車は交通渋滞の原因となることから極力使用しないこととする。

### 4 参集時の留意事項

- (1) 職員は、参集時において、災害の状況及び被害の状態を知り得た範囲において、町災害対策本部に報告するものとする。

- (2) 職員は、参集途上において人家及び人的被害、火災等の被害を発見した場合は、付近住民に協力し、消火、救助を第一とするとともに電話等により消防白鷹分署または災害対策本部に連絡し、連絡が取れない場合には、参集後速やかに報告するものとする。

- (3) 参集時においては、飲料水や食料、筆記用具、携帯電話、携帯ラジオ等を携行することとし、夜間の場合を考慮し、日頃から懐中電灯等の照明器具の準備をしておくものとする。

- (4) 参集時の服装は、応急活動を行うのに安全な服装とし、作業衣等できるだけ素肌を出さない服装とし、帽子又はヘルメット、軍手等を着用するものとする。



---

## 5 各地区コミュニティセンター・施設との連絡体制

### (1) 連絡体制の確保

町災害対策本部は各地区担当職員及び各地区コミュニティセンターより、トランシーバーにより状況を聞き取り、所定の体制を取るものとする。

### (2) 連絡事項

各地区コミュニティセンター及び各施設においては、以下の事項の把握した時点で、町災害対策本部に報告する。

#### ① 各地区コミュニティセンター

- ア 地区内の被害状況の内容
- イ 救助者の有無と現場状況
- ウ 一時避難場所の状況
- エ 動員職員の集合及び配備状況
- オ その他、災害応急対策に必要な事項

#### ② 各施設

- ア 当該施設利用者等の状況
- イ 当該施設の被害状況
- ウ 動員職員の集合及び配備状況

## 6 施設等の統括責任者

### (1) 統括責任者の選定

各地区コミュニティセンター及び各施設の統括責任者は、原則として各施設の長とする。施設の長が不在または事故あるときは、集合した職員の中で、職階を参考に暫定的に統括責任者を定めるものとする。

### (2) 統括責任者の業務

各地区コミュニティセンター及び各施設の統括責任者は、「大規模災害による初動動員体制」を組織している間、所管業務を十分把握し、動員職員に対して業務指示を行うものとする。

## 第3節 広域応援体制

大規模な災害が発生し、本町だけでの災害応急対策の実施が困難な場合は、県、他市町村、民間団体及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。

### 1 町で行う応援要請

#### (1) 県に対する要請

① 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対し次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

##### ア 連絡先及び方法

山形県防災危機管理課(災害対策本部が設置された場合は同本部)に対し、口頭(防災行政無線、電話を含む)又は文書(ファクシミリを含む)により連絡し、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付するものとする。

##### イ 応援要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項

##### ウ 応急措置要請事項

- (ア) 応急措置の内容
- (イ) 応急措置の実施場所
- (ウ) その他応急措置の実施に関し必要な事項

② 町長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関(特定公共機関に限る。)からの職員派遣のあつせんを要請する。

##### ア 派遣を要請する理由

##### イ 派遣を要請する職員の職種別人員

##### ウ 派遣を必要とする期間

##### エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

##### オ その他職員の派遣について必要な事項

#### (2) 他の市町村に対する要請

① 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域応援相互応援に関する協定」、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」等に基づき、他の市町村長に対し応援を要請するとともに、県に報告するものとする。

② 町が応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わる

---

ような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災町の指揮の下に行動する。

なお、応援を要請された町長は、県が必要により行う町間の調整に留意して、必要な応援を行う。

- ③ 町長は、相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関長又は特定公共機関に対し次の事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する協力要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため必要と認める場合は、民間団体に協力を要請する。

(5) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

- ① 町長は、災害の発生に際し当町の住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。
- ② 町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

(6) 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点

- ① 県内市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- ② 町は、県、防災関係機関及び国との密接な関係のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。
- ③ 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
- ④ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

## 2 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示等

- (1) 指定行政機関の長は又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認める場合は、知事、町長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請又は指示することができるものとする。

- (2) 知事、町長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があった場合、所掌

---

する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急措置を実施するものとする。

### 3 指定行政機関及び指定地方行政機関の応援要請

- (1) 指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長は、所掌する応急措置を実施するために必要があると認める場合は、知事、町長は、指定行政機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、応急措置の実施を要請又は指示することができる。
- (2) 知事、町長及び指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)は、指定公共機関の長又は指定地方行政機関の長から応急措置の実施を要請された場合は、掌握する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項については直ちに応急措置を実施する。
- (3) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、所掌する応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)、知事又は町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。
- (2) 指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)、知事及び町長は、指定公共機関又は、指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

### 5 消防の広域応援

- (1) 県内市町村相互の広域応援体制  
町長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援要請する。
- (2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制
  - ① 町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。
  - ② 町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。
    - ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
    - イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
    - ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

### 6 広域応援・受援体制

町及び防災機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体

---

及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援に関する連絡・調整の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要請の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど実効性の確保に努め、必要な準備を整える。応援職員の受入れに当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

## 第4節 広域避難計画

地震による大規模な地震発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

### 1 他の自治体への広域避難要請

#### (1) 受入れに係る協議

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、当町内で可能な応急対策をとってもなお、当町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難を行う。

- ① 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。
- ② 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等への避難要請を行う。

#### (2) 広域避難者への配慮

- ① 町は居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組の円滑な運用・強化を図る。
- ② 町は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なおその際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

ア 被害の情報

イ 二次災害の危険性に関する情報

ウ 安否情報

エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

オ 医療機関等の生活関連情報

カ 各機関が講じている施策に関する情報

キ 交通規制に関する情報

ク 被災者生活支援に関する情報

#### ③ 広域避難に係る事前の備え

町は、大規模災害に伴う広域避難に関する手順、移動方法など具体的な対応内をあらかじめ定めておく。

### 3 他県等からの避難受入れ要請への対応

#### (1) 避難者への情報提供

町、防災関係機関は、他県からの被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確なかつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、災害時要

---

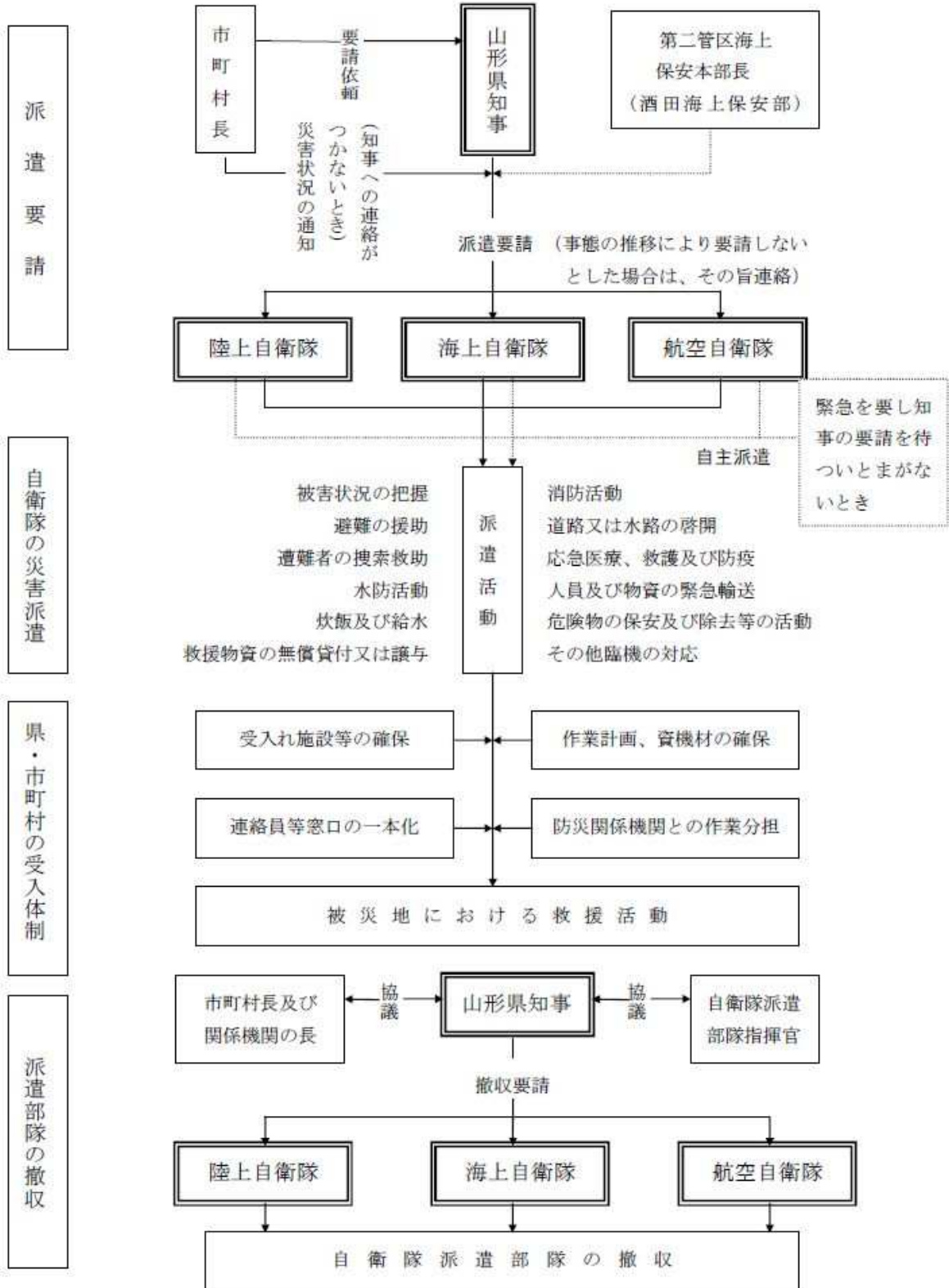
配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者などそれぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。

- ①被害の情報
- ②二次災害の危険性に関する情報
- ③安否情報
- ④ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- ⑤医療機関等の生活関連情報
- ⑥各機関が講じている施策に関する情報
- ⑦交通規制に関する情報
- ⑧被災者生活支援に関する情報

# 第5節 自衛隊災害派遣要請

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入体制等について定める。

## 1 自衛隊災害派遣計画フロー





## 2 自衛隊災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること(公共性の原則)。
- (2) 差し迫った必要性があること(緊急性の原則)。
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと(非代替性の原則)。

## 3 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し利用可能な消防車その他の消防用具(空中消火が必要な場合は航空機)を用いて、消防機関に協力し、消火にあたる(消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する)。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する)。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う(航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う)。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する(緊急を要し、他に適当な手段がない場合)。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

## 4 自衛隊災害派遣要請の手続き

### (1) 派遣要請の検討

災害対策を担当する各本部員は、自衛隊の派遣を必要とする事態が生じた時は直ちに総務部長に申し出る。申し出を受けた総務部長は、町長に派遣要請について必要な進言をなし、その決定を受けて次の手続きをなすものとする。

(2) 知事に対する派遣要請依頼

① 町長は、知事に対して災害対策基本法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県(防災危機管理課)へ文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付する。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼をした場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

② 町長は、知事に対して災害派遣要請依頼を行った場合は、法第68条の2第2項に基づき、必要に応じて、その旨及び当該町域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、町長は事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(3) 町長の自衛隊に対する緊急通知

町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

## 5 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、県内において震度5弱以上の地震が発生した場合又は大規模災害の発生を覚知した場合は、自主的に被災地及びその周辺地域について、航空機、車両及びオートバイ等を利用した目視、撮影等による災害状況等の情報収集活動を行う。

(2) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

① 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

② 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関わるものであると認められること。

④ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

(3) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

(4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

---

## 6 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

(1) 自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を防災行政無線、電話又はファクシミリ等で速やかに知事に連絡する。

- ① 派遣部隊名及び人員等の派遣規模
- ② 指揮官の官職及び氏名
- ③ 部隊の受入れに必要な体制
- ④ その他必要な事項

(2) 知事は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに市にその内容を連絡する。

## 7 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずるものとする。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業実施に必要な図面の確保
- ④ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所の確保
- ⑤ 派遣部隊との連絡責任者(窓口の一本化)、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入れ施設等の確保

町長は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

- ① 事務室
- ② ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
- ③ 駐車場(車1台の基準は3m×8m)
- ④ 幕営地又は宿泊施設(学校、コミュニティセンター等)

## 8 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

県は、自衛隊の派遣部隊と協議し、対策の緊急性、重要性を判断して救援活動の優先順位を定め、自衛隊活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

## 9 自衛隊災害派遣部隊の撤収

(1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等

- を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通じて要請する。
- (2) 撤収要請は、とりあえず電話等に報告した後、速やかに文書をもって要請する。
- (3) 災害派遣部隊長は、知事から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認められた場合は、知事と調整のうえ派遣部隊を撤収する。

## 10 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町(災害救助法が適用された場合は県)が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものを除く。)
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

## 11 派遣要請先及び連絡窓口

災害派遣の要請先	電話番号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電 話 0 2 3 7 - 4 8 - 1 1 5 1 内線 5 2 0 7 F A X 0 2 3 7 - 4 8 - 1 1 5 1 内線 5 0 1 9
海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部 (作戦室)	電 話 0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 0 内線 2 2 2 4 電 話 0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 5 (直通) F A X 0 7 7 3 - 6 4 - 3 6 0 9 (直通)
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (防衛部運用課2班)	電 話 0 4 2 - 9 5 3 - 6 1 3 1 内線 2 2 3 3 (夜間・休日当直 内線 2 2 0 4) F A X 0 4 - 2 9 5 3 - 6 1 3 1 内線 2 2 6 9

## 第6節 県消防防災ヘリコプターの活用

災害発生時において、機動性に優れた県消防防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的かつ機動的な活動を行う。

### 1 活動範囲の把握

災害時においては、県消防防災ヘリコプターの機動性等を活かし、災害発生の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出・救助活動が必要な場合の救出・救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 住民に対する避難指示等の広報活動
- (8) 林野火災等における空中からの消火活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

### 2 ヘリコプターの派遣要請

町長は、災害応急活動の実施において必要があると判断したときは、災害の状況、派遣を要請する理由、希望する活動内容及び活動範囲、ヘリポートの位置等必要な事項を明らかにして、県防災危機管理課に県消防防災ヘリコプターの派遣を要請するものとする。

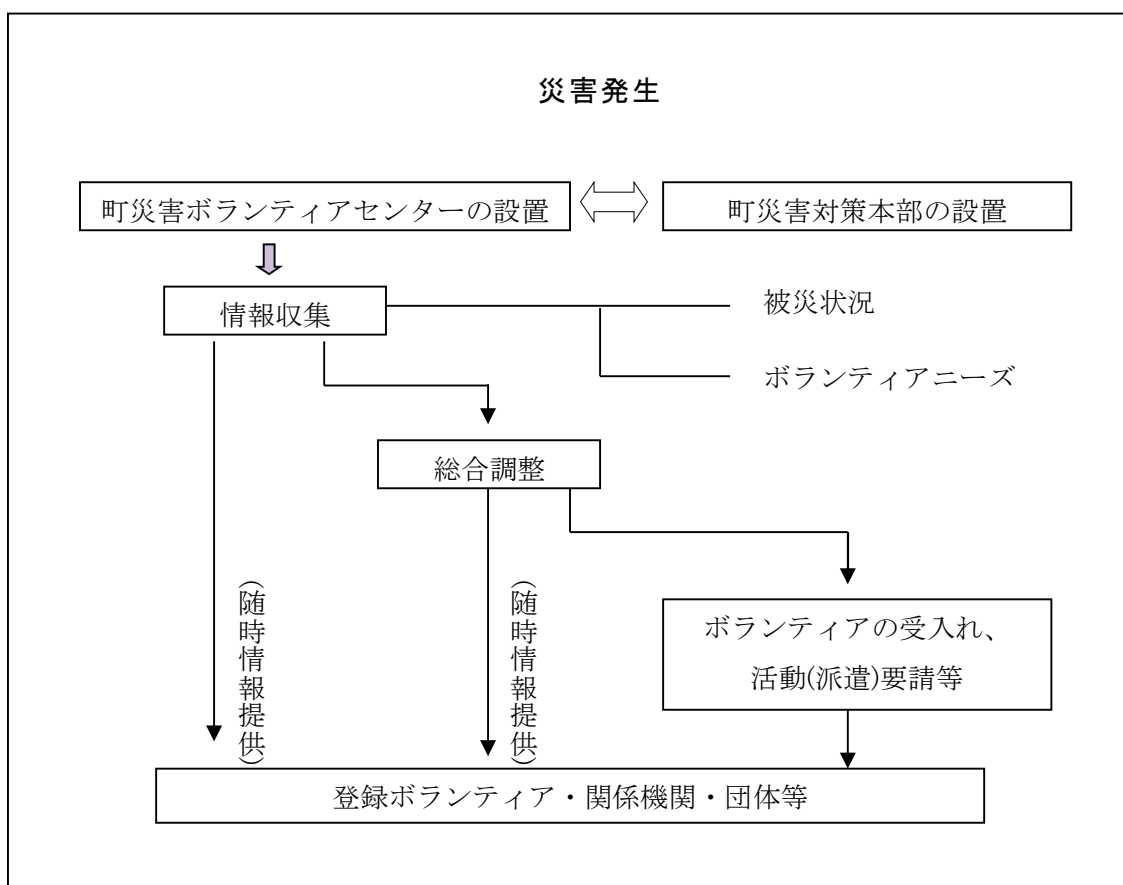
### 3 活動拠点の確保

- (1) 災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保するものとする。
  - ① 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できる臨時ヘリポート等を早急に確保する。
  - ② 臨時ヘリポートにおいては、あらかじめ定めてある臨時ヘリポートの中から必要と思われる地区について、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (2) 臨時ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行うものとする。

## 第7節 災害ボランティア活動

災害発生時に増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、町と社会福祉協議会が連携し実施するボランティアの受入れ及びその活動支援対策について定める。

### 1 ボランティア活動計画フロー



### 2 町災害ボランティアセンターの設置

大規模な災害が発生した場合、社会福祉協議会は必要に応じて町災害ボランティア支援本部内に町災害ボランティアセンターを健康福祉センター内に設置する。

### 3 町災害ボランティアセンターの活動

町災害ボランティアセンターの活動について、次により運営するものとする。

#### (1) ボランティアの受入れ及び登録

駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行うためのボランティア受付窓口を設置する。

(2) ボランティアニーズの把握

避難所及び被災者の状況等を調査し、具体的なボランティアに対するニーズを把握する。

(3) ボランティア活動の調整

① 把握した被災者のボランティアニーズやボランティアの登録状況を踏まえて需給調整を行うとともに、登録ボランティアへの情報提供及び協力要請を行う。

② ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の加入促進を図る。

(4) ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対して、活動拠点を提供し、必要な物資を確保する等必要な支援・協力をを行う。

(5) ボランティア関係機関・団体等との連携

町災害ボランティアセンターの運営に当たっては、県ボランティア支援本部、日本赤十字社、その他ボランティア関係機関・団体及びボランティア・コーディネート組織(ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ組織)等と連携を図り、被災地におけるさまざまなニーズに効果的に対処するよう努めるものとする。

#### 4 ボランティア支援の活動内容

災害時におけるボランティアの活動内容は、おおむね次のようなものである。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)</li><li>・福祉(介護、手話通訳等)</li><li>・通訳(語学)</li><li>・砂防(土砂災害危険箇所の危険度点検、判定)</li><li>・災害救援(初期消火活動、救急救助活動等及びその支援等)</li><li>・被災建築物応急危険度判定(被災建築物応急危険度判定士)</li><li>・宅地危険度判定(宅地危険度判定士)</li><li>・通信(アマチュア無線技士)</li><li>・動物愛護(獣医師等)</li></ul>
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所等における炊き出し、清掃等</li><li>・救援物資、資機材等の配分・輸送</li><li>・軽易な応急・復旧作業</li><li>・災害情報、生活情報等の収集・伝達</li><li>・災害ボランティアの受入事務</li></ul>

※町災害ボランティアセンターは主に一般ボランティアを対象とした支援を行うものとし、専門ボランティアの活動については、町並びに県災害対策本部からの要請に基づいて行う。

## 第 8 節 地震情報等の収集・伝達

地震に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を町民、関係機関に速やかに伝達する。

### 1 地震情報の種類

#### (1) 地震情報の種類

山形地方气象台(気象庁)から発表される、地震に関する情報については以下のとおりである。

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生後約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。



## (2) 地震情報に用いる地域名称

山形県における地震情報に用いる地域名称の区分は下図のとおりである。

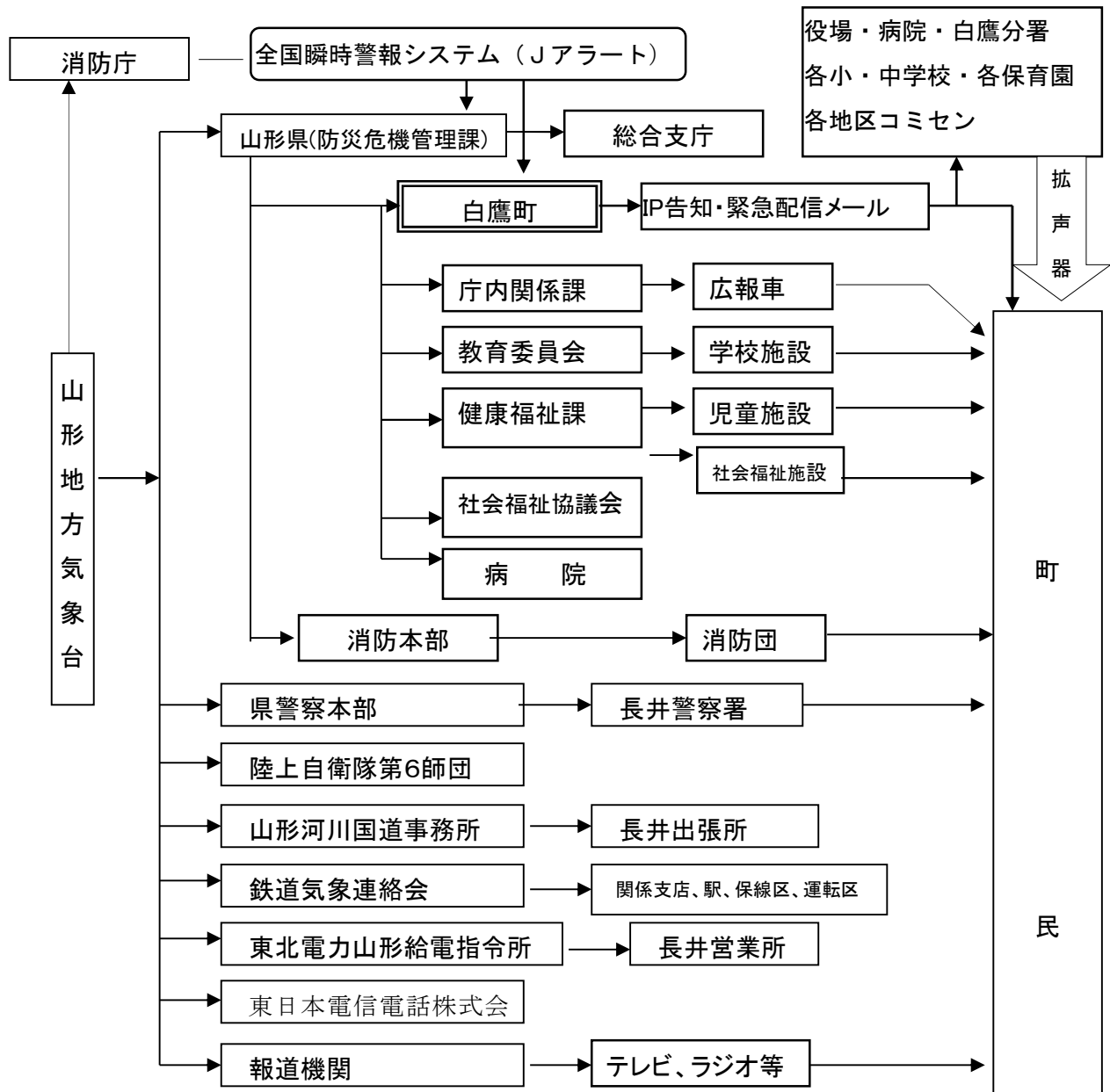


## 2 地震に関する情報の伝達

山形県に関わる地震に関する情報については、気象業務法第15条に基づき、気象庁又は仙台管区気象台から発表され、山形地方気象台を経由して、山形県、関係機関、各市町村及び住民へと伝達されるが、その経路については次のとおりである。

また、緊急地震速報は、地震直後に震度や震源を予測して情報を発表するものである。最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表するもので、テレビとラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）において速報される。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

【地震に関する情報の伝達系統図】



## 第9節 災害情報等の収集・伝達

災害発生時において被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるものであり、その後の災害対策の成否を決定することから、町及び関係機関は、相互連携の下、迅速かつ的確な情報の収集と情報の共有化に努め、関係期間への伝達と、住民への情報伝達を行う。

### 1 各主体の役割

#### (1) 町・消防本部の役割

地域や自主防災組織、消防団等の協力を得て、災害発生直後の概括的な被害情報を収集する。なお、災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報を把握した場合は、被害の「第一報」を県防災危機管理課へ報告する。また、収集した情報については、町民、防災関係機関に効果的に情報伝達するものとする。

#### (2) 県の役割

被災地の市町村及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。また、必要に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空から被災状況を調査する。

#### (3) 県警察本部の役割

警察署、駐在所、パトロールカー及び警察ヘリコプター等を通じて被災地の情報を収集する。

#### (4) 防災関係機関の役割

災害により被害が発生した場合、それぞれの機関において被災地情報を収集し、町と連絡体制を確立し、情報の共有化を図るものとする。

### 2 災害情報の収集・伝達

#### (1) 災害発生直後における情報収集・伝達

##### ① 収集する情報の内容

災害発生直後には、次の事項を中心に情報を収集する。

区 分	主 な 内 容
地震情報	・地震情報の発表状況
人的被害情報	・死者、負傷者、行方不明者の情報 ・生き埋め等要救助者の情報 ・災害時要配慮者に関する情報
危険発生状況	・火災の発生状況 ・土砂災害、河川災害の発生情報 ・危険物の漏えい、ガス漏れ情報
生活関連情報	・公共施設の被害情報 ・ライフライン情報 ・道路など応急対策活動上重要な施設の被害状況

##### ② 情報収集の方法

ア 町災害対策本部は、災害が発生した場合、防災関係機関、自主防災組織等の協力のもと、直ちに災害情報等の収集活動を開始し、全町的な被害の状況、その他災害対策に必要な情報の収集に努めるものとする。

イ 災害情報及び被害状況の調査にあたっては、長井警察署及び関係機関と密接な連携をとることとする。

ウ 町災害対策本部総務班並びに各班は、それぞれの事務分掌に応じて、災害発生直後における上記 ① の災害情報を次により収集する。

(ア) 町災害対策本部総務班

- a 県、長井警察署、消防本部及びライフライン関係機関等からの電話、メール、FAX等による通報、聴取
- b 住民、自主防災組織等からの通報、聴取
- c 町災害対策本部各班からの報告
- d 職員が参集途上に収集した情報(勤務時間外の場合)
- e テレビ、ラジオ、インターネット等のモニタリング

(イ) 町災害対策本部各班

- a 所管施設の被害確認
- b 住民等からの通報
- c 職員が参集途上に収集した情報(勤務時間外の場合)

エ 町災害対策本部各班長は、それぞれの事務分掌に応じて調査した内容並びに連絡を受けた事項等について総務部長に報告する。

オ 町災害対策本部総務部長は、収集した状況及び情報等を総括して本部長に報告する。

③ 収集した被害情報等の報告責任者及び報告要領

ア 本部長は、災害情報等の統括責任者を選任するものとし、白鷹町地域防災計画に定める災害報告の責任者は総務部長とする。

イ 総務部長は、震度4以上の地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等を置賜総合支庁(総務課)に報告する。

ウ 緊急を要する場合には、県本部(防災危機管理課)に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括状況を報告する。

エ 発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概要を報告する。

(2) 被害状況等の収集・報告

① 被害状況等の収集

被害の状況等について、町災害対策本部の各班は、それぞれ災害時の事務分掌に応じ、次表のとおり情報の収集に当たるものとする。

情報区分		収集する情報内容	
被害情報	人的被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者数、被災者の住所、氏名、年齢、性別等</li> <li>負傷者の負傷程度及び収容先</li> </ul>	死者・行方不明者・負傷者
	建物被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災棟数及び被害の程度</li> <li>建物の名称及び所在地</li> <li>罹災世帯及び罹災者数</li> </ul>	住家・非住家
			企業・事業所等
	町管理施設被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災棟数及び被害の程度</li> <li>建物の名称</li> <li>利用者の被災状況及び避難状況</li> </ul>	福祉施設
			教育施設
その他施設			
町管理土木施設被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害箇所と被害の程度</li> <li>応急措置等の対応状況</li> <li>道路の通行止め箇所</li> </ul>	道路・河川・橋梁・公園	
農林水産施設被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害箇所と被害の程度</li> </ul>	農林水産関係	
ライフライン情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害箇所と被害の程度</li> <li>応急措置等の対応状況</li> <li>断水状況</li> </ul>	上・下水道関係 電気・電話関係	
公共交通機関情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関の運行状況、乗客の安否、支障箇所等</li> </ul>		
避難情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報の発令状況</li> <li>避難世帯数及び避難者数</li> <li>避難所において必要な食糧及び日常生活物資等の状況</li> </ul>		
医療救護状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の被害状況</li> <li>医療資器材の需給状況</li> <li>救護所の設置状況</li> </ul>		
町職員被災状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人、家族及び家屋等の被災状況</li> </ul>		
その他情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害箇所と被害の程度</li> </ul>	土砂災害	
		その他	

## ② 収集した被害状況等の報告

ア 総務部長は、把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について県支部(置賜総合支庁)を通じて県本部(防災危機管理課)に報告する。

イ 報告は、山形県防災行政無線等を使用し、山形県災害報告取扱要領及び被害判定基準の定めによるものとする。

ウ 被害内容については、警察、消防等の関係機関と連絡調整のうえ、報告するものとする。

エ 報告の種類等については次の表のとおりとなる。

報告の種類	提出期限	様式	摘要
災害速報	即時	様式第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害(状況)が把握できないとき
災害情報	即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次	様式第2号 ～第13号	災害が発生したとき
災害中間報告	防災危機管理課が指示するとき以降順次	様式第14号	
災害確定報告	応急対策終了後10日以内		
災害年報	毎年2月15日まで	様式第15号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものとする。

### 3 ヘリコプター等による情報収集

町は、災害による被害が発生したとき、又は通信の途絶等により被災状況の収集が困難な場合には、県消防防災航空隊に対し速やかに被害状況の収集活動を要請する。

連絡先：山形県消防防災航空隊 TEL 0237-47-3275

要請する主な調査事項は、次のとおりとする。

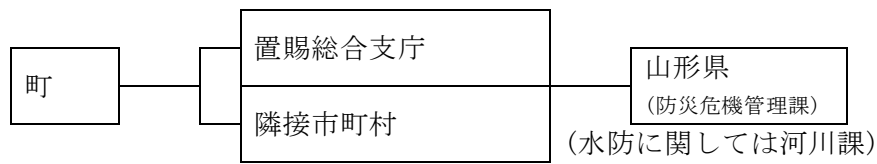
- (1) 災害の発生状況
- (2) 火災の発生状況(消火活動)
- (3) 道路・橋梁被害状況
- (4) 建築物被害状況
- (5) 公共機関及び施設の被災状況
- (6) その他災害発生場所の把握

### 4 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合等の通報伝達に関しては、次のとおりとする。

- (1) 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報するものとする。
- (2) 異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は直ちにその旨を町長に通報するとともに、それぞれ警察署に通報するものとする。

(3) 上記①、②によって異常現象を承知した町長は、次の系統により必要な連絡を実施するとともに、適切な措置を講ずるものとする。



## 5 災害情報の伝達

町は、災害関係情報等を集約し、報道機関、防災関係機関に逐次情報を還元するものとし、住民等に対しては、「第10節 広報活動」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達を実施するものとする。

- (1) ホームページの活用
- (2) 広報誌、回覧板、掲示板による情報伝達
- (3) 放送事業者の活用

## 6 自主防災組織等と連携した情報収集・伝達

町は、自主防災組織と連携し、災害情報収集・伝達を行う。

- (1) 避難情報
- (2) 人的被害
- (3) 住民避難状況
- (4) 住家被害状況
- (5) ライフライン被害状況

## 第10節 通信の確保

災害発生時における被害状況の把握や被災者の救助活動など、災害応急対策の基本となる情報収集・伝達活動を迅速かつ確に実施するため、町が行う通信手段の運用及び通信方法について定め、さらに防災関係機関及び通信事業社の協力を得るものとする。

### 1 応急確保

災害発生時においては直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は、その間の代替通信手段を確保し、復旧までの通信の確保に努めるものとする。

### 2 代替通信手段の確保

災害発生時における警報等の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるときは、次によるものとする。

#### (1) 電気通信事業用設備の利用

災害時優先電話（優先的に接続される）

通話が輻輳した場合においても、防災関係機関の重要通信を確保するため、一般の電話に対して優先的に利用できるよう、あらかじめ東日本電信電話(株)の指定を受けた電話である。一般の電話より比較的容易に通話ができるため、災害時の緊急連絡用に活用する。

#### (2) 白鷹町で保有している通信機器の活用

有線電話等の途絶した場合等の連絡は、町防災行政無線・衛星携帯電話・県防災行政無線、トランシーバーにより通信網を確保する。

### 3 公共放送の利用

町長は、災害に関する警報等及び災害情報の通知、避難の命令、災害応急措置の実施に関し、放送する必要がある場合はテレビ・ラジオ局等の放送事業者に放送の要請をするものとする。



## 第11節 広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

### 1 広報活動の基本方針

#### (1) 広報活動の目的

災害発生のおそれがある場合は、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、町民等の安全を確保する。災害発生時においては、被害状況や復旧見込み等の情報を通じ、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止する。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業への社会的な協力を促進する。

#### (2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

#### (3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開するものとする。

### 2 町の広報活動実施体制

#### (1) 広報の内容

町が実施する各対応段階における主な広報の内容は、次のとおりである。

	時系列	広報内容
第1段階	発災から 3時間以内	<ul style="list-style-type: none"><li>地震発生情報（震度、規模等）</li><li>被害状況の発表</li><li>避難情報、避難所に関する情報の提供</li><li>ライフラインに関する情報の提供</li><li>交通に関する情報の提供</li><li>町民の安否に関する情報の提供</li><li>その他、初動対策に必要な情報の提供</li></ul>
第2段階	発災から 3日以内	<ul style="list-style-type: none"><li>水や食料、生活物資供給に関する情報の提供</li><li>保育所の休園学校の休校等に関する情報の提供</li><li>社会福祉施設等の稼働状況、受け入れに関する情報の提供</li><li>災害ごみに関する情報の提供</li><li>その他、応急対策に必要な情報</li></ul>
第3段階	発災から 3日以降	<ul style="list-style-type: none"><li>被災相談に関する情報</li><li>生活再建に関する情報</li><li>その他、復旧・復興対策に関する情報</li></ul>

## (2) 広報の手段

町は、可能なあらゆる広報媒体を利用し、有効かつ適切な広報を実施する。

### ① 発災から3時間以内

- ア 町ホームページによる情報提供などインターネットの活用
- イ 広報車による広報
- ウ 消防団員、自主防災組織による口頭伝達
- エ 緊急速報メールの活用
- オ Lアラート（災害情報共有システム）による情報伝達
- カ Jアラートによる情報伝達
- キ 戸別受信機・アプリによる情報伝達

### ② 発災から3日以内

- ア 町ホームページによる情報提供などインターネットの活用
- イ 避難所への職員の派遣
- ウ 県を通じての報道依頼による広報(テレビ、ラジオ、新聞等報道機関)
- エ 掲示板、広報紙、回覧板による広報
- オ Jアラートによる情報伝達
- カ 緊急速報メールの活用
- キ 戸別受信機・アプリによる情報伝達

### ③ 発災から3日以降

- ア 町ホームページによる情報提供などインターネットの活用
- イ チラシ、パンフレットによる広報
- ウ Jアラートによる情報伝達
- エ 緊急速報メールの活用
- オ 戸別受信機・アプリによる情報伝達

## (3) 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、救助活動の資料及び災害記録の保存に際しきわめて重要なものとなるため、総務部情報班は各班並びに関係機関と緊密な連携を図り、次の資料の収集に努め、広報資料を作成するものとする。

- ① 広報担当者の撮影した災害写真
- ② 防災関係機関及び住民等が撮影した災害写真
- ③ 報道機関等による災害現場の航空写真
- ④ 災害応急対策活動取材した写真
- ⑤ その他広報に必要となる写真等

## 3 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、他の関係機関との緊密な連絡のもとに、災害状況を迅速に把握するとともに、各機関における災害対策の所管事項について随時適切な広報活動を実施するものとする。

#### 4 報道機関による広報活動

報道機関は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、それぞれの計画に基づいて直ちに災害に関する放送等を行う。

また、県及び町は、次により放送機関に放送要請を行う。

- (1) 県は、緊急を要し、かつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、災害時の放送に関する協定及び災害対策基本法施行令第22条に基づく協定に基づき、放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 町は、県又はLアラートを通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (3) 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

##### 【各放送機関の連絡先】

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送(YBC)	山形市旅籠町2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
山形テレビ(YTS)	山形市城西町5-4-1	023-647-1315	023-644-2496
テレビユー山形(TUY)	山形市白山1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン(SAY)	山形市落合町85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山3-14-69	023-625-0804	023-624-1460

#### 5 安否情報の提供

- (1) 町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。  
なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表するものとする。
- (2) 県は、町と連携して、「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供する。
- (3) 災害の発生により、通信がまひした場合、安否等の情報を円滑に伝達できるようNTT東日本は、災害用伝言ダイヤル「171」を速やかに開設する。  
また、各移動通信事業者においては、「災害用伝言板」を開設する。

#### 6 要配慮者への配慮

- (1) 町は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、手話通訳者、誘導員等の配置等、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語と外国語による表示・放送等の措置に努めるものとする。

---

(3) 町は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努めるものとする。

(4) 自主防災組織や地域住民等は、高齢者や障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達するものとする。

## **7 広聴活動**

(1) 町は、被災者のための町民相談所を開設し、被災住民の相談、要望、苦情等の聴取に努めるものとする。

(2) 町民相談所を開設した場合は、住民への周知を図るものとする。

(3) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

## 第12節 避難計画

災害発生時における危険や地震による二次災害等から地域住民の生命・身体等を保護するため、町及び防災関係機関が実施する避難活動等並びに住民の自主的な避難について定める。

### 1 住民等の自主的な避難

#### (1) 自主的避難の開始

危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主防災組織の判断又は、住民等が、自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の災害時要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

#### ア 各地区コミュニティセンター分館等の利用

避難指示等の発令前で、自主的に避難した住民については、各地区コミュニティセンター分館等へ一時的に受け入れする。

#### イ 自主防災組織の役割

自主的に避難した住民等がいる場合、自主防災組織は、町に連絡するとともに、住民等が安全に避難できるよう配慮する。

#### (2) 町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設の開放等措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れできるようにしておくものとする。

### 2 避難指示等に基づく避難

#### (1) 危険の覚知と情報収集

① 町及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化し、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

また、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

② 町はその後の地震活動による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。

また、災害発生のおそれある場合は、速やかに避難対策を実施するものとする。

- ③ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示等の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に通知するとともに、一般に周知する。町は、その情報を基に速やかに避難指示等を発令するものとする。

(2) 避難指示等の実施者

避難情報	実施者	実施の基準	報告・通知
(警戒レベル3) 高齢者等避難	町長	・災害が発生する恐れがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける	知事に報告
(警戒レベル4) 避難指示	町長	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示	知事に報告
	知事	・市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示	
(警戒レベル5) 緊急安全確保	町長	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意	知事に報告
避難の指示等	警察官	町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合 (災害対策基本法第60条)	町長に通知 町長は知事に報告
		重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受ける恐れがある者に対し必要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法第4条)	公安委員会に報告

	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	警察官がその場にはない場合「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条）	防衛大臣の指定するものに報告
--	-------------------	---	----------------

### (3) 避難指示等の発令基準

区分	震災の基準
避難指示	1 地震火災の延焼拡大、又は有毒ガスの危険物資等の流出拡散等により、町民に生命の危険が及ぶと認められる場合 2 がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、町民に生命の危険が認められる場合 3 その他災害の状況により町民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため、本部長(町長)が必要と認める場合

### (4) 避難情報の発令

避難情報の発令は、次の事項を明示して行う。

避難対象地域 ・ 避難先 ・ 避難経路 ・ 避難理由 ・ 避難時の注意事項等

### (5) 住民等への伝達と避難準備の実施

町は、避難情報を発令した場合は、次に掲げる方法により住民等に対し情報の周知を図るものとする。また、住民に対する避難指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定（町内単位等）に留意するとともに夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における情報提供に努める。

#### ① 防災行政無線

町長は、危険地域内の住民に、防災行政無線により避難のため立ち退くべきことを知らせるものとする。（サイレン吹鳴含む）

#### ② 各自主防災組織への連絡による周知

町長は、各自主防災組織へ電話連絡し、避難情報を周知するものとする。

#### ③ 緊急速報メールの配信による周知

町長は、携帯電話事業者の緊急速報メール配信により、町域に対し避難情報の周知を図るものとする。

#### ④ 広報車・巡回車等による周知

町長は、消防本部等と協力して広報車あるいは巡回車を速やかに現地に配置し、住民への指示の徹底を図るものとする。なお、観光客等の滞留者についても同様の措置を講ずるものとする。

#### ⑤ 放送等による周知

上記①から④の方法をもってしても万全を期し難い場合、またはこれらの方法よりもラジオ・テレビ放送による周知の方が効果的である時、町長は、知事に対して放送を要

---

請し、知事は関係放送機関に連絡してラジオ・テレビによる放送を要請する。

⑥ 避難行動要配慮者に対する伝達

町は、避難行動要配慮者への高齢者等避難にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、民生・児童委員、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達するものとする。

(6) 避難の指示を実施した場合の報告

① 知事への報告

町長は、避難指示を発令したときは速やかにその旨を知事に報告する。また、警察が単独で避難の指示を実施したときは、町長はその旨の通知を受け、速やかに知事に報告する。

② 長井警察署への連絡等

避難の指示は、長井警察署と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

### 3 避難の誘導

(1) 避難誘導體制

① 住民等は相互に協力して、可能な限り各地区、職場、学校等を単位とした集団で避難を行うこととする。

② 避難誘導は、町、長井警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等が協力し行うものとし、避難場所及びその周辺等に避難誘導員(町職員、消防団員)をその都度配置し、避難に対して万全を期することとする。

なお、誘導にあたっては次の点に留意することとする。

ア 要配慮者の避難誘導等が災害時要配慮者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。

イ 誘導経路は、出来る限り危険な橋・堤防・その他災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地点には、標示・縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

③ 消防本部は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる避難方向を町及び警察署に通報することとする。

④ 長井警察署は、避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行の確保にあたるものとする。

⑤ 町は、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼することとする。

(2) 避難路の安全確保

① 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、道路管理者及び警察官の協力を得て、避難路上にある障害物の除去に当たるものとする。

② 町は、必要に応じて、県に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請することとする。



---

(3) 避難の順位

避難の順位は、妊産婦、傷病者、高齢者及び幼児等の要配慮者を優先し、防災活動に従事できる者を最後とする。

(4) 避難の手段

① 避難者は徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による避難が困難な場合は、自主防災組織が協力して避難を行うこととする。

② 町は、必要に応じて、車両等を活用し、町民を迅速かつ安全に避難させるものとする。

(5) 携帯品の制限

避難にあたっての携帯品については、地勢、天候、季節等により異なるが、その状況に応じて最小限に止めるよう指導し、円滑な避難が実施されるよう努めるものとする。

(6) 避難指示の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示を解除する。その場合においては、解除の伝達は、避難指示と同様の方法により行うものとする。

#### 4 学校等における避難

(1) 計画及び実施者

避難の計画及び実施者は、学校にあつては校長とし、保育所等にあつては施設長とする。

(2) 避難誘導

引率者は校長の指示を的確に把握して、校舎配置別または学年別を考慮し、あらかじめ計画に定められた避難順序に従って正しく誘導するものとする。

#### 5 医療機関等における避難

(1) 避難誘導

医療機関等の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と独歩患者について適当な人数ごとに、重症者、老幼婦女子を優先して誘導するものとする。

(2) 移送方法

医療機関等の管理者は、入院患者を避難させる必要があると認める時は、医師、看護師等を引率者として直ちに患者の移送を行うものとする。

(3) 避難場所等の確保

医療機関等の管理者は、災害時における患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両等を確保し、保管場所を定めておくものとする。

#### 6 警戒区域への立ち入り制限、禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認められたとき、本部長は警戒区域を設定し、災害応急対

策に従事するもの以外のものに対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害種別	設定権者	実施の基準	根拠法令
災害全般	本部長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
	警察官	本部長又はその委任を受けて本部長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	本部長又は本部長の職権を行うことができる者がその場にいないときに限る。	災害対策基本法第63条第3項
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定	消防法第23条の2
	消防職員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定	消防法第28条
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。	消防法第28条
水災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定	水防法第21条
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	水防法第21条

## (2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立ち入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図るものとする。

警察官又は自衛官が、本部長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。

## (3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、本部長は必要に応じて避難所を開設し、これらの者を受け入れることとする。

---

## 7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

### (1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努めるものとする。

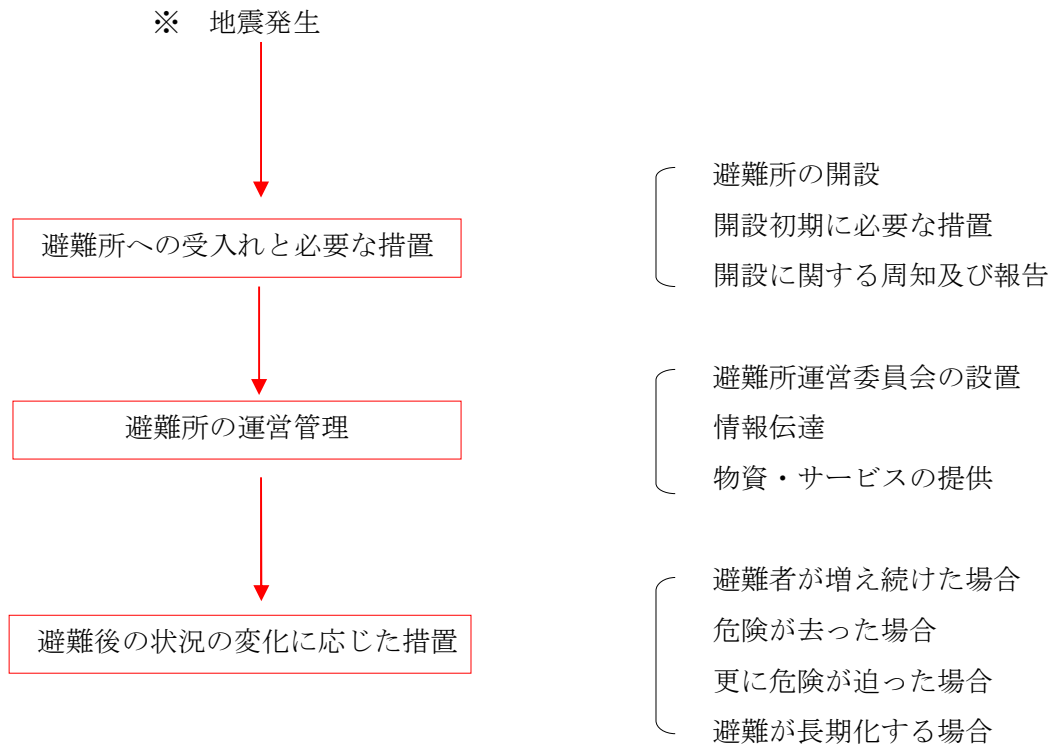
### (2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努めるものとする。

## 第13節 避難所の運営

災害発生時において、迅速な避難所開設を行うため、避難所運営の指針となる「避難所運営基本方針」を定め、町、施設管理者、地域住民等により可能な限り早期に避難所を開設し、避難者を受け入れるとともに、避難所の的確かつ円滑な運営に努める。

### 1 避難所運営計画フロー



### 2 避難所への受入れと必要な措置

#### (1) 避難所の開設

町は、住民に避難を指示した場合、及び避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を避難所に派遣し、円滑な受入と運営に努めるものとする。施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のために福祉避難所（社会福祉施設）を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所等の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、災害救助法が適用された場合の開放時間は、原則として災害発生の日から7日以内

---

に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は、厚生労働大臣の同意を得たうえで期間を定める。）をとる必要がある。

## （２）避難初期に必要な措置

### ① 避難者数の把握

建物の安全が確認されるまでは、避難者は建物の中に入れないようにし、外の安全な場所に待機するよう誘導する。（地震の場合）

待機している間、自主防災組織を中心に、避難者の安全の確保、おおよその避難者の人数や要配慮者の人数の把握、地区内の安否確認等を行う。

### ② 受入れスペースの確認

受入れスペースの優先順位を確認し、避難者数を見ながら部屋を確保し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者など要配慮者については、可能な限り、その状態を配慮できる部屋を確保する。

### ③ 物資等の調達

町は避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

また、避難所以外で生活している被災者に対しても、状況を把握のうえ必要な物資等の確保に努める。

ア 食料品

イ 毛布

ウ 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）

エ 医療品（常備薬、救急箱等）

オ 生理用品

カ 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

キ 簡易トイレ（トイレットペーパー）

ク 飲料水

ケ 燃料

### ④ 通信手段の確保

町は、避難所と役場庁舎との通信をトランシーバー等により行うとともに、NTT東日本山形支店の特設電話により避難者の通信手段を確保するものとする。

### ⑤ 避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

### ⑥ 非常用電源の確保

町は、停電時に電力が供給できるよう、避難所に非常用電源を確保するとともに、対策

---

本部に電力を供給できる車両の配備を行う。

⑦ 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

(3) 開設に関する周知及び報告

町は、速やかに長井警察署及び消防本部に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 開設箇所数及び避難所の名称
- ③ 避難者数

### 3 避難所の運営管理

町は、避難所となった施設の管理者の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理するものとする。

(1) 避難所運営委員会の設置

自主防災組織、施設管理者、地区担当職員、避難所の代表者によって構成する、避難所運営委員会を設置し、避難所における課題への対応や災害対策本部との連携など、自主的で円滑な運営を進める。

(2) 情報伝達

町は、避難所の避難所運営委員会と協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオの設置することなどにより情報を提供する。

また、NTT東日本に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努めるとともに、相談窓口等を設置するなど、避難者からの相談等の聴取に努めるものとする。

(3) 物資・サービス等の提供

町は、避難所の避難所運営委員会を通じて避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社も、奉仕団を避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努める。

(4) 感染症対策

町は、「山形県避難所における感染症ガイドライン」により、避難所内の感染症対策を行う。

(5) 避難所開設後の業務

① 避難所開設後24時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
町 施設管理者 自主防災組織	<b>1 避難所開設(~3時間)</b> ① 職員配置、避難所開設報告 ② 福祉避難所の開設、災害時要配慮者受入れ ③ 施設の安全確認 <b>2 避難者の状況把握(~6時間)</b> ① 避難者数の把握及び報告(避難者名簿作成) ② 避難者ニーズの把握及び報告 ③ 避難所運営委員会の設置 <b>3 外部からの応援受入開始(~12時間)</b> ① 避難所運営応援職員の受入れ ② ボランティアの派遣 ③ 食料・生活必需品提供の開始 ④ 仮設トイレ設置 ⑤ 暖房器具、燃料の手配(冬期) ⑥ 医療救護班の受入れ ⑦ 災害時要配慮者支援要員の配置 <b>4 災害時要配慮者の移動(~24時間)</b> ① 傷病者等の医療機関への搬送 ② 福祉施設等への緊急入所	施設管理者 介護事業者等 施設管理者  避難者 避難者 避難者  町 町災害ボランティアセンター 町 町 町 町、医師会、日赤  町、医師会、日赤 消防本部 福祉施設

② 避難所開設後3日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
町 施設管理者 自主防災組織	<b>避難所の拡充・充実</b> ・避難所環境の改善 (緩衝材、間仕切り等の設置)	町

③ 避難所開設後4日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
町 施設管理者 自主防災組織	<b>避難者サービスの充実</b> ① 入浴機会の確保 ② 避難所での炊飯の開始 ③ 臨時公衆電話等の設置要請 ④ ラジオ、テレビ等の情報収集機器の機能確保と強化	自衛隊 ボランティアセンター 電気通信事業者 民間事業者等

4 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続けた場合

町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受け入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕のある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配することとする。また、町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、他市町村に被災者の受入れを要請し、又

---

は県にあっせんを依頼することとする。

(2) さらに危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察等に避難者移動用の車両、ヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を安全な避難場所へ再避難させることとする。

(3) 危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営委員会を通して避難者に連絡するとともに、避難指示を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断するものとする。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営委員会に届け出ることとし、届出を受けた運営委員会は、避難者の退去状況を町に連絡するものとする。

(4) 避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

## 5 避難所運営に係る留意点

(1) 町のとるべき措置

- ① 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。
- ② 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。
- ③ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康福祉部は、災害対策本部に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- ④ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。



⑤ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ア 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

イ 衛生、給食及び給水等対策

- a 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- b 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- c 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。
- d トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

エ 要配慮者に配慮した運営、環境整備

- a 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- b 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- c 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- d 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

オ 避難所運営への女性の参画促進市町村は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

カ 男女のニーズの違い等に配慮

男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

また、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努め、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

---

キ 各機関等への協力要請

避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県栄養士会及びNPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ク 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心がけるものとする。

- ① 避難所運営委員会を中心とした組織の結成と中心となるリーダーへの協力
- ② ごみ処理、洗濯、トイレ利用及び入浴等生活上必要なルールの遵守
- ③ その他、避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

6 避難所の統合・閉鎖

災害復旧の状況や、避難所の人数の減少状況を考慮し、関係部署と調整を図り、本部と協議しながら避難所の統合及び閉鎖を行う。

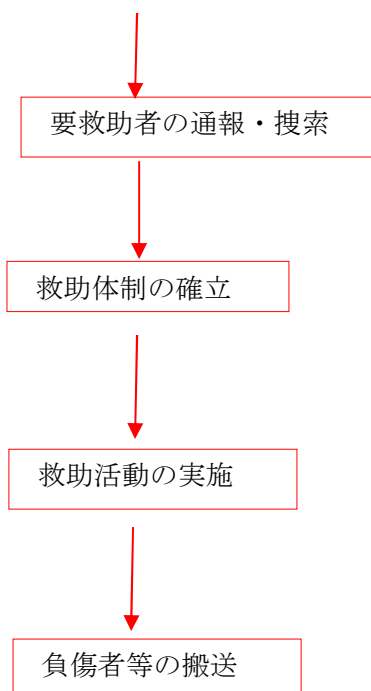
## 第14節 救出・救助活動

大規模な地震による被災者に対し、自治組織、自主防災組織、町、消防機関、県、県警察及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

### 1 救助・救急計画フロー

※ 地震発生



### 2 要救助者の通報・捜索

#### (1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等の災害現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生き埋めや行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防本部、警察に通報するよう努めなければならない。特に生き埋め者の救助のために重機等が必要となる場合は、その旨も併せて連絡する。

#### (2) 要救助者の捜索

消防本部及び警察等は必要に応じ消防団、自主防災組織等の協力を得て、被災地内の生き埋め者を捜索する。

### 【通報時の連絡先】

機 関 名	担当部署	所 在 地	電話番号
白鷹町役場	総務課	白鷹町大字荒砥甲833	0238-85-2111
長井警察署	地域課	長井市小出3473-3	0238-84-0110
西置賜行政組合消防白鷹分署	通信指令室	白鷹町大字荒砥甲833	0238-85-5242

## 3 救助体制の確立

### (1) 救助隊の編成等

消防機関は、消防計画の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

町は、直ちに長井市西置賜郡医師会と協力して、学校等に医療救護所を開設するものとする。

必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

### (2) 医療機関の状況の確認

町及び県は、医療機関の被災状況や負傷者の受入れ可否等の状況確認し、消防等関係機関に連絡する。また、消防署は、最寄の救急病院等の重傷者等受入の可否を直接確認する。

### (3) 応援要請

町及び県は、災害が大規模で自らの組織力のみで対処できないと判断する場合は、関係機関に応援要請する。

#### ① 消防機関への要請

町長及び消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、近隣又は他ブロック地域の消防本部へ応援を要請する。

要請を受けた消防本部は、可能な限り直ちに出動する。また、大規模な災害発生時には、自主的に出動準備し、必要と判断する場合は、要請を待つことなく出動する。

#### ② 民間組織への要請

町長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生き埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

## 4 救助活動の実施

### (1) 救助隊の誘導

被災地の消防機関及び県警察は、自主防災組織の協力を得ながら、被災以外からの救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

### (2) 救助活動の実施

- ① 県は、町又は消防本部等からの要請を受け、若しくは自らの判断により必要と認めた場合は、消防防災航空隊を派遣する。この際、消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動に当たる。

---

② 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。県は、現地調整所を設置して関係機関の円滑な連携を図る。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

③ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

④ 災害現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(3) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 5 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療機関に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た傷病者等のうち重症者等については、搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

※ トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を定めること。

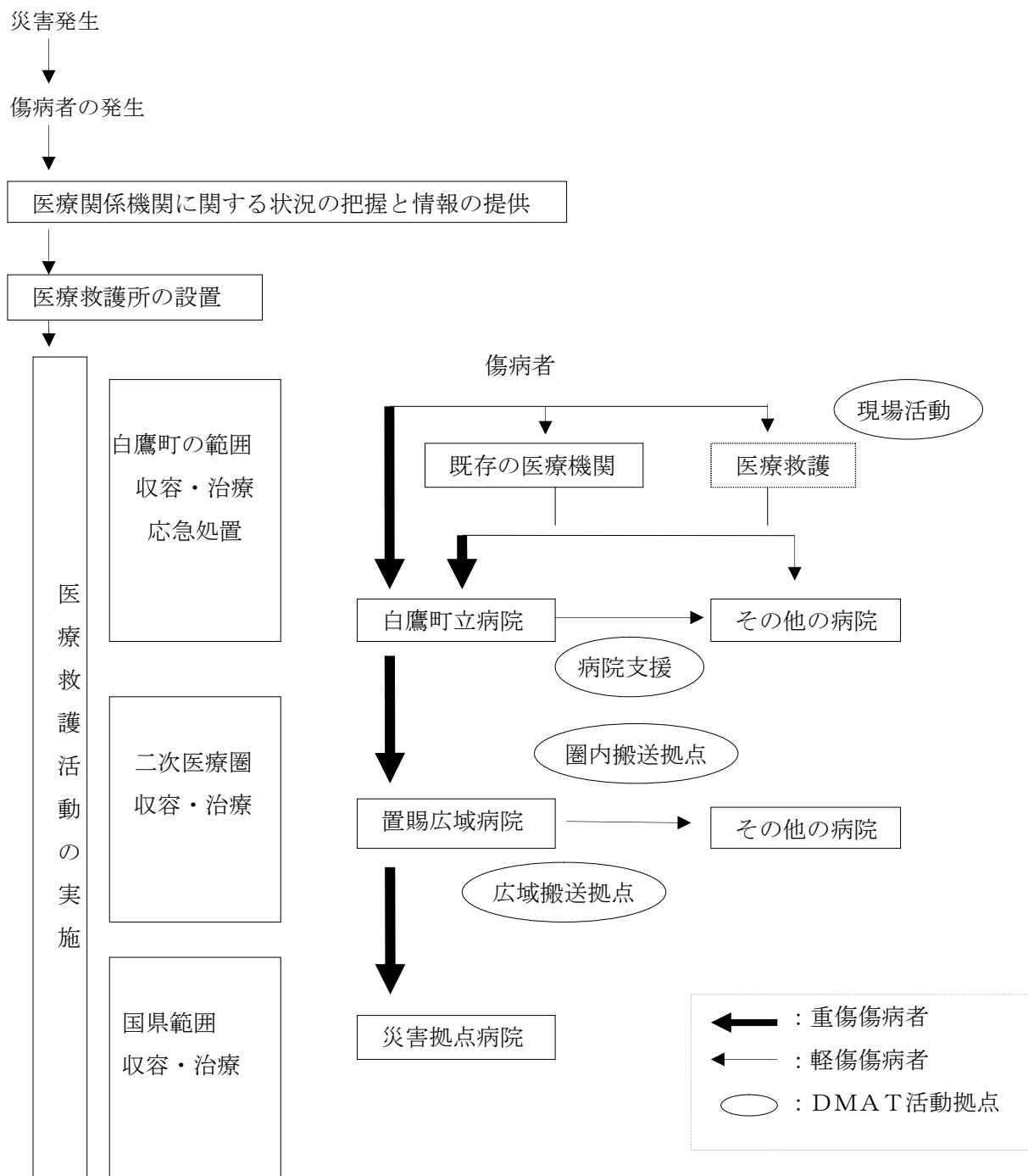
(2) 搬送における留意点

消防機関は、重症者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難でヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

## 第15節 医療救護活動

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々状況下における最大限の医療を提供するために町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

### 1 医療救護計画フロー



## 2 医療機関情報の把握

町は、災害発生時、又は災害の発生が予想されるときにおいては、迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、医療機関から次の事項について情報収集を行うものとする。

- (1) 医療機関の施設、設備の被害状況
- (2) 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送医療スタッフの状況
- (3) 医療救護所の設置状況

## 3 医療救護所の設置

町立病院を中心に町は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、町内の適当な場所に医療救護所を設置する。また、医療救護所に必要な医療従事者については、町自らの協定等に基づき確保するほか、必要に応じ県に対して医療救護班の派遣要請を行うものとする。

## 4 医療救護体制

### (1) 医療救護班の編成

医療救護活動が必要となった場合、町は直ちに町立病院と連携をとり医療救護班の編成を依頼し、応急医療の実施にあたるものとする。

医療救護班の編成は、次のとおりとする。

医師	保健師・看護師	事務職員	自動車運転手	計
1名	3名	1名	1名	6名

### (2) 応援要請

災害の規模が大きく、上記医療救護のみでは対応できない場合、町長は、県を通じて「災害派遣医療チーム(DMAT)」の派遣要請や「広域応援計画」による医療救護班の派遣を要請するものとするほか、長井市西置賜郡医師会を通じて町内開業医等に対し、時間外診察等、災害時の医療体制についての協力を要請するものとする。

## 5 医療救護活動

### (1) 各医療関係施設等における活動

#### ① 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、収容避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、町は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

#### ② 被災地内の一般の医療機関

ア 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実

---

施、又は自らの医療機関への収容等の対応を図る。

イ 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、町災害対策本部を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

ウ 歯科診療所においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

③ 白鷹町立病院

被災地の災害医療の中核として、他の病院、開業医及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

ア 24 時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること

イ 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること

ウ 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと

エ 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

(2) 要配慮者への対応の調整

町は、関係医療機関と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。

(3) 医薬品・医療資器材等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

(4) 傷病者等の搬送

① 医師の応急処置を必要とする傷病者の医療救護所への搬送は、家族、消防団及び自主防災組織と防災関係機関が協力して行うものとする。

② 病院へ収容する必要がある重症患者等の後方医療施設への搬送は、消防本部が行うものとする。

③ 救急車両が不足する場合は、町災害対策本部で確保する車両及び県、日本赤十字社山形県支部で確保する車両等により搬送するものとする。

④ 災害対策本部において対応が困難な場合には、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき応援を要請するものとする。

⑤ 道路の寸断等により、負傷者の搬送が速やかに実施できない状況と判断される場合は、ヘリコプター等による空輸を県及び関係機関に要請するものとする。



## 第16節 消防活動

地震発生時の火災による被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、住民、自主防災組織及び消防機関等が自身の安全を確保しながら、実施する消防活動について定める。

### 1 初期消火活動

#### (1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

- ① 消防本部へ速やかに通報(電話、駆け込み)するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。
- ② ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

#### (2) 自主防災組織による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

### 2 消防本部による火災防ぎょ活動

消防本部は、消防団と連携して火災防ぎょ活動を行う。活動内容については、以下に掲げるほか、西置賜行政組合消防本部で策定された消防計画に定められたところによる。

#### (1) 消防吏員の参集

消防吏員は、地震が発生した場合は、消防計画に基づき各部署に速やかに参集し、消防資機材等を準備する。

#### (2) 情報の収集

消防本部は、次の方法等により火災情報の収集にあたる。

- ① 広報車等の巡回監視
- ② 119番通報及び駆け込み通報
- ③ 消防吏員の参集途上における情報収集
- ④ 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

#### (3) 緊急交通路の確保

消防本部は、県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて県警察に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、通行の妨害となる車両等の所

---

有者等に対し必要な措置命令を行う。

(4) 火災防ぎょ活動にあたり、次の事項に留意する。

- ① 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。
- ② 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。
- ③ 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。
- ④ 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。
- ⑤ 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

### 3 消防団による火災防ぎょ活動

消防団は、消防本部と緊密に連携して、次により火災防ぎょ活動を行うものとする。

(1) 消防団員の参集

消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき速やかにポンプ庫等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を可能な限り収集するよう努める。

(2) 初期消火の広報

出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

(3) 情報の収集、伝達

現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。

(4) 火災防ぎょ活動

火災防ぎょ活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、常備消防の部隊が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄のもと、協力して活動する。

### 4 広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。このような場合、町長は他の市町村長に対して広域応援を要請する。また、被災地以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

町長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認めるときは、「山形県広域消防

---

相互応援協定」及び「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、知事又は市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、本部長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「消防組織法第44条」に基づく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

知事又は本部長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

- ① 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- ② 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ③ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

## 第17節 危険物等施設の応急対策

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

### 1 共通の災害応急対策

#### (1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に対し、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立するものとする。

#### (2) 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、速やかに災害発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求めるものとする。

#### (3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行うものとする。

#### (4) 危険物等施設の応急措置

##### ① 施設所有者等のとるべき措置

ア 危険物等取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行うものとする。

イ 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行うものとする。

ウ 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡する。

##### ② 町のとるべき措置

ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示を行うものとする。

イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させるものとする。

---

## 2 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

### (1) 火薬類

#### ① 販売所等における応急措置

販売事業者は、地震による火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵等の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。

ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずるとともに、その措置内容について防災関係機関に速やかに報告するものとする。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行うものとする。

#### ② 消費場所における応急措置

消費事業者は、地震による土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄するものとする。

#### ③ 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に地震による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処するものとする。

### (2) 高圧ガス

#### ① 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏洩した場合には、緊急遮断等の漏洩防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ警察に連絡して交通規制等の措置を講じるものとする。

#### ② 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させるものとする。

③ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防本部に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかけるものとする。

④ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に地震による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏れ出した場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の指示を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

### 3 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物等が流出又は漏れ出した場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努めるものとする。

- (1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、消防本部、警察署、河川管理者等関係機関に通報又は連絡するものとする。
- (2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
  - ① 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
  - ② オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
  - ③ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。
- (3) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずるものとする。
- (4) 有害物質が河川等の公共用水域に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、河川管理者等関係機関は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資するものとする。

## 第18節 行方不明者の搜索及び遺体の処置等

大規模な地震による建物の倒壊や火災等により発生する行方不明者の搜索及び遺体の処理、収容、埋葬に関し、主として町が実施する災害応急対策について定める。

### 1 行方不明者の搜索

#### (1) 搜索班の編成

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情から既に死亡していると推定される者の搜索を要する事態が生じた場合は、警察署等その他と連絡をとり、消防団、ボランティア等の協力を得て搜索班を編成し、搜索にあたるものとする。

#### (2) 県への報告と応援要請

町は、県に対して、搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊に搜索活動への応援要請を行うよう県に依頼するものとする。

#### (3) 搜索用機材の借用

搜索に必要とする資機材は、警察署、消防本部、消防団等が装備する資機材をそれぞれ使用するものとするが、資機材に不足が生じる場合は、建設業組合等を通じ建設業者の協力を得て、搜索に必要な車両その他器具を借用し実施するものとする。

#### (4) 搜索の機関

搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではない。

### 2 遺体の収容処置

#### (1) 遺体の収容

① 町は、遺体安置所を確保・設置し、遺体を搬送・収容するとともに、県及び警察署と連携のうえ、検視(死体見分)・検案(医師による死因等の医学的検査)業務を行える体制を整備するものとする。

② 遺体の搬送車、棺やドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫状況を収集し確保するよう努めるものとともに、必要に応じて、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき、遺体の搬送や資機材等の提供にかかる協力を要請するものとする。

③ 遺体の安置所は、寺院又は公共建築物等の適当な場所とする。なお、遺体安置所の設置にあたっては、以下の項目を考慮するとともに、開設状況を県及び警察署に報告するものとする。

ア 避難所、医療救護所とは別の場所とする。

イ 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所とする。

---

ウ 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所、身元確認のためのDNA鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所であるとともに、膨大な数になる可能性を考慮し選定するものとする。なお、遺体安置所に適当な場所がない場合は、天幕、幕張等の設備を設けるものとする。

④ 町は、県及び警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について、報道機関等を通じ住民に対する広報に努めるものとする。

(2) 遺体の検案・処置等

① 警察官は、収容された遺体について、関係法令等に基づき検視を行う。

② 町は、警察官の指示に基づき、日本赤十字社山形県支部及び山形県医師会、長井市西置賜郡医師会等の協力を得て、遺体の検案(医師による死因その他の医学的検査)を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

(3) 身元不明遺体の処置

① 身元不明の遺体について、町は、警察署その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。

② 町は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体(例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合)で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱うものとする。

### 3 遺体の埋葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。

(2) 町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、町が埋葬を行うものとする。

(3) 死亡者が多数のため、通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、町は火葬許可手続き等の簡略化について、県を通じて厚生労働省と協議するものとする。

(4) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。

### 4 広域応援体制

町だけでは、遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、町は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請するものとする。



## 第19節 交通の確保及び規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員や使用する資機材、被災者に対する生活物資等の迅速かつ効率的な輸送を確保するため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

### 1 交通状況の把握

#### (1) 道路状況の調査

- ① 町は、災害発生後において、道路パトロール等により、速やかに町内の道路等の被害状況について調査するとともに、町が管理する道路について、緊急輸送道路を優先的に点検し、被災状況を把握するものとする。
- ② 道路状況の調査は建設水道部をもって行うものとする。

#### (2) 関係機関による道路状況等の把握

- ① 災害が発生した場合において、道路管理者、山形鉄道及び長井警察署は、直ちに管理又は管轄する区域の道路の損壊、不通箇所、交通安全施設、橋梁等の被害並びに車両等の放置による交通障害について調査を実施するものとする。
- ② 土木班長は、国または県の管理にかかる道路について、支障箇所を発見した時は、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無、その被害状況等を県及び警察署に連絡するものとする。
- ③ 鉄道事業者は、列車運転時に直接支障を及ぼす災害が発生した場合は直ちに列車の停止及び防護措置を行うものとする。また、線路、橋梁等の関係施設を調査し、発生の日時、場所、事由、規模等を関係機関に速やかに通報するものとする。
- ④ 各関係機関は、道路の交通状況を把握した場合は、相互に連絡を密にして情報交換を行うものとする。

#### (3) 道路状況の調査報告

- ① 土木班長は、町の管理する道路について支障箇所を発見した時、又は発見者等より通報があった時は、直ちにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無、その被害状況等を本部長に報告するものとする。
- ② 土木班長は、併せて上記 ① の被害状況を置賜総合支庁建設部及び長井警察署に連絡するものとする。

#### (4) 迂回路の選定

町は、調査による被害状況に応じ長井警察署と協議し、適切な迂回路の選定を行うものとする。

## 2 交通規制

被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消防活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

### (1) 実施責任者

町は、道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合、又は道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合には、町道にあつては交通規制をし、町道以外の場合は、道路管理者及び警察署等へ、密接な連携のもと交通規制を要請するものとする。

#### 【交通規制等の実施責任者】

区分	実施責任者	範囲	根拠法令
交通規制	道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法第46条
	警察官	1 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資等の災害輸送等を確保するため必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 3 道路の損壊、火災発生の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合	災害対策基本法第76条の3 道路交通法第4条、5条、6条
措置命令	災害派遣を命じられた自衛官・消防職員	警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、長井警察署長に報告しなければならない)	災害対策基本法第76条の3 第3項、第4項

### (2) 規制の表示

交通規制を実施した責任者は、関係機関と相互に緊密な連絡をとり、規制の標識を立てるものとし、規制の標識には次の事項を明示するものとする。

- ① 規制制限の対象
- ② 規制する区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由

### (3) 迂回路の表示

規制を行った場合は、適切な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

### (4) 交通規制の周知

---

交通規制については、本章第11節「広報活動」により、住民、運転者等に対し周知徹底を図るものとする。国、県、その他の機関より通報を受けた場合も、また同様である。

### 3 自動車運転者のとるべき措置

町は、大規模地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、平常時から関係機関と連携して、次の事項の周知徹底を図るものとする。

#### (1) 走行中のとき

- ① できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。
- ② 停車後は、カーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。止むを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

#### (2) 避難するときは、車両を使用しないこと。

### 4 道路交通の確保

(1) 本部長は、他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた迅速かつ的確な復旧を行うものとする。

(2) 路上における大きな障害物等の除去については、必要に応じ、他の道路管理者、警察署、消防本部、自衛隊や関係機関等と協力して、対応にあたるものとする。

(3) 災害の発生によりバスの通常運行が不能となった場合は、乗客の安全輸送に配慮したうえで、迂回路等を利用して路線の一部変更を行うなど、できる限り運行を継続して乗客の利便を図るものとする。

### 5 緊急通行車両

交通規制が行われた場合は、管財班長は町有車両について次により直ちに緊急通行車両の確認手続きをとるものとする。

(1) 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く)をいう。

(2) 町長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

### 6 災害対策基本報に基づく交通の規制等の措置

(1) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車

---

両の移動を行う。

- (2) 町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、必要があるときは、区間を指定して、県又は国に対し、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

## 第20節 緊急輸送

災害時における救急・救助、医療救護、消火活動等の応急活動及び災害応急復旧に要する資機材、物資、人員並びに被災者に対する水、食料及び生活物資等の供給等を迅速かつ効果的に展開するための対策について定める。

### 1 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

#### (1) 緊急・救急・避難所支援・応急復旧初動期

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
- ② 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- ③ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- ④ 食料、水等避難生活に必要な物資
- ⑤ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- ⑥ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等及び関連物資
- ⑦ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

#### (2) 復旧活動期

- ① 上記(1)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員・物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

### 2 輸送の方法

#### (1) 車両輸送力の確保

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、財政班長が行うものとし、概ね次の順位によって実施するものとする。

- ① 町有車両による輸送
- ② 応急災害対策実施機関所有車両による輸送
- ③ 公共的団体による輸送
- ④ 民間団体協力による輸送
- ⑤ その他、借り上げ車等による輸送

#### (2) 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関(山形鉄道(株))に要請し、輸送力を確保するものとする。

#### (3) 航空輸送力の確保

---

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となった場合は、本章第5節「自衛隊災害派遣要請」及び第6節「県消防防災ヘリコプターの活用」により派遣を県に要請するものとする。

① ヘリコプター輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア ヘリコプター使用の目的及びその状況

イ 期間及び活動内容

ウ 発着地点又は目標地点

② ヘリコプター発着場所を定めておく。

(4) 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第21節「労働力の確保」による。

### 3 輸送力の配分

(1) 物資調達等災害応急対策の主務班長は、次に掲げる要件を明示し、防災管財班長に輸送力供給の要請を行うものとする。

① 輸送の種類及び輸送する物資等の内容

② 輸送区間、借り上げ期間

③ 輸送量又は車両の台数等

④ 輸送を要する理由

(2) 町所有の車両で輸送力の確保が困難な場合、防災管財班長は自動車等車両の借り上げを実施するものとする。

(3) 管財班長は、要請により所有車両等の保有状況等を考慮し、使用車両を決定するものとする。

(4) 物資調達等災害応急対策の主務班長は、管財班長より車両確保の通知を受けた場合は、これにより輸送を実施するものとする。

### 4 応援要請

町は、車両等の不足、又は借り上げの不可能等により輸送活動の実施が困難な場合は、本章第3節「広域応援体制」により、他市町村及び県に対し、輸送活動の実施又は車両等の確保についての応援を要請するものとする。

### 5 物資の集積場所と配分

(1) 物資(医薬品、復旧用資機材、食料、生活必需品等)は、一次集積配分拠点として東中体育館等を確保し、集積するものとする。

(2) 集積物資は、その受払いを明確にしておくものとし、配分の必要な地区に応じて、関係コミュニティセンター、又は災害現地に輸送するものとする。

## 第21節 労働力の確保

災害により被害が生じ応急対策が急務となった場合において、災害応急対策の円滑化を図るため、災害応急対策に必要な労働力及び技術者の動員について定める。

### 1 ボランティアの協力

福祉班長は、災害の程度、規模等によりボランティア等による応急対策に必要な要員を確保し、その組織を活用して、応急対策の実施に万全を期するものとする。

#### (1) ボランティアへの依頼

災害応急対策においてボランティアが必要とされる場合においては、次の団体に対し協力を依頼、要請するものとする。なお、町災害ボランティアセンターに結集したボランティアについては、第2章第7節災害ボランティア活動による。

- ① 日赤奉仕団
- ② 自主防災組織
- ③ 婦人団体
- ④ その他ボランティア団体

#### (2) ボランティアの受付等

ボランティアの協力活動については、福祉班長が連絡調整を行うものとする。

#### (3) ボランティアの奉仕範囲

ボランティアの活動内容は、主として次のとおりとするが、活動内容の選定については、ボランティアの意見を尊重して決定するものとする。

- ① 避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関すること。
- ② 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。
- ③ 救援物資支給の奉仕に関すること。
- ④ 清掃及び防疫の奉仕に関すること。
- ⑤ その他災害応急措置の応援に関すること。

### 2 労務者等の雇用

商工振興班長は、災害応急対策を実施するために労務者の雇用を必要とする場合は、必要な労務確保条件(作業内容、労務の種別、就労期間、所要人員、集合場所等)を明示して、長井公共職業安定所(ハローワーク)を通じて行うものとする。ただし、緊急時には、建設業者など関係者へ依頼する等対応するものとする。

### 3 技術者等に対する従事命令

#### (1) 従事命令の執行

- ① 本部長は、災害応急対策を実施するための人員が雇い上げ等の方法によってもなお不足し、緊急の必要があると認められる場合は、現場にある者及びその近隣の住民に対し、従事命令を執行し、救助関係業務に従事させるものとする。
- ② 従事命令の執行に関する業務は、建設班長が担当するものとする。
- ③ 技術者の確保が必要な場合は、本部長は、知事に技術者派遣の要請を行うものとする。
- ④ 知事が技術者等の従事命令を本部長に委任した場合は、以下の技術者について公用令書を用いて業務に従事させるものとする。なお、知事(町長に委任した場合も含む。)が発する以外の従事命令については公用令書を交付しない。
- ⑤ 従事者の実費弁償及び障害補償等は、「山形県災害救助法施行規則」に定めるところによる。
- ⑥ 従事活動を行う技術者
  - ア 医師、歯科医師又は薬剤師
  - イ 保健師、助産師又は看護師
  - ウ 土木技術者又は建築技術者
  - エ 大工、左官、とび職
  - オ 土木業者、建築業者及びその従事者
  - カ 自動車運送業者及びその従事者

#### (2) 協力命令の執行

本部長は、知事による委任を受けた場合は、救助を要する者及びその近隣の住民に対して協力命令を執行し、救助関係業務に従事させることができる。手続きは、従事命令と同様である。

#### (3) 命令の種類と執行者

防災関係機関の従事命令等の種類と執行者は、次のとおりである。

対象作業	種類	根拠法律	執行者
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	知事
災害応急対策作業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項、第2項	知事 市長(委任を受けた場合のみ)
	協力命令	災害対策基本法 第71条第1項、第2項	知事 町長(委任を受けた場合のみ)



対象作業	種類	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	町長
	従事命令	災害対策基本法 第65条第2項	警察官
	措置命令	警察官職務執行法 第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条 河川法第22条	水防管理者、水防団長、消防 機関の長
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	自衛隊法 第94条第1項	自衛官(災害派遣の際その場 に警察官がない場合のみ)

#### (4) 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次のとおりである。

命令区分	作業対象	対象者
災害対策基本法及び 災害救助法による知 事の従事命令	災害応急対策並び に救助作業	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 大工、左官、とび職 オ 土木業者、建築業者及びその従事者 カ 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び 災害救助法による知 事の協力命令	災害応急対策並び に救助作業	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による 町長、警察官の従事 命令	災害応急対策全般	区域内の住民又は当該応急措置を実施 すべき現場にある者
警察官職務執行法に よる警察官の措置命令	災害応急対策全般	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
消防法による消防吏 員、消防団員の従事 命令	消防作業	火災現場付近にある者
水防法による水防管理 者、水防団長、消防機 関の長の従事命令	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場に ある者

## 第22節 ライフライン施設の応急対策

上下水道、電力、ガス、電話等のライフラインは、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害によりこれらの施設や設備が被害を受けた場合においても、応急工事等により、円滑な供給を実施できるよう、その対策について定める。

### 1 上水道施設対策

水道工務班長は、地震等の災害発生時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、水道施設の応急復旧対策の実施に万全を期するものとする。

#### (1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し被害状況の把握に努める。

#### (2) 応急復旧計画の策定

被害状況を迅速に把握し、応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定め、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

#### (3) 施設の応急復旧

応急復旧計画に基づき、優先順位を明確にし、衛生対策等に十分配慮して関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

##### ① 応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は、原則として配水管までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねるものとする。

##### ② 復旧作業の手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次に送水管、配水管の順に作業を進めるものとする。

##### ③ 優先する施設

医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行うものとする。

##### ④ 応急復旧資機材の確保

町が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び関係機関・団体等の支援を受け、応急復旧資機材を調達、確保するものとする。

##### ⑤ 応急復旧後の衛生確保

復旧後の通水に当たっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう消毒を強化するものとする。

#### (4) 支援要請

町は、応急復旧活動の実施が困難な場合には、他市町村、又は県に対し工事の実施、又はこれに要する資機材、要員の確保について応援を要請するものとする。

---

## (5) 住民への広報

町は、住民に対し、災害発生直後における断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について、本章第11節「広報活動」により広報し、住民の不安の解消に努めるものとする。また、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報については、町報やホームページ、報道機関を通して広報するものとする。

## 2 下水道施設対策

下水道工務班長は、下水道施設が被災したときには、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずるものとする。

### (1) 被害状況の把握

災害発生から復旧に至る各段階に応じて、被災状況を調査する。

#### ① 第1段階(緊急点検、緊急調査)

処理場及びポンプ場について、被害の概要を調査把握し、大きな機能障害や人的な被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、主に地表からの目視により、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、下水道本来の機能よりも道路など他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

#### ② 第2段階(応急調査)

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

#### ③ 第3段階(本復旧のための調査)

管渠について、マンホール内目視調査及び揚水試験を行う。

### (2) 応急対策の実施

調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

① 処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。

② 管渠については、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫及び臨時の管路施設の設置等を行う。

### (3) 復旧対策の実施

処理場及びポンプ場の本復旧は本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路の本復旧も管路施設原形に回復することを目的とする。

---

(4) 資機材等の確保

資機材が不足する場合は、県に要請し、備蓄の提供若しくはその他関係業者等からの調達の協力を求めるものとする。

(5) 住民への広報

① 町は、住民に対し、災害発生直後の被害状況や応急対策の進捗状況等について、本章第11節「広報活動」により広報するものとする。また、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報については、町報やホームページ、報道機関を通して広報するものとする。

② 下水道施設の汚水排除機能の停止、処理場の処理機能の低下により、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂などの使用を極力避けるよう、住民に対し協力を求めるよう、広報活動により周知を図るものとする。

### 3 ガス施設対策

町は、二次災害の防止と被災状況の復旧について、(社)山形県LPガス協会が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。

#### 【(社)山形県LPガス協会】

災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の対策を講じるものとする。

- (1) 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施
- (2) 応急供給の実施
- (3) 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告
- (4) 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入れ調整
- (5) 二次災害防止のための広報活動

### 4 電力供給施設対策

町は、電力供給施設の被害を早期に復旧するために電気事業者(東北電力(株))が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。

#### 【東北電力(株)】

(1) 活動体制の確立

災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置し、迅速かつ適切な応急活動を実施する。

(2) 被災状況の把握及び広報

① 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は市町村の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

② 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設害状況

---

及び復旧状況について、テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

### (3) 応急対策

#### ① 復旧資材の確保

災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達に必要な資材は、可及的速やかに確保する。

#### ② 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、市町村、警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

#### ③ 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力需給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

#### ④ 復旧対策

電力設備ごとに被害状況を把握し、早急に復旧計画を立てる。

## 5 電気通信施設の応急対策

災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、町は、電気通信事業者（NTT東日本山形支店）が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。

### 【NTT東日本山形支店】

#### (1) 応急対策

##### ① 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔装置

電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を確保するため、遠隔切替制御、通信規制及び音声案内などの措置を行う。

##### ② 災害時組織体制の確立

災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、組織の体制を確立し迅速かつ適切な応急活動を実施する。

##### ③ 被災状況の把握

被災の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

##### ④ 災害時広報活動

災害に伴い電気通信サービスに支障を生じた場合は、次の事項について支店、営業所前掲示及び広報車により地域の利用者へ広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ放送及び新聞掲載等により広域的な広報活動を行う。

ア 被害状況及び復旧の見込み

イ 特設公衆電話設置状況

ウ 災害用伝言ダイヤル（171）運用開始

エ 利用者に対する協力要請事項

---

オ その他必要な事項

(2) 復旧対策

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、応急用資機材等の仮設や災害対策用通信機器の設置を行う。

## 第23節 土砂災害防止施設の応急対策

治山、砂防等の管理者は、地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 1 地震発生時の対応

#### (1) 点検と巡視

各施設の管理者は、震度4を観測する地震が発生した場合、必要に応じて現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施し、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立するものとする。

#### (2) 異常を発見した場合の措置

各施設の管理者は、点検、巡視により施設の異常や被災を確認した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するとともに、次により住民の安全確保のための措置を実施するものとする。

- ① 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。
- ② 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

### 2 被害の拡大防止措置

各施設の管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、施設の機能回復に努めるものとする。

#### (1) 二次災害の予防

地震は、本震ののち余震がしばらく続くことが多いため、余震情報に配慮して応急対策等を進めるものとする。また、地震動により地盤が緩んだ場合は、雨による崖くずれや地すべり等が発生しやすくなっているため、特に大雨注意報や警報に注意して応急対策を進めるものとする。

#### ① 危険箇所の応急対策

各施設の管理者は、地震に伴って発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難を指示するとともに、必要な応急対策を実施するものとする。

#### ② 監視の継続

地震直後のみならず、発生以後に新たな土砂崩壊が発生することもあるため、各施設

---

の管理者は関係機関と連携して、地震発生後の監視を一定期間継続するほか、住民に注意を呼びかけるとともに、避難場所や避難経路等を周知徹底するものとする。

## (2) 施設の応急措置

### ① 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

### ② 地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して、地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

### ③ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。

### ④ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

## 3 被災施設の応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。



## 第24節 河川施設の応急対策

河川等の管理者は、震災時は施設の損壊箇所の機能回復を図るための応急体制をとるとともに、関係機関の緊密な連携の下、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 1 地震発生時の対応

#### (1) 点検と巡視

施設の管理者は、震度4以上の地震が観測されるなど災害が発生するおそれがある場合、直ちに巡回等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所の緊急点検を実施し、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立するものとする。

#### (2) 異常を発見した場合の措置

施設の管理者は、点検、巡視により施設の異常や被災を確認した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するとともに、次により住民の安全確保のための措置を実施するものとする。

- ① 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。
- ② 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

### 2 被害の拡大防止措置

施設の管理者は、点検、巡視によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査し関係機関と密接な連携のもと、次により応急措置を実施するものとする。

#### (1) 河川管理施設

##### ① 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、その後の出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し、適切な応急措置を実施する。

##### ② 低標高地域での浸水対策

低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

##### ③ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必

---

要な措置を実施する。

④ 危険物、油流出等の事故対策

地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民に周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

⑤ その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整に時間を要することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

### 3 被災施設の応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

## 第25節 農地・農業用施設の応急対策

震災時においては、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想されることから、施設の管理者は、地震により被災した施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 1 被災状況の把握

町は、関係団体等と連携のうえ、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告するものとする。

### 2 応急対策の実施

(1) 町は、農地及び農業用施設の被害が拡大する恐れがあり緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また関係団体等に対し応急措置の指導を行うものとする。

(2) 各施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、災害被害を拡大させないように、次により応急対策を実施するものとする。

① 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、町、県、警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずるものとする。

② 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、原因箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行うものとする。

③ 施設管理者は、本震後の余震や被災後の降雨等による土砂災害の発生及び主要な構造物や建築物の被害が拡大するおそれがある場合は点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、不安定土砂の除去や仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策をとる。

④ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずるものとする。

### 3 被災施設の応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

## 第26節 農林業災害の応急対策

災害による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜被害、飼養施設の損壊等に対応するため、町が実施する災害応急対策について定める。

### 1 被害状況の把握

町は、関係農林業団体等と連携のうえ、農作物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設被害の状況を把握し、県及び防災関係機関に報告するものとする。

### 2 二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

#### (1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

#### (2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

#### (3) 林産物及び林産施設

森林組合等に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

### 3 災害応急対策

#### (1) 農作物及び農業用施設

町は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。また、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

- ① 農作物の病虫害発生予防措置
- ② 病虫害発生予防等薬剤の円滑な供給
- ③ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- ④ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- ⑤ 種苗の供給体制の確保

#### (2) 家畜及び家畜飼養施設

町は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ① 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

- 
- ア 家畜死体の受け入れ体制の確保
  - イ 家畜死体の埋却許可
  - ウ 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査
  - エ 家畜廃用認定
  - オ 家畜緊急輸送車両の確保
- ② 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
- ア 家畜飼養農家に対する指導
  - イ 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
  - ウ 家畜伝染病予防接種体制の確保
- ③ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給
- ④ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給
- (3) 林産物及び林産施設
- ① 町は、森林組合等と連携し、林産物(林地)及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。
- ア 林産地に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
  - イ 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
  - ウ 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
  - エ 応急対策用資機材の円滑な導入
  - オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- ② 林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材等の供給・確保及び火災の拡大防止等について関係機関に対し協力を要請する。

## 第27節 応急給水

地震による災害のため、被災地において飲料水等が枯渇し又は汚染した場合、被災者の生命維持及び人身安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活水の確保について、最低限必要な量の給水を行い、被災者の保護を図るものとする。

### 1 飲料水の確保

#### (1) 水源の確保

災害により水源地、水道施設が被災し、住民に対しての給水が困難となった場合は、送水施設の調整を行いながら給水するものとするが、この他の代替水源は次により確保する。

- ① 浄水場の貯留水及び配水池の水
- ② 被災地以外の井戸水
- ③ 建築物受水槽の水
- ④ 防火水槽、プール等の水

#### (2) 水源の水質検査及び保全

確保した水源の水が飲料水に適しているかどうか、置賜保健所等の協力を得て検査し、必要に応じて滅菌し給水するものとする。

### 2 応急給水の実施

水道工務班長は、災害が発生し、住民に応急給水を実施する必要があると認めた場合、給水を実施し、また応急給水活動実施のため、給水用資機材等の派遣等について必要な措置を講ずるものとする。

#### (1) 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断するものとする。

- ① 被災者や避難所の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設及び災害時要配慮者関連施設等の状況
- ③ 通水状況
- ④ 飲料水の汚染状況

#### (2) 給水方法

被災地の状況に応じ、拠点給水、運搬給水及び仮設給水等を効率的に組み合わせて給水するものとする。

##### ① 拠点給水

配水池、貯水槽及び避難所に給水装置を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には、浄水機等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

##### ② 運搬給水

給水車、給水タンク及びポリタンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し給水する。

---

③ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓を増減させる。

④ 備蓄飲料水の供与

備蓄飲料水を避難所等において配布する。

(3) 給水基準

① 給水量

被災地における最低給水量は、1人当たり1日20リットルを目安とするが、状況に応じて給水量を増減する。なお、被災直後は、生命を維持するために必要な水量である1人当たり1日3リットルとする。

② 給水期間

応急給水期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。

(4) 給水順位

給水順位は、医療施設、福祉施設、老人施設、避難所、給食施設等緊急性の高い施設、並びに被災地域住民の順とする。

### 3 応援要請

本町のみでの応急給水の実施が困難な場合は、日本水道協会山形支部「災害時相互応援協定」に基づき対処するものとし、必要に応じて他市町村又は県へ給水の実施、又はこれに要する要員及び給水資機材についての応援を要請するものとする。

### 4 給水等の広報

応急給水の広報は、次の方法により、断水等の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水への衛生対策等について行うものとする。

(1) 広報車

(2) 地区及び自主防災組織による口頭伝達

(3) 掲示板、町ホームページ、広報紙、地区内回覧

### 5 要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水にあたっては、地域住民やボランティアの協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮するとともに、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水を実施するものとする。

## 第28節 食料の供給

災害により食料を確保することが困難となった場合において実施する災害応急対策について定める。

### 1 食料の調達

#### (1) 食料調達の担当

災害時における食料の調達については、農業振興部が主管するものとする。

被災して対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

- ① 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
- ② 応援要請をする際は、次の事項を明示して行う。
  - ア 食料の応援要請  
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等
  - イ 炊出し用具等の応援要請  
人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項
- ③ 被害が広範囲に及び応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

#### (2) 調達する主な食料品

町は、避難所の設置状況や要は医療者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

- ① 弁当、米穀、食パン、乾パン、即席麺類、飯缶
- ② 乳幼児ミルク、牛乳
- ③ 副食品(缶詰・漬物・佃煮・野菜)、調味料(味噌・醤油・塩・砂糖)

#### (3) 食料調達の方法

- ① 農業振興班長は、町内の農業協同組合、山形県米穀商業協同組合及び小売業者との連絡を密にし、必要が生じた場合は速やかに調達を実施するものとする。
- ② パン類、即席麺類、副食品、乳幼児ミルク等については、製造・流通業者と平常時から連絡を緊密にして、必要が生じた場合は速やかに調達を実施するものとする。

### 2 食料の給与

#### (1) 食料給与の担当

災害時における食料の給与については、福祉班長が主管するものとする。



(2) 食料給与対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害等により炊事ができない者
- ③ 食料品を喪失し、給与の必要があると認められる者
- ④ 被災地の災害応急対策に従事する者
- ⑤ 町内旅行者及び一時滞在者等で、町長が特に必要と認めた者
- ⑥ 他の被災地より避難した被災証明書等を有する者

(3) 食料給与の方法

① 配布

調達した食料の輸送方法、集積場所は、本章第20節「緊急輸送」によるものし、食料品は各避難所等で配布するものとする。

② 食料の配分

被災住民の食料配分にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 災害時要配慮者への優先配分
- エ 避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

③ 給与基準及び供給数量

供給数量は、1人当たりの給与基準に応じて、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

【1人当たりの給与基準の目安】

品 目	量		
米穀(炊き出し)	1食当たり	小学生未満	1人100g
	1食当たり	小学生以上	1人200g
パン、即席麺類	1食当たり	1包	
粉ミルク	1日当たり	2歳以下	1人200g
副食品(缶詰)	1食当たり	小学生未満	1人半缶程度
	1食当たり	小学生以上	1人1缶程度
〃(肉、魚、野菜)	適量		
調味料	適量		

④ 給与期間

給与の実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りでない。

### 3 炊き出しの実施

- (1) 炊き出しは、原則として避難所又は災害現場等に近い調理室等を有する町内小中学校又は地区コミュニティセンター等を利用して行うものとし、その他、状況に応じ学校給食施

---

設へ依頼するものとする。

- (2) 炊き出しは、福祉班長が、赤十字奉仕団、自主防災組織、婦人団体等のボランティアの協力により実施するものとする。
- (3) 福祉班長は、炊き出しを開始した場合、健康班長と連絡のうえ、炊き出しの状況(場所及び場所別給与人員)を県に報告し、食品衛生について指導をあおぐものとする。
- (4) 炊き出しの実施場所には福祉班の班員が立ち会い、その実施に関して指導を行うとともに、次の帳簿並びに書類を整備保存しておくものとする。
  - ① 炊き出し実施記録日計表
  - ② 炊き出し給与状況簿
  - ③ 物資受払状況簿
  - ④ 炊き出し用物品借用簿
  - ⑤ 炊き出しその他による食料給与のための食料購入代金等の支払証拠書類
  - ⑥ 炊き出し協力者及び奉仕者名簿
- (5) 炊き出しの実施期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要と認められる場合はこの限りではない。

#### 4 炊き出しへの応援要請

- (1) 被害が甚大で、町及び町内の関係期間や関係団体による炊き出し等の実施が対応しきれない場合は、山形県市町村広域応援協定並びに、本章第3節「広域応援体制」、本章第5節「自衛隊災害派遣要請」に基づき、応援要請を行うものとする。
- (2) 応援要請する場合は、次の事項を明示のうえ要請するものとする。
  - ① 食料の応援要請  
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項
  - ② 炊き出し用具等の応援要請  
人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項
- (3) 被害が広範囲に及び市町村間での応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行うものとする。

#### 5 国によるプッシュ型支援

国は、県及び市町村において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

県及び市町村は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

## 第29節 生活必需品の給与

災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町が生活必需品等の物資を確保し、供給を行うための対策について定める。

### 1 生活必需品の供給方法

商工振興班長は、住宅に被害を受けて日常生活に欠くことのできない被服寝具その他生活必需品を喪失またはき損し、これらの家財道具を直ちに入手できない状態を把握した場合は、被害状況に基づき救助物資購入計画を定め、世帯構成人員に応じた必要な生活必需品を調達し、供給するものとする。

#### (1) 生活必需品供給の基準

##### ① 供給の対象者

- ア 災害により住家に被害を受けた者(半壊、半焼に満たないもの及び床下浸水は対象としない。)
- イ 被服寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服寝具その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

##### ② 供給品目

供給品目は避難所の設置状況や配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

- ア 寝具(毛布、布団等)
- イ 被服(肌着等)
- ウ 炊事用具(鍋、炊飯器、包丁等)
- エ 食器(茶碗、皿、はし等)
- オ 保育用品(ほ乳瓶、紙おむつ等)
- カ 光熱用品(マッチ、ローソク、懐中電灯、電池等)
- キ 日用品(石けん、タオル、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉等)

##### ③ 供給期間

生活必需品の供給期間は災害発生の日から10日以内(最終的に物資がり災者の手に渡るまでの期間)とする。ただし、必要と認められる場合はこの限りではない。

### 2 調達の方法

生活必需品の調達は、原則として町内調達及び災害時食料品等の供給協定先からの調達とする。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

---

ただし、被災状況等により、町において十分な量が確保できない場合は、県又は他の市町村に調達、供給を依頼し調達するものとする。

### 3 配布の方法

#### (1) 集積場所及び配布場所

調達した生活必需品等の輸送方法、集積場所は、本章第20節「緊急輸送」によるものし、各避難所等で配布するものとする。

#### (2) 保管

生活必需品等の保管は厳重に行い、必要によって警備員を配置するものとする。

#### (3) 配布手続き

生活必需品等の配分に当たっては、次の事項に留意するものとし、配布に当たっては、ボランティア等の協力を得て、公平かつ円滑に配布するものとする。

- ① 避難所等における物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ② 住民への事前周知等による公平な配分
- ③ 災害時要配慮者への優先配分
- ④ 避難所で生活せず生活必需品のみ受け取りに来ている被災者等への配分

### 4 物資確保への応援要請

(1) 町は、被害が甚大なため物資の確保を自らのみで対応しきれない場合は、山形縣市町村広域応援協定並びに、本章第3節「広域応援体制」に基づき、応援要請を行うものとする。

(2) 応援要請する場合は、次の事項を明示のうえ要請するものとする。

- ① 生活必需品等の応援要請
- ② 品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項

(3) 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な物資等の供給応援要請を行うものとする。

### 5 国によるプッシュ型支援

国は、県及び市町村において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

県及び市町村は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うものとする。

## 第30節 防疫・保健衛生対策

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つため、町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

### 1 活動体制の確立

くらし環境班長は、健康福祉班長と連携のもと、置賜保健所等の関係機関の協力を得て、以下の防疫活動及び保健衛生対策を実施するものとする。

### 2 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、町は以下の事項について被害状況を把握するものとする。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

### 3 防疫活動

#### (1) 防疫活動の実施体制

健康班長は、防疫活動の実施にあたっては、置賜保健所及び西置賜郡医師会と緊密な連絡と協力のもと、本部内に防疫班を組織するものとする。

#### (2) 感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染予防対策を実施する。

- ① パンフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。
- ② 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施する。なお、清潔方法の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。
- ③ 浸水家屋に対しては消毒薬剤を地区等を通じて配布するものとする。ただし、防疫上緊急を要する場合は、浸水家屋各戸に直接薬剤散布を行うものとする。

#### (3) 疫学検査・健康診断の実施

置賜保健所は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、必要に応じ疫学検査及び健康診断を実施するものとする。

#### (4) 感染症発生時の対策

- 
- ① 被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者(以下「感染症患者等」という。)が発生した場合、町は直ちに置賜保健所に報告し、その指示に従うものとする。
  - ② 置賜保健所は、感染症患者等の指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行い、緊急その他やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で適当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行う。
  - ③ 置賜保健所は、感染症患者等の接触者に対し、疫学検査や検便等の健康診断を実施する。
  - ④ 町は、県の指示のもと、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具、その他の物件等の消毒等を行うものとする。
  - ⑤ 県は、疫病のまん延防止に必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を行うものとし、町が実施することが特に必要と認めるときは町長にこれを指示する。

#### 4 食品衛生対策

町は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸水等の水質検査や炊き出し施設、食品関係営業施設の監視、指導を行う食品衛生班の派遣を置賜保健所に要請するものとする。

#### 5 栄養指導対策

町は、置賜保健所の協力を得て、定期的に避難所、炊き出し現場、給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施するものとする。

#### 6 保健衛生対策

##### (1) 健康相談・保健指導

町は、置賜保健所と連携し、保健師を中心とした巡回班を編成し、避難所、被災地区、仮設住宅を巡回し、健康相談や保健指導を行うものとする。巡回健康相談にあたっては、関係機関と連携を図り、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施するものとする。

- ① 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等の要配慮者の健康状態の把握と保健指導
- ② 結核患者、難病患者、精神障がい者等への保健指導
- ③ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
- ④ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- ⑤ 不安除去等メンタルヘルスへの対応
- ⑥ 口腔保健指導
- ⑦ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

##### (2) 避難所等生活環境の整備

町は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要

---

な指導・助言及び必要な措置を行うものとする。

- ① 食生活の状況(食中毒の予防)
- ② 衣類、寝具の清潔の保持
- ③ 身体の清潔の保持
- ④ 室温、換気等の環境
- ⑤ 睡眠、休養の確保
- ⑥ 居室、トイレ(仮設トイレを含む)等の清潔
- ⑦ プライバシーの保護

## 7 防疫及び保健衛生用資器材の調達

町は、防疫及び保健衛生用資器材が不足する場合は、置賜保健所に確保を要請するものとする。置賜保健所は、管内市町で資器材を賄うことができない場合は、県に確保を要請する。

## 8 精神保健相談(メンタルヘルス)

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安による精神的不調を引き起こすことが想定されるため、長期的なメンタルヘルスケアを視野に入れるものとする。

## 9 被災動物対策

町は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し、県に対して支援要請を行うものとする。

### (1) 避難動物の適正飼養等

町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。

### (2) 危険な動物の緊急措置等の確認

町は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

### (3) 被災地域における動物の保護、収容等

町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

## 第31節 廃棄物の処理対策

災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、町が実施する廃棄物処理対策について定める。

### 1 廃棄物処理の実施体制

#### (1) 災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運営方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

#### (2) 災害廃棄物の処理

町及び県は、次により災害廃棄物処理を実施する。

- ① 町及び県は、国とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、町及び県は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。
- ② 町及び県は、国とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

### 2 災害廃棄物処理

町は、次により災害廃棄物処理を実施するものとする。

- ア 町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
- イ 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。
- ウ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。
- エ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。



また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

オ 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

カ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び産業廃棄物協会等に応援要請を行う。

また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

キ 廃棄物処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

### 3 ごみ処理

町は、置賜広域行政事務組合の協力を得て、次によりごみ処理を実施するものとする。

#### (1) 情報の収集及び排出量の推計

避難所等の避難人員及び場所を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

#### (2) ごみの処理

- ① 食物の残廃物を優先的に収集するものとする。
- ② 避難者の生活に支障を生ずることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行うものとする。
- ③ 被害地区へのごみ収集については、集中応援体制を確立し、速やかに回収するものとする。

#### (3) 一次保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行うものとする。

#### (4) 県、他市町村等への応援要請

- ① 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町村等に対し応援要請を行うものとする。
- ② 他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請するものとする。

## 4 し尿処理

町は、置賜広域行政事務組合の協力を得て、次によりし尿処理を実施するものとする。

### (1) 情報の収集及び排出量の推計

避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、被災地域におけるし尿の排出量を推計する。

### (2) し尿の処理

① 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行うものとする。

② し尿の収集は、次の収集順位により実施するものとする。

ア 浸水地域等の悪条件の地域

イ 避難施設等の重要性の高い施設

ウ 緊急的に応急対策を実施する施設

エ その他、優先的に必要とする施設

③ 収集したし尿は、置賜広域行政事務組合の協力を得て処理するものとする。

### (3) 避難所等への仮設(簡易)トイレの設置

上水道、下水道及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設(簡易)トイレを設置するものとする。なお、仮設(簡易)トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行うものとする。

### (4) 県、近隣市町村等への応援要請

① し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町村等に対し応援要請を行うものとする。

② 近隣市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請するものとする。

## 5 農業集落排水処理区域の排水及びし尿処理

### (1) 使用制限

災害により農業集落排水施設又は排水処理場に被害が生じたときは、使用者に対し、その使用の制限を要請し、必要な場合は共同仮設トイレ等を設置するものとする。

### (2) 排水施設、排水処理場

災害により排水施設、排水処理場に被害が生じたときは、早急に被害状況を調査し、関係業者と連携をとりながら応急的な措置を講ずるものとする。

## 6 死亡獣畜の処理方法

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、原則として保健所と協議のうえ、死亡獣畜取扱場に搬送し処理するものとする。処理できない場合は、環境衛生に支障のない場所で埋却又は焼却することとする。

## 第32節 障害物の除去対策

災害により、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、それを除去する以外に居住の方法がない者の保護を図るとともに、道路上の土砂、立木等の障害物を除去し、交通路を確保するための応急対策について定める。

### 1 障害物除去の実施体制

住家の障害物の除去については消防班長が行うものとし、道路及び河川の障害物の除去については土木班長が管理関係機関と協力して、次により実施するものとする。

### 2 住家の障害物除去

住家の障害物の除去については、災害救助法の適用基準に準じて町が実施するものとし、除去の基準は次のとおりとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、県の補助機関として実施するものとする。

#### (1) 住家の障害物除去の対象基準

住家が半壊又は床上浸水したもので(山崩れのような場合で家屋が半壊にならないが、土砂等が堆積され、家の出入りが不可能な場合を含む。)日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、トイレ等)に運び込まれた障害物のため、当面の生活が営み得ない状態にあり、自らの資力では障害物の除去ができないものであること。例えば、以下のような者である。

- ① 生活保護法の被保護者及び要保護者
- ② 特別の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者又は身体障がい者、勤労者、小企業者
- ③ 上記の①及び②に準ずる経済的弱者

#### (2) 障害物除去の方法

- ① 消防班長は、除去を要する場合、消防団及びボランティアの協力を得て実施するものとする。
- ② 現物給付をもって行い、最小限度の日常生活が営まれる状態にするものとする。なお、現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ、その他機械器具等の材料を現物で支給するものではなく、人夫、技術者を動員して障害物の除去を実施することである。

#### (3) 障害物除去の要員及び資機材の確保

障害物の除去に必要な要員、機械等の確保については、現に保有する機械等を使用し、人員、機械等に不足が生じた場合には、土木班が町内の業者から障害物除去要員や建設機械の確保を行うものとする。

#### (4) 除去の実施期間

---

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。

(5) 除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所については、災害の状況に応じ、公共用地、その他遊休地で交通並びに町民生活の支障とならない場所で、適正な場所を選定して定めるものとする。

### 3 道路及び河川の障害物除去

道路及び河川の障害物の除去は、道路、河川の管理者がそれぞれ行うものとする。

(1) 道路障害物除去の優先順位

- ① 地域住民の生命の安全を確保するため重要な道路
- ② 災害の拡大防止上重要な道路
- ③ 緊急輸送を行う重要な道路
- ④ その他応急対策活動上重要な道路

(2) 河川障害物除去の優先順位

- ① 地域住民の生命の安全確保
- ② 災害の拡大防止
- ③ 二次災害の防止

(3) 障害物除去の要員及び資機材の確保

道路及び河川障害物の除去に必要な要員、機械等の確保については、現に保有する機械等を使用し、人員、機械等に不足が生じた場合には、土木班が町内の業者から障害物除去要員や建設機械の確保を行い、国、県の道路及び河川管理者と連絡を密にして障害物を町有地等の交通並びに住民生活に支障のない一時集積場所に輸送し、処理の方法を策定し、障害物の除去を実施するものとする。

(4) 応援要請

- ① 町は、自らの能力によって障害物を除去することが困難な場合は、近隣市町村及び県に対し、障害物の除去に要する要員及び資機材等について応援を要請するものとする。
- ② 町は、災害が激甚であり、上記①をもってしても処理不可能と認められる場合は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」に基づき、県を通じて自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

## 第33節 義援金品の受入れ・配分

大規模な災害の被災者に寄せられる義援金品を円滑かつ適正に受け入れ、また配分するために実施する対策について定める。

### 1 委員会の設置

福祉班長は、災害発生に際し、被災者に対する義援金品の募集及び配分を必要と認めたときは、次の機関をもって委員会を設置し、協力を依頼するものとする。

自主防災会、町議会、教育委員会、白鷹町災害対策本部、白鷹町社会福祉協議会、日本赤十字山形県支部

### 2 義援金

#### (1) 義援金の受入通知

福祉班長は、委員会の募集方針に基づき、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて、町民及び各種団体に呼びかけを行うものとする。また、状況によっては、県及び日本赤十字社山形県支部に対し協力を求め、呼びかけを行うものとする。なお、募集期間は災害の状況により決定する。

受け入れにあたっては、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座を公表する。

#### (2) 義援金の受入

- ① 一般からの受入窓口を開設する。
- ② 一般から直接受領した義援金については、領収書を発行する。

#### (3) 義援金受入帳簿の整備

寄託された義援金は福祉班長において受け付け、義援金受入帳簿を整備する。

#### (4) 配分

- ① 寄託された義援金は、委員の中から町長の指名により配分委員会を設置し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分率等の配分基準を定め、適切かつ速やかに配分するものとする。なお、町長が必要と認めた場合、被災者の中から配分委員を選出するものとする。
- ② 義援金の配分については、福祉班長が担当するものとし、配分に関する帳簿を備えるものとする。

### 3 義援物資

#### (1) 義援物資の受入通知

福祉班長は、委員会の募集方針に基づき、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて、町民及び各種団体に呼びかけを行うものとする。また、状況によっては、県及び日本赤十字山形県支部に対し協力を求め、呼びかけを行うものとする。

---

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

受け入れにあたっては、支援を要請する品目及び送り先等の必要事項を公表する。また、受け入れを必要としなくなった場合も、必要に応じてその旨を公表するものとする。

(2) 義援物資の受入及び保管

- ① 受入・照会窓口を設置する。
- ② 受入要員を確保する。
- ③ 義援物資は白鷹中学校に一時集積を行い、輸送については、防災管財班長に所要の車両数を要請し、被災地へ輸送するものとする。

(3) 義援物資受入帳簿の整備

寄託された義援物資は福祉班長において受け付け、義援物資受入帳簿を整備する。

(4) 配分

- ① 寄託された義援物資は、町災害対策本部が調達した物資とともに調整し、効果的な配分を行うものとする。配分にあたっては、委員の中から町長の指名により配分委員会を設置し、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかに配分するものとする。  
なお、町長が必要と認めた場合、被災者の中から配分委員を選出するものとする。
- ② 義援物資の配分については、福祉班長が担当するものとし、配分に関する帳簿を備えるものとする。

## 第34節 文教対策

災害発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るため実施する災害応急対策について定める。

### 1 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

#### (1) 児童・生徒等の安全確保

##### ① 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況に応じ、安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合次第人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

##### ② 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

##### ③ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危険管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確認した上で直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

##### ④ 下校及び休校の措置

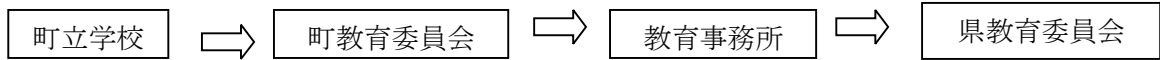
児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえ、児童・生徒を速やかに下校させる。保育園、小学校については、できる限り緊急連絡先に連絡を取り、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促す等の対応を行う。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の情况及び施設の

被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒及び職員の負傷状況並びに施設、設備の被害状況を調査し、次の連絡経路により速やかに報告するものとする。



(3) 応急教育の実施

① 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずるものとする。

- ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
- イ 校区の通学路や交通手段等の確保
- ウ 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導
- エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用される町で、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

② 町教育委員会等は、被災状況により次の措置を講ずるものとする。

- ア 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)
  - 例 コミュニティセンター、体育館等、応急仮設校舎の建設
- イ 授業料の免除や奨学金制度の活用
- ウ 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- エ 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- (ア) 複式授業の実施
- (イ) 昼夜二部授業の実施
- (ウ) 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請
- (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
- (オ) 教育委員会事務局職員等の派遣

③ 災害救助法に基づく措置

町は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア 学用品給与の対象者

住家の全壊(全焼)、半壊(半焼)、流出又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)により学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒。

イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品(運動着等)

ウ 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書(教材を含む)は1か月以内に、文房具、



---

通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する。

エ 学用品給与の方法

町教育委員会は、校長と密接な連携を図り、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象児童・生徒に支給するものとする。また、保護者から受領書を徴するものとする。

オ 学用品の調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品等の品目を決定し、次により調達するものとする。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店、又は教科書供給所から調達するものとする。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、関係業者から調達するものとするが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対してあつせんを依頼し、確保するものとする。

④ 学校給食対策

ア 校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、町長と協議して速やかに復旧措置を講ずるものとする。

イ 学校給食用物資は、財団法人山形県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するものとするが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対してあつせんを依頼し、確保するものとする。

ウ 学校給食はできる限り継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合においては、一時中止する措置も考慮しておくものとする。

(ア) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食共同調理場を使用することが必要不可欠となったとき。

(イ) 学校給食共同調理場が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。

(ウ) 伝染病その他の危険が発生し、又は発生するおそれがあると予想されるとき。

(エ) 給食物資の調達が困難なとき。

(オ) その他給食の実施が外因的事由により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと思われる。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関や関係機関との連携を図るものとする。

---

### 3 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防本部及び警察署に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の管理者等に報告する。

### 4 文化財の応急対策

(1) 国、県及び町指定文化財等の所有者又は管理者は、地震が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

① 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置なものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

② 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出するものとする。

- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会を經由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

## 第35節 要配慮者の応急対策

地震等による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るため、町及び社会福祉施設等の管理者が地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

### 1 在宅の要配慮者対策

(1) 町は、地震による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要配慮者の避難誘導等が、個別避難計画に基づき、適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。

また、近隣住民、自主防災組織等は要配慮者の、避難行動に協力し、避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(2) 災害発生直後の安否確認

町は、発災時には、要配慮者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者等の協力を得て、要配慮者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努めるものとする。

(3) 被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に地域包括支援センター職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握するものとする。

- ① 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- ② 家族(介護者)の有無及びその被災状況
- ③ 介護の必要性
- ④ 施設入所の必要性
- ⑤ 日常生活用具(品)の状況
- ⑥ 常時服用している医薬品等の状況
- ⑦ その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制や、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町は、可能な限り福祉避難所を設置し、要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

町は、高齢者や障がい者等のうち社会福祉施設等への緊急入所や緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講ずる。

(6) 相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、

---

手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

(7) サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包活支援センターの職員や保健師、ホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努めるものとする。

また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努めるものとする。

## 2 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

① 施設が被災した場合、施設長は直ちに自衛消防隊を編成して入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努めるものとする。

② 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急対策を実施するとともに、必要に応じ消防本部へ救助を要請するものとする。

③ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所(屋内、屋外、避難所等)を選択し、避難誘導を行うものとする。

④ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少ないときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努めるものとする。

(2) 被害状況の報告及び連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を町に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼するものとする。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じるものとする。

また、町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設を斡旋するものとする。

## 3 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努めるものとする。

(2) 外国人の生活支援

① 外国人への情報提供

町は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行うものとする。

② 相談体制の整備

---

町は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備するものとする。

## 第36節 応急住宅対策

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設、損壊住家の応急修理、公営住宅の活用等の住宅対策について定める。

### 1 住宅被災状況等の把握

#### (1) 被災住宅の調査

町は、地震等の災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について、早急に調査を実施する。

- ① 被害状況
- ② 避難場所の状況
- ③ 被災住宅に関する緊急対応状況（予定を含む。）
- ④ 被災建築物応急危険度判定

ア 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」等に基づき、基本的に町が実施し、県には必要な各種の支援を受ける。

イ 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

ウ なお、判定の実施にあたっては、収容避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

#### ⑤ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、町は宅地の危険度判定を行う。

#### ⑥ 被害認定

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

#### ⑦ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行なう。

#### ⑧ 当面の応急仮設住宅の必要戸数

#### ⑨ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

#### ⑩ 被災住宅に関する県への要望事項

#### ⑪ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

## 2 応急仮設住宅の確保

県は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、次により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

### (1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災市町村の住宅事情等により下記により難いと知事が認める場合はこの限りでない。

#### ① 民間賃貸住宅の借上げ

##### ア 借上げ方法

(ア) 県では、社団法人山形県宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会山形本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上げ住宅を供給するものとする。

(イ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸住宅等の取りまとめに関する事務を行うものとする。

##### イ 借上げ住宅の入居者資格等

###### (ア) 入居の資格

借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- a 住家が全壊(全焼)、流出した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅の確保することができない次の者であること。
  - (a) 生活保護法の被保護者及び要保護者
  - (b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
  - (c) 全各号に準ずる者

###### (イ) 入居者の選定

- a 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、町が行う。
- b この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。
- c 県は、当該町からの入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上げ住宅の契約締結等を行う。

###### (ウ) 供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2カ年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

##### ウ 入居者への配慮

町は、住民のニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配慮に努める。

県では、借上げ住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女

---

性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

## ② 応急仮設住宅の建設

### ア 建設用地の選定

応急仮設住宅の建設地は、その都度町長が定めた場所とするが、次の事項に十分留意して建設用地を選定するものとする。

(ア) 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適したバリアフリー対応に配慮する。

(イ) 降雨等による二次災害を受けることがないように、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。

(ウ) 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者と十分に協議の上、正規の2カ年程度の土地使用契約書を取り交わすものとする。

### イ 規模及び費用

(ア) 応急仮設住宅一戸当りの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行規則に定める基準による。

(イ) ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。

(ウ) また、建設資材を県外調整し、限度額内で施工することが困難な場合は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

### ウ 建設の時期

(ア) 応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。

(イ) ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

### エ 応急仮設住宅の建設方法

(ア) 応急仮設住宅は、所定の基準により、県が直接建設業者に請け負わせて建設する。

(イ) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した社団法人プレハブ建築協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。また、必要に応じ、県内建設業者による建設を要請する。

(ウ) この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・計器等の設置、必要に応じたバリアフリー化やその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。

### オ 応急仮設住宅の入居者選定

#### (ア) 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。



- 
- a 住家が全壊(全焼)、流出した者であること。
  - b 居住する住家がない者であること。
  - c 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない者であること。
    - (a) 生活保護法の被保護者及び要保護者
    - (b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
    - (c) 全各号に準ずる者
- (イ) 入居者の選定
- a 応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行う。  
また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮するものとする。
  - b この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。
  - c 県は、当該市町村から入居者の選定結果の報告を受け、被災市町村ごとに取りまとめて、入居予定者名簿を作成する。
- (ウ) 供与の期間
- 応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建設工事が完了した日から2カ年以内とする。
- ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。
- (エ) 応急仮設住宅の管理
- 県は、町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて町に管理を委任することができる。
- その際は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性をはじめ生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
- 町は、住民のニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

#### 4 被災住宅の応急修理

町は、被災した住家について、居住のために必要最小限度の部分を応急的に補修する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体に連携を図る。

##### (1) 修理の方針

###### ① 範囲及び費用

ア 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 被災住宅の応急修理のために支出できる費用は、県災害救助法施行規則に定める範

---

圈内とする。

② 修理の期間

- ア 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。
- イ ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1ヶ月期間内に修理を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は市町村長）が、建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

(3) 修理の対象者

① 被災住宅応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

- ア 災害によって、住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。
- イ 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない者であること。
  - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
  - (イ) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
  - (ウ) 全各号に準ずる者

② 対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

## 5 住宅建設資材等の確保

建設等の資材は、原則として請負業者が確保するものであるが、災害により現地調達が可能で、請負業者から資材のあっせん及び調達依頼があった場合、管理班長はあっせん調達にあたるものとする。なお、業者において不足する場合は、県に対しあっせんを要請する。

## 6 建物関係障害物の除去

町は、災害により土石、竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

① 範囲及び費用

- ア 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
- イ 障害物除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

② 障害物の除去の実施期間

- ア 障害物の除去は、災害発生の日から、原則として10日以内である。
- イ ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日期間内に除去を完了す

---

ることができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、応急仮設住宅の建設方法に準じて、救助の実施機関である町が、現物給付をもって実施する。

(3) 障害物除去の対象者

① 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ア 災害によって住家が半壊又は床上浸水半し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
- c 全各号に準ずる者

② 対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

## 第37節 災害救助法の適用

一定規模以上の災害が発生し、災害救助法が適用された場合の救助の種類、基準等について定める。

### 1 災害救助法の適用

- (1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（法第2条）。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる（法第13条第1項）。
- (2) 町長は、上記(2)に町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。（災害救助法第13条第2項）

### 2 災害救助法の適用基準

#### (1) 基準の内容

災害救助法による救助は、次により行われる。

- ① 適用単位は、市町村の区域単位とする。
- ② 同一の原因による災害によることを原則とする。

ただし、例外として

- ア 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合
  - イ 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。
- ③ 市町村又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。
  - ④ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

#### (2) 適用基準

町における災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号及び第2号、第3号、第4号の適用基準法に基づき、次の①～⑤のいずれか一つに該当する場合である。

- ① 滅失世帯が40世帯以上のとき。

※滅失世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流出した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

滅失世帯数＝(全壊、全焼、流失)＋(半壊、半焼)×1/2＋(床上浸水等)×1/3

- ② 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が1500世帯以上に達したときで、かつ町の滅失世帯が20世帯以上に達したとき。

- 
- ③ 被害が県内全域に及ぶ大災害で、県内の滅失世帯の総数が7000世帯以上に達したときで、かつ町内において多数の世帯が滅失したとき。(この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。)
  - ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
  - ⑤ 多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令が定める基準に達するとき。

### 3 被害状況等の判定基準

#### (1) 住家滅失の認定

- ① 住家の全壊、全焼又は流出したもの
  - ア 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
  - イ 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。)の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- ② 住家の半壊、半焼
  - 損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。
    - ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
    - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
- ③ 床上浸水等
  - 住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

#### (2) 世帯及び住家の認定

- ① 世帯
  - 生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。
    - ア 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。
    - イ マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。
    - ウ 会社は、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

---

## ② 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

ア 炊事場、浴室、トイレ及び離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

イ 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住しているものがある場合は、それを住家とする。

ウ 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

## 4 災害救助法の適用手続き

町長は、本町における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次により被害状況を知事に報告し、災害救助法の適用を要請するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の原因
- (2) 被害の概況
- (3) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- (4) その他必要な事項

## 5 災害救助法による救助

### (1) 救助の種類

災害救助法適用時に県知事から委任される救助の種類は次のとおりである。

- ① 收容施設の供与(避難所の設置、応急仮設住宅の供与)
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 遺体の捜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

- (2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。(法第23条第2項)

---

## 6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法、期間、経費等については、「県災害救助法施行細則」、及び「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」によるものとする。

## 7 実施状況の報告

- (1) 町長は、災害救助法適用時に県知事から委任された職権にかかる救助を実施した時は、直ちにその内容を詳細に県知事に報告しなければならない。
- (2) 報告に際しては、救助に係る各種関係書類の整備、保管に努めるものとする。
- (3) 関係書類の様式は、「県災害救助法施行細則」の定めるところによる。

## 8 罹災者台帳の整備及び罹災証明書の発行

- (1) 町は、災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者があるときは、その被災状況を取りまとめ、罹災者台帳を作成、整備するものとする。
- (2) 町は、罹災者から罹災証明を求められたときは、罹災台帳に基づいて罹災証明書を発行するものとする。





# 第2編

## 震災対策編

### 第3章 災害復旧・復興計画



## 第1節 被災者の生活再建支援

災害により被害を受けた町民の自主復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため町が防災関係機関の協力のもと実施する生活再建支援対策について定める。

### 1 被災者のための相談

#### (1) 相談所の開設

町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、庁舎内や避難所等に速やかに相談所を開設し、県及び防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

#### (2) 相談事項

相談所においては、設置地域の状況及び防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

- ① 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等
- ② 職業相談：雇用相談、職業の斡旋等
- ③ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用
- ④ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

#### (3) 罹災証明書の発行

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

#### (4) 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

#### (5) 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

## 2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

### (1) 災害弔慰金

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	町
2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害	2 実施主体市町村(条例)		支給の制限	
3 山形県内において災害救助法が適用された市町村がI以上ある場合の自然災害	3 経費負担国1/2 県1/4 市町村1/4		1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令策374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合	
4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害(平成12年3月31日厚生省告示第192号)				

(2) 災害障害見舞金

町は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 1 つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合125万円	町
2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害	2 実施主体 市町村(条例)		支給の制限	
3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4		1 当該傷害者の傷害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令策374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合	
4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害(平成12年3月31日厚生省告示第192号)				

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
<p>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村</p> <p>3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県</p> <p>4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村</p>	<p>1 根拠法令 被災者生活再建支援法</p> <p>2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託）</p> <p>3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2</p>	<p>1 住宅が全壊した世帯</p> <p>2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p>	<p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <p>1 基礎支援金 被害程度 支給額 全壊 100万円 解体 100万円 長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</p> <p>2 加算支援金 再建方法 支給額 建設・購入200万円 補修 100万円 賃借（公営住宅以外） 50万円</p> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる</p>	町

(4) 山形県・市町村被災者生活再建支援金

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、地震などの自然現象によってその居住する住宅に被害があった場合で、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被害。

ただし、豪雪によるものは対象外。

2 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります（中規模半壊世帯を除く）。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（ 単位：万円 ）

区 分		基礎支援金	加算支援金	計 ①+②
		住宅の被害程度	住宅の再建方法	
		①	②	
複数世帯 （世帯の 構成員が 複数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 100	100
			補修 50	50
			賃借 25	25
単身世帯 （世帯の 構成員が 単数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 75	75
			補修 37.5	37.5
			賃借 18.75	18.75

【注意事項】

○解体世帯とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯のことをいい、住宅が「半壊」、「中規模半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援を受けることができる。

○被災住宅はすべて解体しなければ（一部解体は）解体世帯には該当しない。

○「賃借」とは、賃貸住宅（公営住宅を除く）を賃借する場合に対象となる。

(5) 災害援護資金

町は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	窓口
山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額但しその世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市町村(条例) 3 経費負担国2/3 県1/3	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息年10.75%	町



(6) 生活福祉資金(福祉資金福祉費)貸付

町は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯 (概ね市町村民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下)	1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市町村社会福祉協議会 (民生委員・児童委員)	貸付限度 1 世帯 150万円	1 据置期間 貸付の日から6月以内 (災害の状況に応じ2年以内) 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%(据置期間経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦) 6 申込方法 官公署の発行の被災証明書 見積書他

(7) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。  (1) 猶予期間1年以内(1年後も、さらにその自由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。) (2) 添付書類市町村長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

(8) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までに課せられるなされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

(9) 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長

根拠法令等	特例措置の内容	備考										
母子及び寡婦福祉法施行令第8及び37条	<p>災害により全壊等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。</p> <p>住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。</p> <p>(1) 事業開始資金</p> <table border="0"> <tr> <td>15,000円以上30,000円未満</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>30,000円以上</td> <td>1年</td> </tr> </table> <p>(2) 事業継続資金・住宅資金</p> <table border="0"> <tr> <td>15,000円以上30,000円未満</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>30,000円以上45,000円未満</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>45,000円以上</td> <td>1年6ヶ月</td> </tr> </table>	15,000円以上30,000円未満	6か月	30,000円以上	1年	15,000円以上30,000円未満	6か月	30,000円以上45,000円未満	1年	45,000円以上	1年6ヶ月	災害救助法の適用は要しない。
15,000円以上30,000円未満	6か月											
30,000円以上	1年											
15,000円以上30,000円未満	6か月											
30,000円以上45,000円未満	1年											
45,000円以上	1年6ヶ月											

### 3 雇用対策

山形労働局は、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時相談窓口の開設

被災地及び避難所の存する労働基準監督署、公共職業安定所に臨時相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講ずる。

(2) 離職者の早期再就職の促進

被災地域の公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じる。

- ① 雇用維持等の要請
- ② 被災者のための臨時職業相談の実施
- ③ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業等給付に関する特例

① 求職者給付の支給に関する特例

公共職業安定所長は、災害救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

② 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払立替払制度により迅速に必要な措置を講ずる。

(5) 労災保険給付等に関する措置

---

労災保険給付の請求に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等弾力的な運用を行う。

(6) 労災保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない事業主等に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は保険料の納付の猶予を行う。

#### 4 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

(1) 調査、監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給及び価格状況の調査並びに監視を行うとともに、その結果を被災地の住民等に情報提供する。

(2) 物資の指定等

① 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し若しくはそのおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資(以下「指定物資」という。)として指定する。

県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導を行うとともに、必要に応じ勧告及び公表を行う。

#### 5 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

① 住宅金融支援機構資金(災害復興住宅資金)の貸付

県及び町は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被災状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

② 住宅金融支援機構資金(一般住宅建設資金)の貸付

③ 生活福祉資金(住宅資金)貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金(住宅資金)を貸し付ける。

④ 母子寡婦福祉資金(住宅資金)貸付

#### 6 町税等の減免等

町は、被災した納税義務者等に対し、その状況に応じ、地方税法及び白鷹町町税条例等の規定に基づき、町税等の納付期限の延長、徴収猶予及び減免等を行うものとする。

---

## 7 公共料金の特例措置

### (1) 郵便事業

- ① 被災者に対する通常葉書・郵便書簡(折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる官製便せん)の無償交付
- ② 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除。なお、被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る。
- ⑤ 被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除。なお、被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。

### (2) 電気通信事業

- ① 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免。なお、避難指示の日から同解除の日までの期間(1ヵ月未満は日割り計算)とする。
- ② 被災者の電話移設工事費の減免。なお、災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

### (3) 電気事業

原則として、災害救助法適用地域の被災者を対象に、経済産業省の認可を受けて、次の措置が実施される。

- ① 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- ② 不使用月の基本料金の免除
- ③ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除。なお、被災前と同一契約に限る。
- ④ 仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- ⑤ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- ⑥ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- ⑦ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

### (4) 都市ガス事業及び簡易ガス事業

被害の状況を踏まえ、東北経済産業局の認可を受けて、次の措置が実施される。

- ① 被災者のガス料金の納期の延伸
- ② 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記①を適用

## 8 被災住民への各種措置の周知

町、県及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努めるとともに、慢性疾患患者等に対しては、医療機関等と連携を図り、安定した生活を送ることができるよう支援体制づくりに努めるものとする。

---

## 9 被災者等のメンタルケア

(1) 被災者は、災害に伴いさまざまな症状に陥ることがある。これらの症状に対し、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう県や各関係機関との協力のうえ、的確な対策を講じるものとする。

(2) 被災者が陥る心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県や各関係機関、専門医等の協力を得て、次のような対策を講じるものとする。

- ① 精神科医師、保健師等による巡回相談
- ② 保健所等による精神保健相談
- ③ 広報誌やチラシ等による被災者への情報提供
- ④ 避難所等における避難者向けの講演会の実施
- ⑤ 小・中学校での子供への精神的カウンセリング
- ⑥ 専門施設での相談電話の開設

## 第2節 融資等による経済的再建支援

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため実施する金融支援対策について定める。

### 1 農林漁業関係融資の種類

#### (1) 天災融資制度による融資

##### ① 天災資金の貸付

県及び町は、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するものとする。

##### ② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

県及び町は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、被害農林漁業者に対し、低利の資金を融通するものとする。

#### (2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資するものとする。

#### (3) 農林漁業者への各種措置の周知

県及び町は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努めるものとする。

### 2 商工業関係融資の種類

#### (1) 災害復旧に係る商工業関係の融資制度としては、次の制度を活用することができる。

- ① 山形県商工業振興資金(災害対策資金)
- ② 日本政策金融公庫(国民生活事業)による災害復旧貸付
- ③ 日本政策金融公庫(中小企業事業)による災害復旧貸付
- ④ 商工組合中央金庫による災害復旧貸付

#### (2) 中小企業者への各種措置の周知

県及び町は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るものとする。

---

### 3 被災地への相談窓口の設置

商工及び農林班長は、県及び商工関係団体、農林漁業関係団体、各融資機関と連携のうえ相談窓口を設置し、被災者に対する各資金の貸付条件その他を十分に説明し、次により最も適した資金の融通及び指導に当たるものとする。

- (1) 借入希望者の平常時における金融機関、系統機関の利用あるいは災害時における民間融資との関係等を考慮し、指導にあたるものとする。
- (2) 災害の程度、種別によって設定される資金の種別、あるいは貸付の条件が異なるため、その災害について適用される資金種別、融資条件等を的確に把握し、指導するものとする。
- (3) 貸付条件にこだわりすぎて、その効果が減少しないよう指導するものとする。例えば、融資期又はその決定が遅いもので借入希望時期に間に合わない資金、あるいは、資金の条件が低利長期融資等好条件であっても、資金枠が少ないため競争率が高く、否決されるおそれの多い資金等は、これらの条件も十分考慮して指導するものとする。

## 第3節 公共施設等の復旧計画

災害により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

### 1 災害復旧計画

町は、災害後の住民生活の安定と生活環境の整備、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧計画を速やかに策定し、実施するものとする。

#### (1) 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を策定する。なお、計画の策定にあたっては、関係機関と連絡調整を図りながら、被災原因及び被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努めるものとする。

#### (2) 事業の実施

町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携を図りながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じるものとする。

#### (3) 復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧計画は、概ね次の計画とする。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - イ 砂防設備災害復旧事業計画
  - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
  - カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
  - キ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
  - ク 公園災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設等災害復旧事業計画
- ③ 文教施設等災害復旧事業計画
- ④ 厚生施設等災害復旧事業計画
- ⑤ 公営住宅等災害復旧事業計画
- ⑥ その他の災害復旧事業計画
- ⑦ 災害復旧に係る財政支援措置計画



---

## 2 激甚災害指定の検討と推進

県は、著しく甚大である災害が発生した場合において、災害の状況を速やかに調査把握し、早急に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の規定による激甚災害の指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努めるものとする。

## 3 災害査定の早期実施

県は、災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を把握し、災害査定の実施及び復旧事業が迅速に実施されるよう努めるものとする。

## 4 災害復旧関係技術職員の確保

- (1) 町は、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主管課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。
- (2) 災害復旧事業を所管する県の部局の主管課は、被災市町村から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

## 5 資金計画

町は、災害復旧事業を迅速に行うため、国、県の負担金、補助金のほか、次の制度により臨時資金の調達に努めるものとする。

- (1) 地方債の発行  
歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債
- (2) 地方交付税の交付  
普通交付税の繰上交付、特別交付税の交付
- (3) 一時借入金の利用  
金融機関又は東北財務局山形財務事務所からの一時借入

## 第4節 災害復興計画

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町が、住民、民間事業者及び施設管理者と連携して実施する災害復興対策について定める。

### 1 復興対策組織体制の整備

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。その際、復興対策の円滑な実施を期するため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置するものとする。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他自治体及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得るものとする。

### 2 復興基本方針の決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

### 3 復興計画の策定

町は、再度の災害防止と快適な環境を目指し、総合計画の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を策定するものとする。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、町再開発事業等については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得て行うものとする。

### 4 復興事業の実施

#### (1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

町は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の私有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組むものとする。また、復興のため市街の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等による計画的な整備改善、町の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずるものとする。

なお、既存不適格建築物については、町再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとする。

#### (2) 防災性向上のための公共施設の整備等

町、公共施設管理者等は、防災性向上のため、公共施設等の整備を図るものとする。

① 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、公

---

園、河川等の骨格的な基盤施設の整備

- ② 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ③ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

## 5 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要であることから、町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していくものとする。



# 第3編

## 風水害対策編

### 第1章 災害予防計画



# 第1節 基本方針

## 1 計画の基本的な考え方

近年は、台風や集中豪雨による洪水、土砂災害等の被害が全国各地で発生している。こうした気象災害は、数々の被害をもたらすものであるが、事前の予防対策をとることで、被害をできるかぎり抑えることが可能である。この計画は、風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、町民の生命、身体及び財産を保護するため、事前に実施すべき防災対策について定めるものであり、以下の方針を基本とするものである。

## 2 風水害対策の具体的方針

### (1) 水害予防対策

#### ① 気象情報等の収集及び伝達

##### ア 気象情報の収集

町は、山形地方気象台から発表される気象予警報情報等を県防災無線FAXやその他の手段により収集する。特に降雨等について特に詳細な情報を必要とする場合は、山形地方気象台から直接収集するものとする。

##### イ 気象情報の伝達

町は、住民に対する気象予警報情報等の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するものとする。

#### ② 公共機関の防災体制の整備

防災関係機関は、情報の収集、解析、実動機関の連携活動、交通通信機能の維持復旧等について、相互協力に関する計画を予め定めておくとともに、被災地の内外にわたる広域的な活動体制の整備についても所要の計画を策定する。

#### ③ 自主防災体制の確立

地域において効果的な避難、救助等が出来るよう、地区等を母体とした自主防災組織の育成強化を推進し、地域防災力の強化を図る。また、学校や病院等多数の人の利用する特殊建築物については、関係機関と連絡を密にしながら、自主防災体制の整備を図り、効果的な避難等が出来るよう防災責任者を定めるものとする。危険物施設についても同様とする。

#### ④ 河川等の管理体制の強化

町は、国、県と連絡を密にして、町内を流れる最上川をはじめとする各河川の災害危険箇所等について定期的な巡視、点検を行い、河川管理体制の強化を図るものとする。

#### ⑤ 水防用資機材の整備

町は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持及び管理に努めるものとする。

---

⑥ ハザードマップの作成、提供

町は、河川の堤防が決壊した場合の浸水想定区域や避難場所等の情報を示した洪水ハザードマップを作成し、町民に公表することにより、水害時における速やかな避難や水害に対する意識について啓発を図るものとする。

(2) 土砂災害予防対策

① 土砂災害警戒区域の指定

本町の区域内の土砂災害警戒区域は、資料編に掲載するものとする。町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに情報収集・伝達体制及び警戒避難体制に関する事項について定め、地域住民に周知徹底を図るものとする。

② 土砂災害予防体制の強化

ア 危険区域の周知

町は、地域防災計画に掲載した、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路等を示した土砂災害避難地図（ハザードマップ）を作成し、住民及び要配慮者利用施設の管理者に公表し、周知徹底を図るものとする。

イ 危険区域のパトロール強化

(ア) 指定されている危険箇所については、定期的なパトロールを行い、特に土砂災害が発生しやすい6月～9月期においては、防災関係機関とともにパトロールを実施するものとする。

(イ) 長雨や集中豪雨等により災害発生の危険性が高いと判断される場合は、災害発生の予想される箇所の自主防災組織に気象情報を伝達し、被害防止の警戒と災害発生時の通報、避難体制の確立を要請し、随時防災関係機関や関係住民によりパトロールを実施するものとする。

③ 土砂災害防止対策事業の推進

土砂災害から住民の生命を保護するため、関係制度の有効活用のもと、災害防止工事の推進を図るものとする。

ア 地すべり災害予防

イ 土石流災害予防

ウ 急傾斜地崩壊災害予防

エ 山地災害予防

④ ハザードマップの作成、提供



## 第2節 災害予防と減災対策への町民の取り組み

災害発生時には、行政機関、防災機関自らも被災するため、有効な災害対策を展開するまでにはある程度の時間を要することになる。また、複合的な被害が同時に発生することも予測され、全ての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。このことから町民は、「自らの身は自らで守る」という自助と「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識を持ち、災害予防と減災に向けた取り組みを進め、自分や家族、地域住民の命を守ることはもとより、物的被害の軽減に努めるものとする。

### 1 日常における予防活動

大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

また、地域における多様な主体の関わりの中で防災知識の普及を図る。

#### (1) 防災知識の普及・啓発及び訓練

##### ① 防災教育・訓練等への参加

- ア 町の災害に対する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める。
- ウ 防災に関する講習会、学習会への積極的参加
- エ 次世代への災害被災経験の伝承
- オ 各家庭での事前対策及び地震発生時の行動に関する話し合い
- カ 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- キ 自主防災組織による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

##### ② 自主防災組織の育成

- ア 自主防災組織等における活動を通じて、防災知識の普及を進める。
- イ 防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動への参加による、防災知識及び技術の習得

##### ③ 防災まちづくり

- ア 町民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握する。
- イ 災害につよい、防災まちづくりを実現するため、町民がアイデアを出し合い実践するなど、自発的なまちづくりへの参加

#### (2) 自宅に対する取り組み

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、町は必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での退避その他屋内における避難のための安

---

全確保に関する措置を指示するものとする。そのような場合は、自宅の一番上の階の斜面から離れた場所に避難する形で危険を回避する。なお、こうした避難をした場合は、半日程度その場にとどまることを想定し、ラジオ、懐中電灯、食料、飲料水、毛布など最低限の備えをしておくものとする。自宅の耐震補強や家具の固定など、事前の耐震、耐災への取り組みを行うことは、物的被害を軽減させるだけでなく、人命の保護につながることから、取り組みを実施するものとする。

### (3) 避難対策の強化

自らの責任において、自身と保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

#### ① 避難対策

- ア 災害時の避難場所及び安全な避難経路の確認
- イ 災害時の家族・社員等の連絡方法の確認
- ウ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段の用意
- エ 避難情報の意味の正しい理解
- オ 避難行動に際して支援を必要する者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築
- カ 町と協働で避難所を運営できるよう、訓練への積極的参加

#### ② 食料・生活必需品の確保

- ア 各家庭において、家族の最低3日間、推奨1週間分の食料や飲料水等の備蓄
- イ 高齢者、乳幼児、食物アレルギー等、家族の実情に合わせた食料等の備蓄
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- エ 懐中電灯等、停電時に備えた照明器具の確保
- オ 石油ストーブ等、停電時も使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- カ その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄

#### ③ 要配慮者への配慮

要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮、避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難指示等の発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるよう配慮するものとする。

### (4) 土砂災害及び河川災害に対する警戒

#### ① 土砂災害

- ア 平常時における土砂災害の前兆現象への注意
- イ 前兆現象を確認した場合は、直ちに町、県や警察署へ連絡する。
- ウ ハザードマップ等により、あらかじめ避難路や避難場所について確認する。

### 【土石流の前兆現象】

- ・ 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れる音が聞こえる場合
- ・ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざり始めた場合
- ・ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合
- ・ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

### 【急傾斜地崩壊の前兆現象】

- ・ 斜面から新たに水が吹き始めた場合
- ・ 普段流れている湧水の量が急に変化し始めた場合
- ・ 斜面から小石がパラパラと落ち始めた場合
- ・ 斜面にひび割れが起きた場合
- ・ 樹木が揺れたり、倒れたりした場合
- ・ 地鳴りや山鳴りがする場合

### ② 河川災害

- ア 平常時における堤防の漏水や亀裂などの前兆現象への注意
- イ 前兆現象を確認した場合は、直ちに町、県や警察署へ連絡する。
- ウ ハザードマップ等により、あらかじめ避難路や避難場所について確認する。

### (5) 火災の予防

- ① 強風時における火の取扱いの注意
- ② 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置
- ③ カーテン、じゅうたん等における防災製品の使用
- ④ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理
- ⑤ 自主防災組織や町等が実施する消防訓練等への積極的参加

### (6) 救急救助・医療救護への協力

#### ① 救急救助

災害時に地域の消防団員等と協力して地域の被害軽減を図るため、平常時からの地域や自主防災組織等における協力体制の強化

#### ② 医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう、定期的に服用している薬や常備薬の準備

### (7) ライフラインに関わる予防活動

#### ① 電話

災害発生時、及び災害の発生により被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておくものとする。

#### ② 電力

- ア 夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の確認
- イ 電力供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備

---

ウ 冬期間の災害に備えたストーブ等の確保

③ ガス

ア 風水害発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策の実施

イ ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の風水害対策

ウ ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備

エ 積雪時の風水害発生に備えた、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪

④ 上水道

ア 最低3日、推奨1週間に必要な飲料水(1日1人3ℓを目安)の備蓄

イ 積雪時の災害発生に備えた、水道メーター周辺の除雪

(7) 災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した各ハザードマップ、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

## 2 積雪期における心構え

- (1) 屋根に積もった雪の早期除雪
- (2) 玄関等の出入り口の確保
- (3) 暖房器具、灯油の安全確認
- (4) 道路除雪の妨げとなる路上駐車をしない

### 第3節 職員配備体制の整備

町域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期するため、町は、平常時から職員の動員・配備計画等の体制を整備しておく。

※本節については、第2編震災対策編第1章第3節「職員配備体制の整備」を準用する。

### 第4節 相互応援体制整備計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町単独では十分な応急・復旧対策を実施することが困難になった場合に備え、他の地方公共団体相互との広域的相互応援体制の整備充実を図り、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時には、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

※本節については、第2編震災対策編第1章第4節「相互応援体制整備計画」を準用する。

### 第5節 消防体制整備計画

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防機関による消防活動体制を整備・強化し、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立する。

※本節については、第2編震災対策編第1章第5節「消防体制整備計画」を準用する。

### 第6節 防災知識の普及計画

町及び防災関係機関は、職員に対しマニュアル等の作成・配布や防災訓練等を通じて防災知識の普及に努めるとともに、町民に対しても、広報や講演会、防災教育等を通じ防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、啓発に努め、「自らの身は自らで守る」という自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努めるものとする。

※本節については、第2編震災対策編第1章第6節「防災知識の普及計画」を準用する。

## 第 7 節 地域防災力の強化計画

災害発生時において被害を防止、軽減するためには、行政や公的機関による防災活動(公助)のみならず、消防団、地域住民、事業所等による自発的かつ組織的な防災活動(共助)が極めて重要である。町は、災害対策基本法第 5 条第 2 項に基づき、災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域、施設、事業所等における自主的な防災組織の育成・整備を推進するものとする。  
※本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 7 節「地域防災力の強化計画」を準用する。

## 第 8 節 災害ボランティア受入体制整備計画

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲や長期に及ぶ場合、自発的な応援活動を行うボランティアの存在は発災直後から復旧過程において非常に重要な役割を果たすこととなる。町では、災害発生後にボランティアとして活動する者が集まった場合の窓口や活動内容等の受入体制について平常時から整備するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。  
※本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 8 節「災害ボランティア受入体制整備計画」を準用する。

## 第 9 節 防災訓練計画

防災活動に対する意識の高揚と、技術の習得を推進し、災害発生時の初動体制や応急対策等を的確かつ円滑に実施するために、県、防災関係機関、自主防災組織等との連携を図りながら、図上又は現地において総合的かつ計画的な防災訓練を実施する。  
※本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 9 節「防災訓練計画」を準用する。

## 第10節 避難体制整備計画

大規模な災害が発生した場合において、地域住民が安全かつ計画的に避難できるよう、町は平常時から、避難場所の安全確保及び誘導方法等について必要な体制の整備を行うとともに、避難所としての機能の整備、充実に努める。

※本節については、第2編震災対策編第1章第10節「避難体制整備計画」を準用する。

## 第11節 救助・救急体制整備計画

大規模災害が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場において、多くの被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、自主防災組織、消防機関、防災関係機関、町がそれぞれ連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

※本節については、第2編震災対策編第1章第11節「救助・救急体制整備計画」を準用する。

## 第12節 火災予防計画

地震による火災発生等の二次災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るために、町や消防機関などが実施する火災予防体制の整備を行う。

※本節については、第2編震災対策編第1章第12節「火災予防計画」を準用する。

## 第13節 医療救護体制整備計画

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、医療機関の機能低下や交通の混乱等による困難な条件下で、応急的に適切な医療を提供するため、町及び関係機関があらかじめ必要な医療救護体制の整備を図る。

※本節については、第2編震災対策編第1章第13節「医療救護体制整備計画」を準用する。

## 第14節 町の防災化計画

市街開発や道路橋梁整備、公園・緑地整備を通して、災害が発生した場合に迅速かつ的確に災害対策活動が行えるよう、町の防災化を計画的に進める。

※本節については、第2編震災対策編第1章第14節「町の防災化計画」を準用する。

## 第15節 防災用通信設備計画

災害時における住民への情報伝達、各防災関係機関相互の連絡及び災害現場との通信を迅速かつ的確に行うための手段等を確保するため、通信施設及び体制を整備する。

※本節については、第2編震災対策編第1章第15節「防災用通信整備計画」を準用する。



## 第16節 土砂災害等予防計画

災害による地すべり、崖崩れ等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、これらの危険箇所の現状を把握し、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策を実施する。

### 1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

#### (1) 危険箇所の調査・点検

町は、県が調査、点検をした地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険箇所について県及び関係機関の協力を得て、定期的に危険度を把握するための調査・点検を行うこととする。

#### (2) 土砂災害警戒区域等の周知

町は、県から危険箇所の資料や情報により点検し、これらの危険箇所について町地域防災計画に明記するとともに、平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに警戒・避難体制の整備等に関する事項について定め、住民に周知徹底を図るものとする。

### 2 防災体制の整備

#### (1) 推進体制の強化

町は、防災関係機関と連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

#### (2) 観測、情報収集・伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、気象等の観測、情報の提供、収集及び伝達に係る施設の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難に係る情報の通報、周知及び伝達体制についても併せて整備を推進する。

町は、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、屋外拡声器は、豪雨時に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等）を整備する。

#### (3) 警戒避難体制の整備

町は、地域防災計画に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるほか、区域内の要配慮者が利用する施設に対し土砂災害に関する情報、予報・警報の伝達方法を定める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合避難所等

---

に関する事項、その他の警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

なお、避難所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

#### （４）避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練等必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、町に報告する。

また、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町に報告する。

### 3 国土保全事業等の推進

#### （１）緊急用資機材の確保

町は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

#### （２）地盤沈下の防止

町は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正確保を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

## 第17節 建築物災害予防計画

災害による建築物災害の未然防止と被害の軽減を図るため、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物並びに一般建築物等の不燃性の強化を促進する。

### 1 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。そのため、町は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進するものとする。

#### (1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる建築物安全確保と施設の改善指導を行う。

#### (2) 防火基準適合表示制度による指導

「防火基準適合表示制度」による表示マークの交付に際し、消防本部と連携して、建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

### 2 建築物の災害予防対策の推進

#### (1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

##### ① 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設(町役場本庁舎等)
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設(健康福祉センター、医療施設等)
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設(消防本部等)
- エ 避難収容施設(小学校、コミュニティセンター等)
- オ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム等)

##### ② 防災対策の実施

①に掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

##### ア 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努めるものとする。

##### イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

##### (ア) 配管設備類の固定強化

- 
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
  - (ウ) 飲料水の基本水量の確保
  - (エ) 消防防災用設備等の充実
  - (オ) 情報・通信システム等の安全性能の向上等

ウ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努めるものとする。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

宿泊所、スーパーマーケットなど、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努めるものとする。

(3) 一般建築物の災害予防対策

① 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

② 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

③ 水害常習地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される侵水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

④ ブロック塀、石塀等の倒壊防止

町は県と連携して、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発を行う。

## 第18節 輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、迅速かつ効率的な輸送体制を整備する。  
※本節については、第2編震災対策編第1章第18節「輸送体制整備計画」を準用する。

## 第19節 危険物等施設災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質(以下「危険物等」という。)による被害の発生又は拡大を防止するため、関係機関と連携した保安体制の強化、施設の適正な維持管理等の保安措置対策を講じるとともに、保安教育や防災思想の啓発を行う。  
※本節については、第2編震災対策編第1章第19節「危険物等施設災害予防計画」を準用する。

## 第20節 ライフライン施設災害予防計画

上下水道、電力、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活や経済活動、災害時の応急活動にとって重要な役割を果たすものであり、これらの施設が災害により被害を受けた際の影響は極めて大きい。このため、施設等の安全性を図るとともに、被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。  
※本節については、第2編震災対策編第1章第21節「ライフライン施設災害予防計画」を準用する。

## 第21節 食料・生活必需品等の確保計画

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等(以下「食料等」という。)の備蓄及び調達の整備を図る。  
※本節については、第2編震災対策編第1章第22節「食料・生活必需品等の確保計画」を準用する。

## 第22節 文教施設における災害予防計画

災害発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全の確保と、施設及び収蔵物等の適切な保全のため、災害予防対策を実施する。

※本節については、第2編震災対策編第1章第23節「文教施設における災害予防計画」を準用する。

## 第23節 要配慮者の安全確保計画

災害発生時において、情報の受理や自力避難等が困難な状況に置かれる災害時要配慮者(高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等)を、近隣住民をはじめとした地域社会が相互に連携して支援する体制を整備する

※本節については、第2編震災対策編第1章第24節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

## 第24節 孤立集落対策計画

災害の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、現状を掌握し、孤立した際の援護が届くまでの自立を前提に、防災体制の整備を行う。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第27節「孤立集落対策計画」を準用する。

# 第3編

## 風水害対策編

### 第2章 災害応急対策計画





## 第1節 災害対策本部の組織

大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、町及び防災関係機関は緊密な連携を図り、災害の拡大を防止するための活動体制を定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第1節「災害対策本部の組織」を準用する。

## 第2節 職員の動員配備体制

災害の応急対策の迅速化を図るため、災害対策本部の中心となる町職員の動員体制について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第2節「職員の動員配備体制」を準用する。

## 第3節 広域応援体制

大規模な災害が発生し、本町だけでの災害応急対策の実施が困難な場合は、県、他市町村、民間団体及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。

※本節については、第2編震災対策編第2章第3節「広域応援体制」を準用する。

## 第4節 広域避難計画

災害発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第4節「広域避難計画」を準用する。

## 第5節 自衛隊災害派遣要請

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入体制等について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第5節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

## 第6節 県消防防災ヘリコプター

災害発生時において、機動性に優れた県消防防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的かつ機動的な活動を行う。

※本節については、第2編震災対策編第2章第6節「県消防防災ヘリコプターの活用」を準用する。

## 第7節 災害ボランティア活動

災害が発生した場合に増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、町が実施するボランティアの受入れ及びその活動支援対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第7節「災害ボランティア活動」を準用する。

## 第 8 節 気象情報等の収集・伝達

災害による被害を最小限にとどめるため、国、県、町及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び住民等に伝達するための方法について定める。

### 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、と避難情報等をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとるものとする。

### 2 特別警報・警報・注意報等

#### (1) 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。\*「村山」、「置賜」、「庄内」、「最上」はそれぞれ一次細分区域を示す。

白鷹町	府県予想区	山形県		
	一次細分区域	置賜		
	市町村等をまとめた区域	西置賜		
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	115
	洪水	流域雨量指数基準	実淵川流域=12.7 小鮎貝川流域=4.9 荒砥川流域=8.8 八幡川流域=6.2	

			貝生川流域=5.9 萩野川流域=3.6、 思川流域=7.7		
		複合基準	—		
		指定河川洪水予報 による基準	最上川上流 [小出]		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ40cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ45cm	
	波浪	有義波高	—		
	高潮	潮位	—		
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	5	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	87	
	洪水		流域雨量指数基準	実淵川流域=9.9 小鮎貝川流域=3.9 荒砥川流域=7 八幡川流域=4.9 貝生川流域=4.7 萩野川流域=2.8 思川流域=6.1	
			複合基準	最上川流域 (5, 36.8) 実淵川流域 (5, 8.1) 荒砥川流域= (5, 5.6) 八幡川流域= (5, 3.9) 貝生川流域= (5, 3.8) 萩野川流域= (5, 2.2) 思川流域= (5, 4.9)	
			指定河川洪水予報 による基準	最上川上流 [小出]	
		強風	平均風速	12m/s	
		風雪	平均風速	12m/s雪を伴う	
		大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ25cm
				山沿い	12時間降雪の深さ30cm
		波浪	有義波高	—	
		高潮	潮位	—	
		雷	落雷等により被害が予想される場合		
		融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合		
		濃霧	視程	100m	
		乾燥	①最小湿度30% 実効湿度65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度70%、風速10m/s以上		
		なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ30cm以上で肘折の積雪100cm以上 ②山形地方気象台の日平均気温5℃以上で肘折の積雪180cm以上 ③山形地方気象台の日最高気温5℃以上で肘折の積雪300cm以上 ④12月は日降水量30mm以上で肘折の積雪100cm以上		
		低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃ 以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風 速5m/s以上のとき ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき		

	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高いとき	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

【特別警報・噴火警報・緊急地震速報】

これらの警報・速報は、尋常でない重大な災害が起こる可能性が非常に高く、ただちに命を守るための行動をとるような緊急事態を示す。

【警報・注意報基準一覧表の見方】

- ① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村に対して発表する。
- ② 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- ③ 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、および記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ④ 表中において、気象庁が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- ⑤ 表中において、対象の市町村で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を一で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を一で、それぞれ示している。
- ⑥ 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は、「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達することが予想される場合は、「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達することが予想される場合は、「大雨警報(浸水害、土砂災害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- ⑦ 土壌雨量指数基準値は、1km四方毎に設定しているが、本表には市町村の域内における基準値の最低値を示している。
- ⑧ 洪水の欄中、「〇〇川流域=25」は、「〇〇川流域の流域雨量指数25以上」を意味する。
- ⑨ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある場合がある。このような状態がある程度長時間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の

---

範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

- ⑩洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
- ⑪洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- ⑫洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

## （２）その他の注意報・警報

### ① 地面現象警報

大雨等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、他の気象情報に含めて発表される。

### ② 地面現象注意報

大雨等による山崩れ、地すべり等によって被害が起こるおそれがあると予想される場合に、他の気象注意報に含めて発表される。

### ③ 浸水警報

浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、大雨警報の本文に含めて発表される。

### ④ 浸水注意報

浸水によって被害が予想される場合に、大雨注意報の本文に含めて発表される。

## （３）山形地方気象台と山形県が共同して行う土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険性を山形県河川・砂防情報システム(砂防系)による危険指標基準と山形地方気象台の降雨指標基準(土壌雨量指数基準)の組み合わせによって判定し、危険性が非常に高まると予想される場合に、市町村による避難指示や防災活動等の災害応急対応、住民の自主避難が適時適切に行われるよう、その対象となる市町村名を指定して発表する情報である。なお、地震や火山噴火等の不測の事態により、通常の基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、県の危険指標基準及び山形地方気象台の降雨指標基準ともに「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

### 3 山形地方气象台と国土交通省山形河川国道事務所が共同して発表する洪水予報、注意報及び警報に該当する条件

#### (1) 注意報・警報等の種類及び該当条件

洪水予報の種類	情報名	発表基準
洪水注意報 (発表) 又は 洪水注意報	氾濫注意情報 [警戒レベル2相当]	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が続いたとき。 ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
洪水警報 (発表) 又は 洪水警報	氾濫警戒情報 [警戒レベル3相当]	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき ON立の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
	氾濫危険情報 [警戒レベル4相当]	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	氾濫発生情報 [警戒レベル5相当]	予報区間において ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
洪水注意報 (警報解除)	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達し場合を除く)
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

#### (2) 予報地点となる河川の水位観測所

所管名	洪水予報名	観測所	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
山形河川国道事務所	最上川上流	小出	11.50m	12.00m	12.60m	12.80m

※町の水防団待機水位：12.80m(菖蒲観測所)

### 4 国土交通省山形河川国道事務所及び山形県が発表する水防警報

種類	発表基準
水防警報	洪水又は高潮により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたもの

---

## 5 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

### (1) 火災気象通報

#### ① 火災気象通報の概要

本県においては、山形地方気象台が村山、最上、置賜及び庄内を対象に、火災気象通報を行う。通報は、県防災危機管理課を通じて町及び消防本部に伝達される。

定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。

臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

#### ② 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたとき、火災気象通報を行う。

ア 実効湿度が65%以下で、最少湿度が30%以下になると予想される場合

イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度が70%以下で、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

ウ 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。ただし、雨又は雪を伴う場合は、通報しないこともある。

### (2) 火災警報

#### ① 火災警報の概要

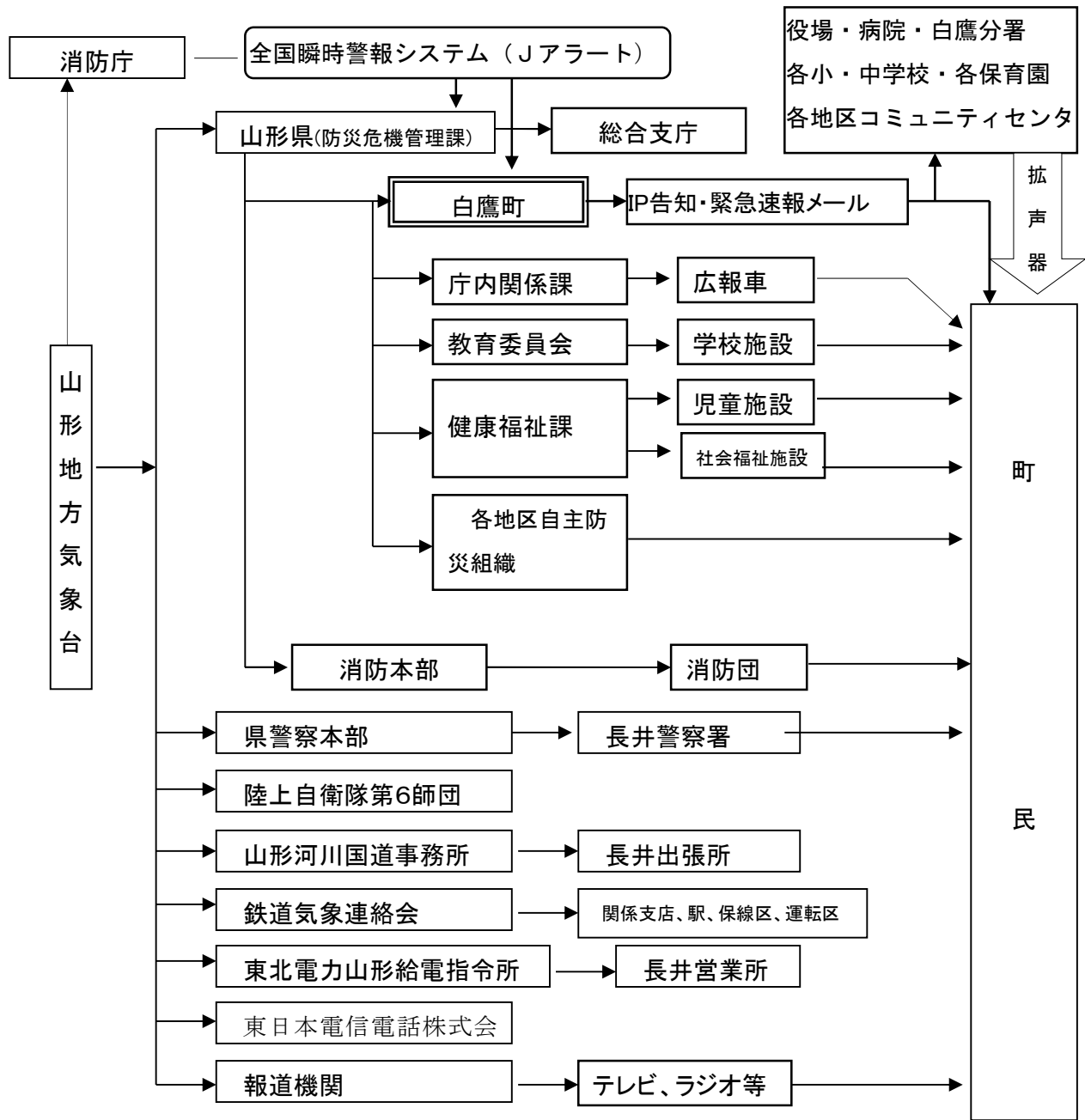
町長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は状況が火災の予防上危険であると認めるときは消防法第22条第3項の規定により「火災警報」を発することができる。

#### ② 火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車及び消防自動車等により速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県防災危機管理課に通報するものとする。



【気象に関する情報の伝達系統図】



## 第9節 災害情報等の収集・伝達

災害発生時において被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるものであり、その後の災害対策の成否を決定することから、町及び関係機関は、相互連携の下、迅速かつ的確な情報の収集と情報の共有化に努め、県及び関係機関への伝達と、町民への情報伝達を行う。

※本節については、第2編震災対策編第2章第9節「災害情報等の収集・伝達」を準用する。

## 第10節 通信の確保

災害発生時における被害状況の把握や被災者の救助活動など、災害応急対策の基本となる情報収集・伝達活動を迅速かつ的確に実施するため、町及び防災関係が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第10節「通信の確保」を準用する。

## 第11節 広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、防災関係機関及び報道機関等協力して行う広報活動について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第11節「広報活動」を準用する。

## 第12節 避難計画

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

町は、町民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

### 1 住民等の自主的な避難

#### (1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市町村へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

#### ア 各地区コミュニティセンター分館等の開放

避難指示等の発令前で、豪雨等による局所的な浸水等の恐れにより、自主的に避難した住民については、各地区コミュニティセンター分館等へ一時的に受け入れする。

#### イ 自主防災組織の役割

自主的に避難した住民等がいる場合、自主防災組織は、町に連絡するとともに、住民等が安全に避難できるよう配慮すること。

#### (2) 町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

### 2 行政の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に基づく避難

#### (1) 危険の覚知と情報収集

町及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を適切なタイミングで発令するよう留意する。

町は、状況により国及び県に対して、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の対象地域、判断時期等について助言を求める。

町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

町は、伝達を受けた警報等を広報車等により、住民等への伝達に努めるものとする。な

お、町は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

また、土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示等の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示等を発令するものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

① 高齢者等避難発令の実施者

町長は、管轄区域内において災害が発生する恐れがあり、高齢者等避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発表し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて地元警察署長及び消防署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難を避難指示に準ずる扱いとし、避難誘導等の措置を適切に実施する。

② 避難指示等の実施者

避難指示、緊急安全確保は、法第60条に基づき、原則として町長が実施する。

避難情報 (警戒レベル)	実施責任者	実施の基準	報告・通知
高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長	災害が発生するおそれがあり、災害時配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認めるとき	知事に報告
避難指示 (警戒レベル4)	町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(災害対策基本法第60条第1項)	
緊急安全確保 (警戒レベル5)	町長	災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のために立ち退きによりかえって人の生命や身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるとき(災害対策基本法第60条第3項)	
避難指示 緊急安全確保	知事	当該災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき(災害対策基本法第60条)	
	知事、その命を受けた県職員、又は水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、町民の安全を確保するため、立ち退き若しくは緊急安全確保の必要があるとき(水防法第22条)	警察署長に通知
	知事又はその命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、町民の安全を確保するため、立ち退き若しくは緊急安全確保の必要があるとき(地すべり等防止法第25条)	警察署長に通知
	警察官	町長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保を指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき(災害対策基本法第61条)	町長に通知 町長は知事に報告
		重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる(警察官職務執行法第4条)	公安委員会に報告
災害派遣を命じられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないうちに限り(自衛隊法第94条)	防衛大臣の指定するものに報告	

なお、町は、避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

(3) 避難情報等の発令基準

区分 (警戒レベル)	水害の基準	土砂災害の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p>(1) 最上川の小出観測地点の水位が12.60m(避難判断水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>(2) 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位に到達した場合</p> <p>(3) 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>(4) 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p>	<p>(1) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「大雨警報の土壌雨量指数基準に実況又は2～3時間で先までに到達」する場合</p> <p>(2) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝にかけて大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>(3) 強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方にかけて接近・遭遇することが予想される場合</p>
避難指示 (警戒レベル4)	<p>(1) 最上川の水位がさらに上昇すると予測され、最上川の小出観測地点の水位が12.80m 氾濫危険水位に到達したとき</p> <p>(2) 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合</p> <p>(3) 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>(4) 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>(5) 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準(1)～(3)に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>	<p>(1) 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>(3) 土砂災害防止法による土砂災害緊急情報(国又は県が実施する緊急調査に基づき、被害の想定される区域・時期の情報)が発表された場合</p> <p>(4) 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>(5) 前兆現象(湧水、地下水の濁り、小石が斜面からばらばら落ちだす等)が発見された場合</p> <p>(6) 避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合</p>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>【災害が切迫】</p> <p>(1) 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合</p> <p>(2) 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>(3) 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合</p> <p>【災害発生を確認】</p> <p>(4) 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)、水防団からの報告等により把握できた場合)</p> <p>※発令基準(1)～(3)を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準(4)の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	<p>【災害が切迫】</p> <p>(1) 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合</p> <p>※上記については、市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと</p> <p>【災害発生を確認】</p> <p>(2) 土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※発令基準(1)を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準(2)の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>

※最上川以外の避難情報等の発令基準については、貝生川、小鮎貝川に設置されている危機管理型水位計の水位状況を確認し、発令する。

(4) 避難指示等の発令区分毎に町民に求められる行動

区分 (警戒レベル)		町民に求められる行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状態のときに発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者は、立ち退き避難又は屋内安全確保する。</li> <li>・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、危険だと思ふ場合は、自発的に避難を開始する（高齢者等避難発令の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める）。</li> <li>・土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。</li> <li>・土砂災害警戒区域・危険箇所の住民は、高齢者等避難発令の段階から自主的に避難を開始するよう努める。</li> <li>・高齢者等避難等が出されていないにもかかわらず「自分の身は自分で守る」という考えの下に、自主避難を心掛ける。</li> </ul>
避難指示 (警戒レベル4)	通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況のときに発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する（ただし、土砂災害は、突発性が高く正確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に避難指示を発令する場合もある）。</li> <li>・指定緊急避難場所への立ち退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合には、「緊急的な待避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内でもより安全な場所への移動）をとる。</li> </ul>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき、又はすでに人的被害が発生した状況のときに発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。</li> <li>・指定緊急避難場所への立ち退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動するなどの安全確保措置をとる。</li> </ul>

(5) 避難情報の発令

災害が発生又は発生のおそれがあるとき、各地区自主防災会で予め定める避難所や避難場所への避難を促す。

その場合、浸水想定区域、土砂災害警戒区域などの危険箇所、避難者の移動可能範囲などを総合的に勘案し検討するよう促す。

なお、町が避難指示等を行った場合は、町が指定する町避難所又は町避難場所への避難を促す。

但し、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、町は必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での退避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示するものとする。

避難情報の発令は、次の事項を明示して行う。

避難対象地域 ・ 避難先 ・ 避難路 ・ 避難理由 ・ 避難時の注意事項

(6) 避難情報の周知

町は、避難情報を発令した場合は、次に掲げる方法により住民等に対し情報の周知を図るものとする。また、住民に対する避難指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定（町内単位等）に留意するとともに夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りや

---

すい時間帯における情報提供に努める。

① 防災信号

町長は、危険地域内の住民に、防災行政無線により避難のため立ち退くべきことを知らせるものとする。(サイレン吹鳴含む)

② 各自主防災組織への連絡による周知

町長は、自主防災組織へ電話で連絡し、避難情報を周知するものとする。

③ 緊急速報メールの配信による周知

町長は、携帯電話事業者の緊急速報メール配信により、町域に対し避難情報の周知を図るものとする。

④ 広報車・巡回車等による周知

町長は、消防本部等と協力して広報車あるいは巡回車を速やかに現地に配置し、住民への指示の徹底を図るものとする。なお、観光客等の滞留者についても同様の措置を講ずるものとする。

⑤ 放送等による周知

上記①から④の方法をもってしても万全を期し難い場合、またはこれらの方法よりもラジオ・テレビ放送による周知の方が効果的である時、町長は、知事に対して放送を要請し、知事は関係放送機関に連絡してラジオ・テレビによる放送を要請する。

⑥ 災害時配慮者に対する伝達

町は、避難行動要支援者への指示又は指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達するものとする。

⑦ 町長は、Jアラートシステムにより、町民に対し避難情報の周知を図るものとする。

(7) 避難の指示を実施した場合の報告

① 知事への報告

町長は、避難指示を発令したときは速やかにその旨を知事に報告する。また、警察が単独で避難の指示を実施したときは、町長はその旨の通知を受け、速やかに知事に報告する。

② 長井警察署への連絡等

避難の指示は、長井警察署と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

#### 4 避難の誘導

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第11節「4 避難の誘導」を準用する。

#### 5 学校等における避難

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第11節「5 学校等における避難」を準用する。

---

## **6 医療機関等における避難**

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第11節「6 医療機関等における避難」を準用する。

## **7 警戒区域への立ち入り制限、禁止及び区域外への退去命令**

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「7 警戒区域への立ち入り制限、禁止及び区域外への退去命令」を準用する。

## **8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供**

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」を準用する。



## 第13節 避難所の運営

災害発生時において、迅速な避難所開設を行うため、町、施設管理者、地域住民等により可能な限り早期に避難所を開設し、避難者を受け入れるとともに、避難所の的確かつ円滑な運営に努める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第13節「避難所の運営」を準用する。

ただし、避難所の開設については次のとおりとする。

### 1 避難所の開設

町は、住民に避難準備情報を発表した場合、もしくは避難指示を発令した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を避難所に派遣し、円滑な受入と運営に努めるものとする。

## 第14節 救出・救助活動

災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出救助するための対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第14節「救出・救助活動」を準用する。

## 第15節 医療救護活動

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々状況下における最大限の医療を提供するために町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第15節「医療救護活動」を準用する。

## 第16節 水防活動

水防活動については、白鷹町防災会議により策定された個別災害対策編に掲げる水防計画に定めるところによる。

## 第17節 行方不明者の捜索及び遺体の処置等

大規模な地震による建物の倒壊や火災等により発生する行方不明者の捜索及び遺体の処置、収容、埋葬に関し、主として町が実施する災害応急対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第18節「行方不明者の捜索及び遺体の処置等」準用する。

## 第18節 交通の確保及び規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員や使用する資機材、被災者に対する生活物資等の迅速かつ効率的な輸送を確保するため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第19節「交通の確保及び規制」を準用する。

## 第19節 緊急輸送

災害時における救急・救助、医療救護、消火活動等の応急活動及び災害応急復旧に要する資機材、物資、人員並びに被災者に対する水、食料及び生活物資等の供給等を迅速かつ効果的に展開するための対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第20節「緊急輸送」を準用する

。

## 第20節 労働力の確保

災害により被害が生じ応急対策が急務となった場合において、災害応急対策の円滑化を図るため、災害応急対策に必要となる労働力及び技術者の動員について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第21節「労働力の確保」を準用する。

## 第21節 ライフライン施設の応急対策

上下水道、電力、ガス、電話等のライフラインは、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害によりこれらの施設や設備が被害を受けた場合においても、応急工事等により、円滑な供給を実施できるよう、その対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第22節「ライフライン施設の応急対策」を準用する。

## 第22節 土砂災害防止施設の応急対策

治山、砂防等の管理者は、災害により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 1 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、当該施設が被災し又は被災する恐れがある場合は、防災関係者と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

また、防災上緊急を要する場合は、これらの情報を関係機関に速やかに提供するとともに、応急措置及び二次災害防止対策等に係る専門的な助言及び指導に努める。

### 2 住民の安全確保

施設管理者は、施設の被災により被害を及ぼすおそれがある場合は、管理する施設又は所有者への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和33年法第30号）第25条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

### 3 被害拡大防止措置

各施設の管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、施設の機能回復に努めるものとする。

#### (1) 二次災害の予防

災害発生後は、それまでの降雨状況等により崖崩れや地滑り等が発生しやすくなっているので、特に大雨注意報や警報に注意して応急対策を進めるものとする。

##### ①危険箇所の応急対策

各施設の管理者は、災害に伴って更なる地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難を指示するとともに、必要な応急対策を実施する。

##### ②監視の継続

災害直後のみならず、発生以後に新たな土砂崩壊が発生することもあるため、各施設の

---

管理者は関係機関と連携して、災害発生後の監視を一定期間継続するほか、住民注意を呼びかけるとともに、避難場所や避難経路等の周知徹底するものとする。

## (2) 施設の応急措置

### ① 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

### ② 地すべり防止施設

災害により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して、地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

### ③ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。

### ④ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

### ⑤ 山地災害危険地区

#### ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に基づいて、治山施設及び地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ 新設する治山施設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度を維持する。

## 4 被災施設の応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

## 第23節 河川施設の応急対策

河川等の管理者は、災害発生後は施設の損壊箇所の機能回復を図るための応急体制をとるとともに、関係機関の緊密な連携をはかるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、山形河川国道事務所長井出張所等に応援を要請するなど迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 1 被害の拡大防止措置

施設の管理者は、点検、巡視によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査し関係機関と密接な連携のもと、次により応急措置を実施するものとする。

#### (1) 河川管理施設

##### ① 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し、適切な応急措置を実施する。

##### ② 低標高地域での浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

##### ③ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

##### ④ 危険物、油等流出事故対策

災害により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民に周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

### 2 被災施設の応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

## 第24節 農地・農業施設の応急対策

災害発生時においては、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想されることから、施設の管理者は、被災した施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 1 被災状況の把握

町は、関係団体等と連携のうえ、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告するものとする。

### 2 応急対策の実施

(1) 町は、農地及び農業用施設の被害が拡大する恐れがあり緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また関係団体等に対し応急措置の指導を行うものとする。

(2) 各施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、災害被害を拡大させないように、次により応急対策を実施するものとする。

① 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、町、県、警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずるものとする。

② 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、原因箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行うものとする。

③ 施設管理者は、被災後の降雨等による土砂災害の発生及び主要な構造物や建築物の被害拡大のおそれがある場合は点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を行い、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒避難体制をとるものとする。

④ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずるものとする。

### 3 被災施設の応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資機材の確保等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

## 第25節 農林業災害の応急対策

災害による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜被害、飼養施設の損壊等に対応するため、町が実施する災害応急対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第26節「農林業災害の応急対策」を準用する。

## 第26節 応急給水

災害が発生した場合、被災地において災害のため飲料水等が枯渇し又は汚染し、被災者の生命維持及び人身安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水の確保について、最低限必要な量の給水を行い、被災者の保護を図るものとする。

※本節については、第2編震災対策編第2章第27節「応急給水」を準用する。

## 第27節 食料の供給

災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じた場合又は支障が生じるおそれがある場合において実施する災害応急対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第28節「食料の供給」を準用する。

## 第28節 生活必需品の給与

災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町が生活必需品等の物資を確保し、供給を行うための対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第29節「生活必需品の供給」を準用する。



## 第29節 防疫・保健衛生対策

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つため、町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第30節「防疫・保健衛生対策」を準用する。

## 第30節 廃棄物の処理対策

災害に伴い発生する被災地のがれき(災害廃棄物)、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、町が実施する廃棄物処理対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第31節「廃棄物の処理対策」を準用する。

## 第31節 障害物の除去対策

災害により、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、それを除去する以外に居住の方法がない者の保護を図るとともに、道路上の土砂、立木等の障害物を除去し、交通路を確保するための応急対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第32節「障害物の除去対策」を準用する。

## 第32節 義援金品の受入れ・配分

大規模な災害の被災者に寄せられる義援金品を円滑かつ適正に受け入れ、また配分するために実施する対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第33節「義援金品の受入れ・配分」を準用する。

## 第33節 文教対策

災害発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るため実施する災害応急対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第34節「文教対策」を準用する。

## 第34節 要配慮者の応急対策

災害が発生した場合に、災害時配慮者の被害軽減や生活支援を図るため、町及び社会福祉施設等の管理者が地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第35節「配慮者の応急対策」を準用する。

## 第35節 応急住宅対策

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設、損壊住家の応急修理、公営住宅の活用等の住宅対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第36節「応急住宅対策」を準用する。

## 第36節 災害救助法の適用

一定規模以上の災害が発生し、災害救助法が適用された場合の救助の種類、基準等について定める。

※本節については、第2編震災対策編第2章第37節「災害救助法の適用」を準用する。

# 第3編

## 風水害対策編

### 第3章 災害復旧・復興計画



## 第1節 被災者の生活再建支援

災害により被害を受けた町民の自主復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため町が防災関係機関の協力のもと実施する生活再建支援対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第3章第1節「被災者の生活再建支援」を準用する。

## 第2節 融資等による経済的再建支援

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため実施する金融支援対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第3章第2節「融資等による経済的再建支援」を準用する。

## 第3節 公共施設等の復旧計画

災害により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

※本節については、第2編震災対策編第3章第3節「公共施設等の復旧計画」を準用する。

## 第4節 災害復興計画

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町が、住民、民間事業者及び施設管理者と連携して実施する災害復興対策について定める。

※本節については、第2編震災対策編第3章第4節「災害復興計画」を準用する。



第4編

個別災害対策編





# 1章 雪害対策

## 第1節 災害予防計画

県は『雪と向き合い、雪に強く、安全で安心して暮らせるやまがた』とし、新たに『雪対策基本計画』策定し、さらに具体的な取組みを示すために、『雪対策行動計画』を策定している。

本町も実態に即した総合的な雪対策を実施していくものとする。

### 1 交通の確保

町は、毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪を実施して雪害予防に努める。計画の策定にあたっては、町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるものとする。また、路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定するものとする。

### 2 雪崩危険箇所の指定・周知

#### (1) 雪崩危険箇所の調査・点検

雪崩対策事業の効率的実施のためには、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所の的確な把握が必要であることから、既存資料の収集・整理や地図・判読のほか、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

#### (2) 雪崩危険箇所の周知

町は、県より情報の提供を受けた雪崩危険箇所を町地域防災計画に登載するとともに、特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図るものとする。

### 3 雪崩防止施設等の整備

町は、雪崩防止施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して、適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するものとする。

#### (1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対しては、関係機関と協議し、雪崩防止林、階段工、予防柵等の雪崩予防施設の設置に努める。

#### (2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

#### (3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因とな

ることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

#### (4) 雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

## 4 一般建築物の雪害予防等

### (1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

町は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、市街地の状況や敷地の状況等による周辺への影響を十分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努めるものとする。

### (2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も困難となってきたことから、町は関係機関と連携し、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。

### (3) 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

町は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し、民生委員・児童委員等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の除雪にあたっては、地域の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みがなされるよう努めるものとする。

### (4) 雪に係る事故防止の啓発

町は、県の発表する雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報等を活用し、雪に係る事故防止について、住民に対し啓発し、災害の未然防止に努めるものとする。

#### ① こまめな雪下ろしの励行

ア 建物の構造によっても異なるが、おおよそ屋根に40cm以上積もった場合は雪下ろしを励行すること。

イ 建物から道路上に雪下ろしをした場合は、速やかに除雪を行い通行の邪魔にならないよう措置すること。

ウ 雪を投棄することにより思わぬはん濫を招くことがあるため、水路にみだりに雪を捨てないこと。

#### ② 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

トタン屋根等の場合は、すべり止めの施設があっても外気の上昇によりなだれとなる場合があるため十分注意すること。

#### ③ 雪下ろし中の転落による事故防止

#### ④ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止

#### ⑤ 非常時における出入口の確保

#### ⑥ 換気口の確保

---

⑦ ガス供給配管の点検

⑧ 外気の上昇している場合、山際の道路を通行するときはなだれによる被害を受けないよう注意すること。

## 5 孤立集落対策

町は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努めるものとする。

## 6 空き家等対策

全国的に「空き家」が増加傾向にある中、本町においても同様の傾向にあり、住まいとしての活用が期待できる物件がある一方で、老朽化が進み管理不全に陥ることなどにより、防災・防犯性の低下や景観の悪化など、町民の安全・安心な暮らしに悪影響を及ぼす恐れが生じている。

今後益々「空き家」の増加が予想される中、空き家は個人所有の財産であることから、管理する義務を負うものであり、所有者に適正管理の指導・要請を行う。

また、危険な状態にあるものについては自主防災組織による見守りを強化しながら地域と町の連携強化を図りながら対応を強化していく。

空き家の実態調査を行い、収集した情報に基づき、町は条例の整備も含め安全確保の実行性を確保するため各種の対応を図るものとする。

## 7 総合的雪対策

町は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」に基づき、県及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消を行う。

町、町民、事業者が、それぞれの役割を自覚し、責務を果たすとともに、町は町民等の主体的かつ自主的な雪処理に対する支援策を講じるなど、降雪期における住みよい町を築くため、共創による雪対策の推進を図るものとする。

県は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、市町村及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消を行う。

町、町民、事業者による共創の町づくりの推進

1 雪処理のマナー向上に向けた取り組み

2 町民相談への対応の取り組み

3 地域ぐるみで助け合う（支え合う）体制づくり

4 高齢者等の要配慮者世帯に対する支援

5 狭隘道路除雪への支援

6 ボランティアセンターの育成と支援

7 空家からの道路への落雪対策

## 第2節 災害応急対策計画

降雪によって町民生活が著しく阻害されることを防止するため、降雪時における交通、電力、通信の確保対策等の雪害対策について定める。

### 1 除雪対策

#### (1) 実施責任者

- ① 道路の除雪は、各道路管理者が行うものとする。
- ② 町道除雪の担当は、建設水道部とする。
- ③ NTT東日本山形支店、東北電力(株)長井営業所、東日本旅客鉄道(株)、山形鉄道(株)は、それぞれ通信の確保、電力の確保、交通の確保に万全を期すものとする。

#### (2) 交通の確保

##### ① 主要な国、県道の除雪

主要な国、県道の除雪は、国及び県がそれぞれの「除雪計画」に基づき実施する。

##### ② 町道の除雪

ア 町道路除雪計画に定めるところにより、町は、冬期間の交通確保を図るための除雪を行う。

イ 町道の除雪延長は次のとおりである。

(ア) 町道実延長 車道部 396.2km

(イ) 町道除雪延長 車道部 216.2km(除雪率54.6%消雪含む)

(内訳)

a 幹線町道 車道部延長74.5km 除雪延長 68.8km

除雪率92.4%

b その他町道 車道部延長321.8km 除雪延長 147.4km

除雪率45.8%

ウ 町道バス路線除雪計画は次のとおりとする。

町道バス路線除雪延長 15.7km(スクールバス路線含む)

エ 以上の路線のほか、主要町道については計画的に除雪を行う。又、防災上必要と認められる路線についても計画に準じて除雪するものとする。

##### ③ 鉄道の除雪

フラワー長井線の除雪は、東日本旅客鉄道(株)及び山形鉄道(株)がそれぞれの除雪計画に基づき行うものとする。

#### (3) 公共建築物等の積雪の除去

- ① 各施設の管理者は、当該建物の積雪の状況に応じ除去し、倒壊防止を図る。
- ② 木造、鉄骨造の建物にあっては積雪60cm、鉄筋コンクリート造にあっては積雪100cmに達した時に除去し、体育館、集会場、工場等、内部間仕切りの少ないものを優先するも

のとする。

- ③ THL字型等の建物の谷の部分等は、ひんぱんに除雪を励行し、屋根面を平均に降ろしていくものとする。
- ④ 下に降ろした雪は、建物の外壁面に力が加わらないようにし、出入口は安全な道、広場等に通じる避難路を二つ以上つけておくものとする。
- ⑤ 学校、その他大規模の建物については、道路から建物に通ずる通路、敷地内の消火栓、貯水槽、その他消防用水利のそばまで自由に消防自動車が通行できるよう確保しておくものとする。
- ⑥ 除雪要員については、各施設の管理者が建設業者、付近の住民等に依頼し確保するものとする。

#### (4) 農作物等雪害対策

町は、気象情報等に留意し、雪害による農作物の被害の防止、軽減を図るものとする。

## 2 雪崩事故等の防止と応急対策

### (1) 事前回避措置の実施

- ① 町は、地形並びに気象情報等に基づき、雪崩、地吹雪等の発生が予想される場合は、状況により当該区域に対する消防団員等の警戒を強化し、必要な警告を行うとともに、防災関係機関は相互に連絡のうえ、迅速な出動態勢を整えるものとする。
- ② 町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報し、注意を喚起するものとする。
- ③ 町は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受入体制をとるとともに十分な救援措置を講じるものとする。

### (2) 雪崩等発生時の応急措置

#### ① 雪崩等発生状況の把握及び被災者の救助

ア 町は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩等の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

イ 雪崩、地吹雪等が直接の原因となって、現在速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者、例えば、次のような場合に救出するものとする。

(ア) 雪崩のため、雪に埋没したような場合

(イ) 雪崩等のために倒壊した住宅等の下敷きになったような場合

(ウ) 孤立した地域に取り残され、多数の生命が危険になったと予想される場合

(エ) 山岳で遭難し、生命が危険になった場合

(オ) 地吹雪のため、自動車等から脱出することが困難になった場合

ウ 町は、住民等が被災した場合、直ちに消防本部及び警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行うものとする。

エ 町は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じるものとする。

## ② 道路等施設の被災時の対策

ア 道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の車両の運行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、被災者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たるものとする。

イ 町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、通行車両中に乗客や乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

ウ 警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

## ③ 孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めるときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施するものとする。

## ④ 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請するものとする。

# 3 豪雪対策本部の設置

## (1) 豪雪対策本部の設置基準

まとまった降雪が何日間も続き、町内観測値の積雪が140cmに達し、引き続き降雪が見込まれるとき、町は、豪雪対策連絡会議を設置し、情報収集並びに関係部署の連絡体制を強化するものとする。さらに、その後の降雪継続により、町民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、豪雪対策本部に体制を移行し、円滑な豪雪対策と災害の未然防止に努めるものとする。

## (2) 本部の組織

① 豪雪対策本部は、町長を本部長、副町長を副本部長とし、教育長、庁内の課長職にあるものを本部員として組織する。

② 事務局は総務課に置くものとする。

## (3) 本部会議と開設の通知

本部の開設にあたっては、本部会議を開催するものとし、県、長井警察署へ開設を報告するものとする。

## (4) 本部の解散

本部は、雪解けを待って3月いっぱいを目途に解散するものとするが、融雪等の災害が

---

懸念される場合は、引き続き警戒体制をとるものとする。

(5) 町災害対策本部への移行

豪雪により特に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、町災害対策本部に体制を移行するものとする。



## 第2章 道路災害対策

### 第1節 災害応急対策計画

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のため、町をはじめとする道路管理者、警察、消防本部等が実施する災害応急活動について定める。

#### 1 被害情報等の伝達

##### (1) 関係機関への通報

道路管理者、警察及び消防本部のうち、通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。

##### (2) 被害調査と県への報告

- ① 災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県(防災危機管理課)及び町に連絡する。
- ② 町は、被害の状況を調査し、県に報告する。

#### 2 活動体制及び広域応援体制の確立

##### (1) 災害対策本部の設置

道路管理者、県、町、関係機関は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努めるものとする。

##### (2) 広域応援要請

県及び町は、事故・災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合は、国、他都道府県及び他市町村に対して応援を要請するものとする。

##### (3) 自衛隊災害派遣要請

事故・災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

#### 3 応急対策の実施

##### (1) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため、次の措置を講じる。

##### ① 通行禁止又は制限

ア 道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

---

ウ 道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努めるものとする。

② 道路利用者及び住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車により広報を行うものとする。

(2) 消火及び救助に関する措置

① 消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速な消火活動を行うものとする。

② 道路管理者は、町の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行うものとする。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときは、消防、警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるものとする。

① 二次災害の防止

ア 消防機関等は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染の未然防止に必要な措置を講じるものとする。

イ 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じるものとする。

ウ 有害物質が河川、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施するものとする。

② 住民の安全確保

町及び警察等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講じるものとする。

## 第3章 鉄道災害対策

### 第1節 災害応急対策計画

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、乗客の安全の確保を図るため、町及び鉄道事業者が実施する応急対策等について定める。

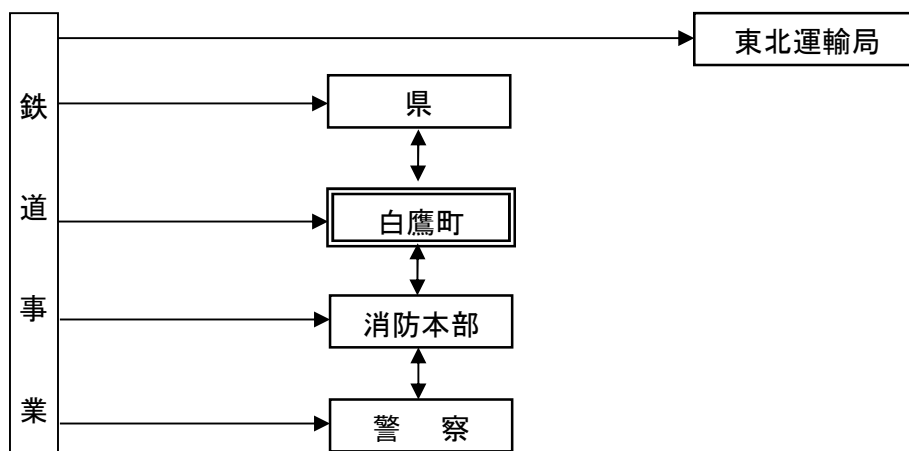
#### 1 事故情報等の伝達及び広報

##### (1) 情報の収集及び伝達

乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者から町に対して、被害(人的、施設等)状況、復旧見込み、代替交通手段等について通報される。

この場合、町は、関係機関と連携をとり、事故等の情報収集に当たるとともに、応急対策について協議するものとする。

##### 【事故・災害発生時の連絡通報体制図】



##### (2) 広報の実施

被災者の家族等及び旅客並びに住民等に対する広報は、鉄道事業者が実施する。町は、鉄道事業者から要請があった場合又は事故等の状況から特に必要があると認めた場合は、広報車等による広報活動を実施するものとする。

#### 2 活動体制の確立

##### (1) 災害対策本部の設置

鉄道事業者、警察、消防本部、県、町、関係機関は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部を設置するとともに、必要に応じ、現地に関係機関合同の広

---

急対策拠点を設置し、緊密な連携のもと、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努めるものとする。

(2) 広域応援要請

県及び町は、事故・災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合は、国、他都道府県及び他市町村に対して応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊災害派遣要請

事故・災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

### 3 消火及び救助に関する措置

(1) 事故・災害等により火災が発生した場合は、消防本部と連携して、旅客及び周辺住民等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼の拡大防止を図るため、消火体制を整えるものとする。

(2) 事故・災害等による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、消防本部と連携して、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じるものとする。

## 第4章 航空災害対策

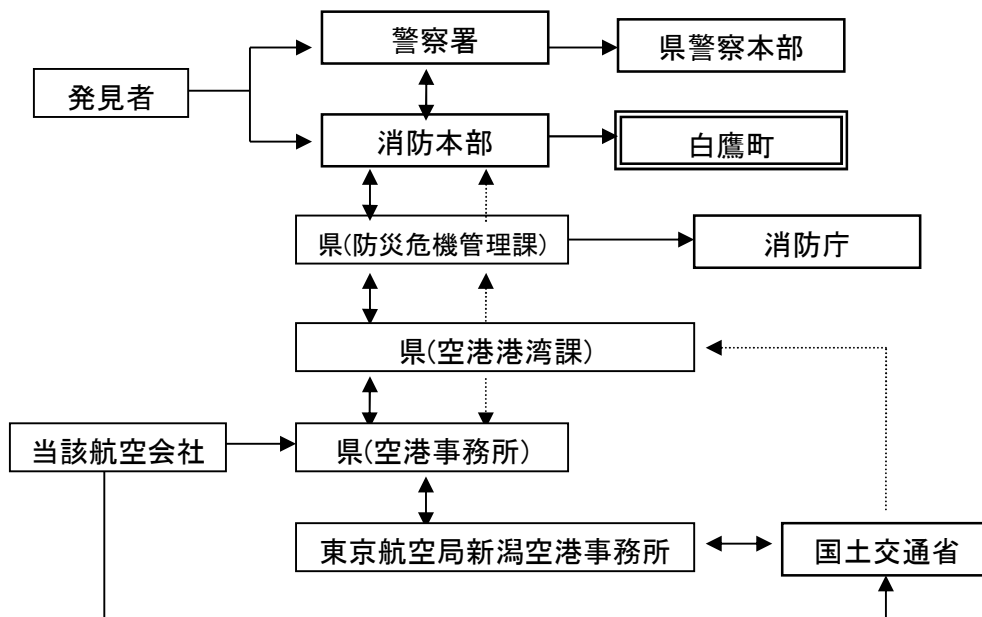
### 第1節 災害応急対策計画

町域内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止を図るため、町及び県、関係機関が実施する応急対策等について定める。

#### 1 事故状況の把握及び広報

##### (1) 事故情報の収集、伝達

町域内で航空機事故が発生した場合、町及び防災関係機関は、次の伝達系統により、迅速かつ的確に事故情報を伝達するものとする。



(※ .....→ 国土交通省から事故情報の第1報があった場合)

##### (2) 広報活動

###### ① 関係機関の連携

広報活動を行うにあたっては、県、警察機関及び各防災関係機関との連絡、調整を密にし、被害状況及び避難指示等の情報を迅速かつ的確に伝えるものとする。

###### ② 周辺住民への広報

町及び警察署は、県及び警察機関と協議のうえ、広報車等により、避難の指示について広報を行うものとする。

#### 2 応急活動体制の確立

町は、関係機関と連携し、迅速かつ円滑な応急対策の実施を図るため、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」に準じて速やかに応急活動体制を整えとともに、必要に応じて現地合同対策拠点を設置する等、協力して災害応急対策を行うものとする。

## 第5章 危険物等災害対策

### 第1節 災害予防計画

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止に努める。

#### 1 危険物施設等の把握

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理及び自主保安体制の確立等適切な指導を行う。町内の危険物施設等については資料12-1参照のこと。

#### 2 危険物施設の安全対策

[危険物取扱事業所等]

##### (1) 施設構造基準等の維持

危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び施設が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

##### (2) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

##### (3) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

[県・消防機関]

県及び消防機関は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

## 第2節 災害応急対策計画

町域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接する市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

### 1 応急活動体制の確立

町は、危険物等災害が発生したことを覚知したときは、直ちに消防本部と連絡をとり、状況を把握するとともに、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第「災害応急対策計画」の定めるところにより応急活動体制を確立し、災害応急対策を実施する。

### 2 災害拡大防止活動

- (1) 引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、広報車等を利用した住民への広報や避難立ち退きの指示を行う。
- (2) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

#### [危険物等取扱事業所等]

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、町、消防機関、警察及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

- (1) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を停止し、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。
- (2) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び警察等に連絡する。

## 第6章 林野火災対策

### 第1節 災害予防計画

自然環境と森林資源を林野火災の被害から守るために、町及び県、国、関係機関が実施する災害予防対策について定める。

#### 1 火災予防体制の整備

##### (1) 林道の整備

町は、消防用車両の通行に支障のないよう林道の適切な維持管理に努めるものとする。

##### (2) 防火用水利の確保

防災関係機関は、河川、池及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努めるものとする。

##### (3) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

###### ① 森林等への火入れ許可

森林等への火入れは、森林法第21条の規定に基づき、町長が許可することとなるが、許可にあたっては、消防本部や森林管理署等の関係機関と十分協議のうえ、火災予防に関する指導を徹底するものとする。また、火入れ場所が他市町に近接する場合には、当該市町に通知するものとする。

###### ② 火気使用施設に対する指導

消防本部は、森林内及びその周辺に所在する火気を使用する施設等の管理者に対して、必要に応じて査察及び指導を行うものとする。

##### (4) 危険気象等に対する警戒

###### ① 通常警戒

林野の所有者、管理者及び消防本部等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合は、林野の巡視、監視等を強化し、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努めるものとする。

###### ② 火災警報発令と警戒

町長は、気象台から火災気象警報が発令されたとき又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、「火災警報」を発令することができる。発令した場合には、消防本部及び関係機関等と連携し、広報車による巡回等により住民及び入林者等に周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。



---

## 2 防火意識の普及

### (1) 町民に対する啓発

#### ① 広報宣伝の充実

町は、県、森林管理署等関係機関と連携し、林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図るものとする。

#### ② 学校教育による防火意識の普及

町教育委員会の協力を得て、学校における防火意識の普及を図るものとする。

### (2) 地域住民に対する啓発

町は、林野内に立ち入る機会が多い地域住民に対して、林野火災発生防止に関する広報等を行い、防火意識の啓発を図るものとする。

## 3 消防体制等の整備

### (1) 消防資機材の整備

町は消防本部と連携して、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努めるものとする。

### (2) 消防水利の確保

町は消防本部と連携して、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図るものとする。

### (3) 林野火災防ぎょ訓練の実施

町は、他の関係機関と協力して、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、定期的な訓練の実施に努めるものとする。

## 第2節 災害応急対策計画

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるために、町、県、消防機関、森林所有者・管理者、地域住民等が連携して実施する消火・救助活動について定める。

### 1 出火の発見・通報

#### (1) 出火発見者の責務

森林、原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自信に危険が及ばない範囲で初期消火にあたるものとする。

#### (2) 消防本部の対応

通報を受けた消防本部は、直ちに発火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所要の措置を講ずるよう要請するものとする。

消防団	消火活動、延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
森林の管理者	森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
県防災危機管理課	消防防災ヘリコプターの緊急運航
警察署	消防車両の通行確保のための交通規制
町	地域住民の安全確保

### 2 応急活動体制の確立

町は、林野火災の発生を覚知したときは、直ちに消防本部と連携をとり、迅速かつ円滑な応急対策の実施を図るため、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」に準じて速やかに応急活動体制を整えるものとする。

### 3 消火・救助活動

#### (1) 火災防ぎょ活動

現場に出動した消防署員は、消防団、森林管理者、県消防防災ヘリコプター等と協力して消火活動及び延焼防止活動を行う。

##### ① 情報収集

消防署員は、消防団とともに火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した県消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

---

② 消防水利の確保

最寄りの水源からの送水ルート of 早期確保に努める。

③ 消防活動の実施

消防署員は、消防ポンプによる消火活動のほか、県消防防災ヘリコプターによる空中消火等の手段により早期鎮火に努める。また、消防活動による延焼防止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と協議のうえ、森林の伐採により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 要救助者の救助

消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から最も確実かつ安全な方法により、他に優先して救助活動を行う。また、現地に出動した消防防災航空隊は、ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者等を発見したときは、直ちに救助活動を行う。

(3) 現地対策本部の設置

町は、火災の規模が大きい場合など必要に応じ、災害対策本部長が指名した職員を本部長とする現地対策本部を現場近くに開設する。

#### 4 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町は警察及び消防本部と連携して、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、県消防防災ヘリコプターは空から避難の呼びかけを行う。

(2) 住民の避難

町は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。なお、情報の伝達、避難誘導等にあたっては、災害時要配慮者の安全に十分配慮するものとする。

#### 5 自衛隊災害派遣要請

町は、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められる場合は、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」第4節「自衛隊災害派遣要請」に準じて、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

#### 6 広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」第3節「広域応援体制」に準じて、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請するものとする。

---

## 7 鎮火後の措置

### (1) 鎮火後の警戒

消防機関は、火災鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒にあたるものとする。

### (2) 二次災害の防止

林野火災に荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流化、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があることから、町及び県、関係機関は、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずるものとする。

## 第7章 大規模土砂災害対策計画

### 第1節 基本方針

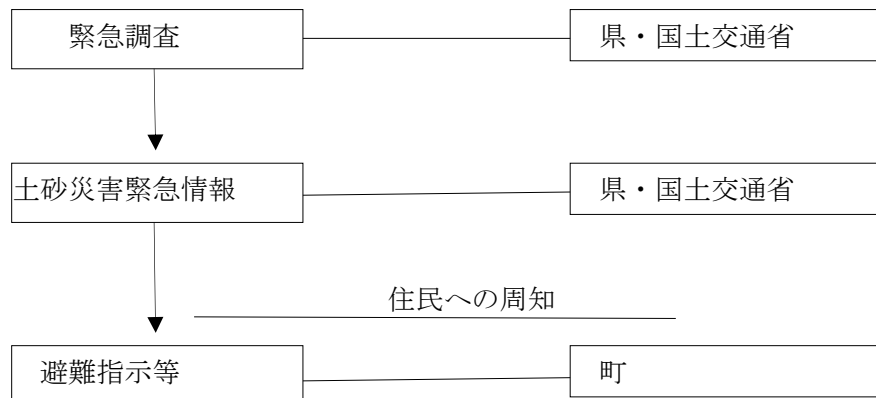
#### 1 方針

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、町が実施する大規模土砂災害対策について定める。

#### 2 計画の内容

##### (1) 大規模土砂災害対策フロー

\* 大規模土砂災害現象の発生



##### (2) 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施期間

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

(3) 土砂災害緊急情報

県は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を市町村に、国土交通省にあつては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びインターネット等により一般に周知するものとする。

県及び国土交通大臣は、市町村が適切な避難判断を行えるよう、判断基準の設定について助言等を行うよう努めるものとする。

(4) 避難指示等

町は、県及び国土交通大臣からの土砂災害緊急情報を受け、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難指示等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難所等を示したハザードマップ作成、住民等への伝達方法など警戒避難体制の整備を行うものとする。

# 第 8 章 原子力災害対策

## 第 1 節 基本方針

### 1 目的

県内には、原子力施設がなく、また、隣接県にある原子力施設に関する「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」にも本県の地域は含まれていない。しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力福島第一原子力発電所における事故を鑑みれば、原子力施設において緊急事態が発生した場合に備え、住民の心理的動揺や混乱をできるかぎり抑えるとともに、住民等の生命及び身体の保護を目的とした屋内退避及び避難誘導等の対策を予め定めておくことが必要と考えられる。

よって、この章では、原子力災害(原子力施設における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により、放射性物質が大量に放出されることによる災害)に関し、町が実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な措置を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって住民の不安を解消し、安全・安心な町民生活を確保することとする。

### 2 国及び県の計画等との関係

国の「防災基本計画」、県の「山形県地域防災計画」を基本とし、専門的、技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成25年9月全部改正）を十分に尊重する。

なお、原子力災害対策指針において原子力発電所のUPZのめやすは30キロメートルと示されているが、東京電力福島第一原子力発電所の事故においてはその範囲を越える地域に避難指示が発出されている。よって、原子力災害対策指針を十分に尊重しつつも、今後の改定動向を注視するものとする。

### 3 山形県の隣県に立地する原子力施設

#### (1) 宮城県

事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	約 125 キロメートル

#### (2) 福島県

事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離
東京電力株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	約 111 キロメートル
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楡葉町及び富岡町	約 118 キロメートル

(3) 新潟県

事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離
東京電力株式会社	柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村	約138キロメートル

#### 4 予測される対応等

(1) 東日本大震災時における警戒区域の設定状況

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、当初国は半径20キロメートル圏内の住民に避難指示を行い、半径20キロメートルから30キロメートル圏内の住民に屋内退避指示を行った。その後、半径20キロメートル圏内を関係者以外の立入りを禁止する「警戒区域」とし、半径20キロメートルから30キロメートル圏内を緊急時において屋内退避や避難が可能なように常に準備を行う「緊急時避難準備区域」とし、さらに、「警戒区域」外で事故から1年間の積算放射線量が20ミリシーベルトに達する可能性のある地域を「計画的避難区域」として1か月程度の間住民に対し避難を求めた。この「計画的避難区域」は、原子力発電所から同心円内にエリアを設定されたものではなく、放射性物質の拡散状況を踏まえ市町村ごとに設定され、福島第一原子力発電所から最も遠い福島県飯舘村は半径47キロメートル圏内にある。

(2) 白鷹町において予測される対応

本町は最も近い原子力施設である福島第一原子力発電所から町境まで最短で約110キロメートルほどの距離にあるが、福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえ、原子力施設から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、本町にまで放射性物質が拡散した場合を想定し、情報伝達訓練などの予防対策や屋内退避及び避難などの応急対策など、住民等の生命及び身体を保護するための対策を講ずる必要がある。



## 第2節 災害予防計画

原子力災害による被害並びに町民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

### 1 計画の体系

項目	概要
1 活動体制等	
2 モニタリングの実施	① 平常時におけるモニタリング
3 防災体制の整備	① 通信連絡体制の整備 ② 避難等の体制の整備 ③ 防災訓練等の実施
4 緊急医療体制の整備	① 緊急医療体制の整備
5 防災知識の普及等	① 放射線に関する知識の普及 ② 原子力災害に関する防災知識の普及 ③ 防災業務関係者に対する教育・研修 ④ 県民相談体制の整備

### 2 活動体制等

町は、平常時から2に掲げる項目について、各々の役割に応じて活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。

### 3 モニタリングの実施

原子力発電所からの放射性物質の放出による町内の環境に対する影響を監視するため、隣接県の原子力発電所における事故の覚知以降、モニタリングを行う。

#### (1) 放射能濃度の測定及び放射性物質の検査

町は、国の指示等を踏まえながら、空間放射線量等の測定等、必要なモニタリングを行う。

#### (2) 結果の公表

モニタリングの結果については、町のホームページ等により公表を行う。

#### (3) 測定体制の整備等

- ① 放射線計測機器の確保に努めるものとし、確保した機器については、常に使用可能な状態に整備、維持する。
- ② 的確な測定を実施するため、測定を行うものについて、機器の操作や実施手順等の習熟

---

に努める。

- (3) モニタリングにより基準を超える空間放射線量が確認され、町民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、山形県、原子力事業者その他防災関係機関とともに、除染作業など状況に即した適切な措置を講ずる。

#### 4 防災体制の整備

##### (1) 通信連絡体制の整備

町民に対する屋内退避又は避難指示は次の方法により行うものとし、屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする

- ① Jアラートによる緊急放送
- ② 緊急速報メール（エリアメール）
- ③ 広報車による広報
- ④ 自主防災会による連絡
- ⑤ マスコミ機関に対する緊急放送等の要請

##### (2) 避難等の体制の整備

町は、国が示す緊急事態の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難体制を整備する。

- ① 町は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）における町民への注意喚起体制を整備するものとする。
- ② 町は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、情報伝達方法等を行うものとする。

##### (3) 防災訓練等の実施

町は、緊急時通信連絡訓練、町民に対する情報伝達訓練等を実施する。

#### 5 緊急医療体制等の整備

町民の健康相談を行うための体制を整備する。

#### 6 原子力災害に関する防災知識の普及

##### (1) 防災広報

町は、県及び関係機関と協力して、町民に対し、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 全国の原子力施設の稼働、休止等の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること

- 
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
  - ⑤ 緊急時における町、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
  - ⑥ 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
  - ⑦ その他必要と認める事項に関すること

(2) 防災教育

町の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

## 7 防災業務関係者に対する教育・研修

(1) 町は、応急対策の円滑な実施を図るため、県、国及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務にかかわるものに対し、次に掲げる事項について、教育・研修を必要に応じて実施する。

- ① 原子力防災体制及び組織に関する知識
- ② 全国の原子力施設の稼働、休止等の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時における町、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 放射線及び放射性物質の測定に関すること
- ⑦ 緊急時医療に関すること
- ⑧ 危機管理に関すること
- ⑨ その他必要と認める事項に関すること

(2) 防災関係機関は、町、県及び国等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

## 8 相談窓口の設置

町は、町民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

## 第3節 災害応急対策計画

山形県の隣県に立地する原子力施設で大規模な事故が発生した場合、原子力災害による被害を軽減するために実施する原子力災害応急対策について定める。

### 1 町の対応

町は、県又は国から、山形県の隣県に立地する原子力施設における事故の発生又は原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。)第15条に基づく原子力緊急事態宣言の発出の連絡を受けた場合で、町長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。

### 2 住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、次の事項について情報の提供を行う。

- (1) 事故の概要
- (2) 災害の現況
- (3) 町、県、国及び防災関係機関の対策状況
- (4) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (5) その他必要と認める事項

### 3 緊急時における放射線測定強化

町は、緊急時における原子力施設からの放射性物質の放出による町内の環境に対する影響を評価するため、原子力施設における事故の覚知以降、放射線の測定を実施又は強化し、県から測定について協力の要請があった場合は協力する。

#### (1) 放射線量等の測定の開始

町は、災害対策本部が設置されると同時に、以下の項目について測定を開始し、既に測定を開始している項目についてはその体制を強化する。

- ① 空間の放射線
- ② 飲料水の放射性物質濃度
- ③ 土壌の放射性物質濃度
- ④ 農畜水産物の放射性物質濃度
- ⑤ 廃棄物の放射性物質濃度
- ⑥ その他必要と認められる環境検体の放射性物質濃度等

#### (2) 測定結果の公表

町は、緊急時における放射線等の測定結果について、その都度、ホームページにより公表する。

#### 4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力緊急事態が発生した場合、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等の屋内退避や避難に関する指示を行うこととなっている。

町は、本町への影響が懸念される場合に、早い段階からの注意喚起を行うとともに、本町に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、住民等に対して屋内退避又は避難の指示を行う。

##### (1) 住民への注意喚起

町は、原子力災害による本町への影響が懸念される場合、住民の不安を解消し、住民が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

##### (2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

① 町は、屋内退避又は避難の指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

② 町は、県と協力し、住民に対する屋内退避又は避難の指示を以下の情報伝達の方法により行うものとする。また、屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

ア 広報車等による周知

イ 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、屋内退避及び避難にあたり特に配慮を要する者を対象とする施設への連絡

ウ 工場、小売店、宿泊施設等、多数の従業員及び利用者が滞在する事業所における館内放送等による周知

エ 鉄道事業者による車内放送等による周知

オ 電気通信事業者が提供する緊急速報メール等の送信による広報については、県が行わない場合において、町が行う。

カ 報道機関に対する緊急放送等の要請は町が行う。町が対応できない場合は県が代行する。

③ 町は、町の区域を越えた広域避難が必要となった場合は、避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について、県の指示に従う。

##### (3) 避難誘導等に関するマニュアルの策定

① 町は、避難誘導等が的確かつ迅速に実施されるよう、次の事項を記載した避難誘導等に関するマニュアルを策定する。

ア 屋内退避の指示に関する伝達方法等、屋内退避に関する事項

イ 避難の指示に関する伝達方法に関する事項

ウ 避難の経路、避難の手順その他避難の方法に関する事項

エ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

---

オ 避難の実施に関し必要な事項

② 町は、次の事項に留意し、避難誘導等に関するマニュアルを策定する。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

イ 避難先、一時集合場所及び集合方法

ウ 集合に当たっての避難住民の留意すべき事項

エ 避難誘導等にあたる職員等の配置並びに担当業務、連絡先等

オ 災害時要配慮者への対応

カ 要避難地域における残留者の確認方法

キ 屋内退避及び避難誘導中における食料等の支援

ク 避難住民の携行品及び服装

ケ 避難誘導から離脱した際の緊急連絡先等

コ その他、屋内退避並びに避難に関して必要な事項

## 5 緊急医療活動

町民の健康相談に応じるとともに、県が行う避難退避時検査や簡易除染に協力する。汚染避難退避時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

## 6 飲食物の摂取制限措置等

### (1) 飲食物の摂取制限措置

町は、緊急時における放射性物質濃度等の測定の結果、水道水や飲食物の放射性物質濃度が、食品衛生法で定める基準値を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、県及び国の指導・助言・指示等に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

### (2) 農林水産物等の採取及び出荷制限

町は、緊急時における放射線等の測定の結果、農林水産物等の放射性物質濃度が、食品衛生法の基準値を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染農林水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう、県及び国の指導・助言・指示等に基づき、農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者等に対し、指示を行う。

## 7 風評被害等の影響の軽減

町は、県及び国並びに関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

## 第4節 災害復旧計画

原子力緊急事態宣言が解除された後、町民生活の早期安定を図るため、放射性物質に汚染された物質の除去等や各種制限措置等の解除について定め、早期復旧を目指す。

### 1 放射性物質による汚染の除去等

町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を促進する。

### 2 各種制限措置等の解除

#### (1) 各種指示の解除

町は、県から避難等の指示を解除するよう指示があった場合は、避難等の指示を解除し、住民に対しその旨を伝達する。

#### (2) 各種制限措置の解除

町は、県が放射性物質及び放射線による影響を受けるおそれがないと認め、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を指示した場合は、各種制限措置を解除し、住民に対しその旨を伝達する。

### 3 放射線等の測定の実施及び結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、県及び関係機関と協力して放射線等の測定を行い、その結果を速やかに公表する。

### 4 住民相談体制の整備

町は、住民からの多様な相談、問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

### 5 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

#### (1) 被災住民等の登録

町は、県と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、屋内退避等の各種措置をとった住民等に対し、原子力災害時にその地域に所在した旨の証明及び屋内退避施設又は避難所等において講じた措置等について登録を行うものとする。

(2) 町は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して町において被災者を受けた損害を調査する。

① 屋内退避、避難の措置

② 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物に対する出荷制限等の措置

- 
- ③ 立入制限等の措置
  - ④ 農耕・漁獲制限措置
  - ⑤ その他、町又は県が指示した事項

(3) 諸記録の作成

町は、県と協力して、応急対策及び復旧対策として措置した諸記録を作成する。



# 第9章 水害対策計画

## 第1節 水防管理団体等体制整備計画

洪水による水害を防止するために、水防管理団体である町が実施する水防活動体制の整備を図る。

### 1 水防管理団体の義務

#### (1) 水防管理団体の責務

町は、町内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

#### (2) 水防管理者の責務

水防管理団体の長である町長は、水防管理者として平時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

#### (3) 指定水防管理団体

① 町は、県より指定水防管理団体に指定されている。

② 水防計画の策定に当たっては、洪水・津波等の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

#### (4) 水防計画の策定・公表

町長は、県水防計画に応じて出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。

#### (5) 河川管理者の協力

町が行う水防のための活動に、県が河川管理者として、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

### 2 水防体制の整備

#### (1) 水防活動体制の整備

①町は、毎年1回以上の水防訓練を実施する。

②水防管理者は、河川、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

③河川、砂防の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

#### (2) 水防団等の育成強化

①水防管理者は、平時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。

②水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定

---

期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。

③青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

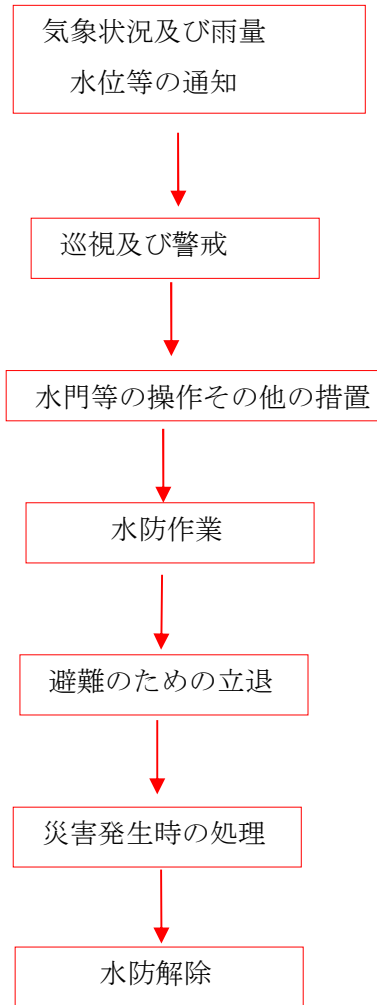
(3) 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる施設の整備に努める。

## 第2節 水防活動計画

洪水による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、町がこれを警戒し・防御し、被害を軽減するための水防活動について定める。

### 1 水防活動フロー



### 2 水防管理団体の水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って水防団体又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- (1) 常に河川を巡視する。
- (2) 気象等に関する警報が発表された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にすると共に、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備える。
- (3) 洪水予報が発せられた場合は、関係機関と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を

---

明確にする等、出動の準備を整えておくこと。

- (4) 水防警報が発せられたとき又は氾濫注意水位を超えると予測されるときは、出動準備を連絡し団員の待機をもとめると共に一般に周知せしめること。
- また、水位が氾濫注意水位に達した時は山形県水防信号規則第1信号により地域住民に周知する。
- (5) 氾濫注意水位に達し、なお上昇おそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断の上、団員を出動させ水防作業を開始する。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる。(法第17条)
- (7) 緊急の必要がある場合は、消防本部に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる。(法第22条及び第23条)
- (8) 県に自衛隊の出動要請をすることができる。
- (9) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署に通知の上、避難のための立ち退きを指示しなければならない。(法第29条)
- (10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大防止するよう努めるとともに、警察署その他の関係機関に通報しなければならない。(法第26条)
- (11) 水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うと共に水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、県に提出しなければならない。(法第47条)

### 3 住民に対する気象状況の通知

町は、県、気象台より気象状況の通知を受け、必要があると認めるときは、その内容を住民に周知する。

### 4 巡視及び警戒

#### (1) 巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、法第9条の規定により、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

#### (2) 非常警戒

水防管理者は水防警報が発せられた場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視すると共に、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに関係機関に連絡するとともに水防作業を開始する。

①裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

②表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

- 
- ③天端の亀裂又は沈下
  - ④堤防の越水状況
  - ⑤桶梁その他の構造物との取付部分の異常

## 5 水防作業

### (1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が最大のとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は異常減水時に生ずる場合が多い。(水位が最大洪水位の3/4に減水したときが最も危険)から、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

### (2) 工法

水防工法は堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施行した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

### (3) 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として各水防管理団体において整備するものとし、県は側面的な援助をなすものとする。(法第41条及び第44条の2)

## 6 避難のための立退き

### (1) 退去の呼びかけ

町長は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼びかける。

### (2) 避難のための立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命令を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認めら区域の居住者に対し、避難のために立退くべきことを指示することができる。

### (3) 避難及び立退き

水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路等を定め、地域住民に周知させておくものとする。

## 7 災害発生時の処理

(1) 堤防、溜池、樋門又は角落し等が決壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防機関の長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。

また、関係機関に急報すると共に応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

(2) この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

- ① 居住者に対する立退き指示、避難誘導等

---

② 水防支部、所轄国土交通省事務所、隣接水防管理団体及び警察署への急報

## 8 水防解除

- (1) 水防管理者は、水位が氾濫注意水位を下回り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。
- (2) 水防解除を命じたときは、県に報告するとともにこれを一般に周知する。

---

## 第 3 節 応援計画

### 1 地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。(法第 2 4 条)

### 2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。(法第 2 2 条)

### 3 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長もしくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。(法第 2 3 条)

### 4 指導

町は、県、消防機関の長、警察と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは水防団(消防団)の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の指導を行うものとする。





# 第5編

## 資料編



# 1 防災関係規程等

## 1-1 白鷹町防災会議条例 (昭和38年3月30日 条例第15号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、白鷹町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 白鷹町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 山形県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 山形県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 町の教育委員会の教育長
  - (6) 町の消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ2人、3人、8人、3人及び3人とする。

---

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和38年11月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年9月1日から適用する。

附 則(平成12年3月15日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月25日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

---

## 1-2 白鷹町災害対策本部条例 (昭和38年3月30日 条例第16号)

昭和38年3月30日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、白鷹町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月25日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

# 1-3 山形県災害報告取扱要領

## 1 趣 旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

## 2 災害の定義

「災害」とは、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）第1の2に定める災害をいう。

## 3 災害の報告

市町村長は、当該市町村の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被害状況等について、山形県防災情報システム（「以下、県防災システム」という。）、防災基礎地図システム又は電子メールにより、知事に報告するものとする。

ただし、電子メールによる報告については、総合支庁長を経由して、知事に報告するものとする。

## 4 報告の種類等

### (1) 報告の種類及び報告の方法

報告の種類及び報告の方法は、次の表のとおりとする。

ただし、被災状況により、以下の方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先し、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

報告の種類	報告の方法	摘 要
災 害 速 報	様式第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害(状況)が把握できないとき
災 害 情 報		災害が発生したとき
配備体制 避難指示等状況 避難所開設状況	県防災システム	県防災システムによる報告を行うものとする。
人的被害 住家被害 非住家被害	県防災システム、 防災基礎地図システム、 様式第2号、様式第3号	県防災システムによる報告を優先とし、その後、防災基礎地図システムによる詳細情報の報告を行うものとする。なお、防災基礎地図システムの入力に代えて、様式による報告も可とする。
市町村道規制情報 (孤立集落状況) 生活救援関係情報 医療救護関係情報 その他必要な情報	様式第4号  様式第5号 様式第6号～第8号 任意様式	電子メールによる報告を行うものとする。
河川被害情報 土砂災害情報 ライフライン被害 農林水産被害 文教施設被害 その他被害	県所管部局主管課の指示する方法	県所管部局主管課の指示により、市町村所管課は総合支庁所管課経由で電子メールによる報告を行うものとする。
災害確定報告	様式第9号	
災害中間年報	様式第10号	毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったもの
災 害 年 報	様式第11号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況

(2) 報告の提出期限

報告の提出期限は、次のとおりとする。

- ア 災害速報 即時
- イ 災害情報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
- ウ 災害確定報告 応急対策を終了した後10日以内
- エ 災害中間年報 県防災危機管理課が指示するとき
- オ 災害年報 県防災危機管理課が指示するとき

## 5 県防災システム及び防災基礎地図システムの報告内容及び留意事項

(1) 県防災システム及び防災基礎地図システムの報告内容は別表1及び2のとおりとする。

(2) 防災基礎地図システムによる報告に係る留意事項は、次のとおりとする。

- ア 人的被害のうち死者及び行方不明者の情報について、早期入力を行うものとする。
- イ 住家被害について、全壊等、被害が大きい主なものについては、被害状況写真を登録するものとする。
- ウ 人的・建物被害のうち、雪害によるものについては、入力を必須とする。

## 6 報告要領

被害状況等の報告要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

- ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

- ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舍、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。
- ウ 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

エ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

オ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

カ 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

### (3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

### (4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校校における教育の用に供する施設とする。

オ 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

カ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

ク 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ケ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

コ 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったものと及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。

ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。



住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害情報 (被害棟数、 世帯数、人数)	被害の状況	備 考
			月	日			
			時	分			

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		建物区分 (施設 名)	被害の状況	備 考
			月	日			
			時	分			

(注) 1 被害の態様の欄には、「6 報告要領」に準じ、全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、町名・大字名まで記入すること。

3 「1 住家被害」の被害情報は、被害棟数、被害世帯数及び被害人数を記入すること。

ただし、被害世帯数及び被害人数については、後日改めて報告することで構わない。

4 「2 非住家被害」の建物区分は、その他、公共建物の別を記入し、施設名は空き家、小屋、車庫等の非住家の種別又は公共施設名を記入すること。

5 住家の全壊等、被害が大きい主なものについては、可能な限り、被害状況写真を提出するものとする。

人的被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	被害の態様	被害発生場所	被害発生		被害者情報 (年齢、性別等)	被害の状況	備考
			月 時	日 分			

- (注) 1 被害の態様の欄には、「6 報告要領」に準じ、死亡、行方不明、重傷、軽傷の別を記入すること。  
 2 被害発生場所の欄には、町名・大字名まで記入すること。  
 3 被害者情報の欄には、年齢・性別を記入すること。  
 ただし、死者及び行方不明者については、年齢、性別、住所(町名・大字名まで)を記入すること。  
 4 備考の欄には、その他参考となる事項等を記入すること。

様式第1号

災 害 速 報	
( 月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災 害 の 原 因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	(市、町、村)
災害の概況及び応急対策の状況	

(注)：被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し(A4又はA3の部分図、以下の様式も同)併せてメールで送付すること。

別表 1

## 【県防災システム】

報告の種類	報告の内容
配備体制	配備体制種別 要因種別 参集人数 設置日時 解散日時
避難指示等	避難対象地区名 避難ステータス 発令日時 解除日時 発令理由 対象世帯数 対象者数
避難所開設状況	避難対象地区 避難所 避難理由 開設日時 閉鎖日時 現避難者数
人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者の人数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の被害棟数
非住家被害	公共建物、その他（公共建物以外の建物）の被害棟数

別表 2

## 【防災基礎地図システム】

報告の種類	報告の内容
人的被害	発生日時 発生場所（町名・大字名まで） 被害情報（死者、行方不明者、重傷者、軽傷者の人数） 被害者情報（年齢、性別） ※死者、行方不明者については、被害者情報に年齢、性別、住所（町名・大字名まで）を入力するものとする。 被害の状況 摘要
住家被害	発生日時 発生場所（町名・大字名まで） 被害区分（全壊（焼）、半壊（焼）、一部破損、床上浸水、床下浸水、その他） 被害情報（棟数、世帯数、人数） 被害の状況 摘要
非住家被害	発生日時 発生場所（町名・大字名まで） 建物区分（公共建物、その他） 施設名 被害区分（全壊（焼）、半壊（焼）、一部破損、床上浸水、床下浸水、その他） 被害の状況 摘要

**附 則**

この要領は、昭和53年5月10日から施行する。

**附 則**

この要領は、昭和57年6月28日から施行する。

**附 則**

この要領は、昭和60年1月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成9年10月15日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成13年9月18日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成30年3月9日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。

ツ 災害確定報告の「水道」「電話」「電気」及び「ガス」については、被害の最大値を記入するものとする。

テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第1項に規定する現象をいうものとする。

ヌ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。

#### (5) 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

#### (6) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とし、具体的には学校、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。

サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。

シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。

ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。

セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

ソ 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額(被害見込額)を含んだ金額を記載する。

道路規制情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	路線名 (道路名)	区 間 ・ 場 所	規制理由	規制開始	規制内容	迂回路	規制解除	備 考
				月 日 時 分			月 日 時 分	
						有 無		
						有 無		
						有 無		
						有 無		
						有 無		
						有 無		
						有 無		
						有 無		
						有 無		
						有 無		

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
- 2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
- 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
- 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
- 6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
- 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。

生活救援関係情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理番号	避難施設名	場 所	避難者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況
			人		

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人（小学生～20歳未満）、大人（20歳以上～65歳未満）、高齢者（65歳以上）毎に記載すること。



医療救護関係情報Ⅰ

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

- (注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。  
 2 既収容人数を ( ) 内書きで記入すること。

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

人的被害状況

区分	人数 (人)	場 所	これまでの対応	市町村外病院への搬送必要者数及び内訳	備 考
死者	(計)				
行方不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

医療救護関係情報Ⅲ

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理 番号	場 所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の 種 類 及 び 数 量	備 考
		医 師	看護婦等		
		人	人		

(注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。

2 医師については、必要な診療科名を記載すること。



災 害 中 間 年 報

市(町・村)

区分		災害名		発生年月日						計
人的被害	死	者	人							
		<small>うち 災害関連死者</small>	人							
	行方不明者		人							
		重	傷	人						
		軽	傷	人						
住家被害	全	壊	棟							
			世帯							
	半	壊	棟							
			世帯							
	一 部 破 損		棟							
			世帯							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
	床 下 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
非住家	公共建物		棟							
	その他		棟							
	り 災 世 帯 数		世帯							
	り 災 者 数		人							
	公立文教施設		千円							
	農林水産業施設		千円							
	公共土木施設		千円							
	その他の公共施設		千円							
	その 他 被 害		千円							
	被 害 総 額		千円							
災害対策本部	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	消防職員出動延人数		人							
	消防団員出動延人数		人							

区分		災害名 発生年月日		計	
人的被害	死者	人			
	うち 災害関係者	人			
	行方不明者	人			
住家被害	重傷	人			
	軽傷	人			
	全壊	棟			
一家被害	半壊	棟			
	一部破損	棟			
	床上浸水	棟			
非住家	床上浸水	棟			
	床上浸水	世帯			
	公共建物	棟			
その他	その他	棟			
	田舎	流出・埋没	ha		
	田舎	流出・埋没	ha		
	田舎	流出・埋没	ha		
	田舎	流出・埋没	ha		
	学校	箇所			
	病院	箇所			
	道路	箇所			
	橋りょう	箇所			
	河川	箇所			
港湾	箇所				
砂防	箇所				
清掃施設	箇所				
計					

区分		災害名 発生年月日		計	
その他	鉄道不通	箇所			
	船舶被害	隻			
	水道	戸			
電	電話	回線			
	電気	戸			
	ガス	戸			
その他	ブロック塀	箇所			
	建物	件			
	危険物	件			
火災発生	その他	件			
	災害世帯	世帯			
	災害者	数			
公立	文教施設	千円			
	農林水産業	千円			
	公共土木	千円			
その他	公共施設	千円			
	小計	千円			
	労働被褥町材	団体			
その他	農産被害	千円			
	林産被害	千円			
	畜産被害	千円			
その他	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
被害総額	被害総額	千円			
	災害設置	千円			
	対策本部解散	人数			
消防	消防員出動	人数			
	消防員出動	人数			
	消防員出動	人数			
計					

## 2 相互応援協定等

### 2-1 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

**第2条** 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

**第3条** 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

**第4条** 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要となる資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

**第5条** 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

**第6条** 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めら

---

ときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

**第7条** 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

**第8条** 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

**第9条** この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者

市町村長 氏 名 ④

(44市町村長連署)



---

## 2-2 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係  
協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
  - (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
  - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
    - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
    - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
    - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
  - (1) 応援に従事する者（以下「応援職員」という。）は、応急措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
  - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。
  - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
  - (4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
  - (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、〈建築確認業務等〉の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
  - (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。
- 6 その他
  - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
  - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表 1

連絡担当課

市町村名	担当課	課長	課長補佐	担当係長	担当者	災害用電話番号・ファックス番号		
						執務時間中		勤務時間外 (受信先名称)
						N T T	防災無線	
〇〇市町村						F A X	F A X	( )

別表 2

## 応 援 調 整 市 町 村

被災地域	応 援 調 整 市 町 村						
	正	副					
東南村山地域	寒河江市	米 沢 市	村 山 市	長 井 市	新 庄 市	鶴 岡 市	酒 田 市
西村山地域	山 形 市	長 井 市	村 山 市	鶴 岡 市	米 沢 市	新 庄 市	酒 田 市
北村山地域	新 庄 市	山 形 市	寒河江市	米 沢 市	酒 田 市	長 井 市	鶴 岡 市
最 上 地 域	村 山 市	酒 田 市	鶴 岡 市	山 形 市	寒河江市	米 沢 市	長 井 市
東南置賜地域	長 井 市	山 形 市	寒河江市	村 山 市	新 庄 市	鶴 岡 市	酒 田 市
西置賜地域	米 沢 市	寒河江市	山 形 市	鶴 岡 市	村 山 市	新 庄 市	酒 田 市
鶴 岡 地 域	酒 田 市	寒河江市	新 庄 市	山 形 市	長 井 市	村 山 市	米 沢 市
酒 田 地 域	鶴 岡 市	新 庄 市	村 山 市	寒河江市	山 形 市	長 井 市	米 沢 市

1. 応援調整市町村は、県消防防災課及び、所轄庄内支庁・地方事務所と連携して、各市町村との調整や、情報交換等を行うものとする。
2. 東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜地域とは、それぞれの地方事務所の管内市町村とし、鶴岡、酒田地域とは、それぞれの消防本部の管内市町村とする。

## 2-3 山形県広域消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

**第2条** 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1)普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援

(2)特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

**第3条** 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1)災害の概況及び応援を要請する事由

(2)応援を要請する応援隊等の種類及び数

(3)活動内容及び集結地

(4)現地総指揮者及び誘導員の氏名

(5)その他必要事項

(応援隊等の派遣)

**第4条** 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

(1)普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ自動車1台)とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。

(2)特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

---

**第5条** 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。  
2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

**第6条** 応援隊の長は、現地到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備え付)

**第7条** 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯（危険物製造所、同貯蔵所等）を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

**第8条** 応援に要する経費等は、次によるものとする。

(1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。

(2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。

(3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。

(5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

**第9条** この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

**第10条** この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

**第11条** この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協 定 者

市町村長等 氏 名  
(連 署)

## 福島・宮城・山形 広域圏災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

(広域圏連絡調整市町村)

第2条 応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏間並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行なうため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

(連絡責任者)

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1)食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2)応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3)応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4)避難者の一時収容のための施設の提供及び避難者の受け入れ
- (5)その他前4号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1)被害の状況及び要請理由
- (2)提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3)派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4)応援の場所及び経路
- (5)応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行なうことができる。この場合においては、前条の要請があったものと

みなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡会議)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行なうため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定等との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成25年12月1日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までにいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

上記協定の成立の証として、本協定書33通作成し、5広域圏構成33市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月1日

各広域圏構成市町村長 署名

## ホークス5市町災害相互応援協定

東京都三鷹市、北海道鷹栖町、秋田県鷹巣町、山形県白鷹町及び長崎県鷹島町（以下「市町」という。）は、大規模な災害が発生し被災市町のみでは十分に応急措置が実施できないとき、ホークスサミット共同宣言の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

## （連絡担当部局）

第1条 市町は、大規模災害に備えるため、あらかじめ連絡担当部局を定めて、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

## （応援要請）

第2条 市町は、大規模災害の発生により、応援を求めるときは、前条の連絡担当部局を通じ、救援物資の調達、職員の派遣その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市町は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

## （応援経費の負担）

第3条 前条の規定による応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援職員に要する経費は、応援する市町が支弁することとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達その他救援に要する経費については、市町が協議して決定する。

## （応援職員の事故等に係る災害補償等）

第4条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援する市町の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものは応援を受ける市町がその損害を賠償することとし、大規模災害が発生した市町への往復途中に生じたものは応援する市町がその損害を賠償するものとする。

## （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成7年11月2日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前に市町から何ら申し出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

## （実施細目）



第6条 この協定の実施に関し必要な細目事項は、別に定める。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定の定めに疑義が生じたときは、その都度、市町が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、市町記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成7年11月2日

北海道鷹栖町

秋田県鷹巣町

山形県白鷹町

長崎県鷹島町

東京都三鷹市

## 災害時における相互応援に関する協定書

神奈川県海老名市（以下「甲」という。）と山形県西置賜郡白鷹町（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

☐

### ☐（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第1項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### ☐（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救助、応急復旧等に必要な職員その他人員（以下「職員等」という。）の派遣
- (2) 車両等の提供
- (3) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (5) ボランティアのあっ旋
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### ☐（応援要請の手続）

第3条 被災した市又は町（以下「被災団体」という。）は、応援をする市又は町（以下「応援団体」という。）に応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請するとともに、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる職員等の派遣内容
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等

- (4) 応援の要請期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項  
(連絡窓口)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の自主出動)

第5条 応援団体は、災害が発生し、被災団体から応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から応援が必要と認めるときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 応援団体は、自主的に出動した場合は、被災状況等の情報を収集し、当該情報に基づき、必要な応援を行うものとする。なお、被災団体と連絡が取れたときは、当該情報及び応援内容を連絡するものとする。

(派遣職員等の行動)

第6条 応援のために派遣された職員等は、災害応急対策の実施については、法第67条第2項の規定に基づき、被災団体の長の指揮の下に行動するものとする。ただし、前条に規定する応援の自主出動については、この限りでない。

(応援費用の負担)

第7条 応援に要した費用は、被災団体の負担とする。

- 2 応援団体は、被災団体が前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、当該費用を一時的に立替支弁するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災団体の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるとき及び第5条に規定する自主的に応援を行ったときに要した費用の負担については、被災団体及び応援団体で協議の上、決定するものとする。

(災害補償等)

第8条 応急措置を実施するための応援に従事した職員等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員等又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害については、被災団体が責任をもって補償するものとする。

- 2 応急措置を実施するための応援に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、被災団体がその賠償の責めを負うものとする。ただし、応援団体

が被災団体への往復途上に生じた損害を除く。

(協議事項)

第9条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じ、平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに両市とも書面による異議申し立てのない場合は、本協定は同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月5日

甲 神奈川県海老名市

乙 山形県西置賜郡白鷹町

## 覚 書

1. この覚書は、白鷹町長紺野貞郎及び西置賜行政組合管理者斎藤伊太郎（以下「甲」という。）が火災・救急及びその他の災害の発生に際し地域住民の付託に充分こたえるため、宏陽通信工業株式会社代表取締役金田英世（以下「乙」という。）の協力を得て災害の軽減を図ることを目的として締結するものとする。
2. 「乙」の調達する機重は、クレーン車とする。
3. 「乙」は「甲」から次の要請があった時に協力する。
  - (1) 火 災
  - (2) 救急・救助
  - (3) その他の災害で「甲」が必要と認めたもの
4. 前3項の協力は出来る限り速やかに対応するものとする。
5. クレーン車の通行は警察官の指示に従わなければならない。
6. 経費の負担については、関係者と協議の上「甲」が「乙」に支払うものとする。
7. この覚書に定めがない事項及び疑義が生じた場合又は、諸条件の変化により、この定めで対応できない事態が生じた場合は、「甲・乙」の協議により決するものとする。

## 附 則

この覚書は、平成元年2月10日より適用する。

この覚書の確実を期するため本書を3通作成しそれぞれ各1通保有するものとする。

平成元年2月10日

(甲) 山形県西置賜郡白鷹町長

(甲) 西置賜行政組合管理者

白鷹町大字高玉1577番地

(乙) 宏陽通信工業(株)代表取締役

## クレーン車等の調達に関する覚書

- 1 この覚書は、西置賜行政組合管理者平恒夫（以下「甲」という。）及び白鷹町長紺野貞郎（以下「乙」という。）が、火災、救急・救助及びその他の災害の発生に際し地域住民の負託にこたえるため、株式会社鈴木工務店代表取締役鈴木重治（以下「丙」という。）の協力を得て災害の軽減を図ることを目的として締結するものとする。
- 2 丙の調達する機種は、次のとおりとする。
  - (1) クレーン車
  - (2) バックホー
  - (3) 大型トレーラー
  - (4) その他の資機材
- 3 丙は、甲及び乙から次の要請があった時に協力するものとする。
  - (1) 火災
  - (2) 救急・救助
  - (3) その他の災害で甲が必要と認めたもの
- 4 前3項の協力は出来る限り速やかに対応するものとする。
- 5 クレーン車等の通行は、警察官の指示に従うものとする。
- 6 経費の負担については、関係者と協議のうえ、甲及び乙が丙に支払うものとする。
- 7 この覚書に定めがない事項及び疑義が生じた場合又は諸条件の変化により、この定めで対応ができない事態が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議により決定するものとする。

### 附 則

この覚書は、平成8年9月4日から適用する。

この覚書の確実を期するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年9月4日

甲 西置賜行政組合管理者

乙 山形県西置賜郡白鷹町長

丙 株式会社鈴木工務店代表取締役

## 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

### (趣旨)

第 1 条 この計画は、山形県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会山形県支部（以下「県支部」という。）内の被災事業体が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員（以下「各都市」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

### (相互応援体制)

第 2 条 県支部内に属する各都市内で対応不可能な災害が発生した場合は、山形県支部長（以下「県支部長」という。）の要請により、各都市は、被災事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

### (組織及び連絡担当課)

第 3 条 県支部内の各都市を庄内、最北、村山、置賜の 4 ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は、別図のとおりとする。

2 県支部にこの協定の事務局を設置する。

3 県支部長都市及び代表都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

### (応援要請の方法)

第 4 条 代表都市は、ブロック内の被災事業体から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認められたとき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認められたときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

2 前項により被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市は、ブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。

4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認められたときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

### (応援要請の連絡内容)

第 5 条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは、口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### (情報連絡担当事業体)

第 6 条 県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情

報連絡担当事業体」という。)を置く。

- 2 情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市ごとに別に定める。
- 3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した代表都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(県支部現地救援本部の設置)

第7条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地救援本部（以下「県支部現地救援本部」という。）を設置することができる。

- 2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の派遣)

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるように、テント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。
- 3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速、かつ、適切に遂行できるようにするため、被災事業体は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(情報の交換)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者で構成する協議会を設け定期的に情報の交換を行うものとする。

(会員以外への協力)

第13条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(指針)

第14条 この協定の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。



(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、平成10年5月26日から適用する。

(日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

2 日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画(平成7年5月24日協定)」は、廃止する。

## 災害時における物資供給に関する協定書

(以下「甲」という。)と NPO 法人 コメリ災害対策センター (以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### (協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### (供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

### (調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### (要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### (物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

### (引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年12月1日

甲  
白鷹町長

新潟県新潟市清水4501番地1  
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長

## 災害時の協力に関する協定書

白鷹町（以下「甲」と言う。）と東北電力ネットワーク株式会社長井電力センター（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

## （災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間、復旧見通し等の情報を甲に提供するものとする。

3 乙は、第1項について、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

## （災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

## （電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、乙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により甲と共有するものとする。

3 電力設備の復旧にあたり、前項で共有された重要施設等への電源車等の復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

## （復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合は、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

## （資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

## （連絡体制）

第7条 この協定に関する甲、乙それぞれの連絡箇所、担当者名、電話番号等については、年1回以上双方で確認のうえ任意様式の連絡先一覧等を作成し、甲、乙それぞれで保持する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。  
この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 2 年 8 月 3 日

甲

白鷹町長

乙

東北電力ネットワーク株式会社  
長井電力センター所長

## 災害時における応急対策に関する協定書

白鷹町（以下「甲」という。）と白鷹町水道工事組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における甲が管理する上水道等の上水道施設における損壊箇所の応急復旧並びに応急給水等の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により白鷹町内で災害が発生した場合において、甲と乙との業務の実施に関する基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して業務の協力の要請を行うことができるものとする。

2 甲は、乙に対し業務の要請を行う場合は、災害時応急対策業務要請書（第1号様式）により、業務内容、日時及び場所その他必要な事項を明らかにして、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合等は、口頭で行うことができるものとし、その後速やかに災害時応急対策業務要請書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの業務の要請に対し、可能な限り、建設資機材等の提供について努めるものとする。

### （業務の実施）

第3条 乙は、甲の要請により災害場所に出場したときは、甲の担当者の指示に従い業務に従事するものとする。

2 乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について災害時応急対策業務状況報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

3 業務の円滑な実施を図るため、乙はあらかじめ甲の要請により災害時に対応できる建設資機材等の状況及び乙の会員間の連絡体制について、報告するものとする。

### （費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙から提供を受けた建設資機材等に要した費用を負担するものとする。

### （請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、建設資機材等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、速や

かに費用を支払うものとする。ただし、支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(防災訓練等への協力)

第6条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、甲が行う防災訓練等に協力をを行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年8月6日

甲 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地

白鷹町長

乙 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲673番地の5

白鷹町水道工事組合

代 表

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、白鷹町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対応に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 白鷹町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 白鷹町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関する事
- 三 その他必要な事項

### （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

### （平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### （協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。



本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年12月21日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号  
国土交通省 東北地方整備局長

乙 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833  
白鷹町長

## 災害時における発電機の優先供給に関する協定

白鷹町水道事業（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、震等の災害時における発電機の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

## 目的)

1条 この協定は、山形県西置賜郡白鷹町内において地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有する発電機を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

## 供給の要請)

2条 甲は、災害時において発電機を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する発電機の供給を要請するものとする。

前項の規定による要請は、文書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

## 供給)

3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、発電機を甲に優先的に供給するものとする。

乙は、甲の要請に的確に対応するため、発電機の供給可能な体制を保持するように努めるものとする。

## 費用の負担)

4条 甲は、発電機の供給にかかる費用を負担するものとする。これにかかる費用は、乙の平常時の価格により算出した額とする。ただし、運搬にかかる費用については、災害発生時の状況等により別途協議するものとする。

## 引渡し)

5条 発電機の供給にかかる引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員等を派遣し当該発電機を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

## 連絡責任者)

6条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方において連絡責任者を定める。

## 協定期間)

7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、

協定期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は、変更の申し出がないときは、さらに1年間、協定期間を延長するものとし、その後においても同様とする。

(定めのない事項等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(発効)

第9条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保管する。

平成 28 年 8 月 / 日

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 8 3 3

甲

白鷹町水道事業

東京都中央区日本橋 3-12-2

乙

朝日ビルヂング 7F

株式会社 アクティオ

## 大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定

長井市、小国町、白鷹町、飯豊町及び西置賜行政組合の1市3町1組合（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の構成団体の管轄地域において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲の構成団体が実施する人命救助活動等への支援並びに被災した建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去を、乙又は乙の会員（以下「乙等」という。）の協力を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「建築物等」とは、住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設等の建築物、橋りょう、道路等公共土木施設等建築物及びその他工作物をいう。
- (2) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

### （業務の種類）

第3条 甲の構成団体が乙等に協力を要請して行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 人命救助活動等に対する人的支援、物的支援及び技術的支援に関する業務
- (2) 被災した建築物の解体撤去に関する業務
- (3) 災害廃棄物の撤去に関する業務
- (4) 災害廃棄物の収集・運搬に関する業務
- (5) 災害廃棄物の処分に関する業務
- (6) その他前各号に係る必要な業務

### （協力の要請）

第4条 甲の構成団体は、前条各号に掲げる業務（以下「災害応援対策業務」という。）を実施する上で乙等の協力（以下「協力」という。）を必要とするときは、乙等に対して、次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において協力を要請した内容を記載した書面を送付する

ことができる。

- (1) 災害発生場所と災害の状況
- (2) 要請する協力の具体的な内容（人員及び資機材の種類・台数等を含む。）
- (3) 現地責任者の職氏名、連絡方法等
- (4) その他協力に必要な事項

（業務の実施）

第 5 条 乙等は、前条の規定により甲の構成団体から協力の要請を受けたときは、可能な限り協力して災害応援対策業務に当たるものとする。

2 乙等は、協力に当たっては、甲の構成団体の現地責任者の指示を受け、災害応援対策業務に当たるものとする。ただし、甲の構成団体の現地責任者の指示が受けられないときは、乙等は、第 4 条の規定による協力要請の内容に従い、自ら災害応援対策業務に当たるものとする。

3 乙等は、第 3 条第 2 号から第 5 号に掲げる業務に当たるときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第 6 条 甲の構成団体は、乙等が災害応援対策業務の協力を円滑に実施できるように、被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

2 乙等は、災害応援対策業務の協力をを行うに当たり、必要な情報を甲の構成団体に求めることができる。

3 乙は、建築物等の解体撤去等に関し、協力が可能な会員の情報を甲の構成団体に提供する。

（業務の報告）

第 7 条 乙の会員は、第 5 条第 1 項の規定により災害応援対策業務の協力に当たったときは、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに協力を要請した甲の構成団体に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、事後において書面を提出することができる。

- (1) 協力をを行った場所及び協力の具体的な内容
- (2) 協力を要した人数及び作業時間数
- (3) 協力時に使用した資機材の種類・台数及び使用時間
- (4) その他必要事項

(費用負担)

第 8 条 乙の会員が災害応援対策業務の協力を当たった際に要した費用は、協力を要請した甲の構成団体が負担する。ただし、災害応援対策業務における乙等の技術的支援のうち、電話等による助言に係る費用は、乙等が負担する。

2 前項の費用については、災害直前時における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第 9 条 乙等は、災害応援対策業務の協力を当たったときは、業務終了後、協力を要請した甲の構成団体に対し災害応援対策業務の協力を当たった際に要した費用を請求するものとする。

2 協力を要請した甲の構成団体は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、乙等に対し協力を要した費用を支払うものとする。

(乙の会員の状況等の報告)

第 10 条 乙は、この協定に基づく災害応援対策業務の協力が円滑に行えるよう、人員、車両、資材等の状況について書面により毎年 3 月末日までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、乙に随時報告を求めることができる。

(補償)

第 11 条 この協定に基づく協力で災害応援対策業務の協力を当たった者（以下「従事者」という。）が当該業務に際し負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(訓練等)

第 12 条 甲及び乙は本協定に基づく協力を円滑に進めるため、相互に協力し、必要に応じて合同訓練等を行うものとする。

(協定の期間)

第 13 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 カ月前までに甲又は乙から解除の申出がないときは、この協定の期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙がその都度協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を6通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年8月2日

甲 山形県長井市ままの上5番1号  
長井市長

山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目70  
小国町長

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833  
白鷹町長

山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888  
飯豊町長

山形県長井市平山4460  
西置賜行政組合管理長

乙 山形県山形市久保田二丁目1番47号  
一般社団法人 山形県解体工事業協会  
代表理事

## 災害時における福祉避難所の指定及び使用に関する協定書

白鷹町（以下「甲」という。）と社会福祉法人（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が、乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、地震、風水害その他の災害が町内で発生した場合において、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難するためにその施設を使用することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「福祉避難所」とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では生活が困難な要援護者（避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

（指定施設）

第3条 乙は、福祉避難所として利用できる施設及びその範囲を定め、予め福祉避難所指定承諾書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

（開設要請）

第4条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対してその旨を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（開設及び要援護者の受入等）

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受入体制を整え、受け入れることができる要援護者の人数等を甲に対して文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、これを乙に文書で通知する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要援護者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲乙連携して行うものとする。ただし、緊急な場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として要援護者を介助す



る者又は甲が行う。この場合において、乙は可能な範囲で協力を行うものとする。

- 5 要援護者を福祉避難所に受け入れる際は、原則として、家族等の介護者が同伴するものとする。

(開設期間等)

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。福祉サービス及保健医療サービスと受けるための支援に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他の関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

- 2 甲は、乙から第1項の費用の支払いについて請求があったときは、遅滞なく乙に払うものとする。

(閉鎖)

第8条 甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

- 2 甲は、前項に基づき福祉避難所を閉鎖する際は、乙に対しその旨文書を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月25日

社会福祉法人 白鷹福祉会  
医療法人社団 聡明会  
白鷹介護サービスセンターふれあいの里  
社会福祉法人そうめい会

## 災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応援に関する協定書

白鷹町（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県LPガス協会及び山形県LPガス協会西置賜支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が白鷹町内で発生した場合に、乙が甲に対して実施する応急対策用燃料としての液化石油ガス及び甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地域集会所等で、甲が白鷹町避難所と指定していないものも含む。）で使用する液化石油ガス用燃焼器具の供給（以下「供給応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### （応援の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合に、乙に供給応援を要請することができる。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面（別紙、様式1）により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び供給応援を要請する理由
- (2) 供給応援を必要とする日時・場所及び当該場所に既に液化石油ガスが供給されている場合はその販売所等
- (3) 供給応援を必要とする品目名とその数量
- (4) 供給応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) 供給応援を実施した場合の第4条の規定に基づく報告を提出する課等名
- (6) その他参考となる事項

### （実施）

第3条 乙は、甲から供給応援の要請を受けたときは、乙に加盟する販売所等と連絡調整を行い、特別な事情がない限り、供給応援を実施するものとする。

2 供給応援に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）を遵守し、乙の指示に基づき乙に加盟する販売所等が適正に実施するものとする。

### （報告）

第4条 乙又は乙に加盟する販売所等は、前条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面（別紙、様式2）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 供給応援を実施した品目名とその数量
- (2) 供給応援を実施した日時及び場所

- (3) 供給応援実施者名
- (4) 立会い確認者名
- (5) その他必要事項

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は第2条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定による供給応援のために要する経費は、甲が負担する。  
2 前項の経費の算定に当たっては、液化石油ガス及び液化石油ガス用燃焼器具の価格は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙三者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 3月22日

甲

白鷹町長

乙

一般社団法人 山形県LPガス協会

山形県LPガス協会西置賜支部

## 災害時における応急対策及び物資供給に関する協定書

白鷹町（以下「甲」という。）と白鷹町商工会（以下「乙」という。）との間において、災害時における甲が管理する道路、下水道、建物等の公共施設における損壊箇所の応急措置や障害物の除去等の応急対策及び避難所等において必要な生活物資の調達・供給（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により白鷹町内で災害が発生した場合において、甲と乙との業務の実施に関する基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して業務の協力の要請を行うことができるものとする。

2 甲は、乙に対し業務の要請を行う場合は、災害時応急対策業務要請書（第1号様式）により、業務内容、日時及び場所その他必要な事項を明らかにして、建設資機材、生活物資、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合等は、口頭で行うことができるものとし、その後速やかに災害時応急対策業務要請書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの業務の要請に対し、可能な限り、建設資機材等の提供について努めるものとする。

### （業務の実施）

第3条 乙は、甲の要請により災害場所に出場したときは、甲の担当者の指示に従い業務に従事するものとする。

2 乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について災害時応急対策業務状況報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

3 業務の円滑な実施を図るため、乙はあらかじめ甲の要請により災害時に対応できる建設資機材等の状況及び乙の会員間の連絡体制について、報告するものとする。

### （費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙から提供を受けた建設資機材等に要した費用を負担するものとする。

### （請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、建設資機材等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、速や

かに費用を支払うものとする。ただし、支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(防災訓練等への協力)

第6条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、甲が行う防災訓練等に協力をを行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲

白鷹町長

乙

白鷹町商工会  
会 長

## 災害時における遺体の収容・搬送・安置等の協力に関する協定

白鷹町（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）において、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

## （協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (3) 帰宅困難者を含む被災者に対する避難場所の提供（セレモニーホール等）
- (4) 乙が提供する避難場所及び、甲が設置した避難場所等における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (5) その他甲の要請により乙が応じられる事項

## （要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、口頭、電話、ファクシミリ、電子メール等で要請し、その後書面を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 要請の場所
- (5) 協力を要請する期間
- (6) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を、書面をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体搬送件数、提供した物資の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 履行の場所
- (3) 乙が提供した避難場所における避難者数
- (4) 避難場所に供給した食事等の数量
- (5) その他甲が乙に要請した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

- 2 前項の経費の額は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

- 2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(協力体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第10条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定の効力は、締結の日から発生するものとし、1年間とする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年5月13日

甲

白鷹町長

乙

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会



## 災害時における消防用水の供給支援に関する協定書

長井市、小国町、白鷹町、飯豊町及び西置賜行政組合の1市3町1組合（以下「甲」という。）と山形県南生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における消防用水の供給支援に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、西置賜地域において、火災等の大規模な災害が発生した場合に、甲がそれぞれ実施する活動への支援を、乙は乙の組合員が所有する特殊車両等の協力を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

## （支援の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急の処置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消火のための水の供給、その他必要な用水供給の支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、災害時における消防用水の供給支援要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）に必要事項を記載のうえ行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において要請書を送付することができる。

## （支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の構成団体から支援の要請を受けたときは、可能な限り協力して支援業務に当たるものとする。

## （報告）

第4条 乙は、消防用水等の供給支援を開始したときは、甲に対して開始した日時、場所、支援内容等を報告するものとする。

2 乙は、支援活動を完了したときは、災害時における消防用水の供給支援実績報告書（別記様式第2号）により甲に対して報告するものとする。

## （経費の負担）

第5条 この協定に基づく支援に要する費用は、無償とする。

## （損害補償）

第6条 甲は、その要請により支援活動した乙の組合員が、当該支援に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合においては、労働災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、消防法第36条の3により、甲が政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その損害を補償するものとする。

## （訓練）

第7条 乙は、この協定に基づく支援を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に参加要請があったときは、積極的に参加するものとする。

## （連絡体制）

第8条 この協定に関する連絡体制は、別記様式第3号のとおりとする。

(協定の期間及び継続)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めるものの他、この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年 8 月 7 日

甲 長井市ままの上5番1号  
長井市長

小国町大字小国小坂町二丁目70  
小国町長

白鷹町大字荒砥甲833  
白鷹町長

飯豊町大字椿2888  
飯豊町長

長井市平山4460  
西置賜行政組合管理者

乙 長井市今泉548-3  
山形県南生コンクリート協同組合  
理事長

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定

山形県白鷹町(以下「白鷹町」という。)、山形三菱自動車販売株式会社(以下「山形三菱」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は白鷹町内で自然災害や大規模停電、その他町民の生命・身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合において、白鷹町が、山形三菱に対して電動車両(以下「車両」という。)及び車両からの給電を行う装置(以下「給電装置」という。)の貸与を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 白鷹町は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、山形三菱に対して車両及び給電装置の貸与を要請(以下「協力要請」という。)するものとする。

(協力要請方法)

第3条 白鷹町が山形三菱に協力要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって、山形三菱に連絡するものとし、山形三菱は車両及び給電装置の手配を行うものとする。事後、白鷹町は協力要請書を山形三菱に提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請する車種及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所・日時
- (7) その他必要な事項

(協力)

第4条 白鷹町からの協力要請があった場合には、山形三菱は速やかに車両及び給電装置を確保し、危険性等を考慮し可能な範囲内で白鷹町に貸与するものとする。

- 2 山形三菱は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 白鷹町は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。

(使用上の留意事項)

第5条 白鷹町は、山形三菱より貸与を受けた車両及び給電装置を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り安全な場所で使用する。
- (2) 白鷹町内において使用する。
- (3) 車両及び給電装置が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、山形三菱に速やかに連絡をする。

(補償)

第6条 車両及び給電装置の使用若しくは協力要請中に発生した損害の補償については、以下のとおり扱うものとする。

- (1) 事故等により、白鷹町及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明の場合は、白鷹町及び山形三菱が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 車両及び給電装置の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が補償責任を負うものとする。
- (3) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については白鷹町及び山形三菱が協議し決定するものとする。

(実績報告)

第7条 山形三菱は、本協定第4条の規定により車両及び給電装置を貸与した場合は次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって、白鷹町に報告するものとし、事後山形三菱は実績報告書を白鷹町に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及び車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 本協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用については無償とする。ただし、貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降は、白鷹町が、車両及び給電装置一式について費用を負担するものとし、車種別の日単価については白鷹町と山形三菱が別途協議する。

(費用の決定)

第9条 前条に規定する費用については、災害等発生時の直前における適正価格を基準として白鷹町と山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 山形三菱は、前条の規定により決定した費用について、白鷹町に請求するものとする。

2 白鷹町は山形三菱からの前項の請求があった場合、速やかに山形三菱に支払うものとする。

(通知)

第11条 白鷹町は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度山形三菱に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、白鷹町及び山形三菱が協議の上、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるものの他、白鷹町及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間する1ヶ月前までに白鷹町又は山形三菱から何らかの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、白鷹町及び山形三菱が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月24日

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥833番地

町 長

山形県山形市五十鈴3丁目1番6号  
山形三菱自動車販売株式会社  
代表取締役社長

## 白鷹町・日本下水道事業団災害支援協定

白鷹町（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

## （対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

## （災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

## （災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

## （災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

## （災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

- 第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用(第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。)を負担するものとする。
- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
  - 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

- 第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

- 第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
- 一 甲の事務局 白鷹町 上下水道課
  - 二 乙の事務局 東北総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和5年9月9日までとする。

(現況届の提出)

- 第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
  - 3 前二項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

- 第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。
- この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年9月8日

甲 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地  
白鷹町  
代表者 町長

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号  
日本下水道事業団  
代表者 理事長



災害時における下水道管路施設復旧支援協力に関する協定書

山形県白鷹町（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は白鷹町建設水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部山形県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年12月16日

甲

白鷹町長

乙

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

## 白鷹町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

白鷹町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙1」のとおり。）は、以下のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（詳細は「別紙2」に定める。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

## （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## （免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

## （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

## （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和2年10月20日

甲 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地

白鷹町長

乙 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙737番12

日本郵便株式会社

荒砥郵便局長

## 災害に係る情報発信等に関する協定

白鷹町（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、町民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 甲が、町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 甲が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 甲が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 甲が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 甲が、町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

△は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

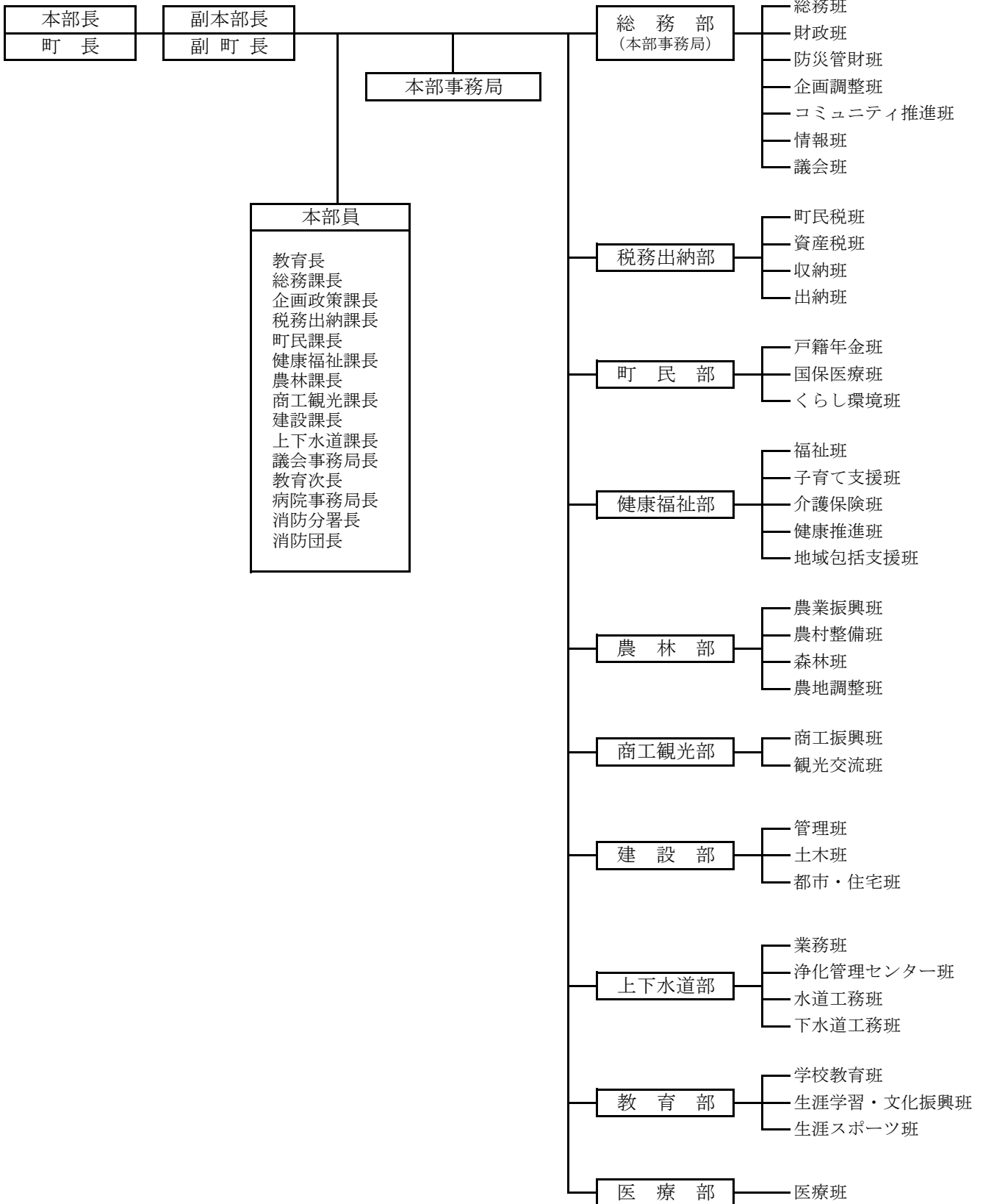
令和3年 月 日

甲 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833 番地  
白鷹町長 佐藤 誠 七 ㊟

乙 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川 邊 健 太 郎 ㊟

# 3 災害対策本部

## 1 本部の組織



災害対策本部各部・各班の事務分掌(※分掌にない事務については本部で協議し担当を決定する。)

部 (◎は部長)	班 (○は班長)	事務分掌
<b>総務部</b> ◎総務課長 ◎企画政策課長 ◎議会事務局長 総務課長補佐 企画政策課長補佐 議会事務局長補佐	<b>総務班</b> ○総務係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び派遣に関する事。</li> <li>・ 報道機関との連絡に関する事。</li> <li>・ 被災職員の公務災害及び福利厚生に関する事。</li> <li>・ 各部との連絡調整に関する事。</li> <li>・ 各区（自主防災会）への連絡に関する事。</li> <li>・ 協力団体の連絡調整に関する事。</li> </ul>
	<b>財政班</b> ○財政係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策の予算措置に関する事。</li> <li>・ 町有施設物件の災害対策に関する事。</li> </ul>
	<b>防災管財班</b> ○防災管財係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部員会議及び本部の庶務に関する事。</li> <li>・ 災害のとりまとめ及び報告に関する事。</li> <li>・ 災害関係証明書等の発行に関する事。</li> <li>・ 防災会議に関する事。</li> <li>・ 総合的防災対策の樹立に関する事。</li> <li>・ 気象情報の収集並びに住民に対する周知に関する事。</li> <li>・ 民間車両、交通運送会社等の協力要請に関する事。</li> <li>・ 自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> <li>・ 消防団、警察機関等の連絡調整に関する事。</li> <li>・ 災害救助法に関する事。</li> <li>・ 県災害対策本部等の連絡に関する事。</li> <li>・ 公用自動車の配車運行に関する事</li> <li>・ 庁舎内停電時の対応について</li> </ul>
	<b>企画調整班</b> ○企画調整係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害関係の国、県に対する要望書、陳情書等資料作成に関する事。</li> </ul>
	<b>コミュニティ推進班</b> ○コミュニティ推進係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティセンター等を避難所として開設する場合の協力に関する事。</li> <li>・ 地区担当職員との連絡調整に関する事。</li> </ul>
<b>情報班</b> ○情報係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報の広報に関する事。</li> <li>・ 災害写真の撮影、記録に関する事。</li> <li>・ 災害の情報収集に関する事。</li> <li>・ 被災者台帳の作成に関する事。</li> </ul>	



	<b>議会班</b> ○議事係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町議会との連絡に関すること。</li> <li>・町議会の災害対策に関すること。</li> </ul>
<b>税務出納部</b> ◎税務出納課長 税務出納課長 補佐	<b>町民税班</b> ○町民税係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者に対する徴税の取扱いに関すること。</li> <li>・災害に伴う諸税の減免に関すること。</li> </ul>
	<b>収納班</b> ○収納係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災納税者の調査に関すること。</li> <li>・被災者に対する滞納処分等の執行猶予に関すること。</li> </ul>
	<b>資産税班</b> ○資産税係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋等の被害状況調査及び被害判定に関すること。</li> <li>・固定資産税の減免等に関すること。</li> </ul>
	<b>出納班</b> ○出納係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害義援金の出納に係ること。</li> </ul>
<b>町民部</b> ◎町民課長 町民課長補佐	<b>戸籍年金班</b> ○戸籍年金係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡埋葬の認許に関すること。</li> <li>・町立斎場の使用許可に関すること。</li> <li>・斎場使用料の減免に関すること。</li> <li>・被災者に対する拠出年金保険料の免除に関すること。</li> <li>・年金に関すること。</li> </ul>
	<b>国保医療班</b> ○国保医療係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者に対する一部負担金の減免調達に関すること。</li> </ul>
	<b>くらし環境班</b> ○くらし環境係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の相談に関すること。</li> <li>・罹災住民の相談に関すること。</li> <li>・災害時の防疫、清掃、し尿処理に関すること。</li> <li>・汚物の処理及び消毒に関すること。</li> <li>・遺体の処理及び埋葬に関すること。</li> <li>・道路の交通調整に関すること。</li> </ul>
<b>健康福祉部</b> ◎健康福祉課長 健康福祉課長 補佐	<b>福祉班</b> ○福祉係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災世帯の保護対策に関すること。</li> <li>・日赤活動に関すること。</li> <li>・災害用医療薬品、衛生材料の確保、配分に関すること。</li> <li>・医師及び助産師の協力要請に関すること。</li> <li>・血液の調達、確保に関すること。</li> <li>・社会福祉施設の災害対策に関すること。</li> <li>・被災者に対する援護対策に関すること。</li> <li>・援護物資及び義援金の募集配布に関すること。</li> <li>・ボランティアの受入れに関すること。</li> </ul>

	<b>子育て支援班</b> ○子育て支援係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地における児童に関すること。</li> <li>・保育所・こども園との連絡に関すること。</li> </ul>
	<b>健康推進班</b> ○健康推進係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の健康相談に関すること。</li> <li>・被災者への保健指導に関すること。</li> <li>・医師の協力要請に関すること。</li> <li>・感染症対策に関すること。</li> </ul>
	<b>介護保険班</b> ○介護保険係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事業所の災害対策に関すること。</li> <li>・被災者に対する介護給付などに関すること。</li> <li>・介護保険徴収猶予及び減免に関すること。</li> </ul>
	<b>地域包括支援班</b> ○地域包括支援センター係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮被災者の介護に関すること。</li> <li>・介護事業の連絡調整に関すること。</li> </ul>
<b>農林部</b> ◎農林課長 農林課長補佐 農業委員会 事務局長補佐	<b>農業振興班</b> ○農業振興係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物及び農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>・家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>・被災農家の営農指導に関すること。</li> <li>・災害時における農作物、果樹等の病虫害発生予防及び防疫に関すること。</li> <li>・災害に伴う農業制度金融に関すること。</li> <li>・農業団体（農協等）との連絡調整に関すること。</li> <li>・災害対策備蓄米穀に関すること。</li> <li>・食料関係の調達確保及び輸送に関すること。</li> </ul>
	<b>農村整備班</b> ○農村整備係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村整備事業関係の被害調査及び災害復旧対策に関すること。</li> <li>・農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。</li> <li>・災害復旧対策事業の資金融資等に関すること。</li> <li>・農業団体（土地改良区等）との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	<b>森林班</b> ○森林整備係長 ○林政係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林産物及び林産施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。</li> <li>・林道の災害復旧対策に関すること。</li> </ul>
	<b>農地調整班</b> ○農地調整係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地、農作物及び農業用施設の被害調査に関すること。</li> </ul>

<b>商工観光部</b> ◎商工観光課長 商工観光課長 補佐	<b>商工振興班</b> ○商工振興係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災商工業者の被害調査に関する事。</li> <li>・被災商工業者の経営相談及び指導並びに融資あっせんに関する事。</li> <li>・物資の流通及び安定対策に関する事。</li> <li>・災害時における金融措置に関する事。</li> <li>・生活必需品の給与又は貸与に関する事。</li> <li>・災害時における労働雇用対策に関する事。</li> </ul>
	<b>観光交流班</b> ○観光交流係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>・観光客の安全確保に関する事。</li> </ul>
<b>建設部</b> ◎建設課長 建設課長補佐	<b>管理班</b> ○管理係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定に関する事。</li> <li>・災害対策のための労務者確保に関する事。</li> <li>・その他災害のための土木行政に関する事。</li> <li>・災害復旧に伴う用地取得、補償に関する事。</li> </ul>
	<b>土木班</b> ○土木係長 ○維持係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木全般の災害に関する事。</li> <li>・建設資機材の調達、輸送に関する事。</li> <li>・道路の交通確保及び災害対策に関する事。</li> </ul>
	<b>都市・住宅班</b> ○都市・住宅係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧に伴う都市計画関連事業に関する事。</li> <li>・住宅の応急修理に関する事。</li> </ul>
<b>上下水道部</b> ◎上下水道課長 上下水道課長 補佐	<b>業務班</b> ○業務係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道施設の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>・上下水道施設の被害調査及び災害復旧に関する事。</li> <li>・被災者に対する水道料金及び下水道使用料の減免等に関する事。</li> </ul>
	<b>下水道工務班</b> ○下水道工務係長 <b>浄化管理センター班</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の被害調査及び災害復旧に関する事。</li> <li>・浄化管理センターの被害調査及び災害対策に関する事。</li> </ul>
	<b>水道工務班</b> ○水道工務係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断水地区への飲料水の供給に関する事。</li> <li>・水道施設の被害調査及び災害復旧に関する事。</li> </ul>

<b>教育部</b> ◎教育次長 教育次長補佐	<b>学校教育班</b> ○学校教育係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の応急教育に関すること。</li> <li>・被災児童生徒の教科書の支給に関すること。</li> <li>・教育義援金の受付及び配分に関すること。</li> <li>・教育部内の連絡調整に関すること。</li> <li>・災害時における学校給食に関すること。</li> <li>・学校教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>・避難所の供与に関すること。</li> <li>・避難所の開設及び避難者の誘導に関すること。</li> <li>・児童生徒の避難に関すること。</li> </ul>
	<b>生涯学習・文化振興班</b> ○生涯学習・文化振興係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>・災害活動に関する社会教育団体（婦人会等）との連絡調整に関すること。</li> <li>・文化財等の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
	<b>生涯スポーツ班</b> ○生涯スポーツ係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会体育施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
<b>医療部</b> ◎病院事務局長 事務局次長	<b>医療班</b> ○総務係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災傷病者の医療に関すること。</li> <li>・救護所の開設に関すること。</li> <li>・医療施設の災害対策、被害調査に関すること。</li> <li>・遺体の検死等に関すること。</li> <li>・その他医療に関すること。</li> </ul>

担 当 名	分 掌 業 務
地区担当職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害対策本部との連絡調整に関すること。</li> <li>② 地区内避難所の安全確保に関すること。</li> <li>③ 地区内の被害状況把握に関すること。</li> <li>④ 災害による救助者の把握と関係部署への連絡に関すること。</li> <li>⑤ 地区内所有施設等への連絡に関すること。</li> </ol>

## 4 水防関係

### 4-1 荒砥水防倉庫 現有資器材数

1. 所在地 白鷹町大字荒砥甲字沼尻364番地の1
2. 構造等 木造平屋建 面積・・・33.12㎡
3. 建築年月日 平成元年4月6日
4. 資器材現有内容

器具名		H22.5.27	H25.3.7	H26.1.15	H27.3.4	R5.4.1
鉄線鋏		3	2	3	3	3
ペンチ		2	2	2	2	2
唐鋏(とぐわ)				1	1	2
かま		2	2	2	2	2
鋸(のこぎり)				0	0	0
斧				0	0	0
掛け矢		5	5	10	10	10
スコップ	丸	7	22	22		40
	角	1	1	4		4
ツルハシ		5	5	5	5	5
鉄線蛇籠				0	0	0
フルコン		1,450		5	5	5
麻袋		50	50	35	35	35
むしろ		150		150	150	150
縄(巻)		1	1	0	0	0
丸太杭		80	71	0	0	0
杭 (5尺)	栗	80	330	330	330	330
				0		
鉄線(なまし)		50k*8	50k*8	50k*8	50k*8	50k*8
竹		30	30	30	30	30
鉄筋杭	長	190	190	190	190	190
	短	170	170	170	170	170
単管パイプ(3m)		3	6m*8	3	3	10
その他の器具						
大ハンマー(6ポンド)		3	2	3	7	7
シノ		4	4	4	4	4
通し針		4		4	4	4
バール(900m/m)		1	1	1	1	1



#### 4 - 1 鮎貝水防倉庫 現有資器材数

1. 所在地 白鷹町大字鮎貝字神明町2468番地の9
2. 構造等 木造平屋建 面積・・・33.12㎡
3. 建築年月日 平成元年4月6日
4. 資器材現有内容

器具名		H22.5.27	H25.3.7	H26.1.15	H27.3.4	R5.4.1
鉄線鋏		3	3	3	3	3
ペンチ		3	3	3	3	3
唐鋏(とぐわ)		1		0		
かま				0		
鋸(のこぎり)		2		2	2	1
斧				0		
掛け矢		3	3	0	5	5
スコップ	丸	12	12	12	12	5
	角		0			
ツルハシ		4	4	4	4	4
鉄線蛇籠				0		
フルコン		4,000		0		
麻袋		250	250	250	250	250
むしろ		30	30	30	30	30
縄(巻)		9	9	8	4	7
丸太杭		100	100	100	100	80
杭 (5尺)		300	300	400	400	400
			0			
鉄線(なまし)		50k*9	50k*8	50k*5	50k*5	50k*3
竹		15	10	10	10	10
鉄筋杭	長	80	60	60	150	150
	短		0		50	50
単管パイプ(3m)				0		
その他の器具				0		
大ハンマー(6ポンド)		4		2	6	3
シノ		4	4	4	4	4
通し針		4		4	4	4
ハール(900m/m)		1		1	1	0





4-2 令和5年度 重要水防箇所別調書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和5年度評定				令和4年度評定				対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)								
				A	B	A	B	A	B	A	B							
最上川上流	163.6K	荒砥狭窄部	越水(溢水)	1	231				231				警戒巡視・避難誘導	(流下能力不足)		小出	白鷹町	長井出張所
	163.8K	右岸			231				231							12.00m	3	
	164.2K	荒砥狭窄部	越水(溢水)	2	634				634				警戒巡視・避難誘導	(流下能力不足)		小出	白鷹町	
	164.8K	左岸			634				634							12.00m	2	
	164.5K	荒砥狭窄部	越水(溢水)	3	424				424				警戒巡視・避難誘導	(流下能力不足)		小出	白鷹町	
	164.9K	右岸			424				424							12.00m	3	
	165.0K	荒砥狭窄部	越水(溢水)	4	2,335				2,335				警戒巡視・避難誘導	(流下能力不足)		小出	白鷹町	
	167.2K	右岸			2,335				2,335							12.00m	3	
	166.1K	荒砥狭窄部	越水(溢水)	5	1,698				1,698				警戒巡視・避難誘導	(流下能力不足)		小出	白鷹町	
	167.7K	左岸			1,698				1,698							12.00m	2	
	167.3K	荒砥狭窄部	越水(溢水)	6	486				486				警戒巡視・避難誘導	(流下能力不足)		小出	白鷹町	
	167.8K	右岸			486				486							12.00m	3	
	167.8K	菖蒲	越水(溢水)	7	546				546				警戒巡視・避難誘導	(流下能力不足)		小出	白鷹町	
	168.5K	右岸			0				0							12.00m	3	
	167.8K	菖蒲	堤体漏水	8		680				680			杭打ち積土のう	(Bt4)		小出	白鷹町	
168.6K	右岸			0				0							12.00m	3		
168.5K	菖蒲	越水(溢水)	9		133				133			警戒巡視・避難誘導	(流下能力不足)		小出	白鷹町		
168.6K	右岸			133				133							12.00m	3		
168.5K	鮎貝	越水(溢水)	10		2,262				2,262			積土のう	(流下能力不足)		小出	白鷹町		
170.8K	左岸			2,262				2,262							12.00m	2		
168.7K	荒砥	越水(溢水)	11		1,514				1,514			積土のう	(流下能力不足)		小出	白鷹町		
170.2K	右岸			0				0							12.00m	3		
168.7K	荒砥	堤体漏水	12		870				870			月の輪杭打ち積土のう	(Bt3,Bt4)		小出	白鷹町		
169.7K	右岸			870				870							12.00m	3		
169.7K	荒砥	堤体漏水	13	644					644			月の輪杭打ち積土のう	(Bt3,Bt4)【重点監視区間】		小出	白鷹町		
170.2K	右岸			644				644					堤体漏水 被災履歴有(S42)		12.00m	3		
169.7K	荒砥	基礎地盤漏水	14		644				644			釜段	(Bk3)		小出	白鷹町		
170.2K	右岸			0				0							12.00m	3		
169.6K	荒砥	荒砥第6排水樋管	15			1				1			(手動操作)		小出	白鷹町		
															12.00m	3		
小計				6,998	6,103	1	0	6,998	6,103	1	0							
				6,452	3,265			6,452	3,265									

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和5年度 重要水防箇所別調書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和5年度評定				令和4年度評定				対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)								
				A	B	A	B	A	B	A	B							
最上川上流	169.7K	鮎貝・荒砥	荒砥鉄道橋	16				1				1	警戒巡視	(桁下高不足B)		小出	白鷹町	長井出張所
	170.3K	畔藤	越水(溢水)	17		739				739			積土のう	(流下能力不足)		小出	白鷹町	
	171.1K	右岸			0				0							12.00m	5	
	170.3K	畔藤	堤体漏水	18	1,089				1,089				杭打ち積土のう	(Bt4)		小出	白鷹町	
	171.5K	右岸			1,089				1,089							12.00m	5	
	170.8K	佐野	越水(溢水)	19		469				469			積土のう	(流下能力不足)		小出	白鷹町	
	171.2K	左岸			0				0							12.00m	1	
	170.8K	佐野	堤体漏水	20	535				535				杭打ち積土のう	(Bt4)		小出	白鷹町	
	171.3K	左岸			535				535							12.00m	1	
	170.8K	佐野	基礎地盤漏水	21		535				535			釜段	(Bk3)		小出	白鷹町	
	171.3K	左岸			0				0							12.00m	1	
	171.4K	高玉	越水(溢水)	22		196				196			積土のう	(流下能力不足)		小出	白鷹町	
	171.6K	左岸			0				0							12.00m	1	
	171.4K	高玉	堤体漏水	23	947				947				杭打ち積土のう	(Bt4)		小出	白鷹町	
	172.5K	左岸			947				947							12.00m	1	
172.5K	高玉	堤体漏水	24		173				173			月の輪杭打ち積土のう	(Bt3,Bt4)		小出	白鷹町		
172.7K	左岸			173				173							12.00m	1		
171.6K	浅立	越水(溢水)	25		97				97			積土のう	(流下能力不足)		小出	白鷹町		
171.7K	右岸			97				97							12.00m	5		
171.9K	浅立	堤体漏水	26	4,451				4,451				月の輪	(Bt3)		小出	白鷹町		
176.3K	右岸			4,451				4,451							12.00m	5		
171.9K	浅立	基礎地盤漏水	27		1,867				1,867			釜段	(Bk3)		小出	白鷹町		
173.8K	右岸			0				0							12.00m	5		
172.7K	高玉	堤体漏水	28		939				939			月の輪杭打ち積土のう	(Bt3,Bt4)		小出	白鷹町		
173.7K	左岸			939				939							12.00m	1		
173.8K	高玉	越水(溢水)	29	1,159				1,159				警戒巡視・避難誘導	(未整備)		小出	白鷹町		
174.7K	左岸			1,159				1,159							12.00m	1		
小計				1,159	12,037	0	1	1,159	12,037	0	1							
				1,159	8,231			1,159	8,231									

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長





5-1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所

防災組織名(地区名)	危険箇所番号 (危険箇所+ 管理番号)	1. 項目		2. 項目		3. 項目		4. 項目		5. 項目		6. 項目		7. 項目		8. 項目		
		危険箇所名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
荒砥地区	06-01	大ノ沢	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	06-02	那ノ山	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	2-5310-1	大田	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	2-40011	大田	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
豊穂地区	06-31	松岡所蔵	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
豊山地区	06-36-1	北ノ沢-1	黒告第258号	黒告第259号	H18.3.28	黒告第259号	H18.3.28											
	06-36-2	北ノ沢-2	黒告第258号	黒告第259号	H18.3.28	黒告第259号	H18.3.28											
壺桑地区	06-73	壺桑1	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	06-52	壺桑2	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
上藤浦	06-37	水ノ上沢	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
高岡高岡2	2-5318	古藤敷	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	06-54	古藤敷	黒告第132号	H19.4.3														
船員地区	06-55	西五百沢	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	06-56	黒田沢	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
十五地区	2-5310-1	黒田沢	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	06-46	黒田沢	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	2-5323	高岡	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
船員地区	1-40014	高岡	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	2-40015	高岡高岡2	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	46	高岡	黒告第159号	H23.3.8														
十五地区	2-5324	開寺	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	2-5325	開寺	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
東根地区	06-07-1	開寺	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	06-07-2	開寺	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
十五地区	06-23	フナノ沢	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	06-23	実沼沢	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
船員地区	06-95-1	永田1	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	06-95-2	永田2	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
東根地区	2-5309	栗山	黒告第159号	H23.3.8														
荒砥地区	06-50	小坂	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
	06-51	野入	黒告第1172号	黒告第1173号	H18.12.26	黒告第1173号	H18.12.26											
豊山地区	06-44	赤ノ山	黒告第258号	黒告第259号	H24.3.28	黒告第259号	H24.3.28											
	2-40016	赤ノ山1	黒告第258号	黒告第259号	H24.3.28	黒告第259号	H24.3.28											
船員地区	2-40017	黒田2	黒告第258号	黒告第259号	H24.3.28	黒告第259号	H24.3.28											
	2-534020	黒田2	黒告第258号	黒告第259号	H27.3.17	黒告第259号	H27.3.17											
東根地区	05-01-1	生傳入沢-1	黒告第247号	黒告第248号	H28.3.11	黒告第248号	H28.3.11											
	05-01-2	生傳入沢-2	黒告第247号	黒告第248号	H28.3.11	黒告第248号	H28.3.11											
壺桑地区	05-36	一ノ原沢	黒告第247号	黒告第248号	H28.3.11	黒告第248号	H28.3.11											
船根地区	117-4022-2	大井木上-2	黒告第247号	黒告第248号	H28.3.11	黒告第248号	H28.3.11											

177

様式6

(国・民別) 民 山腹崩壊危険地区一覽表 (都道府県名) 山形県 (市町村名) 白鷹町

危険地区番号	市町村	保安林等の指定	他の法令の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		治山事業進捗状況	位置		公共施設等					被災危険度	自然条件(最高点メッシュによる)										備考						
						調査地区	(100メッシュ以上の危険地区)		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49戸～10戸	人家9戸～5戸	人家4戸以下		(道路除く)公共施設	道路	傾斜	縦断面形	横断面形	土層深	年齢	点数計	崩壊地有	地震		落石	加算点	合計	山腹崩壊危険度		
402	1		土砂	有	A	4	4	無	白鷹町	大字黒鴨	字山梨		6			0	町	b2	4	3	51	16	19	3	22	111	0	29	0	0	140	a1	
402	2		土砂	無	A	3	2	無	白鷹町	大字佐野原	字芦ノ沢	29			1	国	a2	1	3	51	16	19	3	22	111	0	29	0	0	140	a1		
402	3		土砂	無	A	2	2	無	白鷹町	大字高岡	字前平	7			0	県	b2	2	3	46	16	19	3	22	106	0	23	0	0	129	a1		
402	4		土砂	無	A	1	1	無	白鷹町	大字高岡	字狩野山	7			0	町	b2	1	3	46	16	19	3	25	109	0	30	0	0	139	a1		
402	5		土砂	無	A	3	3	無	白鷹町	大字高岡	字驛沢	9			0	県	b2	3	3	46	16	19	3	25	109	0	27	0	0	136	a1		
402	7			有	A	2	2	無	白鷹町	大字鮎貝	字呑邸武	6			1	町	a2	1	2	0	18	27	9	31	85	15	25	0	0	125	a1		
402	8		土砂	無	B	2	2	無	白鷹町	大字菅蒲	字山神沢		4		0	国	c2	2	6	49	17	15	4	28	113	0	23	0	0	136	a1		
402	9		土砂	無	C	6	1	一部概成	白鷹町	大字十王	字小引入		5		0	町	b2	1	3	13	16	22	3	25	79	0	20	0	1	100	c1		
402	10	干害		無	B	1	1	無	白鷹町	大字荒砥乙	字所峽		2		1	町	a2	1	3	13	4	19	0	22	58	0	27	0	15	100	c1		
402	11	干害		無	A	6	6	一部概成	白鷹町	大字畔藤	字所峽	59			1	町	a2	3	3	46	16	19	0	25	106	0	23	0	0	129	a1		
402	12	干害		無	B	2	2	無	白鷹町	大字畔藤	字所峽	19			0	町	a2	2	3	13	16	0	0	25	54	0	24	0	22	100	c1		
402	13		土砂	無	A	2	2	無	白鷹町	大字畔藤	字鳥越山	27			0	町	a2	1	6	49	17	15	4	28	113	0	29	0	0	142	a1		
402	14		土砂	無	A	2	1	無	白鷹町	大字畔藤	字細越山	20			0	町	a2	2	6	49	0	15	4	28	96	0	27	0	0	123	b1		
402	15			無	B	1	1	一部概成	白鷹町	大字浅立	字小屋館		9		0	町	b2	1	6	49	0	15	4	28	96	0	24	0	0	120	b1		
402	16			無	A	7	6	無	白鷹町	大字浅立	字岩ノ入	54			2	町	a2	1	6	49	17	28	4	28	126	0	25	0	0	151	a1		
402	17			無	A	1	1	無	白鷹町	大字畔藤	字大石峽		5		0	県	b2	1	6	49	17	15	4	28	113	0	29	0	0	142	a1		
402	18			無	B	2	2	無	白鷹町	大字畔藤	字西保				3	町	c2	2	6	49	17	15	0	32	113	0	24	0	0	137	a1		
402	19			無	B	2	2	無	白鷹町	大字畔藤	字芦ノ沢		3		0	町	c2	1	6	23	17	28	4	28	100	0	26	0	0	126	a1		
402	20		土砂	無	A	2	2	無	白鷹町	大字畔藤	字狐越	10			1	町	a2	1	6	49	17	15	4	32	117	0	30	0	0	147	a1		
402	21			無	A	7	7	無	白鷹町	大字荒砥乙	字立石	12			0	町	a2	1	5	61	18	31	4	35	149	0	28	0	0	177	a1		
402	22			無	A	5	5	無	白鷹町	大字滝野	字新田向	21			1	町	a2	3	5	61	18	12	0	31	122	0	22	0	0	144	a1		
402	23		土砂	無	A	6	6	無	白鷹町	大字十王	字塩田山	9			1	国	a2	2	6	66	17	15	4	28	130	0	30	0	0	160	a1		
402	24			無	A	6	6	無	白鷹町	大字滝野	字高稲荷	11			0	町	a2	3	5	61	18	12	4	31	126	0	30	0	0	156	a1		
402	25			無	B	6	6	無	白鷹町	大字荒砥乙	字百枚田				0	県	c2	2	6	49	17	15	4	28	113	0	23	0	0	136	a1		
402	26			無	B	3	2	無	白鷹町	大字萩野	字送橋	7			0	町	b2	3	6	49	17	0	0	32	98	0	23	0	0	121	b1		
402	27			無	B	2	2	無	白鷹町	大字萩野	字横山				0	町	c2	2	6	49	17	15	4	32	117	0	30	0	0	147	a1		

(国・民別) 民 山腹崩壊危険地区一覽表 (都道府県名) 山形県 (市町村名) 白鷹町

危険地区 番号	市町村	保安林等の指定	他の法令の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		治山事業進捗状況	位置					公共施設等					自然条件(最高点メッシュによる)										山腹崩壊危険度	備考		
						調査地区	(100点以上の危険地区)		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	(道路除く)公共施設	道路	被災危険度	メッシュ番号	地質類別	傾斜	縦断面形	横断面形	土層深	士	年齢	点数計	崩壊地有			地震	落石
402	28			無	B	2	2	無	白鷹町	大字萩野	字舟ヶ山		9		0	町	b2	2	1	32	8	23	5	23	91	0	30	0	0	121	b1	
402	29		土砂	無	A	8	2	無	白鷹町	大字中山	字八森西	30			0	県	a2	1	1	32	23	23	0	26	104	0	27	0	0	131	a1	
402	30		土砂	無	A	4	4	一部概成	白鷹町	大字佐野原	字大森	10			1	国	a2	3	3	46	16	19	3	25	109	0	29	0	0	138	a1	



(国・民別) 崩壊土砂流出危険地区一覽表 (都道府県名) 山形県 (市町村名) 白鷹町

危険地区番号	市町村	保安林等の指定	地すべり防止区域の指定	他の法令の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置		公共施設等					被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間				崩壊土砂流出危険度	備考			
									市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49〜10戸	人家9〜5戸	人家4戸以下		(道路除く) 公共施設	道路	火	山	地すべり	地質の類別区分	転石の混入割合	発生源直下配			渓流延長	平均溪床勾配	点数計
402	1		無	土砂	有	B	0.18	無	白鷹町	大字大瀬	字古林		5	1	国	a2	40	0	第3類	5	5	300	14	16	80	20	100	c1	
402	2		無	土砂	有	C	0.12	無	白鷹町	大字大瀬	字新林		3	0	国	c2	40	0	第3類	5	27	200	14	24	110	0	110	c1	
402	3		無		有	C	1.20	無	白鷹町	大字針生	字芋畑		6		1	a2	40	0	第3類	5	5	1,000	37	8	95	5	100	c1	
402	4		無	砂・土	有	B	0.60	無	白鷹町	大字佐野原	字大日向		6	1	国	a2	40	0	第3類	5	5	500	37	8	95	5	100	c1	
402	5		無	土砂	有	B	0.18	一部概成	白鷹町	大字下山	字柱の沢		10		0	a2	40	0	第3類	5	27	300	14	24	110	0	110	c1	
402	6		無	土砂	有	C	0.45	無	白鷹町	大字菖蒲	字蛇沢二				0	c2	40	0	第6類	5	5	500	37	8	95	5	100	c1	
402	7	土流	無		有	B	0.30	無	白鷹町	大字滝野	字一の沢一		8		0	b2	40	0	第3類	5	27	500	37	24	133	0	133	b1	
402	8	土崩	無		有	C	0.63	一部概成	白鷹町	大字滝野	字細桂一				0	c2	40	0	第3類	5	14	700	37	16	112	0	112	c1	
402	9	土流	無	土砂	有	B	0.36	一部概成	白鷹町	大字荒砥	字小野市		11		0	a2	40	0	第3類	5	14	400	14	24	97	3	100	c1	
402	10	土流	無	土砂	有	A	0.48	概成	白鷹町	大字十王	字東燿山		12		1	a2	40	0	第3類	5	27	800	37	24	133	0	133	b1	
402	11	土流	無	土砂	有	A	1.68	一部概成	白鷹町	大字荒砥乙	字三ツ滝		10		0	a2	48	0	第3類	5	14	1,400	37	16	120	0	120	b1	
402	12	土流	無	砂・土	有	C	1.26	一部概成	白鷹町	大字横田尻	字毘沙門沢				0	c2	40	0	第3類	5	27	1,400	37	24	133	0	133	b1	
402	13	土流	無	砂・土	有	C	0.90	一部概成	白鷹町	大字横田尻	字白ヶ沢				0	c2	40	0	第3類	5	27	1,000	37	24	133	0	133	b1	
402	14	土流	無	土砂	有	A	0.15	無	白鷹町	大字浅立	字薬師入		55		0	a2	40	0	第3類	5	27	500	37	16	125	0	125	b1	
402	15	土流	無		有	C	0.42	無	白鷹町	大字畔藤	字鷲翔				0	a2	40	0	第3類	5	27	700	37	8	117	0	117	c1	
402	16		無	土砂	有	B	0.12	無	白鷹町	大字畔藤	字石畑入		20		1	a2	40	0	第3類	5	27	200	14	24	110	0	110	c1	
402	17	土流	無	土砂	有	A	0.60	一部概成	白鷹町	大字山口	字清田沢		17		1	a2	40	0	第3類	5	27	1,000	37	24	133	0	133	b1	
402	18	土流	無	土砂	有	C	1.56	一部概成	白鷹町	大字山口	字平				0	c2	40	0	第3類	5	27	1,300	37	24	133	0	133	b1	
402	19	土流	無		有	A	2.25	一部概成	白鷹町	大字高玉	字岩谷沢		30		1	a2	40	0	第3類	20	14	1,500	37	16	127	0	127	b1	
402	20	土流	無		無	B	0.24	無	白鷹町	大字畔藤	字中丸山		11		0	a2	40	0	第4類	5	5	200	14	16	80	20	100	c1	
402	21	土流	無	土砂	無	B	0.45	無	白鷹町	大字畔藤	字石畑入一		17		0	a2	40	0	第4類	5	5	300	14	24	88	12	100	c1	
402	22	土流	無		有	B	1.44	一部概成	白鷹町	大字荒砥乙	字尾額雪		8		0	b2	48	0	第4類	5	14	800	37	24	128	0	128	b1	
402	23		無	砂防	無	B	1.44	一部概成	白鷹町	大字滝野	字弥五郎		28		0	a2	40	0	第3類	5	0	800	37	0	82	18	100	c1	
402	24		無	土砂	無	C	0.18	無	白鷹町	大字菖蒲	字山神沢			1	0	c2	40	0	第6類	5	14	200	14	30	103	0	103	c1	
402	25		無		無	C	1.68	無	白鷹町	大字高岡	字田廻り沢				0	c2	40	0	第3類	0	0	800	37	0	77	23	100	c1	
402	26		無		有	C	1.56	概成	白鷹町	大字結貝	字田ノ頭		3		0	c2	40	0	第4類	0	0	1,300	37	8	85	15	100	c1	
402	27	水かん	無	砂防	有	C	8.10	概成	白鷹町	大字黒鴨	字黒岩				0	c2	40	0	第3類	5	14	3,000	37	8	104	0	104	c1	
402	28	土流	無	砂防	有	C	5.76	一部概成	白鷹町	大字深山	字黒沢				0	c2	40	56	第3類	5	0	3,200	37	0	98	2	100	c1	



(国・民別) 崩壊土砂流出危険地区一覽表

(都道府県名) 山形県  
(市町村名) 白鷹町

危険地区 番号	市町村	保安林等の指定	地すべり防止区域の指定	他の法令の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置					公共施設等					被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間						崩壊土砂流出危険度	備考	
									市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49戸～10戸	人家9戸～5戸	人家4戸以下	(道路除く) 公共施設	道路	火		山	山腹	地すべり	地質の類別区分	転石の混入割合	発生源直下配	渓流延長	平均渓床勾配	点数計	補正加算点			総点数
402	402	水かん	無	土砂	有	A	1.68	未成	白鷹町	大字山口	字和居集	10					0	町	a2	48	0	第3類	5	27	1,400	37	24	141	0	141	a1	
402	402	水かん	無	土砂	有	A	0.99	未成	白鷹町	大字山口	字滝ノ沢	14					0	町	a2	48	0	第3類	5	14	1,100	37	16	120	0	120	b1	
402	402		無	無	無	C	0.81	無	白鷹町	大字大瀬	字神明山						0	町	c2	40	0	第3類	5	5	900	37	16	103	0	103	c1	
402	402	土流	無	土砂	無	B	0.72	無	白鷹町	大字大瀬	字澤ノ入						0	町	b2	40	0	第3類	5	5	800	37	16	103	0	103	c1	
402	402	水かん	無	土砂	無	C	1.20	一部概成	白鷹町	大字滝野	字二ノ澤	5					0	町	c2	40	0	第3類	5	14	800	37	24	120	0	120	b1	
402	402	水かん	無	土砂	無	C	3.90	無	白鷹町	大字畔藤	字常開戸屋						0	町	c2	40	0	第3類	5	5	1,300	37	8	95	5	100	c1	
402	402	土流	無	砂・土	無	C	0.45	無	白鷹町	大字畔藤	字大杉澤						0	町	c2	40	0	第3類	5	5	500	37	16	103	0	103	c1	
402	402		無		有	C	4.80	概成	白鷹町	大字畔藤	字狐越						0	林	c2	40	0	第3類	5	5	2,000	37	8	95	5	100	c1	
402	402		無		有	C	0.54	無	白鷹町	大字滝野	字高松						0	町	c2	40	0	第3類	5	14	600	37	24	120	0	120	b1	
402	402		無		無	B	0.60	一部概成	白鷹町	大字葛浦	字館山	10					0	国	a2	40	0	第3類	5	5	500	37	24	111	0	111	c1	
402	402		無	土砂	有	A	1.32	一部概成	白鷹町	大字滝野	字中ノ町	18					0	町	a2	40	56	第3類	5	14	1,100	37	24	136	0	136	b1	
402	402		有		無	B	0.04	無	白鷹町	大字畔藤	字板倉山	27					1	国	a2	40	0	第3類	5	5	130	0	24	74	26	100	c1	
402	402	水かん	無	砂・土	有	B	1.44	無	白鷹町	大字結貝	字柳ヶ沢						0	町	c2	48	0	第3類	5	27	1,200	37	24	141	0	141	a1	
402	402	土流	無	土砂	有	A	2.94	一部概成	白鷹町	大字高玉	字岩尾沢	30					1	県	a2	40	0	第3類	5	14	2,450	37	24	120	0	120	b1	
402	402	干害	無	土砂	有	B	0.24	概成	白鷹町	大字荒砥乙	字所峽	11					0	町	a2	40	0	第3類	5	14	400	14	30	103	0	103	c1	
402	402	土流	無	土砂	有	A	0.63	一部概成	白鷹町	大字荒砥乙	字若布沢	21					0	町	a2	48	0	第3類	5	27	700	37	24	141	0	141	a1	
402	402		無	土砂	有	A	0.08	一部概成	白鷹町	大字佐野原	字真木ノ沢	22					1	国	a2	56	0	第3類	5	27	250	14	24	126	0	126	b1	

## 6 避難収容関係

### 6-1 避難場所一覧

番号	名 称	所 在 地	備 考
1	白鷹町立蚕桑小学校	横田尻3584-1	
2	白鷹町立鮎貝小学校	鮎貝5215	
3	白鷹町立荒砥小学校	荒砥乙540 - 1	
4	旧鷹山小学校スポーツ交流広場	滝野3116- 7	
5	白鷹町立東根小学校	畔藤5031	
6	県立荒砥高等学校	荒砥甲367	
7	白鷹町スポーツ公園	鮎貝1593- 2 外	
8	東陽の里公園	畔藤6804	
9	山峡の里交流施設	十王4068- 2	
10	文化交流センター	鮎貝733-1	
11	白鷹町スキーセンター	中山2812	
12	白鷹町ヤナ公園	下山661番地1ほか	

## 6-2 避難所一覧

番号	名 称	所 在 地	電話番号	収容人員
1	白鷹町立蚕桑小学校	横田尻3584-1	85-2249	250人
2	白鷹町立鮎貝小学校	鮎貝5215	85-2030	250
3	白鷹町立荒砥小学校	荒砥乙540-1	85-2267	250
4	旧鷹山小学校スポーツ交流広場	滝野3116-7	86-0121	250
5	白鷹町立東根小学校	畔藤5031	85-2250	250
6	県立荒砥高等学校	荒砥甲367	85-2171	300
7	蚕桑地区コミュニティセンター	横田尻3610-1	85-2153	100
8	鮎貝地区コミュニティセンター	鮎貝3994-7	85-2342	150
9	荒砥地区コミュニティセンター	荒砥甲1099-2	85-0260	150
10	東根地区コミュニティセンター	畔藤6804	85-2228	150
11	山峡の里交流施設	十王4068-2	85-6100	200
12	文化交流センター	鮎貝7331	85-9071	300
13	白鷹町スキーセンター	中山2812	87-2456	130
14	白鷹町子育て支援センター	鮎貝7002	87-0083	70
15	十王地区コミュニティセンター	十王4068-2	85-2102	100
16	鷹山地区コミュニティセンター	萩野1383-1	87-2502	100

### 【 福祉避難所 】

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	特別養護老人ホーム 白光園	鮎貝108	85-1511
2	障害者支援施設 白鷹陽光学園	山口408	85-3030
3	介護老人保健施設 白鷹あゆみの園	十王5087-1	85-5678
4	白鷹介護サービスセンター ふれあいの里	畔藤5049	85-3332
5	特別養護老人ホーム マイスカイ中山	中山2760	85-6636

## 7 緊急輸送関係

### 7-1 町所有車両等

区分	自動車登録番号	車名	管理課	適用
総務	山形 300 め 84-30	プリウス	総務課	
	山形 300 ま 69-72	トヨタ エスティマ	総務課	ハイブリッドカー
	山形 200 さ 1-99	日野リエッセ	総務課	マイクロバス
	山形 580 ね 91-94	スズキ ジムニー	総務課	広報車
	山形 501 と 20-34	トヨタ アクア	総務課	ハイブリッドカー
	山形 580 あ 61-96	ダイハツミラ	総務課	ロータリークラブ(寄附)
	山形 500 む 2-62	ニッサンマーチ	総務課	防犯パトロール
	山形 480 き 74-73	ハイゼットカーゴ	総務課	
	山形 480 う 21-95	サンバーバン	総務課	
	山形 480 え 13-37	アクティバン	総務課	
	山形 501 そ 84-71	トヨタラッシュ(シルバー)	総務課	
	山形 300 は 28-77	トヨタハイエース	総務課	
	山形 501 つ 31-17	トヨタラッシュ(ゴールド)	総務課	
	山形 501 ま 83-89	ホンダフリード	総務課	ハイブリッド
	山形 581 い 16-07	ダイハツタント	総務課	
	山形 301 す 6-13	ミツビシアウトランダー	総務課	PHEV
	山形 480 た 57-16	ダイハツハイゼット	総務課	軽トラ
	山形 301 せ 47-46	ニッサンエクストレイル	総務課	ハイブリッド
	山形 501 ゆ 2-98	トヨタアクア	総務課	ハイブリッド
	山形 301 そ 76-38	トヨタアルファード	総務課	ハイブリッド
健福	山形 500 ほ 69-83	ホンダモビリオ	健康福祉課	日赤救援車
	山形 580 さ 72-39	スバル サンバー	健康福祉課	
	山形 480 く 8-96	ミツビシ ミニキャブ	健康福祉課	日赤救援車
	山形 580 と 43-43	ダイハツミライース	健康福祉課	
	山形 501 ま 95-73	ホンダフリード	健康福祉課	
農林課	山形 800 す 3-32	日野デュトロ	農林課	2tダンプ
	山形 00 ま 33-08	コマツメック	農林課	
	山形 00 ま 18-52	キャタピラー	農林課	ブルドーザー
建設課	山形 800 す 8-19	三菱キャンター	建設課	道路維持車
	山形 00 ま 31-61	コマツメック	建設課	除雪ドーザ
	山形 99 ま 35-57	ニッセキ	建設課	ロータリー除雪車
	山形 99 る 1-57	新潟	建設課	小型ロータリー除雪車
教委	山形 88 す 10-98	三菱キャンター	教育委員会	給食運搬車
	山形 800 さ 70-28	三菱キャンター	教育委員会	給食運搬車
消防	山形 883 あ 20-15	ホンダアクティ	総務課	本部車
	山形 88 さ 73-21	トヨタ	総務課	役場積載車
	山形 800 て 1-11	ヒノ	総務課	東高玉 ポンプ
	山形 88 さ 88-60	三菱キャンター4WD	総務課	鮎貝 ポンプ
	山形 830 さ 3-51	いすゞエルフ	総務課	十王 ポンプ
	山形 830 せ 4-11	三菱キャンター	総務課	萩野 ポンプ
	山形 88 す 18-38	三菱キャンター	総務課	浅立 ポンプ
	山形 830 す 1-41	トヨタ	総務課	東田尻 全自動積載
	山形 800 さ 95-02	いすゞ エルフ	総務課	山口 全自動積載
	山形 88 す 1-25	三菱キャンター	総務課	鮎貝 全自動積載

区 分	自動車登録番号	車 名	管 理 課	適 用
消防	山 形 830 さ 4-31	トヨタ ダイナ	総 務 課	中 山 全自動積載
	山 形 88 す 1-26	三菱キャンター	総 務 課	町 下 全自動積載
	山 形 883 あ 2-15	ダイハツ	総 務 課	黒 鴨 軽積載
	山 形 883 あ 5-21	ダイハツ	総 務 課	下 杉 沢 軽積載
	山 形 883 あ 3-31	スズキ	総 務 課	貝 生 軽積載
	山 形 883 あ 1-31	スズキ	総 務 課	西 田 尻 軽積載
	山 形 883 あ 4-21	スズキ	総 務 課	滝 野 軽積載
	山 形 883 あ 3-42	ダイハツ	総 務 課	佐 野 原 軽積載
	山 形 883 い 2-41	ダイハツ	総 務 課	深 山 軽積載
	山 形 883 あ 3-23	ダイハツ	総 務 課	菖 蒲 軽積載
	山 形 883 あ 5-32	ダイハツ	総 務 課	耳 堂 軽積載
	山 形 883 あ 1-21	ダイハツ	総 務 課	西 高 玉 軽積載
	山 形 883 い 2-31	ダイハツ	総 務 課	高 岡 軽積載
	山 形 883 あ 4-22	ダイハツ	総 務 課	折 居 軽積載
	山 形 883 あ 3-13	ダイハツ	総 務 課	荒 砥 軽積載
	山 形 883 あ 5-31	ダイハツ	総 務 課	広 野 軽積載
	山 形 883 あ 2-14	ダイハツ	総 務 課	森 合 軽積載
	山 形 883 き 1	ダイハツハイゼット	総 務 課	1分団
	山 形 883 あ 2	ダイハツハイゼット	総 務 課	2分団
	山 形 883 い 3	ダイハツハイゼット	総 務 課	3分団
	山 形 883 あ 4	ダイハツハイゼット	総 務 課	4分団
	山 形 883 あ 5	ダイハツハイゼット	総 務 課	5分団
	病院	山 形 800 さ 74-89	セレナ	病 院
山 形 300 む 74-41		スバルレガシー	病 院	白鷹町町立病院
山 形 580 つ 90-95		ダイハツムーブ	病 院	訪問看護者
山 形 580 そ 28-83		ダイハツムーブ	病 院	訪問看護者
山 形 50 ち 61-83		ダイハツムーブ	病 院	訪問看護者
山 形 50 の 10-84		ダイハツムーブ	病 院	訪問看護者
山 形 580 ひ 91-60		ダイハツムーブ	病 院	訪問看護者
水道	山 形 800 す 28-83	ランクルプラド	上 下 水 道 課	公共応急作業車
	山 形 300 め 95-41	三菱アウトランダー	上 下 水 道 課	
	山 形 400 さ 77-76	トヨタハイラックス	上 下 水 道 課	
	山 形 800 さ 69-73	トヨタ ダイナ	上 下 水 道 課	
教委	山 形 800 す 21-06	三菱キャンター	教 育 委 員 会	給食運搬車
	山 形 800 さ 70-28	三菱キャンター	教 育 委 員 会	給食運搬車
	山 形 200 さ 17-07	日野リエッセ	教 育 委 員 会	スクールバス
	山 形 200 は 1-83	イズズ	教 育 委 員 会	スクールバス
	山 形 200 は 1-84	イズズ	教 育 委 員 会	スクールバス
	山 形 200 は 1-85	イズズ	教 育 委 員 会	スクールバス
	山 形 200 は 1-97	イズズ	教 育 委 員 会	スクールバス
	山 形 200 さ 9-81	トヨタハイエース	教 育 委 員 会	スクールバス
	山 形 200 は 2-53	イズズ	教 育 委 員 会	スクールバス
	山 形 200 は 2-54	イズズ	教 育 委 員 会	スクールバス
	山 形 200 は 2-55	イズズ	教 育 委 員 会	スクールバス
	山 形 200 は 2-56	イズズ	教 育 委 員 会	スクールバス
	山 形 200 は 2-57	イズズ	教 育 委 員 会	スクールバス
			総 計	90 台

---

## 7-2 臨時ヘリポート予定地

名 称	所 在 地	面積 (㎡)
荒砥小学校グラウンド	荒砥乙540-1	12,448
白鷹中学校グラウンド	荒砥乙1158	24,402
河川敷	荒砥	約10,000

## 7-3 食料及び救援物資の集積場所

集 積 地	所 在 地	管理責任者	電話番号
白鷹町立白鷹中学校	荒砥乙1158	学校長	85-5531

## 8 医療救護関係

### 8-1 町内の医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	病床数
白鷹町立病院	荒砥甲501	85-2155	70
新野医院	鮎貝1077	85-2263	—
多田医院	荒砥甲1055	85-2007	—
横沢医院	横田尻5379-1	87-2207	—
大森医院	荒砥乙3282	85-3636	—
みゆき整形外科クリニック	十王5059-13	85-5533	—

## 9 文教関係

### 9-1 白鷹町の指定文化財

#### 国指定重要文化財

(令和5年3月現在)

名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
観音寺観音堂	有形文化財	昭和28. 3. 31	深山3315番地の1

#### 県指定

名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
常光寺層塔	有形文化財（建造物）	昭和30. 8. 1	鮎貝
鮎貝八幡宮本殿	有形文化財（建造物）	昭和60. 8. 16	鮎貝
銅造観音菩薩立像	有形文化財（彫刻）	昭和62. 8. 25	高玉
深山和紙	無形文化財（工芸芸術）	昭和53. 3. 29	深山
本場米琉（白鷹板締小緋）	無形文化財（工芸芸術）	平成19. 12. 25	十王
薬師ザクラ	天然記念物	昭和30. 8. 1	高玉字薬師堂3663 薬師堂境内
子守堂のサクラ	天然記念物	平成25. 11. 29	鮎貝字桜館3347番地
赤坂の薬師ザクラ	天然記念物	平成25. 11. 29	箕和田字赤坂壱1071番地
殿入ザクラ	天然記念物	平成25. 11. 29	浅立字羽黒入4396番地
八乙女種まきザクラ	天然記念物	平成25. 11. 29	荒砥甲字楯廻1092番地
後庵ザクラ	天然記念物	平成25. 11. 29	鮎貝3324番地10

#### 町指定

名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
諏訪神社本殿・拝殿	有形文化財（建造物）	平成3. 11. 8	浅立
正念寺本尊阿弥陀如来像	有形文化財（彫刻）	昭和45. 6. 3	荒砥甲
塩田行屋仏像	有形文化財（彫刻）	平成1. 4. 5	十王
紙本墨画 天神花鳥図 郷目貞繁筆	有形文化財（絵画）	平成20. 6. 10	十王
剣先不動の鱧口	有形文化財（工芸品）	昭和45. 6. 3	佐野原
切支丹文書	有形文化財（古文書）	昭和45. 6. 3	十王
青木家文書	有形文化財（古文書）	昭和59. 3. 1	広野
小嶋家文書	有形文化財（古文書）	昭和59. 3. 1	鮎貝
清宗寄進状	有形文化財（古文書）	昭和59. 3. 1	深山
中川氏系図	有形文化財（古文書）	昭和59. 3. 1	山口
無路庵東湖の句碑	有形文化財（考古資料）	昭和45. 6. 3	箕和田



芳賀忠徳碑	有形文化財（考古資料）	昭和 57. 12. 14	横田尻
鮎貝八幡宮の七五三獅子舞	無形文化財（民俗芸能）	昭和45. 6. 3	鮎貝
浅立諏訪神社の獅子舞	無形文化財（民俗芸能）	昭和45. 6. 3	浅立
高玉芝居	無形文化財（民俗芸能）	昭和45. 6. 3	高玉
小四王原遺跡	史跡	昭和 49. 5. 30	高岡字内埴 243-2 津島台浄水場敷地
伝光明海上人墳墓地	史跡	昭和55. 9. 17	黒鴨
観音寺観音堂境域	史跡	昭和56. 9. 1	深山
鮎貝城本丸跡	史跡	昭和59. 1. 11	鮎貝
笠松山遺跡（経塚）	史跡	昭和61. 1. 16	十王
荒砥城址	史跡	平成1. 4. 5	荒砥甲
称名寺裏遺跡（経塚）	史跡	平成5. 3. 29	十王
羽黒神社境内木	天然記念物	昭和46. 10. 2	山口
羽黒神社大杉	天然記念物	昭和46. 10. 2	山口
諏訪神社スギ	天然記念物	昭和46. 10. 19	浅立
粥餅田湿原	天然記念物	昭和57. 7. 20	栢窪

区分	種別	有形文化財					無形文化財		史跡	天然記念物	計	
		建造物	彫刻	絵画	考古資料	古文書	工芸品	芸能				工芸技術
国指定重要文化財		1									1	
県指定文化財		2	1					2		6	11	
町指定文化財		1	2	1	2	5	1	3	7	4	26	
計		4	3	1	2	5	1	3	2	7	10	38

## 10 ライフライン施設応急復旧関係

### 10-1 給水装置工事指定業者

(令和4年9月30日現在)

番号	氏名又は名称	住 所	電話番号
1	須貝設備工業(株)	白鷹町十王2480	85-1113
2	(株)佐藤燃料店	白鷹町十王2841	85-2214
3	(株)西塚管工事店	白鷹町高玉1502	85-5855
4	長谷川建設(株)	白鷹町荒砥甲673-5	85-2041
5	飯鉢工業(株) (白鷹営業所)	白鷹町畔藤6474	85-2130
6	(有)カク上山口商店	白鷹町荒砥甲1038	85-2380
7	白鷹配管工業	白鷹町鮎貝1244-1	87-2131
8	(株)ダイマル	白鷹町中山1048	87-2008
9	井澤設備	白鷹町横田尻1334-8	85-5604
10	高田設備	白鷹町中山1009	87-2301
11	水道屋さとう	白鷹町箕和田1136-198	85-5048
12	丸ト建設株式会社	白鷹町鮎貝54	85-2515

## 10-2 下水道工事指定業者

(令和5年4月1日現在)

	商号又は名称	住 所	電話番号
1	須貝設備工業(株)	白鷹町大字十王2480	85-1113
2	(株)西塚管工事店	白鷹町大字高玉1502	85-5855
3	(株)佐藤燃料店	白鷹町大字十王2841	85-2023
4	長谷川建設(株)	白鷹町大字荒砥甲673-5	85-2041
5	丸羽建設(株)	白鷹町大字鮎貝3534-1	85-2356
6	(有)カク上山口商店	白鷹町大字荒砥甲1038	85-2380
7	白鷹配管工業	白鷹町大字鮎貝1244-1	87-2131
8	ダイマル設備	白鷹町大字中山1048	87-2008
9	井澤設備	白鷹町大字横田尻1334-8	85-5604
10	高田設備	白鷹町大字中山1009	87-2301
11	水道屋さとう	白鷹町大字箕和田1136-198	85-5048
12	丸ト建設(株)	白鷹町大字鮎貝54	85-2515

---

## 11 雪害対策対策

# 11-1 除雪事業計画

## 1. 目的

本計画は、冬期における地域の産業経済活動と町民生活の安定を図るため、道路交通の確保を目的とした除雪事業に関する基本的事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

## 2. 除雪期間

自 令和 4 年 11 月 15 日  
至 令和 5 年 3 月 31 日

## 3. 除雪路線の区分

区分	除雪時間の目標	除雪路線
第1次路線	午前7時まで完了。 但し、バス路線については午前6時まで、公共施設等については午前8時まで完了。	①起点・終点が国県道と接している幹線 ②公共施設関連路線 (小中学校・地区コミュニティセンター・駅等) ③バス路線 ④防災施設関連路線
第2次路線	午前7時まで完了。	①起点・終点のいずれかが第1次路線に接している路線 ②第1次路線との関連路線
第3次路線	午前7時まで完了。	生活道路等
歩道	小中学校の登下校時間まで完了。	児童・生徒の通学路線

## 4. 除雪計画路線

### (1) 道路除雪

令和4年度の道路除雪路線数及び除雪延長は次のとおりとする。

	第1次除雪	第2次除雪	第3次除雪	合計
	路線数	路線数	路線数	路線数
	延長(m)	延長(m)	延長(m)	延長(m)
1級	6 11,436.3	5 6,997.5	6 14,954.4	17 33,388.2
2級	4 5,523.9	10 14,615.7	20 15,101.1	34 35,240.7
幹線計	10 16,960.2	15 21,613.2	26 30,055.5	51 68,628.9
その他	20 13,156.1	17 8,419.5	468 127,561.6	505 149,137.2
町道計	30 30,116.3	32 30,032.7	494 157,617.1	524 217,766.1
交換路線 (県道)	1 1,524.5			1 1,524.5
合計	31 31,640.8	32 30,032.7	494 157,617.1	525 219,290.6

\*路線数は重複あり

### (2) 歩道除雪

児童・生徒の通学における安全を確保するため、歩道設置路線の除雪を行う。

路線数	24	路線	延長	25,090	m
-----	----	----	----	--------	---

歩道除雪計画は別に計画書を定める。

## 5. 除雪作業

### (1) 作業実施基準

1. 除雪作業は、各地区の「観測基準点」で「基準路上降雪深」に達した時点で実施することとする。なお、11月・12月の降雪直後及び3月の融雪時期にあつては、状況に応じて路上降雪深を15cmとする。

また、除雪作業の過程で時間の経過とともに融雪等により降雪が減少し、10cmを下回ることも想定されるため、その場合は除雪作業を中断することとする。

降雪深の「観測基準点」については、各担当区域ごとに「路上降雪深」を観測するため設置するが、標高差等の条件により降雪量に大きな差異がある場合は区域を細分化し基準点を追加するものとする。なお、観測状況をその都度撮影するものとする。

除雪月	基準路上降雪深
11～3月	10cmまたは10cmを超えると予想される場合

2. 圧雪除去、路面整正（ザケ取り）、拡幅、排雪作業については、走行車両の安全性・走行性を確保するため、積雪状況・路面状況等に応じ実施部長が適時判断し除雪事業者等へ連絡する。特に、緊急自動車の通行のため道路幅員の確保には万全を期す。道路幅員確保については、ロータリー除雪車を活用し効率的に作業するものとする。
3. 除雪作業は、「除雪作業に伴う冬期事故防止の注意事項」（別紙）により、指定路線を委託業者が適切に行うものとする。なお、除雪作業の留意事項、指示を守らなかった場合は指定路線を変更する場合がある。また、除雪管理システムによって、「除雪車の現在地・走行経路」を随時把握することで、迅速かつ適切な対応が可能となるため、より充実した住民サービスの向上につなげる。

### (2) パトロール体制の強化

道路交通の確保を図るため、降雪・積雪・道路状況について降雪期間中常時パトロールにあたる。

### (3) 連絡網の整備

夜間・休日等の緊急時に対応するため、緊急連絡網（別紙）を整備し、関係機関に周知するとともに、情報収集に備えるものとする。

### (4) 作業実施上の留意事項

- ① 休憩時及び昼食時等に作業状況、今後の予定を各事務所へ連絡すること。
- ② 事故発生時は、直ちに建設課へ連絡し、状況に応じ適切な措置を講じるとともに、その状況を書類（物損事故等については写真添付）により町へ報告すること。
- ③ 故障発生時は、直ちに建設課へ連絡し指示を受けること。
- ④ 除雪日報は、作業終了後除雪管理システムにより出力し、**毎週月曜日**に町へ提出すること。
- ⑤ 砂利道を除雪する場合、私有地へ砂利が入らないよう細心の注意を払うこと。
- ⑥ 指定路線以外で町の指示がない場所については、絶対除雪しないこと。
- ⑦ 拡幅及び路面整正については、町へ連絡し指示を受けること。
- ⑧ 除雪作業時は、ヘルメット及び安全ベストを必ず着用すること。
- ⑨ 高齢者世帯等については、除雪による間口への雪塊等の除去が体力的に難しい世帯もあるため、特に配慮して行うこと。
- ⑩ 除雪作業の効率化と冬期交通の円滑化を図るため、各種除雪講習会に積極的に参加し技術の向上に努めること。特に若手運転手の技術向上に努めること。

- ⑪ 雪押し場の確保と支障木の伐採等について、事前に区長及び町内長と協議を行い、円滑な除雪に努めること。
- ⑫ 依頼時路線について、降雪後は目印等が見えにくくなることが予想されるため、事前に目印をつける等の対策を講じるとともに留意して作業に努めること。
- ⑬ バス停位置の視距確保（安全考慮）や交差点の幅出し等が必要な路線も考えられることから、事前調査を行うとともに留意して作業に努めること。
- ⑭ 苦情・要望等の連絡事項について、各社責任者、オペレーター、事務員等除雪関係者全員が情報を共有し、同じ苦情等がないよう努めること。

## 6. 除雪機械等

(1) 除雪計画に基づく除雪機械の配備は、次のとおりとする。

### ① 町保有除雪機械

機種	除雪ドーザ	大 型 ロータリー	小 型 ロータリー	歩 道 用 除 雪 機	合 計
台数	3	3	1	25	32

### ② 登録除雪機械

機種	除雪ドーザ	大 型 ロータリー	小 型 ロータリー	歩 道 用 除 雪 機	合 計
台数	35	1	3	-	39

### ③ 借上機械

機種	除雪ドーザ	大 型 ロータリー	小 型 ロータリー	歩 道 用 除 雪 機	合 計
台数	0	0	0	6	6

### 除雪機械合計

車道用除雪車	46 台	合計	77 台
歩道用除雪車	31 台	(昨年度	76 台)

(2) 除雪機械の借上及び貸与は、別に定める契約書による。

## 7. 消雪・排雪等

機械除雪と併せ、消雪・排雪等について定め、町民の協力を得ながら実施する。

### (1) 消 雪

消雪施設の延長及び管理者は散水除雪調書（別紙）のとおりであるが、使用開始から時間が経っており、水位の低下や堆砂、ポンプの故障等が考えられるため、その場合は機械除雪及び排雪作業によって対応する。

### (2) 排 雪

排雪は、交差点部・幅員狭小部を中心に行い、車両すれ違い時の安全、緊急自動車の通行を確保するため、万全を期すものとする。

## 8. 豪雪時における道路除雪

豪雪時における道路除雪は、町の豪雪対策本部（仮称）等が設置されることとなるので、当該本部の指示によるものとする。なお、通常時の道路除雪と異なり、災害対策の緊急措置として除雪計画を別に定める場合がある。

## 9. 雪捨て場及び雪押し場

### (1) 雪捨て場

除排雪等のための雪捨て場を、次のとおり指定する。豪雪対策本部（仮称）等が設置された場合は、ほかに設ける場合がある。

河川名	指定場所	指定時間
最上川	(主)長井白鷹線 白鷹大橋下流左岸	午前8時から午後5時まで

- 留意事項 ①雪は雪捨て場の奥の方から捨てること。  
②雪以外の物は捨てないこと。  
③雪捨て場までの道路が狭いため対向車両があれば譲り合うこと。  
④白鷹大橋付近で関連工事が継続するため工事車両に注意すること。

### (2) 雪押し場

雪押し場については、町道に面する公共用地が少ないことから、地域民からの私有地提供の協力と理解が必要となるため、降雪前に地元代表者立会いのもと現地確認を行い場所の確保に努めるものとする。

## 10. 道路以外の公共施設等の除雪

関係課と協議し、公共施設等の除雪計画を別に定める。  
作業実施基準は道路除雪と同じとする。

## 11. 県との交換路線

### (1) 県道で町が除雪する路線（車道）

- |               |       |
|---------------|-------|
| 1. (主)米沢南陽白鷹線 | 1.6km |
| 計             | 1.6km |

### (2) 町道で県が除雪する路線（車道）

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| 1. (404) 程掛線    | 0.2km |
| 2. (405) 黒鴨川前線  | 0.7km |
| 3. (840) 八幡貝生川線 | 0.9km |

計 1.8km（常時）

### (3) 国県道で町が除雪する路線（歩道）

- |            |       |
|------------|-------|
| 1. 国道287号線 | 0.5km |
| 2. 国道348号線 | 0.5km |

## 12. 交通安全対策

(1) 道路除雪を実施するうえで交通安全には万全を期することとし、「除雪作業等に伴う冬期事故防止の注意事項」（別紙）により、事故防止に努める。

(2) 冬期の交通量が極めて少ないと認められる4つの踏切について、通行止めを行う。



○特別豪雪地帯指定市町村  
・豪雪地帯指定市町村

なだれ危険箇所一覽表

市町村名	市町村番号	調査番号	大字	字	土地区分		所有区分		危険箇所把握区分				法的規制等の状況		施工状況 (なだれ防災関係)		危険度等			危険箇所 今回調査するものから除外	備考	
					林地	その他	国有林	民有林	(面積)	実態調査の箇所	実態調査の箇所	治山の調査等	新規追加の箇所	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険区域	山嶽急傾斜地危険区域	砂防指定地	治山			その他
白鷹町	402	1	大瀬	源六沢																		
白鷹町	402	2	大瀬	附樹平	欠番																	
白鷹町	402	3	大瀬	上林	欠番																	
白鷹町	402	4	高岡	古屋敷	○				○	2.32												
白鷹町	402	5	高岡	水林	○				○	32.01												
白鷹町	402	6	黒鴨	川前	○				○	4.49												
白鷹町	402	7	畔藤	東新宿	○				○	6.15												
計		4箇所								44.97												

## 12 危険物施設等関係

### 12-1 町内の危険物施設等

(令和5年3月31日現在)

所在地		名称	種別	備考
蚕 桑 地 区	山口2878-2	(株)ファーストカーゴ	自家給油取扱所 第4類 第2石油類	
	横田尻8150	カントリーエレベーター	地下タンク貯蔵所 第4類 第2石油類	
	山口526-1	陽光学園	地下タンク貯蔵所 第4類 第2石油類	
	横田尻1637	丸川燃料店	一般取扱所 第4類 第2石油類	
	横田尻1450	遠藤商店	一般取扱所 第4類 第2石油類	
	横田尻1367	(株)ニクニ山形工場	屋外タンク貯蔵所 屋内貯蔵庫 第4類 第3石油類 特殊引火物 第1石油類 第2石油類 消防活動阻害物品 アルコール類 硫酸. 硝酸. リン酸. 塩酸 フレーク苛性ソーダ 炉(電気炉)	禁水
	鮎 貝 地 区	鮎貝5820-3	白鷹運送(株)	自家給油取扱所 第4類 第2石油類
鮎貝5783		(株)鈴木工務店	自家給油取扱所 第4類 第1. 第2石油類	
鮎貝2198		(株)マツキ	自家給油取扱所 第4類 第1. 第2石油類	
鮎貝2886-2		花菱縫製(株)白鷹工場	屋外タンク貯蔵所 第4類 第3石油類	
鮎貝 5215 - 274		学校給食協同調理場	地下タンク貯蔵所 第4類 第2石油類	
鮎貝2468-1		今間メリヤス(株)	地下タンク貯蔵所 第4類 第2石油類	
高岡689-1		鮎貝排水機場	地下タンク貯蔵所 第4類 第3石油類	
鮎貝2888-2		マルハニチロ(株) 白鷹工場	地下タンク貯蔵所 第4類 第3石油類	休止中
鮎貝108		白鷹町立西中学校	一般取扱所 第4類 第2石油類	

	鮎貝5215	白鷹町立鮎貝小学校	一般取扱所 第4類 第2石油類	
	鮎貝1041	(有) 迎田商店	給油取扱所 第4類 第1. 第2石油類	
	鮎貝108	白光園	地下タンク貯蔵所 第4類 第2石油類	
荒 砥 地 区	荒砥乙1036	(有) 松下商店	一般取扱所・地下タンク貯蔵庫 第4類 第2. 第4石油類	
	荒砥乙358-1	マイスリー白鷹(株)	給油取扱所 第4類 第1. 第2石油類	
	荒砥甲720-6	(有) カク上山口商店	給油取扱所 第4類 第1. 第2. 第3石油類	
	荒砥甲833	白鷹町複合施設	地下タンク貯蔵所 第4類 第3石油類	
	十王5059-13	医療法人社団聰明会	地下タンク貯蔵所 第4類 第2石油類	
	荒砥乙65	(株)アーレスティ山形	地下タンク貯蔵所 第4類 第3石油類 消防活動阻害物品 炉 (アルミ溶解炉) アルミ粉. アルミインゴット	禁水 禁水
	荒砥甲367	荒砥高等学校	地下タンク貯蔵所 第4類 第3石油類	
	荒砥甲377	白光園	地下タンク貯蔵所 第4類 第3石油類	
	荒砥乙380	日本G T (株)山形工場	地下タンク貯蔵所 第4類 第3石油類	
	荒砥乙726-1	山形おきたま農業協同組 合白鷹支店	地下タンク貯蔵所 第4類 第2石油類	
	荒砥甲1388-1	東北部品(株)山形工場	地下タンク貯蔵所 第4類 第2石油類	
	荒砥甲1383	(株)喜助	地下タンク貯蔵所 第4類 第2石油類	
	荒砥甲535-1	(株)共同企画	地下タンク貯蔵所 第4類 第2石油類	
	佐野原707-1	山形新興(株)	地下タンク貯蔵所 第4類 第3石油類	
	荒砥甲500-1	白鷹町立病院	地下タンク貯蔵所 第4類 第3石油類	
	荒砥乙540	白鷹町立荒砥小学校	一般取扱所 第4類 第2石油類	
十王5687	パレス松風	一般取扱所 第4類 第2石油類		

荒 砥 地 区	荒砥乙851-1	(株)コメリ	一般取扱所 第4類 第2石油類	
	荒砥乙993	ダイサン商店	一般取扱所 第4類 第2石油類	
	下山1178	(株)大森荘	屋内貯蔵所 第4類 第2石油類	
	荒砥駅構内	山形鉄道(株)	第4類 第2石油類	
	十王2639	(株)佐藤燃料店	一般取扱所 第4類 第2石油類 地下タンク貯蔵所 第4類 第2石油類	
鷹 山 地 区	中山1009	高田商店	一般取扱所 第4類 第2石油類	
	白鷹山地内	レーダー雨量計局舎	地下タンク貯蔵所 第4類 第3石油類	
	中山1048	沼沢商店	一般取扱所 第4類 第2石油類	
東 根 地 区	広野3148	(株)JAサービスおきた ま白鷹中央給油所	給油取扱所 一般取扱所 第4類 第1. 第2石油類	

## 13 各種様式

### 13-1 自衛隊災害派遣要請書

		第	号
		年	月
			日
山形県知事	殿	白鷹町長	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。			
1 災害の種類			
2 災害の状況及び派遣を要請する事由			
3 派遣を希望する期間			
4 派遣を希望する区域及び活動内容			
5 派遣先の責任者、連絡先			
6 派遣先への最適経路			
7 参考となるべき事項			

